明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十七年五月七日

○第四十回国会　衆議院会議録追録（一）

議案に関する報告書

〔第十一号参照〕

昭和三十六年度一般会計予算補正（第2号）に関する報告書

一　本予算補正の要旨

一般会計の第二次補正である。

この補正による歳入歳出の増加額は、ともに五百四十八億九千二百万円であり、補正後の予算総額は、歳入歳出ともそれぞれ二兆一千七十三億八千二百万円となる。

歳出増の内容としては、(1)災害対策費三百億三千三百万円、(2)社会保障関係の経費等の過年度分精算不足の補てん六十五億一千万円、(3)医療費改定に伴う、国民健康保険関係等の追加所要経費四十五億五百万円、(4)オリンピックのため、米軍より返還を受ける住宅地区の代替施設の建設費八億八千八百万円、(5)炭鉱離職者の再就職促進のための雇用促進事業団への交付金八千二百万円、(6)所得税等の増収見込に伴う地方交付税の増百二十八億二千五百万円等があり、さらに農業災害補償制度の改正予定時期を一年間延ばしたことによる歳出の減を八千九百万円見込んでいる。

次にこれらの歳出増をまかなう歳入としては、所得税、法人税ほか三税の収入増を計上している。

二　本予算補正の可決理由

本予算補正は、災害対策費その他、年度内に措置を要する経費の増額を内容とするものであるから、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年二月十二日

予算委員長　山村新治郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十六年度特別会計予算補正（特第3号）に関する報告書

一　本予算補正の要旨

本予算補正は、主として一般会計予算補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計ほか三特別会計について所要の補正措置を講ずるものである。

各特別会計予算補正の内容は、次の通りである。

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

一般会計歳入予算の補正に伴う地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金の増加額、それぞれ百二十八億二千五百万円及び一億三千五百万円、計百二十九億六千万円を追加計上している。

2　農業共済再保険特別会計

農業勘定において、三十五年産農作物及び蚕繭共済にかかる掛金国庫負担金の繰入不足相当額十億五千百万円を一般会計から受け入れるとともに、三十六年産農作物及び蚕繭共済にかかる農業共済組合連合会交付金の増加見込額四千三百万円等を追加計上している。また業務勘定においても所要の補正を行なっている。

3　治水特別会計

治水勘定において、地方公共団体が施行する大阪高潮対策事業に要する事業費の一部を補助するために必要な経費五億二千万円を追加計上している。

4　道路整備特別会計

首都圏街路事業費補助について三十八億円の国庫債務負担行為を認めようとするものである。

二　本予算補正の可決理由

本予算補正は、義務的経費等、年度内に予算措置を要する経費に関するものであり、妥当なものと認め可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年二月十二日

予算委員長　山村新治郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第二十五号参照〕

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の主なる改正点は、次のとおりである。

(一)　通商産業省設置法の改正

1　経済協力の重要性にかんがみ、通商産業省の通商経済上の国際協力に関する任務及び権限を明らかにするとともに、経済協力関係事務を強力に推進するため、新たに通商局に経済協力部を設置する。

2　経済協力部の設置に伴い通商局の次長一人を減ずる。

3　輸出振興体制を確立するため、通商局の振興部を輸出振興部に改組する。

4　責任体制を明確化し経営の能率化を図るため、アルコール事業長を廃止し、新たに軽工業局にアルコール事業部を設置する。

5　鉱山保安監督体制を強化するため、札幌及び福岡通商産業局に附置されている鉱山保安監督部を局に昇格する。

6　審議会を左記の通り改廃する。

(1)　行政審議会の答申の趣旨に基づき、工業生産技術審議会は審議事項を化学工業に関するもののみに限ることとし、これを化学工業生産技術審議会に改める。

(2)　鉱業に関する重要事項を調査審議させるため、新たに鉱業審議会を設置し、地下資源開発審議会を廃止する。

(3)　電気関係法令の改正に関する事項のみならず広く電気事業に関する重要事項を調査審議させるため、昭和三十九年三月三十一日まで電気事業審議会を設置し、電気関係法令改正審議会を廃止する。

(4)　設置期間の満了等に伴い鉱業法改正審議会、石炭鉱害対策審議会及び武器生産審議会を廃止する。

7　鉱山保安監督の強化充実、中小企業行政の推進等のため、定員を四九一人増員して次のとおりに改める。

本省　一一、五三二人（新規増三三人、定員化三九四人、計四二七人の増員）

特許庁　一、一六四人（新規増二九人、定員化二〇人、計四九人の増員）

中小企業庁　一五二人（新規増一五人）

合計　一二、八四八人

(二)　工業技術院設置法の改正

1　産業行政と科学技術行政との一体的運営を図るため、通商産業省の所掌する科学技術に関する事項について、工業技術院が総合的施策の立案及び連絡調整を行なうことを明確にする。

2　試験研究所管理の円滑化を図るため、官房及び調整部を統合して、新たに総務部を設置する。

二　議案の可決理由

本案は、通商産業行政の効率的運営を図るため妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三千八百九十一万二千円が、昭和三十七年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月十六日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次の通りである。

1　港湾技術に関する設計、試験、調査、研究及び技術指導等を総合的に行なうため、運輸技術研究所の港湾関係部門を母体とし、これに港湾局調査設計室を統合して港湾技術研究所を本省の附属機関として新設すること。

2　船腹量の増加に伴う海員の需要の増大に対処して、海員の養成を行なうため本省の附属機関として館山市に海員学校を新設すること。

3　運輸大臣の諮問に応じて海運会社の企業基盤の強化のための整備計画について調査審議する海運企業整備計画審議会を本省の附属機関として設置すること。

4　自動車審議会は近くその審議を終了することとなるので、これを廃止するとともに、所要の規定の整理を行なうこと。

5　航空交通管制本部の所在地を埼玉県入間郡武蔵町から東京都北多摩郡久留米町に改めること。

6　気象庁研修所の名称をその教育内容の実態に即するよう気象大学校に改めること。

7　事務の円滑な処理を図るため、定員を一、三三三人増員して次のように改めること。

本省	一四、七七二人
（新規増一一七人、定員外職員の定員化八〇〇人、計九一七人の増員）	
船員労働委員会	五四人
（増減なし）	
捕獲審検再審査委員会	五人
（増減なし）	
海上保安庁	一一、一五五人
（定員外職員の定員化九八人、減員二一人、差引き七七人の増員）	
海難審判庁	二三五人
（新規増一人、定員外職員の定員化一人、計二人の増員）	
気象庁	五、九三三人
（新規増六八人、定員外職員の定員化二六九人、計三三七人の増員）	
計	三二、一五四人

二　議案の可決理由

本案は、運輸行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約九千二百三万七千円が昭和三十七年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月十六日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第四十二号参照〕

道路運送車両法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

自動車検査制度及び自動車損害賠償制度の充実、合理化を図るため、新たに検査標章、保険標章の表示を義務付け、指定自動車整備制度を設けるとともに、損害賠償責任保険の契約の締結の確保の方法を強化しようとするもので主な内容は次の通りである。

(一)　自動車は陸運局長の交付する検査標章を表示せねば、運行の用に供してはならないこと。

(二)　新たに陸運局長の指定する指定自動車整備事業制度を設け、一部の検査を行なわせ整備事業者に保安基準適合証を交付することができること。

(三)　自動車の検査、登録等の処分を行なう場合に、自動車検査証等の有効期間をカバーする保険期間のある保険証明書の提示がないときは、これらの処分を行なわないこと。

(四)　軽自動車に保険期間の終期を表示する保険標章の表示を義務付けること。

二　議案の可決理由

最近における自動車数の増大、自動車事故の激増にかんがみ、自動車の安全を確保し、自動車事故による被害者の保護を一層強化するため、妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

道路運送車両法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、現行車両検査制度において激増する自動車数に対応する要員及び予算の確保がなされていない状況にかんがみ、検査要員の増加、検査設備の充実、検査技術の向上など車検業務の能率化のため、速かに適正な予算措置を講ずべきである。

なお、指定自動車整備事業者制度は、あくまで国の行なう車両検査を補うものであることを確認し、その指定にあたつては、特に厳格な能力認定を行なうこと。

無保険者に対する対策を効果的にするため標章交付事務は運輸大臣の指定する使用者団体にも取扱はしめるよう努めること。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近の首都に対する産業及び人口の過度集中は、首都の機能を著しく低下せしめている。

本案は、かかる実情にかんがみ、既成市街地内における工場、学校等の新増設に対する制限を強化して、首都に対する産業及び人口の集中を抑制することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　工場、学校等の制限施設の基準面積を(1)工場の作業場については、千六百平方メートル以上であつたものを千平方メートル以上に、(2)大学及び高等専門学校の教室については、二千平方メートル以上であつたものを千五百平方メートル以上に(3)各種学校の教室については、千平方メートル以上であつたものを八百平方メートル以上にそれぞれ引き下げ、制限をする。

2　施設の用途変更を行なつて制限施設にする場合及び施設の拡張をしようとする場合には、いずれも許可をうけなければならないものとする。

3　一の地域が工業等制限区域となつた際に、工業等制限区域内に存していた施設の拡張についても、今後は基準面積をこえる場合には、許可をうけなければならないものとする。

ただし、学校については、改正法の施行の日から三年間、また理工科系の大学及び高等専門学校については当分の間、改正法の施行の日における団地の区域内で施設を拡張する場合には、許可を必要としないこととする。

二　議案の可決理由

首都への産業及び人口の過度集中を抑制して、首都の機能を十分に発揮せしめるために適切妥当な措置と認め、本案は、全会一致をもつて原案の通り、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法制定の趣旨にかんがみ、特に左の点に留意すべきである。

1　附則第三項の学校についての経過措置は、その期間を短縮する等、運用に万全を期すること。

2　学校についても、首都圏の地域内に適正配置をはかるよう措置すること。

右決議する。

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近の首都に対する産業及び人口の過度集中は、首都の機能を著しく低下せしめている。

本案は、かかる実情にかんがみ、既成市街地への産業及び人口の集中傾向の緩和と首都圏の地域内の産業及び人口の適正配置を図るため、市街地開発区域内の一定の地域について工業団地造成事業を施行することにより、工業衛星都市の整備の促進を目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　工業団地造成事業は、市街地開発区域に関する整備計画に基づき、一定の条件に該当する土地の区域について、都市計画事業として施行することとし、その施行者は、都県、都県の加入する一部事務組合及び日本住宅公団とする。

2　本事業の円滑な施行を確保するため、測量及び調査のための土地の立入り、障害物の伐除等の権限賦与並びに建築行為等の制限の措置を講ずることとする。

3　本事業施行のため必要のある場合には、施行区域内の土地等について、これを収用することができることとする。

4　造成された敷地の処分は、処分管理計画に基づいて行ない、譲受人は公募することとし、譲受人の決定にあたつては、工業等制限区域から工場分散するものを優先して選考することとする。

その他、譲受人の義務、譲渡所得に対する税の軽減措置等について、所要の規定を設けることとする。

二　議案の可決理由

首都への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正配置を図るために、適切妥当な措置と認め、本案は多数をもつて原案の通り、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法による工業団地造成事業の実施にあたり、土地等を収用する場合には、特に個人の権利並びに私有財産権を不当に侵害することのないよう特段の配慮をなし、被収用者に対しては公正妥当な補償を行なうよう、万全の措置を講ずべきである。

右決議する。

請願に関する報告書〔第四十五号（その一）参照〕

法務委員会

一、請願の要旨及び目的

鹿児島刑務所霧島農場の移管に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡吉松町　議会議長佐藤秀）（池田清志君紹介）（第五〇〇号）及び同（請願者　鹿児島県姶良郡吉松町　長中水千利外一名）（池田清志君紹介）（第三三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡吉松町においては、畜産を主体とする霧島山ろく総合開発事業を進めつつあるが、鹿児島刑務所霧島農場は総合開発の区域内にあり、総合振興開発パイロット地区として最適の条件を具備するとともに、畜産行政の総合的指導普及をはかるため、欠くことのできない位置にあるので、この際同農場を移管されたいというのである。

二、請願の議決理由

国の行政施設は、国民の利便を計るべきものであつて、殊に、地元民の要望は十分尊重すべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

法務委員長　河本　敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島地方法務局鹿屋支局庁舎敷地の買収に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（山中貞則君紹介）（第一九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島地方法務局鹿屋支局は昭和二十八年九月に鹿屋市旧市立病院跡に移転したが、同支局用地は市立病院敷地として市が民間から借地（有償）したもので、現在地主からこの土地の買収方について強力な要請がなされている。しかし鹿屋市は昭和三十一年再建団体の適用を受け、目下財政再建の途上にあつて、このような土地の購入はもちろん、今後の借地料についても負担困難な実情である。ついては、同庁舎敷地はこれを買収されたいというのである。

二、請願の議決理由

法務局支局は国民の権利義務に関する登記事務等を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の生活に重要な関係をもつものであるので、国家財政の許す限りその施設の整備充実を計るべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

法務委員長　河本　敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島地方、家庭裁判所鹿屋支部の甲号昇格に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（山中貞則君紹介）（第一九八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島地方、家庭裁判所鹿屋支部（権限乙号）は、鹿屋、垂水両市と肝付、囎唹（財部町除外）の二郡にわたる広範な区域を管轄しており、取扱事件も相当な数にのぼつているが、支部権限外の事件については、そのつど海をへだてた鹿児島市まで出向しなければならず、地理的に不便な同地方の住民は必然的に宿泊を余儀なくされる場合が非常に多く、時間的、経済的損失は大である。ついては、今回の同支部庁舎の新築完成を機会に甲号支部に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

すべての国家機関は国民のためのものであり、裁判機関といえどもまたその通りであつて、特に地方的なこれらの裁判機関については、地元住民の利便を考慮の上、国家財政の許す限り機構上の対策をたてるべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

法務委員長　河本　敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

印鑑法制定に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

印鑑は、社会生活上必要欠くこ

とのできない重要なものであり、大きな実益を果たしているが、その使用方法によつて各自の人権財産等を左右する事態も生ずることがあり、市町村の窓口事務のうち最も苦心させられるものである。ついては、その取り扱いの厳正を期するため印鑑法の制定を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在、印鑑の届出、証明等の事務は、おおむね、条例をもつて処理されているようであるが、国民の日常生活に重要な役割を果たす印鑑の取扱に厳正を期する上には、何らかの立法措置を必要とするものと思われる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

法務委員長　河本　敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

浦和家庭裁判所庁舎の独立に関する請願（請願者　埼玉県大宮市東町一丁目十八番地埼玉弁護士会長宮坂興静外十三名）（松永東君外四名紹介）（第二七八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

浦和家庭裁判所は制度の上では独立しているものの、実質的には浦和地方裁判所に付属しているような状態で、所長以下裁判官は地方裁判所との兼任で庁舎も地方裁判所の一隅を使用している実情であるが、同裁判所の事件数は全国家庭裁判所中の上位にあり、家事事件は東京に次ぐ第二位、少年事件については第十位である。加えて地理的に東京に近接している関係上、東京都との交流はげしく、家事ならびに少年事件について特異性があり、繁雑な事件が山積している今日、同家庭裁判所を地方裁判所の一部分のような外観のままで放置することは遺憾である。ついては、同家庭裁判所を実質上独立した裁判所にせられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

家庭裁判所は少年事件、家事事件の処理について重要な機能を営んでおり、またその取扱件数も年年増加している実情を考慮するとき、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

法務委員長　河本　敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

東京法務局足立出張所移転反対に関する請願（請願者　東京都足立区本木町二丁目千五百八十九番地足立区町会連合会長青木房吉外百二十五名）（林博君紹介）（第三三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京法務局足立出張所は東京都足立区千住四丁目二十三番地に設置されて、不動産登記に関しては足立区全域と荒川区の一部、商業登記に関しては足立区全域について管轄し区域住民の利便に供しているが、聞くところによると、同出張所は近い将来隣接の葛飾区に移転されるといわれている。しかしながら、足立区は二十三特別区においても屈指の広大な地域を有し、集団住宅、一般住宅ならびに商工業用建築物等の建設も目下急激に進んでおり、これに伴う登記事務も増加している状況にあるので、管轄区域の中心にあつて交通の便もよい同出張所が移転されるなら区域住民の利便に重大な支障をきたすことは明らかである。ついては、東京法務局足立出張所は現在地にそのまま存置されたい、なお移転のやむを得ない場合でも足立区内に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の生活に重要な関係をもつものであるので、庁舎の移転については地元住民の利便を考慮の上、慎重に処置すべきであつて、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

法務委員長　河本　敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

東京法務局江戸川出張所の移転拡張に関する請願（請願者　東京都江戸川区小岩町二丁目三千八百八十四番地笠原光雄外百二十四名）（天野公義君紹介）（第三四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の東京法務局江戸川出張所は、区内でも辺ぴ（鄙）な場所にあるうえ、その登記に必要とする証明書その他の書類を発行する区役所や税務事務所から二キロメートル以上も離れているため、無駄な時間や費用がかかり、交通困難の現在は危険でもあり、またその庁舎は古くて狭く設備は乏しく、一般の公簿閲覧、書類記載の場所も設備もなく、不便はなはだしいものがある。ついては、東京法務局江戸川出張所を江戸川区東小松川四丁目の区役所および税務事務所付近に移転し、庁舎の拡張、設備の充足方を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の生活に重要な関係をもつものであるので、国家財政の許す限りその施設の整備充実を計るべきであるとともに、庁舎の移転については、地元住民の利便を考慮の上慎重に処置すべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

法務委員長　河本　敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

青森地方法務局市野沢出張所存置に関する請願（請願者　青森県三戸郡南郷村長市沢安恵外一名）（三浦一雄君紹介）（第三八三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森地方法務局市野沢出張所が所在する三戸郡南郷村は、同県の南部、岩手県北部との県境に位置する最も交通不便な山間へき村であるゆえ、もし同出張所が廃止されると、かりに八戸市に出るにしても登記事務のごときは二日ないし三日で用が足りることは不可能であり、冬季間は降雪と雪どけ期の泥ねいで交通が止まるのが毎年の例であり、また合併して間もない同村は、新村建設上にも大きな影響を受けることになる。さらに現在の庁舎は、昭和二十七年に倉庫を改造したもので貧弱きわまるものがあるから、目下新庁舎についても計画中であり、出張所名も南郷出張所に改める計画であつて、登記事務についても、農地改革で残されている農地の交換分合、土地改良区画整理、村道・林道の登記事務等山積している状態である。ついては、青森地方法務局市野沢出張所を廃止することなく存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、たんに人員の不足等の理由によつて廃止さるべきでなく、その統・廃合については先ず地元住民の利便を考慮すべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願はこれを議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年六月六日

法務委員長　河本　敏夫

衆議院議長清瀬一郎殿

文教委員会

高等学校増設等に関する請願

（請願者　東京都中央区宝町一丁目八番地森和子）（山中吾郎君紹介）（第四一号）、同（請願者　東京都中央区宝町一丁目八番地高校増設すしづめ解消都民対策協議会船山春子）（櫻内義雄君紹介）（第五一二号）及び同（請願者　東京都文京区高田老松町二十八番地荻野千代子外千一名）（花村四郎君紹介）（第九〇六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年度から四十年度にかけての中学卒業生の急増に伴う未曾有の高校進学の競争激化をさけ、正常な学校教育を確保するため、公立高校増設を中心とした抜本的立法措置を講じ、教育予算を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う生徒収容施設の整備については、国としても、事前において有効かつ強力な諸施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

公立高等学校増設に関する請願

外十一件（請願者　東京都世田谷区梁沢町一丁目三千四百十番地田村喜彦外四千百七十六名）（賀屋興宣君紹介）（第九〇号）、同外三十五件（請願者　東京都世田谷区玉川等々力町一丁目十九番地小清水熹外一万五千九百十八名）（賀屋興宣君外二名紹介）（第二九三号）、同外二十二件（請願者　東京都世田谷区池尻町四百十四番地錦織由王外一万一千七百二十六名）（本島百合子君外二名紹介）（第四七三号）、同外四件（請願者　東京都世田谷区東玉川町百四十六番地川上淳子外千七百四十三名）（本島百合子君外二名紹介）（第五八〇号）及び同外十二件（請願者　東京都世田谷区世田谷二丁目千六十三番地田中勇輔外八千六百八名）（鈴木茂三郎君紹介）（第八二一号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年からつづく高校進学希望者の急増対策については、国においても配慮されているが、この際公立高等学校を増設し、中学浪人を出さないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う高校生徒収容施設の整備については、国としても、事前において有効かつ強力な諸施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

公立小、中学校に事務職員及び養護教諭必置に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一三四号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立小、中学校事務職員設置については、学校教育法に規定されているにもかかわらず、その適用数はきわめてすくないが、末端事務は増加し、教員に本務外の事務負担を余儀なくしている現状にかんがみ、これを各校必置とし、あわせて児童生徒の健康増進をはかるため、養護教諭を必置制とするよう関係法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育諸学校における教育目的を円滑に達成させるため、養護教諭及び事務職員を各学校に配置することは望ましいことであるから、本請願の願意はこれを採り、十分検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

高等学校生徒急増対策に関する請願（請願者　茨城県議会議長鈴木光二）（大高康君紹介）（第一三五号）、同外一件（請願者　東京都中央区宝町一丁目八番地高校増設すしづめ解消都民対策協議会事務局長久笑子外一名）（岡本隆一君紹介）（第二九一号）、同（請願者　東京都世田谷区上北沢一丁目四百二十九番地森本文雄外三百三十一名）（賀屋興宣君紹介）（第四三〇号）、同（請願者　岐阜県可児郡兼山町藤掛英夫外二十七名）（田口誠治君紹介）（第六〇九号）、同外一件（請願者　東京都文京区小日向台町二丁目二十九番地小川政博外五十一名）（原田憲君紹介）（第六五三号）、同外二件（請願者　東京都中央区宝町一丁目八番地高橋尚子外八十二名）（八木徹雄君紹介）（第六五四号）、同外一件（請願者　東京都渋谷区鶯谷二十三番地高校増設すしづめ解消渋谷区民対策協議会比佐多希子外一名）（伊藤郷一君紹介）（第七一二号）、同（請願者　東京都新宿区下落合三丁目千二百十八番地高校増設すしづめ解消新宿区民対策協議会沢井今枝外千名）（加藤勘十君紹介）（第七一三号）、同外一件（請願者　東京都大田区馬込東一丁目千二百九十八番地高校増設すしづめ解消大田区民対策協議会丸山光子外九十一名）（杉山元治郎君紹介）（第七一四号）、同外一件（請願者　東京都世田谷区上北沢二丁目四百五十二番地高校増設すしづめ解消世田谷区民対策協議会須田春枝外九十一名）（高津正道君紹介）（第七一五号）、同外一件（請願者　東京都武蔵野市関前千百七十四番地高校増設すしづめ解消東京十市三郡対策協議会高橋たみ外百五十一名）（前田榮之助君紹介）（第七一六号）、同外一件（請願者　東京都墨田区向島二丁目三番地高校増設すしづめ解消墨田区民対策協議会山本俊子外百九十名）（三木喜夫君紹介）（第七一七号）、同外一件（請願者　東京都文京区小日向台町二丁目二十九番地小川方山下吉一外百三十一名）（山中吾郎君紹介）（第七一八号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第七九三号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第七九四号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第七九五号）、同（請願者　福島県議会議長山口一男）（木村守江君紹介）（第九〇四号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第九七三号）、同（請願者　長野県議会副議長村田歳）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇三八号）、同（請願者　長野県議会議員横前利夫）（中島巌君紹介）（第一一一号）、同外一件（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺五百七十六番地井沢勝子外百三十二名）（鈴木義男君紹介）（第一一四三号）、同（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第一一八六号）、同外一件（請願者　東京都板橋区志村前野町三百七十三番地池田信子外七十名）（村山喜一君紹介）（第一二一四号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三一〇

号、同（請願者　長野県議会議員依田敏治）（井出一太郎君紹介）（第一三七四号）及び同（請願者　東京都新宿区戸塚町一丁目五百四十八番地西浦秀子外七十九名）（濱地文平君紹介）（第二八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年度を頂点とする高等学校生徒の急増対策は各都道府県共通の当面する最大の悩みである。ついては、三十七年度予算編成にあたつては、同対策が円滑に推進されるよう、十分な財政措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う高校生収容施設の整備については、国としても、引続き有効かつ強力な諸施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

図案家の著作権確立に関する請願（請願者　京都市上京区烏丸上立売上ル京都市染織試験場内日本染織図案家連盟委員長林大切外五名）（小川半次君紹介）（第一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

図案に対して世界の大部分の国は著作権の客体として保護を与え、なおその他の法令を付加して図案を保護している。わが国においては、意匠法の客体として保護を与えているといわれるが、図案家は六十有余年の歴史（図案家史）を有しているも、この長期間に一として保護された実例がないのみならず、図案はその性格から著作権によつて保護されるべきものである、ついては、著作権法に図案を加え、図案家の著作権を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国における著作権法のあり方については、時代の進展とともに、国際的の観点からも再検討すべき時期にある。政府は、著作権制度審議会において全面的な検討を加えると聞くが、図案にかかる著作権の確立についても十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

総合制高等学校増設等に関する請願（請願者　京都市上京区室町通下立売下ル室町教育会館内京都高校進学希望者を全員入学させるための高校増設を実現する会長糸井一）（谷口善太郎君紹介）（第一三八号）、同外一件（請願者　京都市左京区浄土寺南田町四十八番地小川エイ子外一名）（岡本隆一君紹介）（第二九二号）、同（請願者　京都市左京区浄土寺上南田町二十六番地上原昭一外百十九名）（柳田秀一君紹介）（第四二九号）、同（請願者　京都市北区紫野上門前町六十五番地安田悦子外五百八十名）（山中吾郎君紹介）（第四六七号）、同外二十一件（請願者　京都市左京区下鴨西高木町十七番地山内喜美子外二百十九名）（戸叶里子君紹介）（第五一三号）、同（請願者　京都市上京区長者町千本西入ル五番町百八十五番地岩井利夫外百九名）（中村三之丞君紹介）（第五一四号）、同（請願者　京都市北区紫竹桃の本町七番地村上忠義外百十七名）（小川半次君紹介）（第五四六号）、同外二件（請願者　京都市左京区下鴨森ケ前町二十八番地方山直次外二十九名）（八木徹雄君紹介）（第六五五号）、同外二件（請願者　京都市北区出雲路松ノ下町八番地藤井喜貞外二十九名）（原田憲君紹介）（第六五六号）、同外三件（請願者　京都市中京区西ノ京右馬寮町二番地舟木八重子外三十九名）（伊藤郷一君紹介）（第七一九号）、同（請願者　京都市下鴨下川原町四十六番地竹内右門外九名）（加藤勘十君紹介）（第七二〇号）、同外二件（請願者　京都市左京区松ケ崎堀町三十七番地山崎銀三外二十九名）（杉山元治郎君紹介）（第七二一号）、同（請願者　京都市上京区今出川堀川東入飛鳥井町小西正之助外六十八名）（田中伊三次君紹介）（第七二二号）、同外二件（請願者　京都市北区平野宮西町三十五番地田村則三外二十七名）（高津正道君紹介）（第七二三号）、同外二件（請願者　京都市左京区下鴨水口町十八番地の五橋本一雄外二十九名）（前田榮之助君紹介）（第七二四号）、同外七件（請願者　京都市左京区下鴨中川原町九十二番地武村正夫外七十九名）（三木喜夫君紹介）（第七二五号）、同外一件（請願者　京都市左京区下鴨東塚本町五十一番地多羅間公雄外十九名）（山中吾郎君紹介）（第七二六号）、同外一件（請願者　京都市左京区下鴨松原町三十二番地西田七三外十九名）（花村四郎君紹介）（第九〇五号）、同（請願者　京都市北区紫野北舟岡町七番地片桐治子外二百二十九名）（坪野米男君紹介）（第一〇五九号）、同外一件（請願者　京都市左京区下鴨西高木町三十一番地関平吉外十九名）（井伊誠一君紹介）（第一一四一号）、同外六件（請願者　京都市左京区下鴨松原町二十八番地の九森下庄次郎外六十九名）（鈴木義男君紹介）（第一一四二号）、同外五件（請願者　京都市北区紫野高縄町十一番地北村照子外百十九名）（村山喜一君紹介）（第一二一五号）及び同（請願者　京都市中京区西ノ京両町四丁目三番地竹松民治郎外二百八十九名）（坪野米男君紹介）（第一二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高校教育本来の立場から、高校進学希望者全員の入学の実現を期し、昭和三十八年度の中学校卒業者激増の時期をめざし、総合制高校を抜本的に増設するよう、立法措置その他あるゆる方法を国の責任において早急に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う生徒収容施設の整備については、国としても、事前において有効適切な施策に関し、一層検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

小、中学校の教科書無償配布に関する請願外二十六件（請願者　山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻佐藤彰宏外三百三十六名）（牧野寛索君紹介）（第一三九号）、同外三件（請願者　山形県西置賜郡白鷹町大字高玉三千九百八十六番地佐藤為仲外三百六十一名）（牧野寛索君紹介）（第四六六号）、同外三件（請願者　山形県西村山郡朝日町字大谷字大暮山阿部貞治外二千百二十一名）（牧野寛索君紹介）（第五七九号）、同外三件（請願者　山形県西村山郡朝日町大字三中丙五十六番地若月繁外千七十四名）（牧野寛索君紹介）（第六一一号）、同外一件（請願者　山形県寒河江市平塩五番地古川憲太郎外千三百七十五名）（牧野寛索君紹介）（第六五二号）、同外四件（請願者　山形県寒河江市字慈恩寺六十一番地秋場正雄外八千六百九十八名）（牧野寛索君紹介）（第九〇七号）、同外六件（請願者　山形県西村山郡河北町西里千九百二十番地の四須藤務外三千百九十四名）（牧野寛索君紹介）（第九五五号）、同外一件（請願者　山形県西村

山郡河北町西里千四百五十番地伊藤長助外八百四十五名）（牧野寛索君紹介）（第九九三号）、同外六件（請願者　山形県寒河江市大字寒河江町江口広吉外一万六千百二十九名）（牧野寛索君紹介）（第一〇二九号）、同外十四件（請願者　山形県上ノ山市下生居尾形誠二外二百一名）（牧野寛索君紹介）（第一三五一号）、同外十二件（請願者　山形県米沢市北谷地小路六十一番地佐々木忠雄外百六十六名）（牧野寛索君紹介）（第一七四一号）、同外四件（請願者　山形県西置賜郡小国町足野水佐藤興太外二十六名）（牧野寛索君紹介）（第一八四一号）、同外八件（請願者　山形県西置賜郡飯豊町椿後藤浩子外百四十名）（牧野寛索君紹介）（第二〇四六号）、同外二十件（請願者　山形県長井市五十川三千九百六十番地安達忠吉外四百三十名）（牧野寛索君紹介）（第二二四九号）、同外四十三件（請願者　山形県米沢市大字長手七百二十六番地島　軒智恵子外五百四十名）（牧野寛索君紹介）（第二六九〇号）、同外五件（請願者　山形県西置賜郡小国町大字種沢五百四十八番地野本新作外七十二名）（牧野寛索君紹介）（第三三一一号）及び同外三十二件（請願者　山形県西置賜郡飯豊町大字上原二百五十七番地田中小十郎外四百八十四名）（牧野寛索君紹介）（第三四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小、中学校の教科書を無償配布するより措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本国会において、すでに「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」が成立し、これを無償とする具体的措置については、別に法律等で定めることになつている。政府は、すみやかに、当該調査会の答申をまつて所要の措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

学校建築費国庫補助単価の引上げに関する請願（請願者　福島県町村議会議長会長石田真宗）（吉村吉雄君紹介）（第四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の学校建築標準単価は、木造三万二千五百円、鉄骨四万七千八百円、鉄筋六万一千四百円という低い単価となつているが、最近の物価騰貴等により建築資材は四ないし五割の値上りを示している実情にある。ついては、早急に標準単価の引き上げをはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校施設の整備を促進するため、国が負担する工事費の坪当たり建築単価は、最近における建築資材等の価格変動にかんがみ、実情に副うよう、これが引上げについて特に考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

公立高等学校の増設等に関する請願（請願者　東京都千代田区神田一ツ橋高校全員入学問題全国協議会羽仁説子外九名）（山中吾郎君紹介）（第四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高校進学希望者の増加、特に昭和三十八年から四十年度にかけての中学校卒業生の急増により、予想される高校進学競争激化とそのしわよせをうける義務教育のゆがみを除去するため、一地域に一高校をつくる小学区制を実施する見地にたつた公立高校の増設、義務教育の無償、すしづめ解消のための抜本的立法措置を講じ、教育予算を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う対策及び義務教育の整備充実については、さらに有効適切な施策を推進するため、十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

学校給食用小麦粉の国庫補助継続に関する請願（請願者　名古屋市立井戸田小学校ＰＴＡ加藤新六外千七百七十五名）（江崎真澄君紹介）（第五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育活動の一環として実施されている学校給食は、現在学校給食用小麦粉については一食当り一円の補助金が食糧管理特別会計に繰り入れられて、学校給食の普及推進、パンの低価格と安定に大きな役割を果たしているが、来年度からはこの小麦粉補助金が打ち切られるといわれており、かくては今後の学校給食の運営は著しく困難になると思われる。ついては、学校給食の普及発展と児童生徒の心身の健全な発達を期するため同小麦粉の国庫補助を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食は、教育上、国民体位向上などの観点からきわめて重要であるから、これが普及充実をはかるとともに、学校給食用小麦粉に対する国庫補助については、将来とも継続するよう特に留意する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

高等学校生徒急増対策及び公立義務教育諸学校の施設整備等に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（大村清一君紹介）（第五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高等学校生徒急増対策ならびに公立義務教育諸学校の施設整備のため、次記事項の昭和三十七年度文教予算の大幅計上を措置されたいというのである。一高等学校の生徒急増対策として新設高等学校および既存学校の生徒増に伴う新増築費を補助対象とする臨時措置法を制定するとともに、その地方負担額に対しては、全額起債を認めること、㈡高等学校の新増設に伴い、増員を必要とする教職員、特に科学技術関係教職員の確保をはかり、これが所要の財源措置を講ずること、㈢義務教育諸学校施設について、半額国庫負担制度を確立するとともに次の諸項目による内容の充実をはかること、(1)小中学校の理科教育振興のための特別教室等の整備、(2)学校統合計画に即応する校舎等の整備、(3)累年の災害に備え危険建物改築等の促進、(4)小、中学校の屋内運動場の完備、等。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う対策及び公立義務教育諸学校の施設整備は、文教上当面する重要課題である。政府がこの問題について強力に万全の諸施策を講ずる

より求めている本請願の趣旨は、もとよりこれをとるべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に関する請願（請願者　長野県議会議長田　輝男）（中澤茂一君紹介）（第七九六号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第七九七号）、同（請願者　長野県議会議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第七九八号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第九七五号）、同（請願者　長野県議会副議長村田巌）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇四〇号）、同（請願者　長野県議会議員横　前利夫）（中島巌君紹介）（第一一一三号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三一二号）及び同（請願者　長野県議会議員佐藤武久）（井出一太郎君紹介）（第一三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十七年度以降、全国小学校および中学校の児童、生徒数は、年をおつて激減の傾向にあり、長野県においても、昭和三十六年度の小学校、中学校の児童、生徒数三十八万一千六百九十八人が、昭和三十四年には二十七万六千八百六十三人（推定）と約十万人の減少をみることになつており、これにともなつて、相当数の余剰教員を生ずることが予想される。したがつて、現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の示す学級定員五十人と教員配当の計算方法をもつてしては、経験豊富にして有為な多数の教職員を職場から去らしめなければならない事態を生ずるおそれがある。ついては、現行の法律を改正して、学級最高定員の引き下げと教員配当基準の引き上げを行ない、児童、生徒の一人一人にきめ細かな適切な指導を加え、国民の知識水準の向上をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育水準の向上をはかるため、これが学級編制及び教職員定数の改善に関し、生徒児童数の推移に即応して有効適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

へき地手当指定の期限延長に関する請願（請願者　愛知県北設楽郡東栄町三輪態谷鈴之介外四百四十一名）（上村千一郎君外一名紹介）（第九八七号）及び同外八十件（請願者　愛知県知多郡南知多町大井丘の上十八番地中川員吉外三千四百二十七名）（加藤清二君紹介）（第二六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十四年に行なわれたへき地手当指定地域の改訂にあたり、暫定的な指定を受けた地域については、改訂の際三年間の期限付き指定とされ、以後、十分な調査などもされず、一方的に指定期限が打ち切られようとしているので、へき地手当一級、属地、属人指定地域の手当を三十七年度以降も現行のまま引き続き支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地教育を振興させるためには、政府は、これら地域における教職員の待遇改善等について、さらに抜本的な措置を講ずる必要があるが、暫定地域におけるへき地手当について、将来も継続してその支給を受けられるよう十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

学校教育法第二十八条の改正に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町立芝山小学校教頭吉田和一郎）（坂田道太君紹介）（第一三五〇号）及び同（請願者　東京都中央区日本橋兜町坂本小学校教頭田中武臣）（臼井莊一君紹介）（第一九〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校教育法第二十八条には、教頭の身分は「教諭」として取り扱われ「児童の教育を掌る」ことが職責となつているが、学校教育法施行規則第二十二条の二では「校長を補佐し、校務を整理する」と管理職の立場にある。このように法的に見て教頭の大切な身分や職責上に根本的な複雑さと矛盾が包含されているために、教頭は給与上の管理職であつても、行政上の管理職としてはなはだ不備な点があり、校内組織上の単なる位置づけに過ぎないとかいわれ教頭の立場や地位を弱体化し、職務遂行上大きな障害となつている。ついては、学校教育法第二十八条を改正して校長、教頭、教諭の三職階制とし、教頭の職務と権限を明確にされ、近代的学校運営上必要である適正な人事管理による能率化と責任制を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校運営上、教頭の地位を確立するための立法措置に関し、検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

高等学校教育振興に関する請願（請願者　盛岡市上田東上台岩手県立盛岡第一高等学校ＰＴＡ会長池野権治外百五十七名）（志賀健次郎君紹介）（第一四九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高等学校教育は、日々進展しているが、本年度末より始まる中学卒業生激増に伴う高校急増対策や高校教職員定数法制定に伴う定員確保等の問題を中心に、幾多の緊急解決を要する問題が山積している。国家社会の進歩発展を裏付けるのは教育振興であり、特に後期中等教育の充実整備にまつところが大きいので、三十七年度予算編成に当つては次記事項を考慮されたいというのである。㈠高校急増対策について、(1)国および地方公共団体を通じて、必要な財政措置の確立、(2)すしづめ授業や特別教室等の流用禁止、(3)必要教職員の確保、㈡教職員の定員について、(1)高校教職員定数法に基づく教職員の百パーセント配置、(2)非常勤講師の確保、等、㈢勤労青少年教育振興について、(1)定通教育の施設の充実、(2)勤労学徒の保健、育英事業の強化、(3)分校校舎、教員住宅建築の促進、等㈣ＰＴＡ費等による公費負担の一部除軽減について、(1)教育費の公費負担の原則確立、(2)学校旅費、需要費等の公費負担増額、等。

二、請願の議決理由

後期中等教育の充実整備は、世界主要国における趨勢である。政府は、わが国高等学校教育の振興策について、特段の検討を加える必要があり、本請願が指摘している諸方策については、その実現につき、考慮を払うべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議

院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

高等学校の理科教育振興に関する請願（請願者　鹿児島市上ノ園町四百七十番地鹿児島県高等学校協会理事長野村憲一郎外一名）（池田清志君紹介）（第一八四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

理科教育振興法の実施以来、八年を経過した今日においても、理科教育設備の最低基準への到達はほど遠いものがあり、またこれの指導に当たる教員の資質の向上は緊急を要するにもかかわらず、十分な施策が講ぜられていないので、昭和三十八年度の高等学校生徒急増対策と並行して、高等学校の理科教育振興に関し、次の事項を措置されたいというのである。

(一)理科教育振興法に基づく補助金の増額、(二)理科教育に必要な施設の急速整備、(三)科学の急速な進歩に対応するための教員の現地教育、(四)理科助手の一校当たり二人以上の必置、(五)数学科関係の教具、教材充実に要する経費の補助増額。

二、請願の議決理由

高等学校における理科教育の施設、設備は産業教育のそれに比し、遙かに遅れている。理数科教育の充実振興をはかるための十分な財政措置等に関し、特に考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

スポーツ振興法関係予算の確保に関する請願（請願者　鹿児島市山下町県庁保健体育課長稲田敏文外一名）（池田清志君紹介）（第一九〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

スポーツ振興法制定の趣旨に基づき、かつオリンピック大会をひかえての国民的関心に即応して、この際スポーツの画期的振興をはかるため、昭和三十七年度において、次の予算措置を講じられたいというのである。(一)公私立学校のプール等の整備費として、六億円、(二)一般の体育館、プール、運動場等の整備費として、八億三千万円、(三)スポーツ教室の育成費として、一億四千万円およびスポーツテストの奨励費として、二千万円、(四)スポーツ団体の育成費として、四千万円、(五)スポーツ振興法実施に伴う地方財政措置の確保（スポーツ振興審議会および体育指導委員関係経費）のため、四億円。

二、請願の議決理由

スポーツの健全な普及発達をはかるための振興法制定の趣旨を十分具現できるよう、これが財政措置について考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

高等学校生徒急増に伴う校舎の建築費に関する請願（請願者　大津市上堅田町滋賀県公立高校PTA連合会長吉住岩蔵）（宇野宗佑君紹介）（第二七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高校急増対策建物の新・増改築に要する費用は、国庫補助の増額や起債のわくの拡大なくしては、とうてい貧困な地方財政の負担し得ないところである。ついては、国の補助率を現行の三分の一から二分の一に引き上げるとともに、基準単価を大幅に増額するなど、地元負担を軽減するための適切な措置を講じられたい。なお、私立高等学校の場合においても、時宜に適した施策を配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う生徒収容施設の整備については、国としても、公私の別なく、事前において有効適切な諸施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決し、なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

養護教諭必置に関する請願外一件（請願者　長野県松本市蟻ケ崎西三百二十一番地松森寿美子外千三百三十七名）（小林信一君紹介）（第二七四二号）、同（請願者　埼玉県鴻巣市相生町二千五百十八番地原口芳枝外三百四十名）（坂田道太君紹介）（第三二三九号）、同（請願者　京都府舞鶴市字白杉峯下貞子外三百九十二名）（川俣清音君紹介）（第三五六四号）及び同外二十三件（請願者　愛知県新城市橋向二十九番地の一鈴木孝英外一万二千四百九十名）（山中吾郎君紹介）（第三八四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

養護教諭を一校に一名配置することについては、地方財政の窮迫、学校教育法設置条項の曲解、さらに教職員定数の基準により小規模学校における生徒ならびに教職員は、健康管理の恩恵に浴さない実情にある。またかかる定数基準から養護教諭が数校を兼務する実情を呈し、さらには教員定数の不足から授業を受け持つという状況にあり、養護教諭は仕事の重要性を痛感しながら、その実施にあたり非常な困難と負担を感じ生徒の健康さえ危ぶまれる現状にあり、憂慮にたえない。ついては、学校教育法第百三条但し書きを削除するとともに、第五十条を改正し、義務制諸学校および高等学校に養護教諭を必置とされるとともに、その後の予算措置についても特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

学校保健の重要性と養護教諭の配置状況とにかんがみ、これが配置の合理的な施策について、十分検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

教育予算に関する請願（請願者　福島県郡山市南町山田トメ外百七十三名）（田邊誠君紹介）（第二八〇〇号）、同外六件（請願者　福島市黒岩字仲沖三十六番地の二高野三知子外五十三名）（中嶋英夫君紹介）（第三五六五号）、同（請願者　福島県郡山市深沢六十二番地横山満夫外千六百七十一名）（長谷川保君紹介）（第三六八三号）、同外二百五十七件（請願者　大分県宇佐郡長洲町沖ノ須河野幸子外四千百四十一名）（井岡大治君紹介）（第三九七一号）、同（請願者　福島県田村郡三春町栗林六番地金子梅代外七名）（栗林三郎君紹介）（第三九七二号）、同外五件（請願者　仙台市北山町二百七十五番地の三十六渡辺シン外七百三十七名）（吉村吉雄君紹介）（第四〇一八号）、同（請願者　福島県石城郡四倉町字玉山菅文子外三百六十名）（二宮武夫君紹介）（第四〇六三号）及び同外五十一件（請願者　福島県西白河郡矢吹町小山十二番地安藤静外五百十九名）（山口丈太郎君紹介）（第四一〇

四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育予算に関し、次記事項を措置されたいというのである。（一）義務教育を無償にするための予算措置を講じること、（二）すしづめ解消のための予算措置を講じること、（三）高校に全員入学できるよう予算措置を講じること。

二、請願の議決理由

義務教育の無償、すしづめ解消のための教育財政確立に関する本請願の趣旨は、教育の充実、向上を期するため考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

学校図書館法の一部改正に関する請願（請願者　新潟市関屋下川原町新潟県立新潟高等学校長阿部藤策外二千名）（松井誠君紹介）（第三四八六号）、同（請願者　新潟県中魚沼郡津南町大字中深見河原猛外九百八十七名）（田中彰治君紹介）（第三五一九号）、同（請願者　新潟市関屋大川前二百七十八番地川上恒外五百二十一名）（小沢辰男君紹介）（第三六八一号）、同（請願者　新潟県柏崎市新花町市営住宅小宮越市外千五十六名）（大野市郎君紹介）（第三六八二号）、同（請願者　新潟県十日町市神明町内田完一外二千名）（猪俣浩三君紹介）（第三九七五号）、同外四件請願者　甲府市塩部町千四百八十八番地荻原信明外九千百二十四名）（小林信一君紹介）（第三九七六号）、同（請願者　新潟県糸魚川市一の宮九百六十六番地の四内山義夫外五百六十九名）（小林進君紹介）（第四〇一七号）及び同（請願者　新潟県北蒲原郡中条町日の出町堀一彦外二千名）（井伊誠一君紹介）（第四三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校図書館は学童の学習活動と、人間形成に大きな使命をもつているにもかかわらず、今日まで運営する人員を一人も配置しないで、その重要性を認識する教師と、PTA雇用の事務職員にまかされていることは、学校図書館の伸展上遺憾であるばかりでなく、学校図書館を担当している教師は激務に耐えかねており、全国九千名にのぼるPTA雇用の事務職員は身分上の不安定におののいている。ついては、司書教諭を即時発令するとともに、学校司書の制度を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校図書館の充実振興をはかるため、司書教諭の確保及び学校図書館の司書の身分安定について考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

高等学校生徒急増対策及び義務教育無償等に関する請願（請願者　和歌山市平井五百三十九番地玉井竹視外二百四十一名）（長谷川保君紹介）（第三七四七号）、同（請願者　広島県呉市西城町百九十六番地竹広茂子外七百五十二名）（高津正道君紹介）（第三八四五号）、同（請願者　東京都大田区大森六丁目石井忠次外七百三十一名）（岡田春夫君紹介）（第三九七三号）、同（請願者　長野県小諸市足柄町高野千尋外二千七百六十五名）（下平正一君紹介）（第三九七四号）、同（請願者　富山県下新川郡朝日町通下竹中ゆき外三千九百九十九名）（西村力弥君紹介）（第四〇六四号）、同外十件（請願者　福岡県八女市大字蒲原猪口スエ子外二千六百八十八名）（広瀬秀吉君紹介）（第四〇六五号）、同（請願者　富山県下新川郡朝日町泊鈴見英一外二千三百四十二名）（村山喜一君紹介）（第四一九六号）及び同（請願者　埼玉県越谷市越谷八百番地佐藤安美外四十七名）（森島守人君紹介）（第四一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次の事項を実現されたいというのである。（一）高校進学希望者が全員入学できるよう高校の施設、設備の国庫負担を大幅に増加すること、（二）定時制高校を充実して、働く青年に就学の機会を与えること、（三）奨学資金制度を完備し、だれでも高校へ入れるようにすること、（四）人事、財政面の学校差をなくし、学区制、男女共学、総合制を確保するよう教育行政を確立すること、（五）教科書値上げをやめ、ただちに義務教育諸学校の教科書無償配布を実施すること、（六）給食費の値上げをやめ、学校給食の実施を高校まで拡げ、完全給食ができるよう国庫負担で保障すること、（七）すし詰め学級を解消し、教職員の定数を大幅に増加すること、（八）いかなる名目のPTAの負担もないよう法律で禁止するとともに、憲法や教育基本法に明示された教育が実施されるよう、行政財政上の措置をすること。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う対策及び義務教育諸学校の教科書無償配布について、さらに十分適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

特殊教育振興に関する請願外六件（請願者　仙台市長町越路十六番地山本方日野貞子外一万二千百六十九名）（山中吾郎君紹介）（第三八四七号）及び同外二件（請願者　新潟県西蒲原郡西川町笠井俊介外四千二百十九名）（三木喜夫君紹介）（第三八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

精神薄弱児、し体不自由児および虚弱児等の特殊教育振興のため次記事項の実現を措置されたいというのである。（一）各都道府県に一校以上の養護学校を、特に精神薄弱児については各市町村に小中学校各一学級以上の特殊学級を義務設置すること、（二）盲、ろう（聾）養護学校ごとに幼稚部、小学部、中学部、高等部（専攻科を含む）と一貫した学級編成ならびに教職員定数法を制定するとともに給与費、教材費、施設設備費等に対する国庫補助を幼稚部、高等部へ拡充すること、（三）盲、ろう、養護学校への就学奨励に関する法律を改正して、幼稚部および専攻科への完全適用をはかること、（四）盲、ろう、養護学校および特殊学級担当教員および寮母の養成機関を整備拡充するとともに、待遇改善のため調整額十二パーセントを支給すること。

二、請願の議決理由

特殊教育の現状にかんがみ、これが振興をはかるため、盲、ろう、養護学校の幼、小、中、高等部並びに義務教育諸学校における特殊学級の充実整備に関し、適切な各種の措置を講ずることを要請している本請願の趣旨はもとより妥当であるから、政府はその理想に向つて努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

幼稚園教育振興に関する請願（請願者　岡山県上道郡上道町中尾八百十五番地三宅努外三千三百三十二名）（臼井荘一君紹介）（第四一二五八号）、同（請願者

岡山県邑久郡邑久町上笠加百九十六番地石黒琢麿外二千五百七十五名）（大村清一君紹介）（第四二五九号）、同（請願者　岡山県児島市下津井三百六十四番地木下勝智外二千二百四十九名）（坂田道太君紹介）（第四二六〇号）、同（請願者　岡山市倉益六十八番地大森朝一外二千三百十六名）（櫻内義雄君紹介）（第四二六一号）、同（請願者　岡山県津山市堀坂千五十番地岡本光純外三千四百八十三名）（竹下登君紹介）（第四二六二号）及び同（請願者　岡山県西大寺市西大寺三百八十四番地の三岡島邦行外二千四百三十八名）（中村庸一郎君紹介）（第四二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

幼児教育の必要性が一般に認識され、幼児を持つ父母の認識は今や義務制に近いほど入園を希望し、ほとんどが幼児施設（幼稚園あるいは保育園）に通園する現状になりつつあるが、これらの幼稚園の運営は市町村財政とＰＴＡ会費などの父母負担でまかなわれ、そのうちの七十七パーセントが教員給与に充当され、残りが施設設備費にあてられるため、設置基準にさえほとんど到達していない現状であり、また幼稚園に勤務する教員の給与は同一学歴、同一勤務年数でも二千円から五千円の差があり身分・生活も非常に不安定な状態にある。ついては、これらの問題を解決するため、次記事項について措置されたいというのである。（一）幼稚園教員の給与を国庫負担にするための法的措置を講ずること、（二）施設の増設、老朽危険園舎を解消する予算を増額すること、（三）幼稚園の設置基準の引き上げとその完全実施のための予算を増額すること。

二、請願の議決理由

幼稚園教育の振興をはかるため、これが施設の拡充整備に要する財政措置及び教職員の待遇改善について努力すべきは当然であつて、政府は本請願の趣旨につき十分研究する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育用教科書の現行供給機構維持に関する請願（請願者　鹿児島市東千石町五十一番地　坂口松江）（宇田國榮君紹介）（第四四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教科書の供給は一般出版物とは異なり、単に売れるだけ売ればよいというものではなく、需要者に一冊の不足もなく、一定の時期までにどのような辺地にもすみやかに供給しなければならぬという義務を負う特別の販売形態であり、したがつて供給の業務は相当広範で複雑な業務内容（児童生徒数の把握、教科書の正確な需要数の決定、供給時および供給時以降の過不足需給の調節、風水害等災害時の敏速な補給処置等）を持つているが、これらの業務は、貴重な体験によつて整備された現行供給機構の機能によつてのみなしうるものである。ついては、義務教育用教科書の無償給与の実施に際しては、現行供給機構の機能をそのまま活用され、全国供給業者の生活を脅かすことがないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本国会において、すでに「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」が成立し、これを無償とする具体的措置については、新設の関係調査会の答申をまつて、別に法律等で定めることになつているが、教科書供給業務の重要性と特殊性とにかんがみ、歴史的に貴重な体験を経て整備された現行供給機構の活用について十分な考慮を払う必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月二十七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

商工委員会

通産行政における部落解放政策樹立に関する請願（請願者　奈良県御所市幸町丸山絹次郎外二千百九十一名）（志賀義雄君紹介）（第九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国に散在する六千部落三百万のいわゆる部落民は、封建的身分差別のため民主主義の今日、なお就学、就職、居住、結婚等社会上の自由も完全に保障されず、多数の慢性的失業者と不就学児童をかかえ現代社会の最底辺の生活を余儀なくされているが、すでに第二十八回国会において部落解放に関する請願を採択しながらいまだ部落対策についてまつたく遅々とした態度をとつているのは遺憾である。ついては、部落解放の一政策として部落内の中小商工業に対して次記対策をすみやかに講じられたいというのである。（一）技術、設備改良の指導とその助成、特に中小皮革産業に対する設備の近代化を促進するための十分な補助金支出、（二）協同組合化の促進と協同施設に対する助成、（三）事業資金の長期貸付と利子の補給、（四）勤労零細企業に対する保護助成。

二、請願の議決理由

いわゆる部落民に対するいわれなき身分差別は、文化国家、福祉国家として恥ずべき現象である。この見地から、通産行政特に中小企業対策においても早急に部落解放施策を樹立し、実行すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業業種別振興臨時措置法に基づく指定業種の振興資金設置等に関する請願（請願者　東京都千代田区三年町一番地三年町ビル内全国石油工業協同組合理事長林延行）（始関伊平君紹介）（第三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業界の不況打開と安定振興に寄与するため、中小企業業種別振興臨時措置法に基づく、指定業種の振興資金を設置し、これに三百億円を繰り入れ、かつ業種別実態調査費を大幅に増額し、改善事項は最優先的に実施するとともに、指定業種の長期大口資金を対象とする低利の設備近代化保険を新設し、中小企業信用保険公庫の直接扱いによりこれを実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業は、その業種、業態によつてきわめて複雑な実態を呈しており、これを正確に把握し、それぞれに応じた対策を進めるためには、政府の特段の予算的措置及び財政投融資措置を必要とすると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

公共料金等諸物価値上げ阻止に関する請願外八十九件（請願者　兵庫県朝来郡生野町新町秋山哲雄外千七百八十一名）（五島虎雄君紹介）（第八三〇号）、同外五十二件（請願者　兵庫県朝来郡生野町扇山恵美つぎえ外千二十六名）（五島虎雄君紹介）（第九六五号）、同外三十四件（請願者　神戸市灘区中原通六丁目二番地深井留吉外九百五十一名）（五島虎雄君紹介）（第九九五号）

及び同外八十一件（請願者　神戸市兵庫区上沢通二丁目四の一番地神戸合同労働組合坂口時雄外千二百七十七名）（加藤清二君紹介）（第四一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年以来、諸物価の値上りははなはだしいが、池田内閣は「公共料金の値上げはしない」と言明していたにもかかわらず、四月に国鉄運賃、六月に郵便料金、つづいて全国的に市電、市バス等の値上げをしている。さらに私鉄運賃の十五パーセント程度値上げを決めようとしており、国民の生活の不安は日に日に増大している。これら独占物価の値上げは他の消費者物価に影響を及ぼすことは明らかである。ついては、次記要項について国民生活を守るため適切な措置を講じられたいというのである。

（一）私鉄、市電、市バス、水道等の公共料金の値上げを阻止すること、（二）独占禁止法を強化し、消費者保護立法を強化すること、（三）その他諸物価値上げを阻止するための措置を講ずること。

二、請願の議決理由

最近諸物価の値上りは相当なものがあり、これが国民生活に大いなる影響を及ぼしつつある現状にかんがみ、公共料金その他諸物価の値上り防止等の措置を講じ、もつて国民生活の安定を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

小規模事業対策予算増額に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第九三〇号）、同（請願者　新潟県議会議長佐伯利作）（田中彰治君紹介）（第九三一号）及び同（請願者　滋賀県議会議長奥村悦造）（草野一郎平君紹介）（第九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十五年五月「商工会の組織等に関する法律」が制定され、小規模事業対策費が予算に計上されて部部零細小規模事業者の組織化、ならびに体質改善に対する画期的措置が実現した。その後商工会の組織化はきわめて順調に進行し、その指導もまた大きな効果を上げつつあるが、予算不足から普及員の人員、待遇その他いまだ十分とはいえない状況にあると思量される。ついては、昭和三十七年度の予算の編成に当たり、同法の目的である指導効果を最大限に発揮するため、小規模事業対策費の大幅増額を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の中における二重構造、すなわち、中規模と小規模との間の経済格差を解消することは、今後の中小企業対策の重点である。従つて、小規模事業者の地位を引き上げるために、国庫資金を大幅に投入してこれを推進する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

天然ガス及び石油資源開発に関する請願（請願者　新潟県議会議長佐伯利作）（田中彰治君紹介）（第一一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十六年三月をもつて計画を終了した石油資源開発五箇年計画は、石油資源の探鉱開発に所期以上の成果をあげたので、この第一次計画に引き続き、わが国におけるエネルギー総合対策上の位置づけをし、天然ガスの開発を含めた第二次五箇年計画を樹立し、天然ガスおよび石油資源開発を計画的に行なうならば、外貨負担の節減、地方産業の開発振興に寄与するなど産業政策、国民経済上きわめて重要な効果を期待することができるので、次記事項につき措置されたいというのである。（一）天然ガスおよび石油資源開発第二次五箇年計画を樹立し、国家機関による組織的探鉱活動を実施すること、（二）石油鉱業総合育成政策を早急に確立すること。

二、請願の議決理由

エネルギー消費構造の変事に伴い、国内産のエネルギー源の地位はわが国経済界においてすこぶる重要なものとなつてきている。よつて、天然ガス及び石油資源の安定的供給を図ることは目下の急務である。かかる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

電話加入権質による零細企業者育成資金として商工組合中央金庫等に特別融資わく設定の請願（請願者　宮崎市橘通三丁目（古賀ビル内）宮崎県電話加入者事業協同組合理事長古賀作）（相川勝六君紹介）（第一一八九号）、同（請願者　大津市白玉町四十番地滋賀県電話加入者事業協同組合沢幸吉）（宇野宗佑君紹介）（第一一九〇号）、同（請願者　名古屋市中村区花車町三丁目二十一番地愛知県電話加入者事業協同組合理事長安井芳太郎外六十名）（横山利秋君紹介）（第一四一九号）、同（請願者　和歌山市下ノ町十三番地花園谷博）（坊秀男君紹介）（第一七〇五号）、同（請願者　京都市下京区大宮通松原下ル五条町三百八十六番地京都府電話加入者事業協同組合理事吉田繁三郎外一名）（小川半次君紹介）（第一七四九号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通三丁目五十二番地兵庫県電話加入者事業協同組合理事長大熊太三郎）（首藤新八君紹介）（第一八五一号）、同（請願者　富山県高岡市本町二丁目九十二番地富山県電話加入者協同組合理事長松田太郎蔵）（正力松太郎君紹介）（第一九一六号）、同外一件（請願者　名古屋市中村区荒輪井町一丁目七十三番地名倉真次外六十一名）（辻寛一君紹介）（第一九六四号）、同（請願者　東京都千代田区神田西福田町三番地全国電話加入者事業協同組合連合会代表理事波多野義熊）（海部俊樹君紹介）（第二一七四号）、同（請願者　名古屋市千種区堀割町一丁目八番地小松茂外百十九名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二一七五号）、同（請願者　名古屋市中川区運河通三丁目三十二番地谷崎清繁外百八名）（丹羽兵助君紹介）（第二一七四号）、同外十六件（請願者　名古屋市東区坂上町三十七番地横山利夫外十六名）（有馬輝武君紹介）（第三三九四号）、同外十一件（請願者　愛知県尾西市起東茜屋五十七番地林順次外十一名）（芳賀貢君紹介）（第三三九五号）、同外十四件（請願者　名古屋市中川区西日置町三丁目三番地奥野真作外十四名）（堀昌雄君紹介）（第三三九六号）及び同外四十件（請願者　名古屋市北区杉栄町三丁目七十一番地滝本俊一外四十名）（横山利秋君紹介）（第三三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国電話加入者事業協同組合連合会は、通産省、中小企業庁の特別指導により設立されたもので、零細企業者が電話加入権を質として事業資金を街の金融業者や電話業者から法外な高利（日歩二十銭か三十銭位）で借り、利息さえも払えず苦労して得た電話をついに手離す結果を招くのを救済することなどを事業内容としているが、

最近の金融情勢からして商工組合中央金庫等よりの融資額では、所要資金量の半額にも達せすいつまでもこの状態が続くと同組合の健全な発展は期しがたく憂慮される。ついては、昭和三十六年度分必要資金として約十億円、昭和三十七年度分総額五十億円の予算措置を早急に講ぜられ、零細企業者の事業発展を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

資本力、信用力の弱い中小企業者に対しては、あらゆる角度から金融の円滑化の施策を講ずる必要があり、従つて本請願の趣旨については、これが実現するよう十分検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業に対する政府関係金融機関の資金わく拡大等に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（宇田國榮君紹介）（第一二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

当面する中小企業の金融難緩和のため、商工中金、中小企業金融公庫、国民金融公庫における政府措置の資金増額ならびに鹿児島県に対する貸出わくを大幅に拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

資本力、信用力の弱い中小企業者に対しては、政府資金によつて金融の円滑化を図る必要があり、従つて、政府関係中小企業金融機関の機構も早急に整備拡充を行なうべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

国土調査法に基づく倉吉市の地籍調査特定計画地域指定に関する請願（請願者　鳥取県倉吉市長早川忠馬）（足鹿覺君紹介）（第二〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県倉吉市は、昭和二十八年十月旧倉吉町を中心とした近隣八箇町村が合併した人口五万の田園都市であつて、同県下二番目の面積を有しており、交通網は同市に集中して県の中心的存在である。したがつて都市計画による区画整理事業も町村合併当初から始めており、農林産業の振興策とあわせ農業構造改善に伴う土地改良、特に区画整理事業等計画に当たつて地籍調査を緊要とする。ついては、倉吉市を国土調査法に基づく地籍調査特定計画地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、鳥取県倉吉市における地籍調査を促進し、その開発及び利用に資するため適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

低開発地域工業開発促進法に基づく都城地区の開発地区指定に関する請願（請願者　宮崎県都城市長蒲生昌作外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第二三三四号）及び同（請願者　宮崎県都城市商工会議所会頭島津久厚）（瀬戸山三男君紹介）（第四二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、都市と地方間の地域格差是正のため、低開発地域工業開発促進法を制定して、低開発地域の工業開発に力をそそいでいるが、宮崎県都城地区は、南九州の産業、経済、交通等の中心都市として、その圏内に包含される人口は、四十余万にもおよぶものであるにかかわらず、南九州の内陸部という地理的条件のため港湾等の諸施設に恵まれない低位生産性にあえぐ農業を主たる産業とする低開発地域である。さいわい、同地区は、さきに制定された工業立地の調査等に関する法律による低廉な工場適地であり、豊かな労働力を有する優れた工場立地地区であるとして、内陸部の工場適地調査の指定をうけ、将来の工業都市として期待されている。ついては、都城地区を同法に基づく開発地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、宮崎県都城地区は、内陸部に存するため、その低廉な工場適地、豊富な労働力も活用されず、低生産性にあえいでいる実情にかんがみ、速やかに、工業開発を促進して、地域格差の是正を図るため適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

水道事業用電力料金の軽減に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最も高度の公益性を有する水道事業における使用電力費は、水道料金原価構成においてきわめて大きな割合を占めているが、水道用電力は夏期豊水期に多く使用し、かつ昼夜平均して使用する等の特殊性を有するものである。ついては、水道事業用電力料金は、農事用に類する特別料金制、または特別割引等を採用して軽減を図るよう恒久的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水道事業における電力料金の及ぼす影響はきわめて大きく、水道事業の公益性等特殊な実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

公共料金及び諸物価引下げに関する請願外百七件（請願者　宮崎県宮崎郡田野町中川トキエ外千五十一名）（片島港君紹介）（第二六七三号）、同外八件（請願者　宮崎県延岡市熊之江町甲斐富太郎外八十九名）（片島港君紹介）（第二七八四号）、同（請願者　京都市下京区中堂寺命婦町一番地全専売労組京都地方部委員長杉江紀一外千二百名）（石村英雄君紹介）（第二八三八号）、同外八件（請願者　長野県上伊那郡飯島町田所金沢次郎外二百三十四名）（稲村隆一君紹介）（第二八三九号）、同（請願者　京都市下京区和気町十四番地松下正一郎外百八十九名）（川上貫一君紹介）（第二八四〇号）、同（請願者　大阪府豊中市宮山町二丁目百四番地藤原ラク外百四十一名）（志賀義雄君紹介）（第二八四一号）、同外十八件（請願者　長野県駒ケ根市赤穂船戸千里外百九十名）（杉山元治郎君紹介）（第二八四二号）、同外二件（請願者　山形市七日町紅花通鈴木千代子外五百十八名）（田邊誠君紹介）（第二八四三号）、同（請願者　京都市南区東九条河西町十六番地川口多門外百三十名）（谷口善太郎君紹介）（第二八四四号）、同（請願者　京都市左京区岩倉村松町五十七番地北村敏夫外九百二十八名）（坪野米男君紹介）（第二八

四五号）、同外九十五件（請願者　新潟県直江津市春日新田吉川初枝外四百二十五名）（猪俣浩三君紹介）（第二九〇七号）、同外二十四件（請願者　長野県駒ケ根市赤穂一万四千七百番地志賀房江外二百四十八名）（石川次夫君紹介）（第二九〇八号）、同外五件（請願者　石川県河北郡津幡町字杉の瀬山崎俊雄外三十四名）（石橋政嗣君紹介）（第二九〇九号）、同外二件（請願者　福井県遠敷郡上中町井上ひさゑ外九百十八名）（岡田春夫君紹介）（第二九一〇号）、同（請願者　京都市中京区西ノ京船塚町柴田摂造外百三十名）（小松幹君紹介）（第二九一一号）、同外十九件（請願者　富山市泉町百二十三番地小林文子外千九百四名）（佐野寛治君紹介）（第二九一二号）、同外九件（請願者　新潟県長岡市上除町結城キイ外九百三名）（堂森芳夫君紹介）（第二九一三号）、同（請願者　長野県上伊那郡辰野町新町宮沢美代子外百六十四名）（帆足計君紹介）（第二九一四号）、同外九十六件（請願者　石川県小松市馬場町五十七番地西野普外八百十六名）（石橋政嗣君紹介）（第二九一五号）、同外二件（請願者　京都市下京区花屋町櫛笥西入上ル椿原美千代外八百九十六名）（森本靖君紹介）（第三二六二号）、同外四十二件（請願者　新潟県直江津市春日新田吉川初枝外四百二十五名）（猪俣浩三君紹介）（第二九〇七号）、同外五件（請願者　石川県河北郡津幡町字杉の瀬山崎俊雄外三十四名）（石橋政嗣君紹介）（第二九〇八号）、同外二件（請願者　福井県遠敷郡上中町井上ひさゑ外九百十八名）（岡田春夫君紹介）（第二九〇九号）、同（請願者　京都市中京区西ノ京船塚町柴田摂造外百三十名）（小松幹君紹介）（第二九一一号）、同外十九件（請願者　富山市泉町百二十三番地小林文子外千九百四名）（佐野寛治君紹介）（第二九一二号）、同外九件（請願者　新潟県長岡市上除町結城キイ外九百三名）（堂森芳夫君紹介）（第二九一三号）、同（請願者　長野県上伊那郡辰野町新町宮沢美代子外百六十四名）（帆足計君紹介）（第二九一四号）、同外九十六件（請願者　石川県小松市馬場町五十七番地西野普外八百十六名）（石橋政嗣君紹介）（第二九一五号）、同外二件（請願者　京都市下京区花屋町櫛笥西入上ル椿原美千代外八百九十六名）（森本靖君紹介）（第三二六二号）、同外

四十二件（請願者　新潟県直江津市春日新田吉川初枝外四百二十五名）（猪俣浩三君紹介）（第二九〇七号）、同外五件（請願者　石川県河北郡津幡町字杉の瀬山崎俊雄外三十四名）（石橋政嗣君紹介）（第二九〇八号）、同外二件（請願者　福井県遠敷郡上中町井上ひさゑ外九百十八名）（岡田春夫君紹介）（第二九〇九号）、同（請願者　京都市中京区西ノ京船塚町柴田摂造外百三十名）（小松幹君紹介）（第二九一一号）、同外十九件（請願者　富山市泉町百二十三番地小林文子外千九百四名）（佐野寛治君紹介）（第二九一二号）、同外九件（請願者　新潟県長岡市上除町結城キイ外九百三名）（堂森芳夫君紹介）（第二九一三号）、同（請願者　長野県上伊那郡辰野町新町宮沢美代子外百六十四名）（帆足計君紹介）（第二九一四号）、同外九十六件（請願者　石川県小松市馬場町五十七番地西野普外八百十六名）（石橋政嗣君紹介）（第二九一五号）、同外二件（請願者　京都市下京区花屋町櫛笥西入上ル椿原美千代外八百九十六名）（森本靖君紹介）（第三二六二号）、同外

六三三号）、同外六件（請願者　神奈川県川崎市宮前町六十二番地田所啓治外七百二十七名）（稲村隆一君紹介）（第三六三四号）、同外十三件（請願者　京都府福知山市字大門十番地遠山次郎外一万二千三百二十四名）（岡本隆一君紹介）（第三六三五号）、同外一件（請願者　埼玉県大里郡寄居町大字桜沢四百六十五番地笠原定一外千八十九名）（片島港君紹介）（第三六三六号）、同（請願者　大阪府堺市戒島二丁目三十六番地木村すき子外千十五名）（川俣清音君紹介）（第三六三七号）、同（請願者　新潟市東天明町百六十四番地渡部哲夫外千二十名）（栗原俊夫君紹介）（第三六三八号）、同外二件（請願者　福井県坂井郡三国町宿北野和夫外千九十四名）（小林進君紹介）（第三六三九号）、同外十一件（請願者　大阪市南区灘波新地五丁目六十二番地池渕照子外千三十七名）（小松幹君紹介）（第三六四〇号）、同外一件（請願者　新潟市学校通り三番地大谷栄一外百三十名）（東海林稔君紹介）（第三六四一号）、同（請願者　新潟市山本戸二丁目百八十五番地石田石松外三百七十九名）（田口誠治君紹介）（第三六四二号）、同外三件（請願者　福岡県若松市大町千百九十五番地藤本新治外九百七十八名）（田邊誠君紹介）（第三六四三号）、同外一件（請願者　京都市東山区山科西野今屋敷町八十七番地笹江清外千二百七十一名）（坪野米男君紹介）（第三六四四号）、同外一件（請願者　福島県田村郡船引町字五升車五十一番地安瀬義昭外

六三三号）、同外六件（請願者　神奈川県川崎市宮前町六十二番地田所啓治外七百二十七名）（稲村隆一君紹介）（第三六三四号）、同外十三件（請願者　京都府福知山市字大門十番地遠山次郎外一万二千三百二十四名）（岡本隆一君紹介）（第三六三五号）、同外一件（請願者　埼玉県大里郡寄居町大字桜沢四百六十五番地笠原定一外千八十九名）（片島港君紹介）（第三六三六号）、同（請願者　大阪府堺市戒島二丁目三十六番地木村すき子外千十五名）（川俣清音君紹介）（第三六三七号）、同（請願者　新潟市東天明町百六十四番地渡部哲夫外千二十名）（栗原俊夫君紹介）（第三六三八号）、同外二件（請願者　福井県坂井郡三国町宿北野和夫外千九十四名）（小林進君紹介）（第三六三九号）、同外十一件（請願者　大阪市南区灘波新地五丁目六十二番地池渕照子外千三十七名）（小松幹君紹介）（第三六四〇号）、同外一件（請願者　新潟市学校通り三番地大谷栄一外百三十名）（東海林稔君紹介）（第三六四一号）、同（請願者　新潟市山本戸二丁目百八十五番地石田石松外三百七十九名）（田口誠治君紹介）（第三六四二号）、同外三件（請願者　福岡県若松市大町千百九十五番地藤本新治外九百七十八名）（田邊誠君紹介）（第三六四三号）、同外一件（請願者　京都市東山区山科西野今屋敷町八十七番地笹江清外千二百七十一名）（坪野米男君紹介）（第三六四四号）、同外一件（請願者　福島県田村郡船引町字五升車五十一番地安瀬義昭外

四百九十一名）（中村英男君紹介）（第三六四五号）、同外二件（請願者　神戸市東灘区住吉町宮西三百十八番地浜岡栄治外二十一名）（永井勝次郎君紹介）（第三六四六号）、同（請願者　兵庫県相生市那波大島町岡本哲男外九名）（森島守人君紹介）（第三六四七号）、同（請願者　福島県信夫郡飯坂町湯野尾形エキ外千三百六十二名）（野口忠夫君紹介）（第三六四八号）、同外一件（請願者　新潟市沼垂西片原一番地渡辺節雄外千二百二十五名）（長谷川保君紹介）（第三六四九号）、同（請願者　兵庫県尼崎市杭瀬寺島五十三番地平光和子外六百三十名）（日野吉夫君紹介）（第三六五〇号）、同（請願者　東京都杉並区上高井戸五丁目千三十五番地都営住宅四十四号館の十号藤本常夫外三百四十七名）（堀昌雄君紹介）（第三六五一号）、同（請願者　京都市右京区太秦桐森町村田忠実外百九十名）（松井政吉君紹介）（第三六五二号）、同（請願者　京都市南区久世殿城町館美代子外八百九十九名）（松井誠君紹介）（第三六五三号）、同外三件（請願者　長野県佐久市岩村田相生町清水みや外一万二千七百五名）（松平忠久君紹介）（第三六五四号）、同外九十件（請願者　神戸市長田区宮川町九丁目四十六番地藤井初子外千百三十八名）（松原喜之次君紹介）（第三六五五号）、同（請願者　京都市下京区中堂寺命婦町一番地全専売労働組合京都地方部委員長杉江紀一外千二百四十三名）（武藤山治君紹介）（第三六五六号）、同（請願者　愛知県

四百九十一名）（中村英男君紹介）（第三六四五号）、同外二件（請願者　神戸市東灘区住吉町宮西三百十八番地浜岡栄治外二十一名）（永井勝次郎君紹介）（第三六四六号）、同（請願者　兵庫県相生市那波大島町岡本哲男外九名）（森島守人君紹介）（第三六四七号）、同（請願者　福島県信夫郡飯坂町湯野尾形エキ外千三百六十二名）（野口忠夫君紹介）（第三六四八号）、同外一件（請願者　新潟市沼垂西片原一番地渡辺節雄外千二百二十五名）（長谷川保君紹介）（第三六四九号）、同（請願者　兵庫県尼崎市杭瀬寺島五十三番地平光和子外六百三十名）（日野吉夫君紹介）（第三六五〇号）、同（請願者　東京都杉並区上高井戸五丁目千三十五番地都営住宅四十四号館の十号藤本常夫外三百四十七名）（堀昌雄君紹介）（第三六五一号）、同（請願者　京都市右京区太秦桐森町村田忠実外百九十名）（松井政吉君紹介）（第三六五二号）、同（請願者　京都市南区久世殿城町館美代子外八百九十九名）（松井誠君紹介）（第三六五三号）、同外三件（請願者　長野県佐久市岩村田相生町清水みや外一万二千七百五名）（松平忠久君紹介）（第三六五四号）、同外九十件（請願者　神戸市長田区宮川町九丁目四十六番地藤井初子外千百三十八名）（松原喜之次君紹介）（第三六五五号）、同（請願者　京都市下京区中堂寺命婦町一番地全専売労働組合京都地方部委員長杉江紀一外千二百四十三名）（武藤山治君紹介）（第三六五六号）、同（請願者　愛知県

半田市乙川市場町二丁目三十二番地新美十四五外九名）（村山喜一君紹介）（第三六五七号）、同外一件（請願者　福岡市馬出上町中島直之外五千四百四十六名）（橋崎弥之助君紹介）（第三六五八号）、同外十一件（請願者　大阪府高槻市富町七百六十五番地住宅公団橋本重孝外千百八十一名）（安宅常彦君紹介）（第三七一八号）、同外四件（請願者　福井市下北野町鉄道宿舎五十九の二号佐藤勇外九百十名）（田中武夫君紹介）（第三七一九号）、同（請願者　岐阜県高山市上川原町十一番地谷口武外二百九名）（田邊誠君紹介）（第三七二〇号）、同外一件（請願者　千葉県東葛飾郡我孫子町篠田八郎外三千十一名）（楯兼次郎君紹介）（第三七二一号）同外六件（請願者　京都市伏見区桃山筑前台町三番地門田和子外二千九百九十四名）（坪野米男君紹介）（第三七二二号）、同（請願者　札幌市北五条西十三丁目江田すず外九百八十六名）（島本虎三君紹介）（第三七二三号）、同外五件（請願者　長野市大字木三百十二番地の五長野幸雄外三万二千八百九十六名）（中澤茂一君紹介）（第三七二四号）、同外七十八件（請願者　神戸市東灘区住吉町垣添百十二番地植田初雄外七百八十九名）（永井勝次郎君紹介）（第三七二五号）、同外一件（請願者　福岡市大字香椎千八百十一番地松村善之助外五千十四名）（橋崎弥之助君紹介）（第三七二六号）、同（請願者　長野県伊那市伊那部田中弘外二千七百八十一名）（原茂君紹介）（第三七二七号）、同外四

半田市乙川市場町二丁目三十二番地新美十四五外九名）（村山喜一君紹介）（第三六五七号）、同外一件（請願者　福岡市馬出上町中島直之外五千四百四十六名）（橋崎弥之助君紹介）（第三六五八号）、同外十一件（請願者　大阪府高槻市富町七百六十五番地住宅公団橋本重孝外千百八十一名）（安宅常彦君紹介）（第三七一八号）、同外四件（請願者　福井市下北野町鉄道宿舎五十九の二号佐藤勇外九百十名）（田中武夫君紹介）（第三七一九号）、同（請願者　岐阜県高山市上川原町十一番地谷口武外二百九名）（田邊誠君紹介）（第三七二〇号）、同外一件（請願者　千葉県東葛飾郡我孫子町篠田八郎外三千十一名）（楯兼次郎君紹介）（第三七二一号）同外六件（請願者　京都市伏見区桃山筑前台町三番地門田和子外二千九百九十四名）（坪野米男君紹介）（第三七二二号）、同（請願者　札幌市北五条西十三丁目江田すず外九百八十六名）（島本虎三君紹介）（第三七二三号）、同外五件（請願者　長野市大字木三百十二番地の五長野幸雄外三万二千八百九十六名）（中澤茂一君紹介）（第三七二四号）、同外七十八件（請願者　神戸市東灘区住吉町垣添百十二番地植田初雄外七百八十九名）（永井勝次郎君紹介）（第三七二五号）、同外一件（請願者　福岡市大字香椎千八百十一番地松村善之助外五千十四名）（橋崎弥之助君紹介）（第三七二六号）、同（請願者　長野県伊那市伊那部田中弘外二千七百八十一名）（原茂君紹介）（第三七二七号）、同外四

件（請願者　東京都大田区千束町三百五十八番地中村蕊外九百六十九名）（肥田次郎君紹介）（第三七二八号）、同外二件（請願者　大阪府布施市稲田六百四十二番地田中信次外千二百九名）（細迫兼光君紹介）（第三七二九号）、同外十二件（請願者　愛知県知多郡美浜町大字切土磯部和隆外三百三十七名）（村上喜一君紹介）（第三七三〇号）、同外六十三件（請願者　大阪府高槻市芥川四百八十三番地鈴木ちよ外六百二十六名）（森島守人君紹介）（第三七三一号）、同外十一件（請願者　名古屋市港区本宮町一丁目三十三番地加藤百合子外二千八百六十八名）（横山利秋君紹介）（第三七三二号）、同外十二件（請願者　新潟市学校町二番地近藤早苗外百二十九名）（井岡大治君紹介）（第三七八〇号）、同外六十四件（請願者　奈良県大和高田市大谷酒井清輔外七百二名）（石橋政嗣君紹介）（第三七八一号）、同外四十九件（請願者　高知県高岡郡佐川町九百八十四番地中村省一外千四百十八名）（加藤勘十君紹介）（第三七八二号）、同外四件（請願者　兵庫県芦屋市山芦屋町二十九番地藤井さき外八百七十二名）（河野正君紹介）（第三七八三号）、同外八件（請願者　水戸市松本町一丁目三番地泉貞勝外一万九百十三名）（久保三郎君紹介）（第三七八四号）、同（請願者　愛知県豊田市久岡町四丁目十六番地村沢義雄外千百八十三名）（阪上安太郎君紹介）（第三七八五号）、同（請願者　札幌市北十三条東八丁目朴田一郎外九百九十九名）（島本虎三君紹介）（第三七八六号）、同外四十九件（請願者　京都市北区小山初音町十二番地板谷愛子外千二百六十名）（坪野米男君紹介）（第三七八七号）、同（請願者　滋賀県野州郡野州町荒川百合子外二百四十三名）（戸叶里子君紹介）（第三七八八号）、同外三十一件（請願者　滋賀県伊賀郡石部町井上雅夫外六千百三十八名）（矢尾喜三郎君紹介）（第三七八九号）、同外七百九十四件（請願者　広島県福山市郷分町甲千百七十七番地野田恒人外八千四百六名）（渡辺惣蔵君紹介）（第三七九〇号）、同外八十五件（請願者　埼玉県大里郡寄居町富田千八百五十七番地権田竹二外九百六十九名）（石田宥全君紹介）（第三八一三号）、同外二十二件（請願者　広島市基町一番地海老原俊雄外一万二千四百九十八名）（大原亨君紹介）（第三八一四号）、同（請願者　福井市春日町三丁目三十五番地中村正雄外六百四名）（實川清之君紹介）（第三八一五号）、同外三件（請願者　札幌市北八条西二丁目土井武守外四千七百九十八名）（島本虎三君紹介）（第三八一六号）、同外十五件（請願者　大阪市浪速区木津川町二丁目竹株弘子外六千五十四名）（田中武夫君紹介）（第三八一七号）、同外十五件（請願者　広島市宇品町春日通九丁目二百八十九番地木原幸枝外三千二百六十八名）（高津正道君紹介）（第三八一八号）、同（請願者　広島市牛田町丹土区山崎昭豊外八百六十二名）（辻原弘市君紹介）（第三八一九号）、同外三件（請願者　京都市左京区吉田下阿達町三十四番地吉見均雄外千五百五十六名）（坪野米男君紹介）（第三八二〇号）、同外二件（請願者　長野市柳町伊藤万寿雄外二百七十三名）（中澤茂一君紹介）（第三八二一号）、同外七件（請願者　長野市三輪田町町田文子外八百三十九名）（西村力弥君紹介）（第三八二二号）、同（請願者　埼玉県川口市並木町三丁目十六番地の二戸谷政義外千百九名）（畑和君紹介）（第三八二三号）、同外四件（請願者　福井市九十町石村初子外五百十三名）（山崎始男君紹介）（第三八二四号）、同（請願者　京都市下京区中堂寺庄ノ内林サク外四百三十八名）（山中日露史君紹介）（第三八二五号）、同外三件（請願者　大阪府泉北郡高石町羽衣七百九十九番地本庄啓一外千三百四十九名）（山花秀雄君紹介）（第三八二六号）、同（請願者　福井県敦賀市相生町十一番地の二池見健之外二千六百二十一名）（山本幸一君紹介）（第三八二七号）、同外三件（請願者　広島市観音新町今井スミ子五百七十名）（和田博雄君紹介）（第三八二八号）、同外六十八件（請願者　神戸市須磨区禅昌寺町一丁目二番地佐佐木高一外四百七十八名）（猪俣浩三君紹介）（第三八六六号）、同外一件（請願者　北海道上磯郡木古内町字新栄町酒井武雄外二千七十三名）（栗林三郎君紹介）（第三八六七号）、同外二件（請願者　北海道室蘭市祝津町四十二番地宮田秀俊外三千二百三十一名）（島本虎三君紹介）（第三八六八号）、同外三十五件（請願者　広島県呉市警固屋通二丁目真野実雄外九千八百九十八名）（高津正道君紹介）（第三八六九号）、同外二件（請願者　京都市南区西九条唐橋町三十一番地竹田宗太郎外千二百八十名）（坪野米男君紹介）（第三八七〇号）、同外三件（請願者　広島市仁保町本浦七百三十七番地堀川輝雄外千百九十九名）（前田榮之助君紹介）（第三八七一号）、同外八件（請願者　兵庫県宝塚市小林堂ノ前三十四番地北野初活外八百五十四名）（八百板正君紹介）（第三八七二号）、同外八件（請願者　名古屋市南区鳴浜町一丁目五十八番地村川信夫外九十名）（横山利秋君紹介）（第三八七三号）、同外二十五件（請願者　福島県郡山市明地二番地大堀文四郎外二千三百七十一名）（吉村吉雄君紹介）（第三八七四号）、同外三十四件（請願者　札幌市南一条東五丁目久保埜満弘外六千四百五名）（足鹿覺君紹介）（第三九〇七号）、同外十三件（請願者　宮城県桃生郡雄勝町大字雄勝山下千代子外千三百五十三名）（稲村隆一君紹介）（第三九〇八号）、同外一件（請願者　茨城県結城市新宿山中よし外三千九百六十八名）（小林ちづ君紹介）（第三九九号）、同外二件（請願者　札幌市北十一条東一丁目宮川みどり外二千九百六十一名）（島本虎三君紹介）（第三九一〇号）、同外十六件（請願者　群馬県桐生市天神町三番地山田陸三郎外二千二百七十名）（田邊誠君紹介）（第三九一一号）、同外八百八十四件（請願者　埼玉県熊谷市大字東別府五百六十二番地田村茂三郎外八千六百五十九名）（高田富之君紹介）（第三九一二号）、同外三件（請願者　山口県防府市東佐波令多々良徳重光枝外八百名）（高津正道君紹介）（第三九一三号）、同外一件（請願者　福岡県山門郡瀬高町大字上庄三百八番地橘本正則外二百八十七名）（坪野米男君紹介）（第三九一四号）、同外一件（請願者　長野市中御所町田島照人外四百九十四名）（中澤茂一君紹介）（第三九一五号）、同外四件（請願者　高松市楠上町深田渡辺清子外八百二十二名）（中村英男君紹介）（第三九一六号）、同外四件（請願者　神奈川県横須賀市衣笠栄町三丁目五十九番地宮地幸子外千五百八十七名）（二宮武夫君紹介）（第三九一七号）、同外一件（請願者　福島県原町市高今野長治外二百五十二名）（野口忠夫君紹介）（第三九一八号）、同（請願者　長野県上伊那郡箕輪町唐沢忠武外九十五名）（原茂君紹介）（第三九一九号）、同（請願者　熊本市高鍋町菖蒲池竹森梅子外千七百七十二名）（堀昌雄君紹介）（第三九二〇号）、同外一件（請願者　横浜市鶴見区下末吉町四百八十三番地松崎晟外千九十九名）（松井政吉君紹介）（第三九二一号）、同外五十三件（請願者　福岡市東中州二百六番地全電通労組福岡県支部執行委員長岩崎太一外千五十二名）（松原喜之次君紹介）（第三九二二号）、同外二件（請願者　奈良市奈良寸町米田芳市外六百十九名）（森本靖君紹介）（第三九二三号）、同外一件（請願者　福岡県門司市大字吉志山口伴次外千六百一名）（矢尾喜三郎君紹介）（第三九

二四号）、同外三十四件（請願者　岡山県児島市田ノ口光畑鶴子外一万六百六十二名）（山崎始男君紹介）（第三九二五号）、同外百三十七件（請願者　大分市上野渡辺昭次外千三百一名）（小松幹君紹介）（第三九二六号）、同外二件（請願者　北海道稚内市沼川渡辺治士郎外千七百三十四名）（岡田春夫君紹介）（第三九八五号）、同外四件（請願者　福岡市金武九百十三番地山下利孝外千五百六十二名）（勝間田清一君紹介）（第三九八六号）、同外一件（請願者　島根県那賀郡三隅町今浦吉原義朝外千四百四十八名）（粟林三郎君紹介）（第三九八七号）、同（請願者　神奈川県茅ケ崎市茅ケ崎七千三百十一番地渡足正義外六百八十二名）（阪上安太郎君紹介）（第三九八八号）、同外百三十四件（請願者　長野県西筑摩郡日義村二千五百三十一番地古畑登志夫外一万二千八百七十二名）（下平正一君紹介）（第三九八九号）、同（請願者　広島県福山市東深津町田中節子外千八百三十四名）（田原春次君紹介）（第三九〇号）、同（請願者　福岡県直方市大字下新入柳原小川哲男外千五百八十九名）（中嶋英夫君紹介）（第三九一号）、同（請願者　大分市西町労働会館内大分県労働組合評議会高倉利男外千百九十九名）（二宮武夫君紹介）（第三九二号）、同外一件（請願者　北海道天塩郡豊富町修徳横内正治外千七百二十一名）（三木喜夫君紹介）（第三九三号）、同外四件（請願者　鹿児島市東局区内南林寺町一番地黒野元吉外二千四百三十名）（村山喜一君紹介）（第三九五四号）、同外十件（請願者　福島県石川郡石川町双里荒明健二外千百四十一名）（山口鶴男君紹介）（第三九九五号）、同外二件（請願者　群馬県桐生市川内町千六百八十一番地田村とく外千五百九名）（山中吾郎君紹介）（第三九九六号）、同外五件（請願者　広島県福山市松浜町三百三十四番地渡辺勝子外千六百四十名）（湯山勇君紹介）（第三九九七号）、同外一件（請願者　福井県南条郡今条町今条中沢きさ外二千六百三十九名）（淡谷悠蔵君紹介）（第四〇三〇号）、同外九十二件（請願者　鹿児島市上竜尾町百十五番地新山朱実外千五百八十二名）（有馬輝武君紹介）（第四〇三一号）、同外二件（請願者　神奈川県藤沢市渡内二百三十四番地関本道夫外二千六十七名）（石村英雄君紹介）（第四〇三二号）、同外八件（請願者　新潟県三条市二ノ町永井シゲ外二千四百二名）（板川正吾君紹介）（第四〇三三号）、同（請願者　水戸市上河内郡小野田義尚外六百四十八名）（緒方孝男君紹介）（第四〇三四号）、同外三件（請願者　松江市浜乃木町福間芳久外六百二十五名）（加藤勘十君紹介）（第四〇三五号）、同外四件（請願者　大阪府高槻市常盤町九十四番地の十二竹内美喜子外四百九十九名）（久保田鶴松君紹介）（第四〇三六号）、同外十四件（請願者　広島県福山市熊野町安田広行外二千百十名）（河野密君紹介）（第四〇三七号）、同外九十六件（請願者　兵庫県姫路市東安田百七十五番地細川勝海外九百六十八名）（佐藤観次郎君紹介）（第四〇三八号）、同外百九件（請願者　富山県魚津市金屋町濱屋文子外二千七百二十四名）（佐野憲治君紹介）（第四〇三九号）、同外二件（請願者　札幌市東苗穂町二百四十六番地阿部勇松外二千九百四十二名）（島本虎三君紹介）（第四〇四〇号）、同外十六件（請願者　長野県西筑摩郡上松町田口明外千五百八十五名）（下平正一君紹介）（第四〇四一号）、同外一件（請願者　北海道岩見沢市三条西九丁目杉本勝雄外六百十八名）（田口誠治君紹介）（第四〇四二号）、同外一件（請願者　岐阜県高山市朝日町山下寿美子外千六百二十名）（楯兼次郎君紹介）（第四〇四三号）、同（請願者　長野県諏訪市下諏訪町武居五千九百一番地花岡忠蔵外六百九十八名）（辻原弘市君紹介）（第四〇四四号）、同外三件（請願者　福岡県大牟田市健老町九十七番地坂口一令外千九十八名）（坪野米男君紹介）（第四〇四五号）、同（請願者　東京都中野区本町通り二丁目二十九番地原田きみ子外千五百四名）（楢崎弥之助君紹介）（第四〇四六号）、同外五件（請願者　岐阜市高森町七丁目小川一外五百二十八名）（野口忠夫君紹介）（第四〇四七号）、同外十四件（請願者　広島県府中市永井町木村多鶴子外二千二百十九名）（山花秀雄君紹介）（第四〇四八号）、同外八件（請願者　札幌市北二十五条東九丁目西国達男外千八百四十八名）（大柴滋夫君紹介）（第四〇七八号）、同外四件（請願者　京都府相楽郡木津町西垣外多気宗伯外六百四十五名）（角屋堅次郎君紹介）（第四〇七九号）、同外二件（請願者　札幌市北七条東八丁目津軽貞治外二千九百五十二名）（島本虎三君紹介）（第四〇八〇号）、同外三百三件（請願者　横浜市南区庚台二十六番地金木史郎外三千二十三名）（杉山元治郎君紹介）（第四〇八一号）、同外六件（請願者　北海道上川郡東川町西四号地吉村紀久子外千八百五十一名）（坪野米男君紹介）（第四〇八二号）、同外二件（請願者　長野県下伊那郡阿南町東条千三十四番地熊谷敏外一万八千九百四十九名）（中島巌君紹介）（第四〇八三号）、同外二件（請願者　北海道釧路市米町二丁目四十五番地佐藤ツナ外七千四百五十一名）（穂積七郎君紹介）（第四〇八四号）、同外六十七件（請願者　長野県佐久市中込小林喜久男外一万四千八十三名）（松平忠久君紹介）（第四〇八五号）、同外百四十三件（請願者　福岡県門司市大里後楽町若狭力外千百三十三名）（安平鹿一君紹介）（第四〇八六号）、外四件（請願者　神奈川県川崎市大島町二丁目六十六番地佐藤フミ子外四百六十四名）（横山利秋君紹介）（第四〇八七号）、同外十一件（請願者　福島県河沼郡会津坂下町片門小久保義政外八百二十八名）（和田博雄君紹介）（第四〇八八号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡小平町野中新田善組小室誠外五百九十六名）（小林信一君紹介）（第四〇八九号）、同外十二件（請願者　秋田県本荘市田町一番地豊田喜久治外千二百五十二名）（安宅常彦君紹介）（第四一四九号）、同外五件（請願者　大阪府堺市浜寺元町三丁目三百三十三番地辻啓子外二千三百七十五名）（石橋政嗣君紹介）（第四一五〇号）、同外五十八件（請願者　北海道利尻郡利尻町沓形其田敏雄外九十九名）（加藤清二君紹介）（第四一五一号）、同外百五十九件（請願者　神戸市兵庫区荒田町三丁目二百二番地石原すみえ外千四百三十一名）（川村継義君紹介）（第四一五二号）、同外一件（請願者　島根県安来市安来町千八百五十三番地福島幸造外千百五十一名）（久保三郎君紹介）（第四一五三号）、同（請願者　大阪市東住吉区田辺西ノ町八千二百三十七番地玉川要外四十七名）（久保田鶴松君紹介）（第四一五四号）、同外三件（請願者　宮崎県日南市大字星倉六千六百八十九番地の六太田虎男外二千三百二十一名）（兒玉末男君紹介）（第四一五五号）、同外六件（請願者　長野県南安曇郡豊科町成相楓石義満外六百九十九名）（下平正一君紹介）（第四一五六号）、同外百三件（請願者　兵庫県豊岡市塩津百八十三番地吉岡輝元外二千六百三十一名）（中村高一君紹介）（第四一五七号）、同（請願者　埼玉県北足立郡新座町大和田山本幸七外千百六十九名）（畑和君紹介）（第四一五八号）、同外十一件（請願者　福岡市住吉区下宮崎町大山友久外千百二十二名）（原彪君紹介）（第四一五九号）、同外百二十五件（請願者　兵庫県印南郡志方町塚崎孫蔵外五千百七十七名）（藤原豊次郎君紹介）（第四一六〇号）、同外四十九件（請願者　横浜市西区北幸町一丁目九番地全

国電気通信労働組合神奈川県支部笠原藤太郎外千二百四十八名）（山口丈太郎君紹介）（第四一六一号）、同外一件（請願者　熊本市神水町前田倫江外五百六十六名）（山崎始男君紹介）（第四一六二号）、同外百三十六件（請願者　島根県江津市都野津町畑山誠外千二百九十二名）（山田長司君紹介）（第四一六三号）、同外一件（請願者　東京都板橋区志村前野町千八百八十九番地田崎信子外千二百八十一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第四一六四号）、同（請願者　水戸市馬口労町六番地青木浅次外七百名）（井手以誠君紹介）（第四一六五号）、同外百六十七件（請願者　青森市横山町二百七番地白山寛外千五百八十二名）（猪俣浩三君紹介）（第四一二四号）、同外六件（請願者　札幌市北九条東八丁目木村吉雄外四千六百六十六名）（大原亨君紹介）（第四一二五号）、同（請願者　宮崎県北諸県郡高崎町大牟田二千二百二番地の三桜田栄外三百六十一名）（兒玉末男君紹介）（第四一二六号）、同外一件（請願者　京都市右京区常盤村ノ内町八丁目二十番地金子昭好外二千五百四十六名）（北山愛郎君紹介）（第四一二七号）同外百十件（請願者　富山県高岡市佐野六百四十六番地寺口章外七千百二十名）（佐野憲治君紹介）（第四一二八号）、同（請願者　京都市北区紫野上築山町三十九番地皆木雅外九百六名）（島上善五郎君紹介）（第四一二九号）、同（請願者　兵庫県尼崎市西長洲東通り四丁目四十番地太田照子外千九名）（島本虎三君紹介）（第四一三〇号）、同外四件（請願者　京都市左京区上高野隣好町十二番地の一渡辺尚三外五百五十二名）（田中武夫君紹介）（第四一三一号）、同外二件（請願者　鳥取県米子市道笑町三丁目百八番地大槻順一外八百五十名）（坪野米男君紹介）（第四一三二号）、同外一件（請願者　新潟県岩船郡山北村温出本間堅治郎外八百六十五名）（戸叶里子君紹介）（第四一三三号）、同外百七十四件（請願者　青森市巣町百六番地の五今尾なり外千六百九十三名）（永井勝次郎君紹介）（第四一三四号）、同外二件（請願者　札幌市南十条西六丁目山内静江外八百六十二名）（芳賀貢君紹介）（第四一三五号）、同（請願者　長野市横山町九百二番地倉島竹雄外九百九十九名）（畑和君紹介）（第四一三六号）、同（請願者　長野県岡谷市小井川七千二百二十八番地高橋弘一外六十五名）（原茂君紹介）（第四一三七号）、同外一件（請願者　新潟県岩船郡山北村府屋小林芳之助外千五百三十九名）（松本七郎君紹介）（第四一三八号）、同外八十七件（請願者　埼玉県深谷市上増田二百九十九番地新井貞一外八百六十五名）（野原覚君紹介）（第四一三九号）、同（請願者　横浜市西区北幸町一丁目九番地全電通労働組合神奈川県支部笠原藤太郎外八百五十八名）（森島守人君紹介）（第四一四〇号）、同外二件（請願者　茨城県水海道市三坂町千五百十五番地土田正光外千四百四十二名）（森本靖君紹介）（第四一四一号）、同外六十三件（請願者　長崎市阪本町五百五十一番地山肥チヅ子外六百三十八名）（八木一男君紹介）（第四一四二号）、同（請願者　兵庫県尼崎市下坂部出口三百二十四番地乾定雄外五百七十九名）（島本虎三君紹介）（第四一八三号）、同外百二十三件（請願者　群馬県多野郡吉井町野中新吾外千百五十五名）（飛鳥田一雄君紹介）（第四三六〇号）、同（請願者　宮崎県東臼杵郡北郷村八十一番地植野一郎外千六百十九名）（片島港君紹介）（第四三六一号）、同外四十九件（請願者　富山県魚津市田方町四十九番地中田健治外四千八百九十一名）（佐野憲治君紹介）（第四三六二号）、同外三件（請願者　島根県邑智郡端穂町下田所日野良平外四百十九名）（中村英男君紹介）（第四三六三号）、同外百七十七件（請願者　広島県芦品郡協和村岡光幸外千九百九十二名）（中村重光君紹介）（第四四〇八号）、同外三件（請願者　神戸市生田区中山手通七丁目八百三番地中山玲子外千八百三十六名）（井伊誠一君紹介）（第四四〇九号）、同外百十六件（請願者　島根県浜田市長沢西谷勇次外千百五十四名）（高田富之君紹介）（第四四一〇号）、同（請願者　愛知県宝飯郡音羽町萩下六十六番地鈴木英生外千五百三十四名）（石川次夫君紹介）（第四四三二号）、同外二十四件（請願者　島根県浜田市元浜町山本ハル外二千四百五十八名）（安井吉典君紹介）（第四四八一号）、同外百六十六件（請願者　神戸市灘区倉石通一丁目三十番地大竹八重子外千九百十三名）（五島虎雄君紹介）（第四五一〇号）、同外三件（請願者　長野県南佐久郡八千穂村小沢吉文外三百九十九名）（松平忠久君紹介）（第四五一一号）、同外一件（請願者　高松市飯田町七百七十二番地松川俊明外二百名）（石田宥全君紹介）（第四五一二号）、同外百三十二件（請願者　大阪市西区九条南通一丁目木下正治外千二百三十名）（井岡大治君紹介）（第四五三五号）、同外六件（請願者　長野県南安曇郡豊科町田沢増沢尭一外六百八十九名）（下平正一君紹介）（第四六三六号）、同外一件（請願者　大阪府堺市鉄砲町二十番地林清美外二千二百六名）（帆足計君紹介）（第四六三七号）、同外二十一件（請願者　福岡県中間市徳若森田清外二千五百一名）（八百板正君紹介）（第四六三八号）、同外四百八件（請願者　北海道新冠郡新冠町節婦工藤良子外千八百二十三名）（渡辺惣蔵君紹介）（第四六三九号）、同（請願者　京都府福知山市字前田公手勤外百四十七名）（大原亨君紹介）（第四七二六号）、同外一件（請願者　京都府綾部市国安南町渡辺元三郎外二百一名）（細迫兼光君紹介）（第四七二七号）、同（請願者　京都府福知山市呉服町十七番地池田信雄外二百三十一名）（堀昌雄君紹介）（第四七二八号）、同（請願者　大阪市北区北扇町四十六番地小西悦夫外千三百三名）（山中日露史君紹介）（第四七二九号）、同外二件（請願者　群馬県桐生市相生町一丁目六番地坂上重雄外四千五百十六名）（三宅正一君紹介）（第四七三〇号）、同外三件（請願者　京都府綾部市武吉町永本勇外三百七十一名）（横山利秋君紹介）（第四七六一号）、同外二百三件（請願者　北海道沙流郡平取町字振内三好喜子外二千二百九十八名）（渡辺惣蔵君紹介）（第四七六二号）、同（請願者　茨城県勝田市枝川町千二百十三番地広瀬清外二百七十九名）（井岡大治君紹介）（第四八〇二号）、同（請願者　京都府船井郡園部町横田田中秋夫外七百十九名）（島上善五郎君紹介）（第五〇四三号）、同（請願者　宮崎県東臼杵郡北方村千二十八番地西田国治外二百二十一名）（片島港君紹介）（第五〇八〇号）、同外二十四件（請願者　京都市東山区吉門前古西町岡本真二郎外千六百九十七名）（成田知巳君紹介）（第五〇八一号）、同外二十二件（請願者　北海道勇払郡鵡川町若杉茂長外百八十三名）（渡辺惣蔵君紹介）（第五〇八二号）、同外二十件（請願者　新潟県村上市瀬波五百三十番地佐藤栄次郎外千四百七十一名）（日野吉夫君紹介）（第五一九七号）、同外十件（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町住吉町岩川享子外千九十九名）（河野密君紹介）（第五三九七号）、同外十五件（請願者　富山県氷見市鞍川六百十四番地木森敬外千三百五十二名）（佐野憲治君紹介）（第五三九八号）、同外四件（請願者　北海道寿都郡寿都町字歌棄町熊谷清外二千三百七十九名）（島本虎三君紹介）（第五三九九号）、同外二件（請願者　千葉県安房郡天津小湊町浜荻宮崎周治外二千五十一名）（矢尾喜三郎君紹介）（第五四〇〇号）、同外二十六件（請願者　東京都台東区竹町七十一番地岡田五郎

外二千六百五十八名）（湯山勇君紹介）（第五四〇一号）、同外一件（請願者　愛媛県八幡浜市南柏二宮正彦外八百四十九名）（淡谷悠蔵君紹介）（第五四七三号）、同外百八十三件（請願者　佐賀県小城郡小城町寺浦藤川秀雄外千六百五名）（猪俣浩三君紹介）（第五四七四号）、同外十一件（請願者　佐賀県唐津市浜崎西小川治美外五千百二十一名）（加藤勘十君紹介）（第五四七五号）、同外一件（請願者　岐阜県端浪市釜戸町鈴木千代子外七千七百九十五名）（河野密君紹介）（第五四七六号）、同外十六件（請願者　熊本市花園町千四百十五番地藤沢幸外三千二百八十四名）（賀川清之君紹介）（第五四七七号）、同外一件（請願者　福島県会津若松市千石町二番地村岡テイ子外四百九十九名）（島本虎三君紹介）（第五四七八号）、同外一件（請願者　大津市松林町八百八十三番地古瀬忠雄外六千七百八十九名）（島上善五郎君紹介）（第五四七九号）、同外一件（請願者　愛知県知多郡武豊町塔ノ下鬼頭ただ外九千五百七十八名）（鈴木茂三郎君紹介）（第五四八〇号）、同外五件（請願者　長野県更級郡更北村宮下燈喜雄外五百三十二名）（中澤茂一君紹介）（第五四八一号）、同外百三十九件（請願者　岐阜市安宅町二丁目十八番地北田徳久外千二百九十六名）（中村重光君紹介）（第五四八二号）、同外三件（請願者　新潟県新津市西善通長谷川ミヨ外二千八百二十三名）（前田榮之助君紹介）（第五四八三号）、同外三件（請願者　鹿児島市西千石町池田兼重外九百三十七名）（湯山勇君紹介）（第五四八四号）、同外三件（請願者　鹿児島県揖宿郡頴娃町御領中村態志外二千二百二十四名）（岡田春夫君紹介）（第五五八五号）、同（請願者　京都市右京区西京極北裏町三十二番地加藤豊外六百八十名）（川上貫一君紹介）（第五五五九号）、同（請願者　高松市花園町荻野雅信外五千七百九十九名）（河野密君紹介）（第五五六〇号）、同（請願者　大阪府吹田市北泉町三千百五十七番地前田波穂外五百二十七名）（志賀義雄君紹介）（第五五六一号）、同（請願者　京都市下京区中堂寺命婦町一番地全専売労働組合京都地方部委員長杉江紀一外百七十四名）（谷口善太郎君紹介）（第五五六二号）、同（請願者　長崎県南松浦郡有川町中筋宮川隆義外三千二百七十一名）（鈴木茂三郎君紹介）（第五五六三号）、同外一件（請願者　岐阜県多治見市明治町加藤らい外三千七十九名）（楯兼次郎君紹介）（第五五六四号）、同（請願者　鹿児島県日置郡市来町大里松崎秋江外二千七百五名）（中島巌君紹介）（第五五六五号）、同外十一件（請願者　愛媛県八幡浜市大内浦山田政太郎外千五十二名）（原彪君紹介）（第五五六六号）、同外十七件（請願者　松山市玉川町二丁目二十五番地上山米子外千七百三十一名）（藤原豊次郎君紹介）（第五五六七号）、同（請願者　鹿児島市郡元町七百四十九番地の一藤崎秀夫外千八百二十名）（三木喜夫君紹介）（第五五六八号）、同外一件（請願者　新潟県新津市白宝町上野三郎外八百四十六名）（村山喜一君紹介）（第五五六九号）、同外二件（請願者　鹿児島市下田町千九百九十七番地稲富正治外千六百八十八名）（山内広君紹介）（第五五七〇号）、同外一件（請願者　三重県桑名市神楽町一丁目服部きく子外千六百七十七名）（山中吾郎君紹介）（第五五七一号）、同（請願者　津市古河六百三十四番地岡英太郎外三千三百二十八名）（赤松勇君紹介）（第五六四一号）、同（請願者　松山市大字祝谷三百六十八番地赤井保二外二千百五十六名）（足鹿覺君紹介）（第五六四二号）、同外百二十一件（請願者　兵庫県養父郡八鹿町八百九十七番地円山憲二外千二百九十二名）（飛鳥田一雄君紹介）（第五六四三号）、同外二十三件（請願者　三重県伊勢市通町千四百一番地石松たみ外千三百七十三名）（井岡大治君紹介）（第五六四四号）、同外二件（請願者　佐賀市上多布施町四十三番地大塚清外千九百五十九名）（石橋政嗣君紹介）（第五六四五号）、同外三件（請願者　長崎県西彼杵郡大島町西川重治外千九百九十三名）（岡良一君紹介）（第五六四六号）、同（請願者　大阪府吹田市山田上百二十一番地尾崎美佐子外五百六十名）（川上貫一君紹介）（第五六四七号）、同外一件（請願者　静岡県榛原郡御前崎町御前崎三千五百二十二番地の一斎藤さよ子外四千九百十四名）（小林ちづ君紹介）（第五六四八号）、同外一件（請願者　新潟県新津市上山谷松本茂外百二十八名）（河野密君紹介）（第五六四九号）、同（請願者　岩手県宮古市鴨崎二丁目五番地松崎亮一外九十四名）（森本靖君紹介）（第五六五〇号）、同（請願者　千葉市検見川町窪田勝外二十九名）（和田博雄君紹介）（第五六五一号）、同（請願者　大阪府高槻市上田部五十四番地滝北清外六百十名）（志賀義雄君紹介）（第五六五二号）、同外十四件（請願者　長野県大町市常盤区栗林国雄外千四百二十八名）（下平正一君紹介）（第五六五三号）、同外六件（請願者　兵庫県三田市下田中六番地谷本許一外九百二十七名）（田中武夫君紹介）（第五六五四号）、同（請願者　京都府久世郡城陽町寺田村田藤次外四百八十名）（谷口善太郎君紹介）（第五六五五号）、同外二百三十九件（請願者　静岡県浜松市向宿町五百三番地長谷川建次外二千四百二名）（永井勝次郎君紹介）（第五六五六号）、同（請願者　盛岡市下田八丁目四番地中野定五郎外三千六十八名）（楢崎弥之助君紹介）（第五六五七号）、同外一件（請願者　千葉県館山市川名六百九十四番地飯田嶽外二千八十名）（二宮武夫君紹介）（第五六五八号）、同外十件（請願者　群馬県安中市原市九百八十番地平石正夫外七千八百五十九名）（野口忠夫君紹介）（第五六五九号）、同外六件（請願者　前橋市勝沢町五十九番地の二五十嵐国雄外千六百五十六名）（八百板正君紹介）（第五六六〇号）、同外五件（請願者　静岡県熱海市桜ケ丘町千五百九十九番地山田伊二外二千七百四名）（安宅常彦君紹介）（第五七二一号）、同外百六十五件（請願者　千葉県野田市横田百九十二番地染谷良一外千六百三十九名）（有馬輝武君紹介）（第五七二三号）、同外七件（請願者　三重県度会郡小俣町共敬田中正見外二千二百四十七名）（板川正吾君紹介）（第五七二四号）、同（請願者　佐賀市大和町大久保野田タカ子外四百八十名）（緒方孝男君紹介）（第五七二五号）、同外三百五十五件（請願者　香川県三豊郡豊中町田井六左ェ門外三千三百九十六名）（加藤清二君紹介）（第五七二六号）、同外二件（請願者　福岡県小倉市上富野昭栄町三宅国信外千七百七十三名）（川上貫一君紹介）（第五七二七号）、同外三十五件（請願者　佐賀県鳥栖市今泉町内田休外三百四十九名）（五島虎雄君紹介）（第五七二八号）、同（請願者　千葉県夷隅郡大多喜町横山山本カン外千七百九名）（阪上安太郎君紹介）（第五七二九号）、同外三百九件（請願者　福島県会津若松市小田町千九十五番地渡辺幸太郎外三千六十八名）（坂本泰良君紹介）（第五七三〇号）、同外四件（請願者　新潟県南魚沼郡三日町井口正虎外二千六百九十一名）（志賀義雄君紹介）（第五七三一号）、同外二件（請願者　福島県会津若松市栄町鈴木光子外七百五十二名）（島本虎三君紹介）（第五七三二号）、同外七十七件（請願者　広島市牛田新町千九百六十番地の二西原正治外七百五十三名）（杉山元治郎君紹介）（第五七三三号）、同外九件（請願者　高知県須崎市紀町萩野和生外三千八百四十二名）（田邊誠君紹介）（第五七三四号）、同外三件（請願者　大津市月見

坂町九百六十六番地井川秀雄外二千百九十二名）（谷口善太郎君紹介）（第五七三五号）、同外一件（請願者　長野県諏訪市後山藤森朋男外四千七百三十九名）（中島巌君紹介）（第五七三六号）、同（請願者　長野県松本市宮田町曙区八十八番地清沢潔人外九十八名）（芳賀貢君紹介）（第五七三七号）、同外九件（請願者　長野県伊那市青木町中村光博外千十七名）（原茂君紹介）（第五七三八号）、同（請願者　熊本県宇土市上古閑那須一幸外二千四百六十九名）（帆足計君紹介）（第五七三九号）、同外五件（請願者　岩手県下閉伊郡川井村大字田代黒沢弘文外二千九百三十五名）（森本靖君紹介）（第五七四〇号）、同外四十七件（請願者　愛媛県八幡浜市本多町土居吉一外四百七十九名）（山田長司君紹介）（第五七四一号）、同外二十五件（請願者　岐阜県高山市片野町千三百五十四番地元田昭一外二千九百五名）（吉村吉雄君紹介）（第五七四二号）、同（請願者　静岡県三島市芦の町山本嘉一郎外九百七十六名）（緒方孝男君紹介）（第五八七四号）、同外四件（請願者　大分県別府市海門寺区七組渡部進外二千五百四十一名）（岡良一君紹介）（第五八七五号）、同（請願者　宮崎県延岡市大貫町伊藤美代子外千九百六十名）（川俣清音君紹介）（第五八七六号）、同外六件（請願者　新潟県十日町市本町七番地林口竹作外二千六百二十名）（川上貫一君紹介）（第五八七七号）、同外九件（請願者　福島県白河市道場小路七十七番地高橋義光外三千二百七十一名）（黒田壽男君紹介）（第五八七八号）、同外十件（請願者　山形県西村山郡大江町高橋亀雄外二千百九十九名）（河野正君紹介）（第五八七九号）、同外三十一件（請願者　千葉県東葛飾郡鎌ケ谷町鎌ケ谷五百二十九番地車井敏外三千百二十七名）（小松幹君紹介）（第五八八〇号）、同外四十七件（請願者　大津市膳所船町三百六十八番地森つね子外五百五十四名）（五島虎雄君紹介）（第五八八一号）、同外七十七件（請願者　熊本県天草郡河浦町長瀬治作外三千百十八名）（佐野憲治君紹介）（第五八八二号）、同外十七件（請願者　福島県会津若松市融通寺町五十三番地山垣弘外百六十九名）（坂本泰良君紹介）（第五八八三号）、同外八件（請願者　新潟市古川町十九番地島原利昭外三千百七十八名）（志賀義雄君紹介）（第五八八四号）、同（請願者　佐賀市点合町六十番地北村朝尭外百八十九名）（島上善五郎君紹介）（第五八八五号）、同外十九件（請願者　長野県西筑摩郡王滝村島尻松七外千八百三十五名）（下平正一君紹介）（第五八八六号）、同外二件（請願者　札幌市大通り西九丁目万代不二雄外二千八百十一名）（田口誠治君紹介）（第五八八七号）、同（請願者　三重県鈴鹿市白子町旭ケ丘高橋良治外千六百五十六名）（田原春次君紹介）（第五八八八号）、同外七件（請願者　新潟市上大川前拝野喜三外二千七百五十七名）（谷口善太郎君紹介）（第五八八九号）同外二十件（請願者　長野市南千歳町二百四十八番地古川一郎外四千七十八名）（中澤茂一君紹介）（第五八九〇号）、同（請願者　三重県多気郡大台町上三瀬西山忠次外二千百十二名）（畑和君紹介）（第五八九一号）、同外四十九件（請願者　長野県諏訪市本町岡村政近外六千六百四十四名）（原茂君紹介）（第五八九二号）、同外二件（請願者　静岡県富士市岩本五番地米山宣義外五千八百三名）（日野吉夫君紹介）第五八九三号）、同外六十四件（請願者　長野市上千歳町堀健一郎外一万三千九百四十七名）（松平忠久君紹介）（第五八九四号）、同外六十二件（請願者　大津市上大門町笹原ともえ外六百二十九名）（安平鹿一君紹介）（第五八九五号）、同外三十五件（請願者　佐賀県神崎郡神崎町姉川千五百三十三番地田中義男外三千八百二十名）（安井吉典君紹介）（第五八九六号）、同外十件（請願者　岐阜県美濃加茂市蜂屋町引田大森秋男外三千四百八十二名）（山口鶴男君紹介）（第五八九七号）、同外十五件（請願者　岐阜県美濃市吉川町山田二郎外三千八百五十七名）（山崎始男君紹介）（第五八九八号）、同外百八十九件（請願者　佐賀市伊勢屋本町藤川幹夫外千六百六十一名）（横路節雄君紹介）（第五八九九号）、同外五十三件（請願者　新潟県長岡市呉服町前田惣二外三千三百二十三名）（井岡大治君紹介）（第五九六三号）、同外百十一件（請願者　群馬県高崎市飯塚町五百九十九番地高山登久三外五千五百六十七名）（井手以誠君紹介）（第五九六四号）、同外一件（請願者　島根県簸川郡湖陵村三部千二百八番地青木実成外千三百五十九名）（石村英雄君紹介）（第五九六五号）、同外七件（請願者　徳島県麻植郡鴨島町梅田富士子外三千九百七十三名）（大原享君紹介）（第五九六六号）、同外四件（請願者　群馬県山田郡大間々町大字大間々千三百八十五番地福田茂永外二千五百六十二名）（勝間田清一君紹介）（第五九六七号）、同（請願者　岐阜県大野郡清見村楢谷大楢明外九百五十七名）（小林進君紹介）（第五九六八号）、同外二十二件（請願者　佐賀県鳥栖市原町福永歌次外三百二十三名）（五島虎雄君紹介）（第五九六九号）、同外六十七件（請願者　長野県西筑摩郡南木曾町小幡要外六千五百八十二名）（下平正一君紹介）（第五九七〇号）、同外二十二件（請願者　愛媛県八幡浜市矢野町一番地久保石松外二百二十一名）（高田富之君紹介）（第五九七一号）、同外四件（請願者　京都府舞鶴市木ノ下木下亀吉外七千三百九十七名）（楯兼次郎君紹介）（第五九七二号）、同外七件（請願者　長野県下伊那郡阿智村桜井千誠外千四百四名）（中島巌君紹介）（第五九七三号）、同外十六件（請願者　長野県飯田市川路大原誠外二千八百三十四名）（原茂君紹介）（第五九七四号、同（請願者　埼玉県秩父郡吉田町上吉田二千二百三十二番地黒沢聡外千九百六十五名）（平岡忠次郎君紹介）（第五九七五号）、同外十三件（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町七日市字田ノ沢千葉勝美外六千七百八名）（広瀬秀吉君紹介）（第五九七六号）、同外二十九件（請願者　静岡県浜松市神田町岡田すま子外千九百五十七名）（松本七郎君紹介）（第五九七七号）、同外二百五十九件（請願者　大津市東浦大蔵町教育会館内総評滋賀県地方評議会中村喜一外二千二百八十名）（森島守人君紹介）（第五九七八号）、同外四件（請願者　青森市浦町野脇富田峯外四千四百四十五名）（山内広君紹介）（第五九七九号）、同外四件（請願者　広島県佐伯郡廿日市町宮内石田静江外二千二百八十名）（横山利秋君紹介）（第五九八〇号）、同外三十一件（請願者　三重県北牟婁郡便ノ山上村玲子外三千二百三十五名）（吉村吉雄君紹介）（第五九八一号）、同外二百九十六名）（川上貫一君紹介）（第六一九九号）、同外八件（請願者　横浜市港北区長津田町三千五十六番地林利夫外六千七百六十六名）（久保三郎君紹介）（第六二〇〇号）、同外一件（請願者　熊本県玉名郡菊水町蜻浦丹後七五三吉外三百六十一名）（久保田鶴松君紹介）（第六二〇一号）、同外二十一件（請願者　大阪市浪速区栄町井戸本弘子外六千二百四十一名）（志賀義雄君紹介）（第六二〇二号）、同外十九件（請願者　長野県松本

市金山町杉林ハク外千八百二十九名）（下平正一君紹介）（第六二〇三号）、同外二十八件（請願者　神戸市須磨区東須磨鷹取国鉄労組鷹取支部丸山忠昭外七千四百五十一名）（谷口善太郎君紹介）（第六二〇四号）、同外五件（請願者　盛岡市前九年町八十五番地水内佶子外千七百四十四名）（坪野米男君紹介）（第六二〇五号）、同外二件（請願者　千葉県船橋市前原町二百三十二番地鈴木千恵子外三千九百五名）（楢崎弥之助君紹介）（第六二〇六号）、同外三件（請願者　長野県岡谷市岡山区林信雄外三百九十八名）（原茂君紹介）（第六二〇七号）、同外一件（請願者　浦和市元町一丁目百八十五番地小林次郎外三千四百二十三名）（松井誠君紹介）（第六二〇八号）、同（請願者　静岡県三島市芝町五丁目三千三百三十九番地相田市一外二千九百四十名）（武藤山治君紹介）（第六二〇九号）、同外十件（請願者　愛媛県八幡浜市大平酒六番地　中川喜久子外五十五名）（安平鹿一君紹介）（第六二一〇号）及び同外十一件（請願者　千葉県君津郡君津町南子安二百六十一番地榎本要外三千六百九十九名）（横山利秋君紹介）（第六二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

物価の値上りブームはいまだに続いており、家庭の収入は一向に増えず、一方物価だけはもつともな理由をつけて上つているが、これは国鉄運賃の値上げをはじめとする公共料金の値上げがその因をなしている。国鉄、電電公社、専売公社等は独占企業をいいことにして存分にもうけているにかかわらず、新しい設備費等の出費を利用者たる国民の負担にさせ値上げするから諸物価も従つてつり上がるのであつて、このような政策には承服できない。ついては、公共料金はじめ諸物価の値上がりをおさえ、これを引き下げる政策を早急に講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近、一般消費者物価は高騰の傾向にあり、これが家計負担を増大せしめている実情にかんがみ、公共料金をはじめ諸物価の値上りを抑制し、もつて国民生活の安定を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島県大隅中部地区の低開発地域工業開発促進法に基づく開発地区指定に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島は、地理的条件に恵まれないため、各種産業の開発が著しく遅れているが、同地区の工業立地条件は、豊富な労働力と工業用水に加え、豊かな森林資源ならびにわが国屈指の砂鉄産出地という好条件にあるので、パルプ工業、木材化学工業ならびに砂鉄製練工業地帯として有望である。ついては、同地区の工業立地の障害は地理的条件に恵まれないことと消費都市に遠いことであるから、これらの悪条件を補つて工業開発が促進されるよう大隅中部地区（鹿屋市、肝属郡串良町、東串良町、高山町、吾平町、曾於郡大崎町）を低開発地域工業開発促進法に基づく開発地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、鹿児島県大隅中部地区に賦存する豊富な森林資源等を活用することにより、工業開発を促進し、同地区の産業の低生産性を脱却せしめるため適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

物価値上げ反対に関する請願外十件（請願者　福島市清明町十五番地　武藤ゆみ外三百五十七名）（吉村吉雄君紹介）（第二九一五号）、同外六十六件（請願者　新潟県直江津市塩浜町鷹殿淳二外三百七十八名）（猪俣浩三君紹介）（第三三五〇号）、同外二件（請願者　愛知県江南市大字江森字中ノ切二番地の三杉浦美鶴外千三百四十二名）（中村英男君紹介）（第三六一六号）、同（請願者　兵庫県尼崎市昭和通六丁目三百三十一番地長崎清外二千百五十二名）（楢崎弥之助君紹介）（第三六一七号）、同（請願者　名古屋市北区大杉町七丁目百二十三番地野田明外七百五名）（井手以誠君紹介）（第三六一八号）、同（請願者　大阪府和泉市伯太町七百七番地渡辺秀子外二百二十四名）（稲村隆一君紹介）（第三六一九号）、同外十四件（請願者　北海道白糠郡音別町尺別炭山栄町二番地鈴木弘幸外一万五千六百八十三名）（岡田春夫君紹介）（第三六二〇号）、同外十件（請願者　名古屋市南区戸部下町一丁目三十二番地平野正夫外九十九名）（小松幹君紹介）（第三六二一号）、同外一件（請願者　千葉県市川市八幡町四丁目千七百六十四番地日向正義外三百八十名）（田邊誠君紹介）（第三六二二号）、同（請願者　千葉県市川市真間町一丁目三百三番地野口洋子外二千二百五名）（二宮武夫君紹介）（第三六二三号）、同外四件（請願者　北海道阿寒郡阿寒町雄別炭山旭町二丁目三番地富田治栄外八千四百五十一名）（芳賀貢君紹介）（第三六二四号）、同外一件（請願者　名古屋市北区辻町四丁目十三番地鹿山茂外千七百八十六名）（堀昌雄君紹介）（第三六二五号）、同外十一件（請願者　愛知県東加茂郡足助町陣屋跡二十九番地村山忠次郎外二百十二名）（松原喜之次君紹介）（第三六二六号）、同外五件（請願者　名古屋市南区四条町二丁目八十一番地武藤鉦英外百四名）（森島守人君紹介）（第三六二七号）、同（請願者　名古屋市西区児玉町三丁目一番地伊藤邦子外三百二十八名）（村山喜一君紹介）（第三六二八号）、同（請願者　名古屋市中区向田町四丁目百八十六番地鈴木春夫外二百十七名）（山口鶴男君紹介）（第三六二九号）、同外七件（請願者　名古屋市西区吹出町一丁目十二番地吉岡義裕外二百三十九名）（安宅常彦君紹介）（第三七一四号）、同（請願者　神奈川県大和市下鶴間三千四百三十四番地の十八野村喜久夫外三百五十四名）（佐々木更三君紹介）（第三七一五号）、同（請願者　東京都品川区西中延二丁目二百四十二番地小柴宗隆外十七名）（肥田次郎君紹介）（第三七一六号）、同外二十件（請願者　新潟市東堀前九番地玉木王治外三百十四名）（八木一男君紹介）（第三七一七号）、同外二十五件（請願者　名古屋市瑞穂区北原町三丁目十五番地黒岩清人外三百八十九名）（有馬輝武君紹介）（第三七七五号）、同外九件（請願者　新潟市天神尾千三百三十一番地土田一郎外百四十九名）（井岡大治君紹介）（第三七七六号）、同外四件（請願者　大阪市東淀川区上新庄町一丁目百三十四番地宮部修子外五十一名）（石橋政嗣君紹介）（第三七七七号）、同（請願者　鹿児島市郡元町三百十三番地早田英穂外百四十八名）（勝間田清一君紹介）（第三七七八号）、同外四件（請願者　愛知県岡崎市本宿町大字本宿永井平外百六十三名）（河野正君紹介）（第三七七九号）、同外三件（請願者　愛知県津島市青塚町二百七十番地加藤義雄外六百四十二名）（高津正道君紹介）（第三八二九号）、同（請願者　名古屋市瑞穂区常城町六丁目二十六番地神谷新一外八百九十八名）（辻原弘市君紹

介）（第三八二〇号）、同外二件（請願者　京都府　舞鶴市鹿原西二百五番地梅田辰男外一万三千四百七十七名）（山中日露史君紹介）（第三八二一号）、同外四件（請願者　大阪府堺市大字菩提七百五十一番地野村安蔵外五百八十九名）（山花秀雄君紹介）（第三八二二号）、同（請願者　東京都北多摩郡小平町多摩の台藤沼守外百三十七名）（山本幸一君紹介）（第三八二三号）、同外三件（請願者　大阪府寝屋川市大字平池百六十五番地城島英明外四十三名）（猪俣浩三君紹介）（第三八六三号）、同外四件（請願者　和歌山県那賀郡打田町中井坂石橋芳春外千五百四十二名）（田中織之進君紹介）（第三八六四号）、同外二名（請願者　北海道芦別市頼城旭町佐藤初枝外二千七百七十名）（足鹿覺君紹介）（第三九〇三号）、同外二件（請願者　東京都大田区石川町二百八十五番地園井善隆外四百三十名）（高津正道君紹介）（第三九〇四号）、同（請願者　福岡県門司市上町三丁目吉井正外六百十四名）（中澤茂一君紹介）（第三九〇五号）、同（請願者　新潟市白山浦二丁目百十一番地佐藤昇一外百七十一名）（原茂君紹介）（第三九〇六号）、同外六件（請願者　東京都杉並区馬橋二丁目二十九番地星山文雄外五千百二十六名）（岡田春夫君紹介）（第三九八〇号）、同（請願者　東京都葛飾区新宿町五丁目三千五百番地伏野順子外三十三名）（中嶋英夫君紹介）（第三九八一号）、同（請願者　北海道三笠市幌内中央町山名富子外六千五百七十五名）（前田榮之助君紹介）（第三九八二号）、同外一件（請願者　群馬県太田市強戸柳わか外百八十五名）（三木喜夫君紹介）（第三九八三号）、同外一件（請願者　千葉県市原郡市原町八幡南町木村康之外二十九名）（湯山勇君紹介）（第三九八四号）、同（請願者　香川県仲多度郡多度津町本町塩田和子外二十九名）（堀昌雄君紹介）（第四〇七六号）、同（請願者　神奈川県川崎市東小田一番地大村光男外百八名）（和田博雄君紹介）（第四〇七七号）、同外十八件（請願者　大阪市東区京橋二丁目二十七番地中淵ゆき子外三百三十七名）（久保田鶴松君紹介）（第四一四七号）、同（請願者　熊本県山鹿市上市千百七十五番地坂崎弘助外百二十八名）（山崎始男君紹介）（第四一四八号）、同外二百五十九件（請願者　東京都豊島区西巣鴨一丁目三千三百九十二番地丸山礼子外三千二名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四二一九号）、同外一件（請願者　名古屋市熱田区鍋弦町四丁目三十四番地原武司外四十六名）（田中武夫君紹介）（第四二二〇号）、同外一件（請願者　埼玉県越谷市越谷六百二十番地岡田清太郎外三十九名）（森島守人君紹介）（第四二二一号）、同外一件（請願者　福岡県田川市東区芳ケ谷四丁目四番地木村初枝外五百四十五名）（石橋政嗣君紹介）（第四三五六号）、同外二件（請願者　香川県善通寺市上吉田町香川努外十四名）（永井勝次郎君紹介）（第四三五七号）、同（請願者　福島県郡山市明地七十六番地一条和秋外二百四十九名）（吉村吉雄君紹介）（第四三五八号）、同外一件（請願者　福岡県田川市東区芳ケ谷四丁目四番地木村初枝外五百四十五名）（石橋政嗣君紹介）（第四三五九号）、同外一件（請願者　兵庫県加古川市東神吉町神吉青海富夫外七千七百名）（五島虎雄君紹介）（第四六三二号）、同外一件（請願者　香川県仲多度郡琴平町八百六十五番地荒木和男外千四百十名）（帆足計君紹介）（第四六三三号）、同外六十四件（請願者　仙台市長町芦ノ口四十四番地の十一相沢亀久子外千百二十一名）（渡辺惣蔵君紹介）（第四六三四号）、同（請願者　和歌山市宇須榎本陽一外二百八名）（大原亨君紹介）（第四七六〇号）、同外一件（請願者　大阪市此花区春日出町百五十一番地森脇房男外三十七名）（松井政吉君紹介）（第四八〇四号）、同（請願者　静岡県沼津市松下八百六十一番地の四田中義勝外十九名）（肥田次郎君紹介）（第五〇四〇号）、同（請願者　名古屋市南区鳴尾町山路清太郎外七千六百七十四名）（河野密君紹介）（第五〇四一号）、同（請願者　東京都港区青山北町四丁目四十七番地森内徳蔵外四名）（前田榮之助君紹介）（第五〇四二号）、同（請願者　北海道雨龍郡深川町東町三十七番地笠井裕造外二百十九名）（岡田春夫君紹介）（第五一九五号）、同（請願者　香川県仲多度郡多度津町香崎利一外百四十名）（日野吉夫君紹介）（第五一九六号）、同外十七件（請願者　富山市赤江新町二丁目八番地中町政信外二千二百三十八名）（佐野憲治君紹介）（第五三九六号）、同外九十八件（請願者　鳥取県八頭郡智須町大字智須松島保幸外千六百五十三名）（中村重光君紹介）（第五四六九号）、同外十件（請願者　横浜市鶴見区生麦町六百六十九番地横山明義外三千二百九十一名）（西村力弥君紹介）（第五四七〇号）、同（請願者　大阪市東淀川区南江口一丁目七十八番地松尾良野外三百九十九名）（松井政吉君紹介）（第五四七一号）、同外二十九件（請願者　滋賀県彦根市開出今町百一番地馬場胤男外五百三名）（矢尾喜三郎君紹介）（第五四七二号）、同外一件（請願者　新潟県北蒲原郡黒川村大字坂井中村辰美外六百三十七名）（田中武夫君紹介）（第五五五七号）、同（請願者　新潟県長岡市東神田町二丁目高野百合子外六千三百五十四名）（谷口善太郎君紹介）（第五六三八号）、同（請願者　大阪市住吉区我孫子西一丁目十七番地佐治実外三千二百七十七名）（二宮武夫君紹介）（第五六三九号）、同外十二件（請願者　岐阜県益田郡小坂町長瀬古瀬繁松外千八百三十五名）（和田博雄君紹介）（第五六四〇号）、同（請願者　宮崎県児湯郡高鍋町小丸上渡部圭子外百名）（安宅常彦君紹介）（第五七四四号）、同外十五件（請願者　香川県観音寺市上市町西山ミツル外二百八十九名）（有馬輝武君紹介）（第五七四五号）、同外四十九件（請願者　熊本県阿蘇郡長陽村立野高月重雄外九百六十四名）（杉山元治郎君紹介）（第五七四六号）、同外十九件（請願者　静岡県相模原市清新一番地八木一晃外三千八百七十四名）（芳賀貢君紹介）（第五七四七号）、同外百十三件（請願者　静岡県沼津市香貫宮脇三百三十番地土屋芳郎外四千三百三十一名）（松原喜之次君紹介）（第五七四八号）、同外九件（請願者　和歌山市関戸高松田村千秋外千九百三十三名）（吉村吉雄君紹介）（第五七四九号）、同外二件（請願者　新潟県長岡市上除町今川甚七外七千百四十七名）（島上善五郎君紹介）（第五八六八号）、同外一件（請願者　京都府　綾部市川糸町出口望外五百九十四名）（谷口善太郎君紹介）（第五八六九号）、同外六件（請願者　岐阜県益田郡小坂町落合伏木豊次郎外三千六百九十六名）（中澤茂一君紹介）（第五八七〇号）、同（請願者　鹿児島県出水郡高尾野町唐笠木川下竜夫外七百四十一名）（日野吉夫君紹介）（第五八七一号）、同外一件（請願者　兵庫県朝来郡山東町楽音寺泉世津子外三千三百九十五名）（肥田次郎君紹

介）（第五八七二号）、同外一件（請願者　長野県埴科郡坂城町千百四十八番地斎藤伸子外五千四百三十三名）（松平忠久君紹介）（第五八七三号）、同外三件（請願者　長野県大町市大町三千五百番地羽田福江外千四百三名）（下平正一君紹介）（第六〇〇六号）、同（請願者　長野県上伊那郡箕輪町木下塚原郁男外四百九十八名）（中島巌君紹介）（第六〇〇七号）、同外百二十二件（請願者　名古屋市瑞穂区牧町二丁目二十二番地戸国静子外千四百三十二名）（永井勝次郎君紹介）（第六〇〇八号）、同（請願者　岩手県一の関市舞川水上千葉秀市外七百五十二名）（広瀬秀吉君紹介）（第六〇〇九号）、同（請願者　青森県三沢市幸町二丁目佐藤三津子外百十五名）（山内広君紹介）（第六〇一〇号）、同外三件（請願者　神戸市灘区一王山町二番地延沢次三郎外千五百三十二名）（横山利秋君紹介）（第六〇一一号）、同（請願者　宮崎市橘通り五丁目十四番地落合ひろえ外三百九名）（大柴滋夫君紹介）（第六一九二号）、同外三件（請願者　愛知県西尾市中畑町家下四十五番地神谷高枝外三千三十二名）（川上貫一君紹介）（第六一九三号）、同（請願者　山口県下関市上宮田町三百五十三番地徳永徳一外千百六十一名）（久保三郎君紹介）（第六一九四号）、同外四件（請願者　名古屋市西区手木町十二番地田中正一外三千百八十三名）（志賀義雄君紹介）（第六一九五号）及び同外四件（請願者　愛知県知多郡知多町字舎沢内田明治外四千四百五十名）（谷口善太郎君紹介）（第六一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民生活を諸物価値上げ攻勢から守るために次記事項について措置されたいというのである。（一）政府の高物価政策をやめること、（二）公共料金、管理価格等独占的に価格をつり上げる政策をやめ、そのための各種の法的措置を講ずること、（三）生産流通機構を抜本的に整備し、生産性向上に即して物価を引き下げ所得を引き上げること、（四）間接税（特に物品税、消費税）を引き下げ末端小売価格に明確に反映させること、（五）公正取引委員会の物価に対する権限を現行法以上に強化すること。

二、請願の議決理由

最近、諸物価の値上りのため、国民生活は圧迫を受けつつある現状にかんがみ、これを防止するため、公共料金の値上げを抑制する等の措置を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

発明、発見等奨励のバッジ交付に関する請願（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町石打局区内字大沢四十五番地星野亨一）（大野市郎君紹介）（第三三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来発見、発見、考案者は自分自身の考えにより発明発見等を行なつてきたが、右の者にバッジを交付するなら、一般民はこれを見て発明、発見者に対し何か希望ある事柄を話し合う機会ができ、これにより発明考案のヒントを広く得て発明、発見、考案の実現増強をはかることができる。ついては、発明、発見、考案者にバッジを交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

科学技術の急速な発展に伴い、発見、発明が漸増し更にこれらの伸長が強く要請されている。かかる現状に際し、発明、発見の研究意欲を旺盛ならしめるため本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

石油鉱業総合政策確立に関する請願（請願者　新潟県新津市字小口伊藤尚作外九百九十九名）（石田宥全君紹介）（第三四七八号）、同（請願者　新潟県西蒲原郡分水町旭町一番地小林昇司外九百九十九名）（松井誠君紹介）（第三四七九号）、同（請願者　秋田市新屋町中表町高橋千代士外九百九十九名）（石山権作君紹介）（第三五〇三号）、同（請願者　新潟市松島通一丁目三番地高橋七三郎外九百九十九名）（河野密君紹介）（第三五〇四号）、同（請願者　北海道苫小牧市勇払百四十三番地小野武雄外九百九十九名）（永井勝次郎君紹介）（第三七七四号）、同（請願者　新潟県刈羽郡西山町小林喜八外九百九十九名）（三宅正一君紹介）（第三八一二号）及び同（請願者　秋田市割山伊藤正由外九百九十九名）（栗林三郎君紹介）（第三九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石油自由化をひかえ、国内石油鉱業総合政策を確立するため、次の施策を実現されたいというのである。（一）天然ガスおよび石油資源開発第二次五箇年計画の強力な実施と安定供給のため必要な設備の新増設資金確保のため、石油輸入関税の一定割合を石油供給安定基金に充てること、（二）国産原油、アラビヤ原油、北スマトラ原油、ソ連原油等の特殊原油の価格の安定ならびに長期引取り体制を確保するため、国策引取り機関の確立をはかること、（三）天然ガスおよび石油の鉱区税、鉱産税は他の鉱物資源の単位当り収入に比べ少額につき、税制上の軽減措置を講ずること。

二、請願の議決理由

わが国エネルギー源の安定供給を図るため、天然ガス国内石油資源の開発は目下の急務であり、石油自由化を控え、強力に国内石油鉱業等を保護育成する必要がある。かかる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

霧島山ろく総合開発に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長田底竹吉外一名）（池田清志君紹介）（第三六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡栗野町においては、三年前より霧島山ろく総合開発の早期実現を陳情しているが、目下のところでは予備調査の段階であり、これがいつ本格的な調査を実施されるのか、また開発に着手されるのは何年後になるか判らないので、地元民は将来の農業への資本投下をはかるため造林を実施したくも、また牧野の改良造成をなし、酪農の主産地化を目指していても、この開発計画区域内にあるために開発事業との関連性を考えて手をこまねいている実情である。ついては、霧島山ろく総合開発を早期に実現し、地域産業の拡大と成長を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、霧島山ろく総合開発計画を早期に実現し、適地適産主義による地域産業の拡大と成長を図るため適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
商工委員長　早稲田柳右エ門
衆議院議長清瀬一郎殿

物価値上げ反対等に関する請願外二十六件（請願者　兵庫県加古郡阿閇村大字古宮武田靖芳外千八百七十七名）（五島虎雄君紹介）（第三八六五号）、同外十五件（請願者　兵庫県姫路市神田町一丁目松尾繁二外千百二十三名）（五島虎雄君紹介）（第四〇七四号）、同外十三件（請願者　兵庫県氷上郡山南町下滝永井和代外二百七十四名）（加藤清二君紹介）（第四一四五号）及び同外八件（請願者　兵庫県明石市朝霧町二丁目五十一番地吉田俊恍外八百七十七名）（五島虎雄君紹介）（第四八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
生活をますます圧迫する諸物価値上げに反対し、拠出制国民年金の実施延期、また国民生活の水準をあげるため全国一律八千円の最低賃金制の確立を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
最近、一般消費者物価は高騰し、国民生活を圧迫しつつある現状にかんがみ、これを防止するとともに国民生活水準の向上を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
商工委員長　早稲田柳右エ門
衆議院議長清瀬一郎殿

国民生活安定のための物価政策等に関する請願外三十二件（請願者　兵庫県姫路市広畑区家中住宅二十六石原孝外千八十二名）（五島虎雄君紹介）（第四二八二号）、同外十七件（請願者　兵庫県加古川市平岡町一色小中一夫外千三百八十六名）（五島虎雄君紹介）（第四三五九号）及び同外十件（請願者　兵庫県姫路市飾磨区南細江九百二十六番地の一福島仁志外三百六十四名）（五島虎雄君紹介）（第四四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄運賃をはじめとする政府関係機関の料金の値上げや、固定資産税の引き上げ、その他公共料金の値上げは、諸物価値上げの根源となるものであるから、次記要項を実施されたいというのである。
（一）国鉄の新線建設やその他の公共企業の赤字などについては、国民の負担によつて解消するのではなく、国家が補償すること、（二）公共料金、重要物資価格規制法の制定など、物価の値上げを防止するための法的措置を講ずること、（三）固定資産税その他大衆課税の軽減をはかること、等。

二、請願の議決理由
最近諸物価は値上りの傾向にあり、これが一般家計に及ぼす影響は大いなるものがあるにかんがみ、政府関係機関の料金の値上げを抑制する等の措置を講じ、もつて国民生活の安定を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
商工委員長　早稲田柳右エ門
衆議院議長清瀬一郎殿

金属鉱業保護政策確立に関する請願外一件（請願者　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町井関山本宗男外五万九千九百八十九名）（多賀谷眞稔君紹介）（第四一三五五号）及び同外二件（請願者　愛媛県宇摩郡土居町上野二千四百七十四番地真鍋健市外三十二名）（藤原豊次郎君紹介）（第五五五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
貿易為替の自由化に伴い、国際競争力の弱い日本の金属鉱山、精錬所は、国家の完全な保護政策がなければ潰滅にひんすると思量する。ついては、金属鉱業の保護政策確立のため、次記事項について措置されたいというのである。
（一）金属鉱産物に対する支持価格制度の確立、（二）新鉱床探査補助金の増額、（三）金属鉱業政策審議会の設置。

二、請願の議決理由
金属鉱産物は重要基礎物資としてわが国経済の伸展の上にきわめて重要なものである。しかも金属鉱業は比較的国際競争力の弱い産業であり、貿易の自由化を控え非常に困難な事態に直面している。本請願はかかる重要な金属鉱業の危機を打開するためきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
商工委員長　早稲田柳右エ門
衆議院議長清瀬一郎殿

日朝貿易の正常化に関する請願（請願者　新潟県議会議長佐伯利作）（田中彰治君紹介）（第四五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日本と朝鮮との貿易は、昨年四月直接配船による措置がとられて以来、貿易額は急速に増加しており、朝鮮と過去において密接な関係にあつた新潟県は、現在北鮮帰国者の出航地としてますます緊密の度を加え、対岸貿易港としての新潟港をようして日朝貿易の拡大によつて、同県産業の発展を期待しているところであるが、現在の日朝貿易は、朝鮮が強制バーター地域に指定されていることに伴い、決済が第三国を通じて行なわれる決済方式上のあい（隘）路や昭和二十五年の次官会議決定に基づく人事の直接交流の禁止等によつて著しく阻害されている。ついては、日朝貿易正常化のため、すみやかに強制バーター方式を直接決済方式に改めるとともに、技術者、貿易関係者の通商貿易上の人事交流を認める等適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸出入貿易の振興は、わが国経済の発展の基盤であり、従つてできる限り政治上及び外交上の障害を排除して、各国との貿易の拡大を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
商工委員長　早稲田柳右エ門
衆議院議長清瀬一郎殿

非鉄金属鉱産物の貿易自由化対策に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第四七二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府の貿易自由化計画による、近く金属鉱産物関係では、タングステン、マンガン等の鉱石ならびに非鉄金属の地金および製品の大部分が自由化されるやに聞いているが、非鉄金属鉱産物は、国際価格の変動激しく、かつ国際競争力にも弱いものが多く、貿易自由化による影響はじん大なものがあり、同関係者は前途に多大の不安を抱き、憂慮している実情にある。ついては、非鉄金属鉱産物の貿易自由化対策として、次記事項の実現を配慮されたいというのである。（一）金属鉱産物に最低採算可能の支持価格制度を採用すること、（二）計画的な合理化推進のため、長期低利の国庫資金を融資すること、（三）高品位地下資源確保のため、探鉱助成金を交付すること、（四）鉱業政策運営の円滑化をはかるため、金属鉱業政策審議会（仮称）を通商産業大臣の諮問機関として設置すること。

二、請願の議決理由
金属鉱産物は、重要基礎物資としてわが国経済の伸展の上きわめて重要なものである。しかも金属鉱業は比較的国際競争力の弱い産

業であり、貿易の自由化を控え非常に困難な事態に直面している。本請願はかかる重要な金属鉱業の危機を打開するためきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

金属鉱業振興に関する請願（請願者　福島県議会議長山口一男）（伊藤職君紹介）（第四七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金属鉱業は、他の産業に比較しいわゆる貿易自由化に弱い産業であり、政府による保護政策が確立されないままで自由化が推進されると、現在の国内鉱山、特に中小鉱山に及ぼす影響は測り知れないものがある。ついては、貿易自由化を契機として衰退する懸念のある金属鉱業に対し、その育成強化をはかるため次記事項の実現を要望するというのである。（一）金属鉱産物資源開発の助成ならびに価格安定等につき適切な法制化の促進、（二）需給調整機関の設置、（三）コストの引き下げおよび合理化推進のための融資ならびに減免税の実施。

二、請願の議決理由

金属鉱産物は重要基礎物資としてわが国経済の伸展の上にきわめて重要なものである。しかも金属鉱業は比較的国際競争力の弱い産業であり、貿易の自由化を控え非常に困難な事態に直面している。本請願はかかる重要な金属鉱業の危機を打開するためきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

鉱業政策確立に関する請願（請願者　愛媛県議会議長沖喜子市）（爾谷勝利君紹介）（第四七五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国内の金属鉱業に対する自由化対策が逐次実施の段階に入るとともに金鉱種にわたり大幅の値下がりをきたし、国内鉱山は重大なる危機に陥りつつあるので、鉱山、精錬所の安定操業のための金属鉱産物支持価格制度の実施、合理化推進のための投融資確保、鉱業審議会の設置、国内地下資源開発助成等一連の金属鉱業政策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

金属鉱産物は重要基礎物資として、わが国経済の伸展の上にきわめて重要なものである。しかも金属鉱業は比較的競争力の弱い産業であり貿易の自由化を控え非常に困難な事態に直面している。本請願はかかる重要な金属の危機を打開するためきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

鉱業政策確立に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第五〇五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

貿易の自由化による鉱業界への影響のじん大なことと、鉱石の需要が関連産業の好不況に常に左右される実情を考慮し、この際次記鉱業政策確立のための諸施策を実現されたいというのである。（一）鉱産物の開発助成、（二）鉱産物の価格安定策、（三）需給調整機関の設置、（四）中小鉱業振興対策の確立。

二、請願の議決理由

金属鉱産物は重要基礎物資としてわが国経済の伸展の上にきわめて重要なものである。しかも金属鉱業は比較的国際競争力の弱い産業であり、貿易の自由化を控え非常に困難な事態に直面している。本請願はかかる重要な金属鉱業の危機を打開するためきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

電灯線引込口に避雷装置設備に関する請願（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町字大沢四十五番地日本民間雷害防止研究会長星野亨一外十二名）（大野市郎君紹介）（第四七五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

落雷原因を調査するとそのほとんどが電灯引込線の媒介によるものであつて、電灯線がなければ全くその被害をまぬがれたと思量されるものが大半を占めている実情にある。かかる災害と恐怖から国民を解放し、民生の安定をはかることが緊要であると考えるが、幸いにして日本民間雷害防止研究会長星野亨一の十数年間にわたる研究の結果発明された電灯線引込口に簡単な装置をすることにより、落雷防止に十分効果を発揮する適器があり、幾多の専門家もその実効性を認めているところである。ついては、人命救助のため電気工作物規程中に「電灯線引込口には必ず避雷装置を付けなければならない」と規定されるか、または落雷激じん地域を指定し、その地方のみ義務づけるかいずれかの方法により早急に立法化されたいというのである。

二、請願の議決理由

落雷等による災害を防止するための雷災害の防止研究が効果のある結論を見るに至り、これが早急に実用化を図ろうという本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

商工委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業基本対策の確立に関する請願（請願者　鹿児島県町村会長長井正維）（池田清志君紹介）（第四九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業の経営を安定し、健全な発展を促進助長する恒久基本対策を確立するため、次記事項の措置を講じられたいというのである。（一）中小企業の規模の適正化をはかるとともに経営の共同化、設備の近代化等を促進する助成措置、（二）中小企業の組合組織の強化、生産ならびに価格等の調整措置および対大企業間の経済関係の調整措置等の考慮、（三）中小企業団地造成を拡大強化し、企業の生産転換再編整備、公害対策および工場誘致等を総合的に推進する措置、（四）中小企業の整備ならびに運営に関する資金融資についての特別措置、特に零細企業に対しては、無担保貸付制度等の措置、等。

二、請願の議決理由

わが国の経済二重構造を解消し、均衡ある産業経済の発展を期するためには、中小企業の安定と振興に関する根本施策を早急に樹立することが最も必要である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
商工委員長　早稲田柳右エ門
衆議院議長清瀬一郎殿

低開発地域工業開発促進法に基づく川薩地区の開発地区指定に関する請願（請願者　鹿児島県川内市議会議長原田健二郎）（池田清志君紹介）（第五五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県川薩地区は全国農林漁業平均所得の六十パーセントに過ぎない低生産地帯であるが、しかしながら川内川を擁し、上流鶴田ダムの完成に伴い電力需要が容易であり、川内川河口港建設の推進と相まつて工場設置の好条件を具備しているから、同地区を低開発地域工業促進法に基づく開発地域として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、鹿児島県川薩地区の工業開発を促進して、同地区の低生産性を改善するため適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
商工委員長　早稲田柳右エ門
衆議院議長清瀬一郎殿

物価値上げ反対等に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地東京都職員労働組合中央執行委員長長尾文吉外五千九百七名）（田中武夫君紹介）（第五七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昨年以来の急激な物価値上りのため、生活はいつそう苦しくなつているから、当面、公共料金、手数料等の値上げや新聞代の値上げ、その他私鉄運賃、都営住宅の家賃値上げをしないよう措置されるとともに、住民税の引き上げを行なわないことと、間接税の引き下げおよび大衆課税の撤廃について、それぞれ措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
最近、一般消費者物価は高騰の傾向にあり、これが国民生活に大きな影響を及ぼしつつある実情にかんがみ、公共料金その他諸物価の値上り防止等の措置を講じ、もつて国民生活の安定を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
商工委員長　早稲田柳右エ門
衆議院議長清瀬一郎殿

公共料金引下げ及び消費者物価値上げ防止に関する請願（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第五七六三号）及び同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第五九五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
消費者物価は、昨年一年間に九パーセントという異常な値上りをみせ、この上昇率は物価高が世間の注目を集めた昭和三十五年の上昇率をはるかに上回るものであり、国民生活に対する影響は、日増しに深刻の度を加えている現状であるが、このような状況の下で、私鉄料金等の値上げ企画に刺激され、またまた消費者物価が連鎖的に便乗値上げをする傾向にあることは憂慮にたえない。ついては、この際、公共料金ならびに管理物価の値下げを実施し、諸物価の値上りについても、すみやかに抑制措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由
最近一般消費者物価は異常な値上りを示し、国民生活を圧迫しつつある現状にかんがみ、公共料金その他諸物価の値上り抑制措置を講じ、もつて国民生活の安定を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
商工委員長　早稲田柳右エ門
衆議院議長清瀬一郎殿

公共料金等諸物価抑制に関する請願（請願者　静岡県田方郡中伊豆町姫ノ湯井上允雄外五十四名）（川上貫一君紹介）（第五八六六号）、同外一件（請願者　高松市西浜町三百六十八番地川村英子外三百九十八名）（谷口善太郎君紹介）（第五八六七号）及び同（請願者　東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目八番地森佳子外二百十三名）（川上貫一君紹介）（第六一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民の生活を守るため、公共料金の値上げ、その他の諸物価の値上り、および九州電力をはじめとする電気料金の値上げを絶対に抑制し、電気ガス消費税を撤廃するとともに、独占禁止法の強化等消費者保護立法を強化されたいというのである。

二、請願の議決理由
最近、一般消費者物価が高騰し、国民生活の安定をおびやかしつつある現状にかんがみ、公共料金その他諸物価の値上りを防止する措置を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
商工委員長　早稲田柳右エ門
衆議院議長清瀬一郎殿

逓信委員会

郵便物遅配解消のため郵便局員増員に関する請願外十三件（請願者　秋田県雄勝郡稲庭川連町高倉君代外三万八千三百六十三名）（森本靖君紹介）（第四〇六号）、同外三十件（請願者　千葉県船橋市葛飾町一丁目百八十六番地川野辺かつ子外三万四千百三十一名）（八百板正君紹介）（第四四一号）、同外二十一件（請願者　福島県安達郡大玉村玉井九十七番地松井俊夫外三万五百八名）（山本幸一君紹介）（第四四二号）、同外七件（請願者　鹿児島県川辺郡笠沙町片浦岩元豊三郎外一万三千九百五十九名）（大柴滋夫君紹介）（第四六九号）、同外六件（請願者　茨城県高萩市島名二千三百一番地佐藤正信外二万七千八百十九名）（栗原俊夫君紹介）（第四七〇号）、同外二十五件（請願者　徳島県阿波郡市場町大字大野島大石英隆外三万三千三百十四名）（島本虎三君紹介）（第四七一号）、同外二十三件（請願者　大阪府吹田市松ケ鼻町千百二番地松村玄次外七千三百八十九名）（田邊誠君紹介）（第四七二号）、同外十五件（請願者　山梨県中巨摩郡竜王町千二百九十二番地斉藤誠外三万千四百二十九名）（大柴滋夫君紹介）（第五一八号）、同外八十八件（請願者　熊本県玉名市中堀内千九百二十八番地の二上島正則外一万三千七百七十三名）（田邊誠君紹介）（第五一九号）、同外七件（請願者　京都府綾部市旭町四方宗太郎外七千四百二十二名）（田口誠治君紹介）（第六一九号）、同（請願者　香川県坂出市林田町三千七百九十六番地植条一夫外千二百十七名）（田口誠治君紹介）（第六六四号）、同外九件（請願者　岐阜県高山市花里町五丁目二十番地垣内政一外一万四千六百四十五名）（広瀬秀吉君紹介）（第六六五号）、同外九件（請願者　岐阜県揖斐郡大野町下方加納均外四千七百三十九名）（吉村吉雄君紹介）（第六六六号）、同外二百二十一件（請願者　宮崎県日南市山ノ口広田政雄外二千九百二十六名）（下平正一君紹介）（第七三三号）、同外三百三十八件（請願者　秋田県

男鹿市船越下西町鈴木哲郎外五千四百二十七名（渡辺惣蔵君紹介）（第七三四号）、同外十五件（請願者　石川県鳳至郡門前町清水和田虎一外三万二千二百十一名）（井手以誠君紹介）（第九六九号）及び同（請願者　岡山県高梁市横町秋山喜志恵外三万二百六十五名）（松井誠君紹介）（第一六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵便物の慢性的遅配は国民生活を脅かしているが、これは郵便物が毎年一割ずつもふえているにもかかわらず郵便局員の数がふえていないためにくる絶対的人手不足、さらに郵便局舎の狭隘、施設の不完備、百貨店、銀行などが乱発する大型ダイレクトメールの著しい増加がその原因をなしている。ついては、郵便局員が時間外勤務をしたり休日も休まずに働かなくても郵便が正常に配達されるために、全逓の要求する四万人増員をすみやかに実現するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨に対しては、将来の事務量を勘案して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月十八日

逓信委員長　佐藤虎次郎

衆議院議長清瀬一郎殿

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用範囲拡大等に関する請願外四件（請願者　新潟県高田市東本町三丁目野本斎外三十名）（田中彰治君紹介）（第九三四号）、同外二件（請願者　長野県諏訪郡下諏訪町堀内たつよ外二名）（原茂君紹介）（第九六七号）、同（請願者　長野市北石堂町二百六十九番地長野郵便局簡易保険加入者の会長乙部泉三郎外一名）（小坂善太郎君紹介）（第九九八号）、同外二件（請願者　新潟県東頸城郡安塚町大字安塚安塚親交保険組合金井克郎外十八名）（田中彰治君紹介）（第九九九号）、同外四件（請願者　新潟県高田市寺町二丁目春山虎一郎外三十二名）（猪俣浩三君紹介）（第一〇〇五号）、同（請願者　長野市箱清水町箱清水婦人生活協同組合簡易保険団体宮川富江外一名）（中澤茂一君紹介）（第一〇〇六号）、同外三件（請願者　長野県下高井郡木島平村大字穂高三千八百六十八番地山崎正平外九名）（小坂善太郎君紹介）（第一〇三〇号）、同（請願者　新潟県直江津市緑町竹之内純男外二十四名）（田中彰治君紹介）（第一〇三一号）、同外二件（請願者　新潟県北蒲原郡水原町小林清松外二名）（渡邊良夫君紹介）（第一〇三二号）、同外四十六件（請願者　新潟県佐渡郡相川町大字大浦六百七十三番地渡部嘉作外三百三十三名）（松井誠君紹介）（第一〇三三号）、同（請願者　北海道名寄市西三条南四丁目北海道電力名寄支店簡易保険組合下野明）（安井吉典君紹介）（第一〇三四号）、同外一件（請願者　長野県下高井郡木島平村大字穂高二千十八番地滝沢けさみ外一名）（小坂善太郎君紹介）（第一〇六五号）、同（請願者　新潟市大川前通一番町百五十三番地荒木周平外十三名）（高橋清一郎君紹介）（第一〇八〇号）、同外四件（請願者　香川県小豆郡土庄町小江九富久平外百四十四名）（藤本捨助君紹介）（第一〇八一号）、同（請願者　新潟県三条市三ノ町六百八十六番地斎藤権八外三十二名）（稲村隆一君紹介）（第一〇八二号）、同外九件（請願者　新潟県高田市下稲田上越工業用水道保険組合福田正人外百五十五名）（田中彰治君紹介）（第一一〇四号）、同外一件（請願者　新潟県新発田市三の丸二百六十番地中村恒太外二十九名）（井伊誠一君紹介）（第一一五四号）、同外一件（請願者　新潟県西蒲原郡弥彦村小林静夫外二十四名）（小沢辰男君紹介）（第一一五五号）、同（請願者　新潟市濱通二の町村田春子外十六名）（小沢辰男君紹介）（第一一九五号）、同外三件（請願者　長野県篠ノ井市大字岡田千四百三番地篠ノ井婦人会協議会長西沢瑞井外三十二名）（小坂善太郎君紹介）（第一一九六号）、同外六件（請願者　新潟県中頸城郡吉川町塚田トミエ外六名）（田中彰治君紹介）（第一一九七号）、同（請願者　北海道白糠郡音別町尺別炭鉱三原鑿）（岡田利春君紹介）（第一一九八号）、同外二件（請願者　北海道紋別郡丸瀬布町畑寅之助外八名）（伊藤郷一君紹介）（第一二三八号）、同（請願者　松山市高浜町一丁目高浜郵便局長岡田泰雄外十三名）（關谷勝利君紹介）（第一二三九号）、同（請願者　徳島県海部郡宍喰町大字宍喰浦川野茂喜外十四名）（生田宏一君紹介）（第一二五三号）、同（請願者　新潟県加茂市下川原千百五十七番地の十九菊池仁作外五十五名）（稲村隆一君紹介）（第一二五四号）、同（請願者　長野県上水内郡信州新町大字牧野島城町保険組合山本銀治郎外十六名）（中澤茂一君紹介）（第一二五五号）、同外一件（請願者　長野県上伊那郡辰野町大字平出武田たつ子外八名）（小川平二君紹介）（第一三〇四号）、同外八件（請願者　長野県上高井郡小布施町連合婦人会長中村静子外六十一名）（小坂善太郎君紹介）（第一三〇五号）、同外三件（請願者　新潟県東頸城郡大島村字大平新部啓作外十五名）（田中彰治君紹介）（第一三〇六号）、同（請願者　愛媛県大洲市新谷郵便局長武井清外十一名）（毛利松平君紹介）（第一三〇七号）、同外一件（請願者　新潟県北蒲原郡豊浦村乙次五十嵐佐次平外一名）（石田宥全君紹介）（第一三六八号）、同外一件（請願者　長野県南佐久郡臼田町大字中小田切油井善助外五名）（井出一太郎君紹介）（第一四二九号）、同外一件（請願者　新潟県長岡市城内町二丁目星野太一郎外三十七名）（大野市郎君紹介）（第一四三〇号）、同外一件（請願者　愛媛県北条市猿川甲七百六十番地篠原寿外七十名）（菅太郎君紹介）（第一四三一号）、同（請願者　長野県上水内郡七二会村四千八百八十八番地太田和夫外十五名）（小坂善太郎君紹介）（第一四三二号）、同（請願者　長野県上水内郡信州新町大字中牧細尾広男外十名）（中澤茂一君紹介）（第一四三三号）、同外十件（請願者　新潟県新発田市大字上赤谷上赤谷水道組合簡易保険組合佐藤精一外十名）（井伊誠一君紹介）（第一五〇二号）、同外二件（請願者　長野県下伊那郡南信濃村大字和田南信濃村簡易保険加入者の会長山崎忠知外十三名）（小川平二君紹介）（第一五〇三号）、同（請願者　新潟県燕市燕簡易保険加入者の会長大久保次作）（小沢辰男君紹介）（第一五〇四号）、同（請願者　愛媛県北宇和郡広見町下大野斯波圭介外十名）（今松治郎君紹介）（第一五三五号）、同外十六件（請願者　長野県南佐久郡南牧村高見沢きくよ外百四十五名）（井出一太郎君紹介）（第一五三六号）、同外三件（請願者　長野県茅野市玉川飯山文平外二十六名）（原茂君紹介）（第一五三七号）、同（請願者　愛媛県北宇和郡宇和海村大字蒋渕岡本季信外十四名）（毛利松平君紹介）（第一五三八号）、同（請願者　新潟県西蒲原郡巻町藤野熊五郎外十六名）（小沢辰男君紹介）（第一五七三号）、同外一件（請願者　愛媛県宇和島市大工町稲田又吉外六十八名）（高橋英吉君紹介）（第一五

七四号）、同外十三件（請願者　長野県南安曇郡豊科町二千七百八十七番地豊科町連合婦人会長鳥羽菊美外四十名）（唐澤俊樹君紹介）（第一六一〇号）、同外二件（請願者　愛媛県北宇和郡津島町嵐郵便局長伊藤豊二郎外二十五名）（今松治郎君紹介）（第一六五八号）、同（請願者　石川県珠洲郡内浦町長金七龍太郎外千五百二十二名）（大森玉太君紹介）（第一七〇六号）、同（請願者　徳島県美馬郡半田町字平良石三好菊夫外六十九名）（秋田大助君紹介）（第一七二一号）、同（請願者　愛媛県東宇和郡城川町魚成郵便局長岡本一徹外七名）（今松治郎君紹介）（第一九一七号）、同外二件（請願者　長野県須坂市常盤町小林司郎外五十五名）（小坂善太郎君紹介）（第一九六五号）、同（請願者　北海道空知郡富良野町富良野郵便局内大内三郎外三名）（安井吉典君紹介）（第二〇六九号）、同外三件（請願者　長野県南安曇郡穂高町大字有明九千三十五番地元結元治外五名）（増田甲子七君紹介）（第二三三〇号）、同（請願者　愛媛県北宇和郡広見町大字沢松善家松夫外十三名）（今松治郎君紹介）（第二四七五号）、同外一件（請願者　長野県東筑摩郡山形村百瀬まつ代外一名）（唐澤俊樹君紹介）（第二四九四号）、同（請願者　香川郡仲多度郡満濃町大字公文香川県連合簡易保険加入者の会副会長大森包博外九名）（藤本捨助君紹介）（第二六四六号）、同外一件（請願者　愛媛県上浮穴郡美川村藤田辰雄外二十名）（菅太郎君紹介）（第二七一〇号）、同（請願者　愛媛県今治市東門通今治商工会議所会頭宮崎研一外二名）（第二七一一号）、同外二件（請願者　香川県坂出市坂出町鎌田春吉外五十四名）（加藤常太郎君紹介）（第二七八五号）、同（請願者　北海道空知郡富良野町西二条南三丁目佐々木次雄）（松浦周太郎君紹介）（第二九一七号）、同（請願者　長野県塩尻市塩尻駅簡易生命保険組合上条信夫外六十一名）（下平正一君紹介）（第三二六八号）、同外一件（請願者　香川県大川郡長尾町東五百五番地山下武雄外五十六名）（藤本捨助君紹介）（第三四四八号）、同（請願者　愛媛県周桑郡小松町大字新屋敷甲二百八十八番地丹武美外十四名）（八木徹雄君紹介）（第三四九八号）、同外一件（請願者　徳島県三好郡池田町本町糸村耕一外二十九名）（小笠公韶君紹介）（第三七〇九号）、同（請願者　徳島県三好郡池田町阿波池田郵便局高田勲外十四名）（生田宏一君紹介）（第三七六九号）及び同外一件（請願者　徳島県三好郡池田町阿波池田郵便局浄内重一外二十九名）（秋田大助君紹介）（第三八六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、簡易生命保険および郵便年金の積立金は国家資金として運用されているが、その利回りは民間保険、運用部のいずれより低い現状であつて、これが保険料引き下げを不可能にし、所期の目的達成を困難にしている。ついては、簡易生命保険および郵便年金加入者の利益を増進するため、その積立金の運用範囲を拡大するとともに、余裕金直接運用等の完全なる運用権の確立をはかるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月十八日

逓信委員長　佐藤虎次郎

衆議院議長清瀬一郎殿

郵便物の遅配解消に関する請願（請願者　福島県議会議長山口一男）（齋藤邦吉君紹介）（第九六八号）及び同（請願者　滋賀県議会議長奥村悦造）（草野一郎平君紹介）（第九九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵便事業は重要な国家事業として国民に多くの便宜を供し現代社会に不可欠のものであるが、最近では郵便遅配が相次いで起つている現状である。このような社会の柱ともいうべき郵便機能のマヒ状態は産業経済上はもちろん、国民の日常生活に非常な不便をもたらしており、まことに遺憾である。ついては、今後の郵便物の増大を考慮し、郵便遅配のすみやかな解消について特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨に対しては、将来の事務量を勘案して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月十八日

逓信委員長　佐藤虎次郎

衆議院議長清瀬一郎殿

有線放送電話関係法の改正に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡関金町今西太田京蔵）（足鹿覺君紹介）（第一六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵政省においては、有線放送電話関係法令の改正を検討中のようであるが、有線放送電話は、わが国の公衆電気通信の基本政策である公社事業との関連から、住民のしだいな同電話設置の要望は制約を受け、特に業務区域、設備、接続等きわめて多くの抑制的制限を受けている。ついては、同関係法令改正に当り次記事項を措置されたいというのである。（一）有線放送電話の業務区域設定についての制限を撤廃し、同電話を必要とし、これを利用しようとする地域については、特に重大な支障がない限り公社電話等と関係なく業務区域とし得ること、（二）有線放送電話施設相互の接続については、同一市町村内はもちろん、異なる行政区域といえども関係住民が社会的、経済的に格別の緊密性を有する地域については、これを認めること、（三）公社電話との接続にあたつては、その条件、料金等を公社が一方的に定めることなく請願者等の代表者と十分協議連絡の上、決定すること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、おおむね妥当と認められるので、政府において具体的施策を検討の上すみやかな実施を図る要ありと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年四月十八日

逓信委員長　佐藤虎次郎

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島県川内郵便局局舎移転新築に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元外一名）（池田清志君紹介）（第三三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内郵便局局舎は、戦災による急造建築物で老朽かつ狭あい（隘）のため、局員の従業能率を阻害し、いちじるしく利用者の不便を招いており、また都市景観上も貧弱きわまりない現状である。ついては、早急に同局舎の移転新築の予算を計上、実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年四月十八日
通信委員長　佐藤虎次郎
衆議院議長清瀬一郎殿

有線放送施設費国庫補助等に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長宮田実）（池田清志君紹介）（第三六〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在、有線放送施設費に対する国庫補助の対象は、新町村建設計画と新農村建設計画によるものに限られているが、今後の農業近代化にあつては放送施設は重要であるから、有線放送施設も一般公共事業として、国庫補助ならびに起債の対象となるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
農山漁村地方における有線放送電話の普及及び施設の改善を図るため、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年四月十八日
通信委員長　佐藤虎次郎
衆議院議長清瀬一郎殿

農村部落の郵便事業改善に関する請願（請願者　岡山県邑久郡長船町磯上松村敏太）（逢澤寛君紹介）（第三八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近来、郵便事業の発展はめざましいが、農村部落においてはいまだに郵便ポストが大きい部落で一つ、小さい部落には設置されていないため、投函するに数キロの道のりを行かねばならず、また郵便物集配も一日一回なので不便この上もない。ついては、農村部落の郵便ポストならびに郵便物集配回数の増加をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨に対しては、地理的状況、事務量等を調査して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年四月十八日
通信委員長　佐藤虎次郎
衆議院議長清瀬一郎殿

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

婦人選挙管理委員選任に関する請願（請願者　大阪市東区上町婦人会館内大阪市婦人団体協議会長松葉静子外二十二名）（中山マサ君紹介）（第七三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
婦人が参政権を与えられてから十数年になり、自来有権者の半数以上を占める婦人は、参政権をもつにふさわしい教養をたかめ、正しい選挙のできる人間性を養うために努力してきたが、日々のくらしが政治といかに密着しているかということと、政治は、はるかなる世界のものではなく、個人のくらしの中にあることを体験した。その政治が正しく行なわれるためには、公明な選挙が行なわれることが根本問題である。しかるに公明選挙を行なう上に、欠くことのできない選挙管理委員のうち、婦人選挙管理委員の数は全国的にきわめて少ない現状である。ついては、選挙管理委員の中に、有能なる婦人を定員の半数以上は加えることができるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、考慮するを妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
公職選挙法改正に関する調査特別委員長　加藤常太郎
衆議院議長清瀬一郎殿

選挙区別人口と議員定数の不均衡是正に関する請願（請願者　東京都港区芝白金台町二丁目二十五番地飯山静子）（原彪君紹介）（第一一〇七号）、同（請願者　大阪市東区森ノ宮西ノ町六百五十四番地青年団協議会東寿一）（久保田鶴松君紹介）（第二七五二号）、同（請願者　東京都府中市是政千六百七十五番地松浦三知子外二名）（門司亮君紹介）（第二八五一号）、同外八件（請願者　東京都豊島区長崎一丁目十八番地大橋憲太郎外八名）（島上善五郎君紹介）（第三七七三号）、同外二件（請願者　東京都杉並区上高井戸五丁目千三十五番地伊藤康子外二名）（本島百合子君紹介）（第三八一〇号）、同（請願者　東京都新宿区下落合四丁目二千九十六番地中村とめ）（井堀繁男君紹介）（第四一三三号）、同（請願者　福岡市住吉婦人会館内福岡県郡市婦人会連絡協議会長内野梅子）（伊藤卯四郎君紹介）（第四一三四号）及び同（請願者　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目二番地中村尚子）（本島百合子君紹介）（第四一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦後の急激な人口移動に伴い、現在の選挙区別人口と議員定数の不均衡は、その極に達しているが、民主政治の確立のため、この不均衡を是正することは緊急の要務であると思量する。ついては、公職選挙法を改正して、次記事項を措置されたいというのである。
（一）昭和三十五年実施の国勢調査の結果によつて選挙区別人口と議員定数の不均衡を是正すること、（二）議員定数は現行通りとすること、（三）附表末文の「更生するのを例とする」を「必ず更生する」に改めること、（四）中立公正な区画委員会を設置すること。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月六日
公職選挙法改正に関する調査特別委員長　加藤常太郎
衆議院議長清瀬一郎殿

科学技術振興対策特別委員会

放射能対策に関する請願（請願者　茨城県議会議長鈴木光二）（大高康君紹介）（第二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
核実験によつて生ずる放射能の被害は、今や全世界の脅威であり、人類の死滅をもたらす深刻な問題である。死の灰はすでに地球全体に充満し、これが対策は一刻も猶予を許さない現状にかんがみ、次の事項の実現をはかられたいというのである。（一）放射能測定調査を強化拡充し、これが発表の統一をすること、（二）核実験の影響に伴う警告線量を明示すること、（三）飲料水および農畜水産物の汚染除去ならびに廃棄措置を確立すること。

二、請願の議決理由
放射能対策の万全を期そうとする本請願の趣旨は妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年四月二十六日
科学技術振興対策特別委員長　前田正男
衆議院議長清瀬一郎殿

内閣委員会

基地周辺学校の防音対策に関する請願（請願者　青森県弘前市土手町長尾繁弘）（竹内俊吉君紹介）（第一七号）、同（請願者　宮崎市橘通三丁目六番地古賀作外一名）（相川勝六君紹介）（第三四三号）、同（請願者　浦

和市高砂町三丁目三十七番地埼玉県教育局社会教育課内埼玉県PTA連合会長山崎茂）（青木正君紹介）（第一〇一六号）、同（請願者　金沢市石坂与力町三十五番地後藤為次）（井村重雄君紹介）（第一〇一七号）、同（請願者　岐阜市千手堂中町岐阜県PTA連合会長渡辺重男）（大野伴睦君紹介）（第一〇一八号）、同（請願者　北海道小樽市長橋町北海道父母と先生の会連合会石橋猛雄）（高田富與君紹介）（第一〇一九号）及び同（請願者　群馬県群馬郡倉渕村岩水群馬県小中学校PTA協議会長原田元吉）（中曾根康弘君紹介）（第一〇二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

基地周辺学校が受ける爆音禍を軽減するための防音装置や鉄筋防音校舎への改築等種々対策が講じられているが、その被害範囲は拡大の一路をたどりつつある今日、現在までの爆音対策ならびに予算措置では百年河清を待つにひとしい。なかでも基地周辺学校生徒の高校進学率が基地周辺外学校生徒の進学率に比しはるかに低下していることは重大な問題である。ついては、次記要項を措置されたいというのである。（一）今後新築する基地周辺学校の防音校舎は原則として鉄筋とすること、（二）現在の木造校舎は鉄筋校舎に改築するよう検討し予算化すること、（三）防音校舎建設および改築工事は一箇年以内に完成すること、ただし予算上やむを得ないときでも二箇年をこえないこと、（四）一学級四十名定員とし、これに要する増改築費等は全額国庫負担とすること。

二、請願の議決理由

ジェット航空機等の発達に伴う飛行場周辺における騒音等の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

自衛隊那加飛行場による岐阜県那加中学校等の騒音防止に関する請願（請願者　岐阜県稲葉郡稲葉町稲葉郡PTA連合会長足立一男外七名）（田口誠治君紹介）（第三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自衛隊岐阜那加航空基地より生ずる飛行機の爆音はすさまじく、地元民はせめて公共施設だけにでも騒音防止設備を施すよう関係方面に働きかけてきたが、ようやくこのほど学校教育に支障をきたしているとして昭和三十六年度予算において那加第二小学校に同設備の着工をみた。ついては、残る次記四校を昭和三十七年度において施工されたいというのである。（一）岐阜県那加町立那加中学校、（二）同那加第三小学校、（三）同鵜沼町立鵜沼第二小学校、（四）同稲葉町立前宮小学校。

二、請願の議決理由

ジェット航空機等の発達に伴う飛行場周辺における騒音等の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県下の寒冷地手当級地是正等に関する請願（請願者　福島市上浜町福島県官公労組寒冷地給対策協議会議長加藤林）（吉村吉雄君紹介）（第四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒冷地手当の増額については、昨年の勧告により相当の是正を見たが、物価の値上り等のため地元公務員、公労協労働者は、なおその負担にあえいでいる。ついては、次記事項について措置されたいというのである。（一）寒冷地手当の支給率を五級地―百分の八十を百分の百に、四級地―百分の六十を百分の八十に、三級地―百分の四十五を百分の六十に、二級地―百分の三十を百分の四十に、一級地―百分の十五を百分の二十にそれぞれ引き上げること、（二）寒冷地手当の支給級地の不均衡是正について、（イ）五級地に引き上げを要請する地域、（会津若松市、喜多方市、北会津市、塩川町、会津坂下町、湯川村、河東村、会津高田町、本郷町、新鶴村（以上は現行四級地）、天栄村（現行三級地））、（ロ）四級地に引き上げを要請する地域、（福島市、飯坂市、川俣町、岩代町、熱海町、大越町、船引町、白河市、二本松市、吾妻村、国見町、大玉村、東和村、西郷村、大信村、平田村、三和村（以上は現行三級地）、浪江町（現行二級地）、（ハ）三級地に引き上げを要請する地域、（相馬市、小川町（以上は現行二級地）、（ニ）二級地に引き上げを要請する地域、（内郷市、好間村、平市（以上は現行一級地））。

二、請願の議決理由

物価の値上り等により寒冷生計費が増高している実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県会津坂下町内の寒冷地手当級地是正に関する請願（請願者　福島県河沼郡会津坂下町寒冷地対策協議会長佐藤金三郎）（吉村吉雄君紹介）（第四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県河沼郡会津坂下町は、奥羽山脈の山波に囲まれた内陸盆地の山際に位置し、半分以上は山地であり、日照時間も少なく、大陸性気候に影響され易く、また寒暑の差がはなはだしくて十一月から翌年四月までの天候も曇天降雪日が多く、同一県内の浜通り中通りに比して降雪状態が長く続く。本年度において同町の一部が五級地に編入されたが、同町の他地域といえども他の五級地の町村または同町の五級地の他地域と比較してその数字に現われない気候上の不利はなんらその差が認められない。ついては、同町の五級地に編入されなかつた他地域についても級地引き上げの措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

会津坂下町の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県大越町牧野、栗生両地区の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　福島県田村郡大越町寒冷地対策協議会長宗像正）（吉村吉雄君紹介）（第四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県田村郡大越町牧野、栗生地区は、昭和三十年四月旧七郷村より分離して大越町に合併したものであるが、先般大越町は四級地に改訂されたにかかわらず、牧野、栗生地区は同一町内でありながら、「昭和二十七年当時の旧町村地域」という条項によつてこれから除外されているのはまことに不当である。ついては、同地区は大越町の他地域と比較して気象状

態、寒冷度、積雪量等なんら異ならないのであるから、両地区の級地を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大越町牧野、栗生地区の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県会津高田町の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　福島県大沼郡会津高田町寒冷地対策協議会長長嶺仙重）（吉村吉雄君紹介）（第四九二号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

福島県大沼郡会津高田町に隣接する昭和村、南会津郡柳津町はいずれも寒冷地手当支給地域区分五級地に格付けされており、会津高田町もそれに匹敵する寒冷地の要素を備えているから、同町の級地を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

会津高田町の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県本郷町の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　福島県大沼郡本郷町岸昇輔）（吉村吉雄君紹介）（第四九三号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

福島県大沼郡本郷町は、寒冷地手当支給地域区分五級地に匹敵する寒高冷地帯の要素を備えているから、同町の級地を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本郷町の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県熱海町の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　福島県安積郡熱海町寒冷地対策協議会長原袈裟雄）（吉村吉雄君紹介）（第四九四号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

福島県安積郡熱海町は、奥羽山脈の東斜面にあつて、標高は四百メートル以上が町の七十パーセントを占めている山間地帯なので、寒冷度厳しく、早寒遅暖であり、寒冷積雪の期間はきわめて長期にわたる関係上、当地区に勤務する官公職員の防寒に対する物心両面の辛労、困難はきわめて深刻である。ついては、熱海町の寒冷地手当支給地域区分級地を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

熱海町の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県船引町内七地区の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　福島県田村郡船引町長三輪才治外一名）（吉村吉雄君紹介）（第四九五号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

福島県田村郡船引町一円は阿武隈高原の標高四百十五メートルより千メートル前後の陵線上に位し、冬季は寒気はなはだしく、地域の降霜期間も十月初めより翌年五月中旬にわたつている。ついては、船引町一円（旧船引町、文珠村、美山村、七郷村、芦沢村、瀬川村、要田村）は寒冷地手当支給区分が現在三級地であるが、隣接村（双葉郡葛尾村等）および同町内の旧移村が四級地に格付けされているにかんがみても、これを四級地に改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

船引町の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県喜多方地区の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　福島県耶麻郡塩川町長湯浅正一）（吉村吉雄君紹介）（第四九六号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

福島県喜多方地区（喜多方市および耶麻郡塩川町）は、奥羽山脈の山波に囲まれた会津盆地にあるため大陸性気候の影響が著しく、降雪期も十一月上旬から四月下旬まで、半年間は雪中生活を余儀なくされており、降霜期も十一月上旬より五月中旬までであつて、寒冷地手当五級地に格付けされている他の会津地区とその差はほとんど認められない現状である。ついては、喜多方地区の寒冷地手当支給区分級地を引き上げられたいのである。

二、請願の議決理由

喜多方地区の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県飯坂町の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　福島県信夫郡飯坂町長紺野繁右ェ門）（吉村吉雄君紹介）（第四九七号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

福島県信夫郡飯坂町一円は、奥羽山脈阿武隈山地に囲まれた地域であるため、日照時間もきわめて少なく、早寒遅暖の山間の高冷地帯であつて、寒冷積雪の期間がきわめて長く、同地域に隣接する宮城県、山形県の町村はいずれも寒冷地手当支給地域区分では、四級地あるいは五級地に格付けされており、同町もこれら隣接町村と同一の要因を備えている。ついては、同飯坂町の寒冷地手当についても級地を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

飯坂町の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県平田村の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　福島県石川郡平田村寒冷地対策協議会

長渡辺俊政）（吉村吉雄君紹介）（第四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石川郡平田村は、阿武隈山脈に囲まれた標高四百五十メートル以上の高冷地帯で、寒冷地手当支給地域区分四級地の指定を受けている隣接の小野町より、約百メートル高度の位置にあるにもかかわらず、同村は三級地にとどまっているのはまことに遺憾である。ついては、平田村の級地を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

平田村の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

米軍機の騒音による福岡県大野町田屋部落の被害補償に関する請願（請願者　福岡県筑紫郡大野町長山上高太郎）（中島茂喜君紹介）（第五七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡大野町田屋部落は、米軍板付飛行場に離着陸する飛行機の進入路の真下にあり、年間七万回離着陸する飛行機の爆音の洗礼を受け、いつ機が墜落するか同部落民は日夜不安におののいているとともに、九州大学、調達局等の調べによれば同部落は聴力減失の危険地区あるいは難聴地区として保護具を必要とする程度に達しているよしである。ついては、田屋部落は、さきに爆音被害により移転した二股瀬町と同一被災条件にあるが、同部落民は移転より補償を望んでいるから、米軍機による騒音の経済的精神的被害について他の偶発的事故等と性質を異にした根本的な補償対象として取り上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

ジェット航空機等の発達に伴う飛行場周辺における騒音等の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

国家公務員の賃金引上げ等に関する請願外一件（請願者　金沢市大手町九番地全法務労働組合金沢支部南甚一外四千四百五十六名）（岡良一君紹介）（第九四八号）、同外十八件（請願者　新潟県高田市大手町九十一番地の二十吉川幸男外百二十一名）（松井誠君紹介）（第九八九号）、同（請願者　長野市西鶴賀町千四百十八番地全法務労働組合長野地方法務局支部森孝雄外二百十名）（中澤茂一君紹介）（第一〇〇〇号）、同外十一件（請願者　群馬県多野郡吉井町佐藤ひさよ外九十八名）（山口鶴男君紹介）（第一二四〇号）及び同外六件（請願者　東京都中野区宮里町二十番地池谷純良外七百三十七名）（島上善五郎君紹介）（第一九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員は低賃金にあえいでいるので、その生活水準向上のため次記事項の実施を措置されたいというのである。（一）賃金を一律五千円引き上げること、（二）最低賃金を一万二千円とすること、（三）扶養手当、その他諸手当を増額し、交通費を全額支給すること、（四）共済掛金を引き下げること、（五）臨時職員を全員定員化すること、（六）賃金体系を是正すること。

二、請願の議決理由

国家公務員をして職務遂行に最大の能率を発揮し得るようにするため、その生活水準の向上が可能となるよう給与額および給与体系等につき検討を行なう必要があると思量される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

暫定手当全額本俸繰入れに関する請願（請願者　愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字東方揚四十四番地の一伊藤喜六外四百四十一名）（鈴木正吾君外一名紹介）（第九八八号）、同外二十五件（請願者　愛知県渥美郡渥美町大字福江字白石九番地瓜生郁夫外三百七十七名）（上村千一郎君紹介）（第一一六五号）、同外百八十一件（請願者　愛知県半田市白山町一丁目十六番地寺田立也外三千五百三十一名）（加藤清二君紹介）（第二六八二号）、同（請願者　愛知県葉栗郡木曾川町立木曾川中学校浅田照次外八十五名）（江崎真澄君紹介）（第四二九七号）及び同外七件（請願者　京都府久世郡久御山町佐山小学校長浦川義憲外四百三十四名）（玉置一徳君紹介）（第五四九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後の混乱した世相下に生まれた地域給が昭和三十二年度の改正で、地域による生活格差の実情から暫定手当となり、順次本俸に繰り入れることとなつたにかかわらず、数年を経た今日、なんら改訂されていないのは実情にそぐわないので、暫定手当を全地域四級地なみに本俸に繰り入れられたいというのである。

二、請願の議決理由

現行の暫定手当制度は、職員の人事交流を困難ならしめる一因ともなつているので、同手当の本俸繰入れ措置につき慎重な考慮を払う必要があると思量される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

新潟県浦川原村下保倉地区の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　新潟県東頸城郡浦川原村大字横住千八百四十番地塩崎隆太郎）（田中彰治君外一名紹介）（第一一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県東頸城郡浦川原村は、郡の西端にあり、全村が東頸城山脈に位置し、深雪寒冷であることは郡内の他の町村と全く同一であるが、全郡が寒冷地給五級地であるのに例外として同村旧下保倉地区だけが四級地に格付けされていることは不当である。ついては、旧下保倉地区を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

浦川原村旧下保倉地区の寒冷積雪の実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

航空自衛隊岐阜基地による岐阜市長森小学校の騒音防止に関する請願（請願者　岐阜市長良城西町一番地河出修一）（田口誠治君紹介）（第一五二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜市長森小学校は航空自衛隊岐阜基地より五・五キロ離れているが、ジェット機の離着陸する

スの真下にあたつているためジェット機の金属音でながく悩まされてきた。そのため、さる一月二十三日市教育委員会の要請に基づき自衛隊が測定したところによると、飛行機の通過するごとに七十フォーン以上、一機の場合は最高八十三フォーン、二機編隊では九十八フォーンを記録している。ついては、早急に同長森小学校に防音施設を完備されたいというのである。

二、請願の議決理由

ジェット航空機等の発達に伴う飛行場周辺における騒音等の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

沖縄の日本菓子輸入に対する課税軽減に関する請願（請願者　大阪市西区北堀江通二丁目大阪菓子会館内日本菓子保税工場協会長木戸脇栄太郎）（菅野和太郎君紹介）（第二四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本菓子の沖縄輸入課税は、これまで一率二割であつたが改正により菓子の砂糖使用比率五十パーセント以上のもの税率四割、それ以下のものは二割となつた。沖縄は気温が高く湿度が多い国であるため菓子そのものの性質上砂糖を五十パーセント以上使用しなければならないので、このような措置は日本菓子の輸入を禁止する行為であつて、日本政府が沖縄で作られた菓子に対し、特別の援助政策として無税で輸入を認めているのにひきかえ日本から沖縄に輸出する菓子に対する琉球政府の禁止課税を放任しているのは遺憾である。ついては、沖縄へ輸出される日本菓子に対する輸入課税を従前通り、砂糖使用比率いかんにかかわらず二十パーセント課税に引き戻すよう交渉されたい。なお、それが不可能な場合は、次記処置を講じられたいというのである。

（一）沖縄より日本に輸入される菓子に対する衛生、糖度等の厳密な検査および数量の制限（年間六百トンまで）、（二）沖縄より日本に輸入される菓子には、砂糖五十パーセント以上使用した菓子に関税四割、砂糖五十パーセント以下使用の菓子には関税二割の課税。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

寒冷地手当増額に関する請願（請願者　山形県西村山郡朝日町長村山善一郎）（黒金泰美君紹介）（第二六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行寒冷地手当支給区分は、最高百分の八十となつているが、山形県西村山郡朝日町（五級地）のように五箇月間も積雪の中で過す在勤公務員の生活は、燃料費が生活費の中に占める比重は大きく、俸給一箇月分以上を必要とする。ついては、寒冷地手当支給率五級地を百分の百に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

朝日町の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

山形県河北町溝延、西里両地区の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　山形県西村山郡河北町長市川清矩）（牧野寛索君紹介）（第二六五六号）及び同（請願者　山形県西村山郡河北町大字西里岡田吉之助）（西村力弥君紹介）（第四〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡河北町は、昭和二十九年十月旧谷地町、旧北谷村、旧西里村、旧溝延村の一町三村が合併して誕生したもので、今般同町内の旧谷地町、旧北谷地村は寒冷地手当支給四級地から五級地に引き上げられるよう人事院の勧告を得たが、同一町内の旧西里村、旧溝延村はこの引き上げの対象外になつたことは遺憾である。河北町の旧町村は、旧谷地町を中心として六キロ内にあり、自然地理的状況、人文地理的状況においても全く同一の立場にあるから、旧西里村、旧溝延村の両地区の寒冷地給もともに五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

河北町の旧西里村、旧溝延村両地区の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県船引町内七地区等の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　福島県田村郡船引町長三輪才治外三名）（澁谷直藏君紹介）（第二七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正により、福島県田村郡内の大部分の町村が三級地より四級地に引き上げられたが、同法改正の際取り残された次記町村は、合併した同一町村でありかつ標高四百九十メートル、寒冷度、積雪風雪等はこれら引き上げ地域に劣らないから、寒冷地手当を三級地より四級地に引き上げられたいというのである。福島県田村郡船引町のうち、旧船引町、旧美山村、旧文珠村、旧瀬川村、旧七郷村の粟出、牧野を除く地域、旧芦沢村、旧要田村、ならびに同郡大越町の旧七郷村の粟出、牧野地域、同郡中田村のうち旧御館村。

二、請願の議決理由

田村郡内各町村の寒冷、積雪の実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

埼玉県新座町の暫定手当支給に関する請願（請願者　埼玉県北足立郡新座町議会議長橋本進爾）（井堀繁男君紹介）（第二一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧地域給一級地は暫定手当支給地域に指定されていないが、旧無級地はその支給地域となつており、このため旧無級地より旧一級地に転勤した場合暫定手当がなくなる結果実質的に給与が減少するので、教職員、警察官等は旧無級地より旧一級地に転勤を望まず、人事交流等に重大な影響を及ぼしている。ついては、埼玉県北足立郡新座町（旧一級地）を暫定手当支給地域に指定し、地域指定までの間、教職員、警察官の手当支給を国および県において暫定措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

職員の人事交流を困難ならしめる一因となつている現行の暫定手当制度については、なお検討を加える必要があると思量される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町二番地　大蔵省印刷局　官報課　電話　東京（三）一五三一（代）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十七年五月七日

○第四十回国会　衆議院会議録追録（二）

請願に関する報告書
〔第四十五号（その一）参照〕
内閣委員会
特殊用途機械の損失補償に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内二丁目十八番地富士重工業株式会社代表取締役吉田孝雄）（中村幸八君紹介）（第三一八二号）及び同（請願者　東京都中央区八重洲四丁目一番地住倉工業株式会社取締役社長松山宗治）（中村幸八君紹介）（第三三三一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昭和二十一年に、民間工場有所の機械設備に対して賠償充当物件の指定が行なわれ、ついで同年商工、文部省第一号によつて所有者に当該機械設備の管理保全が委託されたが、右賠償指定を受けたもののうち、昭和二十二年十一月二十二日付政令第二四四号「特殊用途機械の破壊に関する政令」をもつて、政府は一方的に当社所有の機械設備を特殊用途機械として破壊してしまつた。しかしながら、破壊を免かれた機械設備に対しては、占領期間中より平和条約発効以降機械設備が返還されるまでの使用料その他の損失補償が行なわれているので、前記の機械設備も破壊を免かれていたならば同様の救済措置が採られたものと思われ、著しく均衡を欠いている。ついては、破壊をうけた直接の損害のみならず同機械によつて得たであろう経済的損失に対しても、適切な補償措置をすみやかに講じられたいというのである。
二、請願の議決理由
占領直後の特殊な情況等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年五月七日
内閣委員長　中島　茂喜
衆議院議長清瀬一郎殿

青島、霧島及び桜島を結ぶ南九州観光ルートを観光開発重点地域に指定の請願（請願者　宮崎市長有馬美利）（池田清志君紹介）（第三四六四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
近時、国民経済の安定と生活水準の向上に伴つて、国民一般の観光旅行が非常に普及してきており、さきに観光開発重点地域に指定された九州別府・阿蘇・熊本・雲仙を結ぶルートには内外の観光客が多数つめかけているが、日南海岸国定公園、霧島国立公園、錦江湾国定公園をもつ宮崎県、鹿児島県のいわゆる南九州もにわかに脚光をあびて観光ブームを呈してきている。ついては、青島、霧島および桜島を結ぶ南九州観光ルートは気候、風景、風俗等においてすぐれたものをもつているので、これを観光開発重点地域に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年五月七日
内閣委員長　中島　茂喜
衆議院議長清瀬一郎殿

上山市の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　山形県上山市長松本長兵衛外一名）（牧野寛索君紹介）（第四〇六〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山形市上山市の寒冷地手当支給区分は、旧上山町、西郷村、本庄村、東村、宮生村、中川村は四級地、山元村は五級地に指定されているが、同一市内でありながらこのように二分していることは、行政上種々の矛盾不均衡を生じ、また現実に新五級地と四級地とを比較して見ても寒冷度あるいは積雪度等になんら差異を認め難い。ついては、上山市全域（山元地域を除く）を寒冷地手当支給区分五級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
上山市内各地域の寒冷、積雪状況等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年五月七日
内閣委員長　中島　茂喜
衆議院議長清瀬一郎殿

連合軍により破壊された特殊目的用機械設備の補償に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内二丁目三番地菱重株式会社取締役社長西村楼一）（草野一郎平君紹介）（第四五八九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昭和二十一年に、民間工場所有の機械設備に対して賠償充当物件の指定が行なわれ、ついで同年、商工、文部省令第一号によつて所有者に当該機械設備の管理保全が委託されたが、右賠償指定を受けたもののうち、当社所有機械約二百六十台（部分破壊を含む）は、昭和二十二年十一月二十二日付政令

第二四四号「特殊用途機械の破壊に関する政令」をもつて、政府より破壊を命ぜられ連合軍政部ならびに日本政府監督下に破壊されてしまつた。しかしながら、破壊を免かれた機械設備に対しては、占領期間中より平和条約発効以降機械設備が返還されるまでの使用料その他の損失補償が行なわれているので、前記の機械設備も破壊を免かれていたならば同様の救済措置が採られたものと思われ、著しく均衡を欠いている。ついては、破壊をうけた直接の損害のみならず同機械によつて得たであろう経済的損失に対しても、適切な補償措置をすみやかに講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

占領直後の特殊な情況等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

滋賀県下の寒冷地手当級地是正等に関する請願（請願者　滋賀県議会議長奥村悦造）（草野一郎平君紹介）（第五〇五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒冷地手当支給率は長年すえおかれたままであつて、今日の物価水準に見合う適正なものといえないのみならず、滋賀県下の冬期の気象実態は、琵琶湖を中心に周辺の山間部に至るにしたがつて寒冷度が高くなり、福井、岐阜県に比べると多雪の地があるが、それより低位にあることは不均衡である。ついては、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当の支給基準を実態に即したものに改正し、滋賀県下の寒冷地手当級地の指定と引き上げについて措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

滋賀県下各市町村の寒冷気象状況等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

宮城県石越町の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　宮城県登米郡石越町高橋軍一）（吉村吉雄君紹介）（第五一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県登米郡石越町は、現在寒冷地給三級地であるが、わずか一キロメートル余りの距離にある岩手県西磐井郡花泉町油島地区（四級地）と気温、積雪量、風速等冬期間における諸条件を比較してもんらその差を認めない。ついては、石越町の実情を調査され、寒冷地級地を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

石越町の各季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

寒河江市寒河江町外三地区の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　山形県寒河江市役所内寒河江地区官公庁寒冷地給対策協議会議長国井門三郎外一名）（牧野寛索君紹介）（第五二一一号）及び同（請願者　山形県寒河江市寒河江乙百九十一番地寒河江地区官公庁寒冷地給対策協議会松田五郎）（西村力弥君紹介）（第五二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県寒河江市の寒冷地手当について、旧白岩町、高松村および醍醐村は昭和三十六年八月に五級地に引き上げられたが、同市の同一行政区域内にある旧寒河江町、柴橋村、西根村および三泉村は、昭和三十五年より正式に気象庁の指定となつた県立林業指導所等の調査資料によつても、五級地に引き上げられた前記三町村となんら気象上の相違が認められないにもかかわらず、いまだ四級地としているため地域行政の運営は著しく阻害されている。ついては、寒河江市の旧寒河江、西根、三泉、柴橋四地区の寒冷地級地を五級地に引き上げるとともに、級地是正後は百パーセント本俸に繰り入れ措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

寒河江市内各地域の寒冷諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

国際会議場を箱根に建設の請願（請願者　神奈川県議会議長橋中千代蔵外七名）（小泉純也君紹介）（第五二六四号）、同（請願者　神奈川県知事内山岩太郎）（野田武夫君紹介）（第五二六五号）、同（請願者　神奈川県足柄下郡箱根町湯本六百九十八番地大箱根観光協会長石村幸作君外七名）（小金義照君紹介）（第五三四七号）、同（請願者　神奈川県商工会議所連合会頭田中省吾）（片山哲君紹介）（第五五八〇号）、同（請願者　神奈川県足柄下郡箱根町長石村喜作外七名）（森島守人君紹介）（第五七八〇号）及び同（請願者　横浜市南区高砂町一丁目十番地岡崎豊吉）（小泉純也君紹介）（第六〇五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国際会議場の建設については、種々の計画があるやに聞き及んでいるが、同会議場の性格とその重要な使命から考えてその建設地は、首都東京に近く政府ならびに関係各機関、在京外交団、外国通信員等の参加はもとより、日本朝野の要人の参加が容易であり、かつ、会議開催上に便利であるとともに、その土地の景観が良く、環境が整備されている土地こそ最適地であると考えられ、これらの点から箱根は他の追従を許さない諸条件を具備している。ついては、箱根町所有の今日まで処女地として保存されている畑引山を無償提供するから、国際会議場を箱根に建設して世界諸国の期待にこたえるとともに、オリンピック東京大会に伴う国際観光事業の一大拠点ともなるよう緊急処置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

国立大学教官の待遇改善に関する請願（請願者　福岡県小倉市中原九工大官舎井上順吉外五十五名）（伊藤卯四郎君紹介）（第五七六号）、同外一件（請願者　福岡市鳥飼六丁目和栗明外七十四名）（稲富稜人君紹介）（第五五七七号）、同（請願者　甲府市元城屋町四十九番地山梨大学工学部教授北御門良天外百十五名）（金丸信君紹介）（第五五七八号）、同（請願者　福岡市白金町八十番地田中定外二百九十六名）

（坂田道太君紹介）（第五六七二号）、同（請願者　京都市左京区吉田本町京都大学教授岸本誠二郎百三十五名）（田中伊三次君紹介）（第五七六八号）、同（請願者　千葉市作草部町千三百七番地長友治郎吉外七十九名）（臼井荘一君紹介）（第五七六九号）、同（請願者　名古屋市千種区植園町虹ケ丘中木康夫外四百二十八名）（辻寛一君紹介）（第五七七〇号）、同外二件（請願者　札幌市北二十四条西十四丁目今村成和外五百三十名）（横路節雄君紹介）（第五七七一号）、同（請願者　長野県更埴市屋代町清水悟郎外二百八十二名）（倉石忠雄君紹介）（第五九〇五号）、同（請願者　鳥取県米子市西町百九番地山田守外二百七名）（古井喜實君紹介）（第五九〇六号）、同（請願者　大分市長浜町南八組田中喜一外六十七名）（廣瀬正雄君紹介）（第五九〇七号）、同（請願者　鹿児島市西千石町百四十九番地森一郎外百八十七名）（床次徳二君紹介）（第五九〇八号）、同（請願者　静岡県浜松市和地山町十二番地静岡大学講師渡辺始外百三十一名）（勝間田清一君紹介）（第五九八二号）、同外一件（請願者　愛知県岡崎市明大寺町宮ノ入五番地愛知学芸大学教授竹島清治外百十名）（堂森芳夫君紹介）（第五九八三号）、同（請願者　東京都渋谷区美竹町三十四番地東京大学教授有泉亨外二百八十二名）（原彪君紹介）（第五九八四号）、同（請願者　山口県下関市長府町侍町山口大学教授北島三郎外十九名）（細迫兼光君紹介）（第五九八五号）、同（請願者　福岡市小笹住宅二組三十三号九州大学助教授河野和正外百十名）（松本七郎君紹介）（第五九八六号）、同（請願者　盛岡市上田館向九十五番地の八岩手大学教授尾沢喜雄外七十六名）（山中吾郎君紹介）（第五九八七号）、同（請願者　名古屋市千種区北千種百五十ＲＡ四十三名古屋工業大学水田十洋外七十一名）（横山利秋君紹介）（第五九八八号）、同（請願者　宮崎市霧島町一番地塚本二郎外百五十八名）（相川勝六君紹介）（第六〇二五号）、同（請願者　仙台市外記丁十番地黒川利雄外六百四十六名）（愛知揆一君紹介）（第六〇二六号）、同（請願者　水戸市渡里町茨城大学内岡山超外九十七名）（赤城宗徳君紹介）（第六〇二七号）、同（請願者　青森県弘前市文京町一番地小林時三郎外九十八名）（淡谷悠蔵君紹介）（第六〇二八号）、同（請願者　東京都文京区水道町五十九番地阿阪三郎外五十二名）（伊藤郷一君紹介）（第六〇二九号）、同（請願者　横浜市保土ケ谷区霞台二百番地高木外次外百三十九名）（池田正之輔君紹介）（第六〇三〇号）、同（請願者　仙台市北二番丁五十八番地海老名敏明外百三十七名）（大石武一君紹介）（第六〇三一号）、同（請願者　高松市桜町八百二十八番地前川忠夫外六十六名）（大平正芳君紹介）（第六〇三二号）、同（請願者　東京都南多摩郡日野町多摩平二十一街区二鎌田正宣外百四名）（片山哲君紹介）（第六〇三三号）、同（請願者　岐阜県稲葉郡那加町桜町高橋敏夫外三十九名）（木村公平君紹介）（第六〇三四号）、同（請願者　東京都目黒区大岡山一番地実吉純一外百十名）（齋藤憲三君紹介）（第六〇三五号）、同（請願者　福島県伊達郡保原町七丁目一番地大石嘉一郎外百三名）（鈴木義男君紹介）（第六〇三六号）、同（請願者　東京都渋谷区代々木富ケ谷千四百六十六番地石井照久外五百六十一名）（田中榮一君紹介）（第六〇三七号）、同（請願者　長崎市西町百二十四番地藤本薫喜外二百四十七名）（綱島正興君紹介）（第六〇三八号）、同（請願者　福岡市田島公務員宿舎二の三十五柳春生外百二十六名）（中島茂喜君紹介）（第六〇三九号）、同（請願者　大阪市阿倍野区相生通二丁目六番地盛田嘉徳外百二十二名）（中山マサ君紹介）（第六〇四〇号）、同（請願者　大阪府寝屋川市秦百九十四番地小島吉雄外五百八十名）（原田憲君紹介）（第六〇四一号）、同（請願者　東京都新宿区百人町四丁目四百五十番地西戸山住宅ＲＣ二十二山田勇外二十名）（福田篤泰君紹介）（第六〇四二号）、同（請願者　東京都渋谷区幡ケ谷二丁目一番地鶴岡英吉外二百五十九名）（藤本捨助君紹介）（第六〇四三号）、同（請願者　岡山市北方六百六十九番地の二竹之内脩外七十四名）（藤原節夫君紹介）（第六〇四四号）、同（請願者　宇都宮市峰町三百五十番地斎藤清外六十二名）（船田中君紹介）（第六〇四五号）、同（請願者　和歌山市紀三井寺八百五十五番地近藤忠外五十七名）（坊秀男君紹介）（第六〇四六号）、同（請願者　東京都世田谷区成城町百一番地大塚次郎外三十名）（松永東君紹介）（第六〇四七号）、同（請願者　浦和市北浦和五丁目百八十一番地近藤研二外九十五名）（松山千恵子君紹介）（第六〇四八号）及び同（請願者　千葉市森町八十二番地の一天沢不二郎外五名）（山口好一君紹介）（第六〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の国立大学の教官の待遇は戦前の処遇との比較においても、その職責の似かよった司法官の処遇との比較においても、また一般公務員として行政官庁の指導的地位についたと仮定した場合の処遇と比較しても、相当悪い条件にあり、したがつて外部からのよい待遇を用意しての呼びかけに若い大学卒業生や、研究者の足の向くことを防ぎようがなく、後継者がとだえようとする部門もある状態であり、わが国科学研究分野の前途を思うとき、まことに憂慮にたえないものがある。国立大学教官の待遇の改善については、機会あるごとに人事院などに陳情したが、先般公務員一般の給与の改善に伴つて、その一部として若干の補正があつたに過ぎない。ついては、国立大学教官の待遇を改善するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立大学の教官を確保するため、本請願の趣旨並びに目的は十分考慮する必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　中島　茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

暫定手当本俸繰入れ等に関する請願（請願者　大阪府寝屋川市奏六千八百二番地村上篤子外三百四十名）（河野密君紹介）（第五七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の附帯決議において、「昭和三十五年以降における暫定手当は、これを速やかに整理し、その本俸繰入れの措置を講じること」とあるが、いまだ暫定手当制度に地域格差が存在していることは遺憾である。ついては、同手当の区分支給を廃止し、全公務員に対し四級地額引上げ支給を行い、その額は俸給表別、等級別、号俸別の差別をつけずに本俸に繰り入れて同手当を廃止し、さらに配置転換を含む人事異動については事前協議制を確立するとともに、労働基本権の返還および住宅手当独身者三千円、世帯主五千円支給と通勤費実費全額支給を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

現行の暫定手当制度は、職員の人事交流を困難ならしめる一因ともなつているので、同手当の本俸繰入れ措置等につき慎重な考慮を払う必要があると思量される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
内閣委員長　中島　茂喜
衆議院議長清瀬一郎殿

地方行政委員会

新市町村建設促進法による新市村町建設計画の実施に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新市町村建設促進法は、その効力が延長され、新市町村に対する国の援助および配慮はその条文上では期待されるが、国の予算面より考えた場合は、やや実効が薄いうらみがある。ついては、広域都市、基幹都市等に対して国が援助し配慮すると同様に、これら地域以外の新市町村に対し、せつかく策定した市町村計画の実施について、より強力な国の援助および配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由
新市町村建設促進法の効力延長に対応し、建設計画の完全な実施と実効を確保することにより、建設の目的を達成して新市町村の健全な発展を実現するために、本請願の趣旨及び目的はおおむね妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
地方行政委員長　園田　直
衆議院議長清瀬一郎殿

救急車購入費国庫補助等に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行消防法上では救急勤務は消防任務として明確な法的根拠なく、消防法第一条の拡張解釈により活動し、自治体において全額負担をもつて救急車を設置しているが、近時交通事故の多発に伴い、その活動はめざましいものがあり、またその救助は市民であるとないにかかわらず無差別平等広範囲にわたる実情にある。ついては、救急車の設置に対し二分の一国庫補助するとともに、消防施設強化促進法に基づく国庫補助率を三分の一から二分の一に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
消防施設の拡充強化をはかることは市町村が現実に当面する問題であるが、地方財政の現状にかんがみ、国においては救急業務の重要性に基づき救急車の設置に対する国庫補助はもちろんのこと、消防施設に対する国庫補助率の引上げ等、積極的に消防財源の確保に努めるべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
地方行政委員長　園田　直
衆議院議長清瀬一郎殿

合併による市庁舎新増築費起債わくの拡大に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
合併市町村の財政はきわめて窮迫しているが、庁舎の新増築は絶対に放置できないから、これが新増築費の起債わくを大幅に拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由
合併市町村の庁舎新築は新市町村建設と切り離せない施設であるのでその必要性を考慮しかつ合併市町村の財政の困難性をも合わせ考えて起債のわくの拡大、充当率の引上げ等の助成措置を講ずることは当然であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
地方行政委員長　園田　直
衆議院議長清瀬一郎殿

国庫補助事業の促進に関する請願（請願者　福島県町村議会議長会長石田真宗）（吉村吉雄君紹介）（第四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近年国においては、国庫補助事業の認証や起債の詮議はできる限り早期にするよう努力されているが、事業によつて認証が遅く、はなはだしいものは年度末ぎりぎりになるものもある状況であり、一方これら事業に対する町村負担金等も年度末近くなれば、これに充当する留保財源も乏しくなるため場合によつては、せつかく認証された事業を返上せざるを得ない現状にあるから、国庫補助事業の認証、起債の詮議、事業着工の促進を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
従来国庫補助率等の認証、起債の許可等遅延に伴い地方公共団体の財政運用に支障を来たしていた事実は、しばしば注意を喚起したところであるが、いまだに改善のあとがみられない。本請願の趣旨は当然のことと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
地方行政委員長　園田　直
衆議院議長清瀬一郎殿

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する請願（請願者　青森県下北郡東通村長二本柳栄太郎外一名）（三浦一雄君紹介）（第六〇三号）及び同（請願者　青森県下北郡東通村長二本柳栄太郎外一名）（三浦一雄君紹介）（第一〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国有提供施設等所在市町村助成交付金の対象となる資産の範囲については、自衛隊の使用する資産は、米軍が使用する資産よりもさらに限定されているので、米軍使用資産と同様に、その全資産を交付金の対象とするよう法律を改正せられたいというのである。

二、請願の議決理由
助成交付金の対象資産の範囲については、例えば演習場の用に供するもののうちしよう舎施設については、米軍使用資産にあつては、その土地、建物及び工作物のすべてが対象資産となるが、自衛隊使用資産にあつてはこれらはすべて対象資産から除かれる現状にあるがその市町村の行財政に及ぼす影響については差異なきものであるから米軍資産と同様、自衛隊使用資産についてもその全資産を交付金の対象とするよう是正すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
地方行政委員長　園田　直
衆議院議長清瀬一郎殿

市町村道路譲与税の創設に関する請願（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第七七五号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第七七六号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第七七七号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第九七〇号）、同（請願者　長野県議会副議長村田歳）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇三五号）、同（請願者　長野県議会議員横

前利夫）（中島巌君紹介）（第一一〇八号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三〇八号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第一三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における経済の発展に伴い交通事情は一変し、重量積載車や大型車の運行のため、道路の狭あい、損壊はまことにはなはだしいものがあり、これがため、国は揮発油税のうちから地方道路譲与税として都道府県に交付し、都道府県は、これを道路行政充実の財源としているが、必ずしも満足すべきものではない実情にある。さらに、市町村道については、地方交付税の算定基準になつてはいるが、その改良改修にあてる面は、きわめて少額であり、これがため、最近の交通状態から、市町村道を完全に維持することは、市町村財政ではきわめて困難な事態に立ち至つている。ついては、現在の揮発油税のうちから、新たに市町村にも市町村道路譲与税（一キロ当り千円程度）を創設されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における経済のめざましい成長に伴う自動車の急激な増加から、市町村の道路についてもその整備をいつそう拡充強化する必要があるが、市町村財政の現状にかんがみ道路財源の一層の充実をはかる必要がありそのためには本請願の願意のごとく市町村道路譲与税を創設するなどの方途を考究すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政
委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

地方財政関係法の抜本的改正に関する請願外一件（請願者　東京都北多摩郡保谷町議会副議長金子みさほ外一名）（細田義安君紹介）（第一〇七三号）、同（請願者　東京都北多摩郡保谷町議会議員太田皐蔵）（門司亮君紹介）（第一一三四号）、同（請願者　東京都北多摩郡保谷町議会議員都丸哲也）（山花秀雄君紹介）（第一一八二号）、同（請願者　東京都北多摩郡保谷町議会議員山本一司）（福田篤泰君紹介）（第一二八一号）及び同（請願者　東京都北多摩郡保谷町議会議員長村田禎三）（中村高一君紹介）（第一三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十六年五月に改正された地方税法は、その改正目的であるはずの簡素合理化とうらはらに一段と複雑化し、地方住民に対しては、より一層の負担増大を要求している。ついては、このような手段による地方財政の補強でなく、国税地方税のあり方を抜本的に検討し、真の自治に値する自治制を維持しうる財政を確立するため、次記事項を措置されたいというのである。（一）地方交付税法第六条による交付税の総額を引き上げること、（二）独立税の市町村税源への大幅移管をすること、（三）地方自治法第二五〇条「起債許可の制限」を撤廃すること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、本委員会において絶えず論議されてきたところであり、漸次その実現をみつつあるが、地方財政の強化確立の観点からは、更に検討をくわえ、抜本的措置を講ずる必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政
委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

樺太引揚市町村吏員の処遇に関する請願（請願者　山形県米沢市舘山口町五千五十三番地渡辺兼治郎外二十八名）（永山忠則君紹介）（第一三四一号）、同（請願者　北海道網走郡津別町三島晧司）（永井勝次郎君紹介）（第五一一二号）及び同（請願者　東京都中野区道玄町十八番地南潔外三名）（帆足計君紹介）（第五一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

樺太引揚市町村吏員（常備消防員を含む）に対し、退隠料等の諸給与金の支給と勤務年数の通算について、次記事項を措置されたいというのである。（一）退隠料受給既得権者（遺族扶助料を含む）に対し、昭和二十年八月十五日にさかのぼつて支給すること、（二）勤続十五年以上の有給吏員が引揚後、国家、地方両公務員のいずれにも就かず現在に至る者に対し、退隠料（引揚後死亡した者にはその遺族に扶助料）を二十年八月十五日にさかのぼつて支給すること、（三）同吏員が引揚後、国家公務員または地方公務員として勤務している者に対し、樺太市町村の勤務年数を通算する処置を講ずること、（四）同吏員が引揚後、国家、地方両公務員のいずれにも就職せず、または就職したがすでに退職した者に対し、退職給与金を支給すること、（五）終戦後死亡した者の遺族に対し、死亡給与金を支給すること。

二、請願の議決理由

樺太引揚市町村吏員の特殊事情と、漸次整備されつつある公務員退職年金法制の現状にかんがみ、本案の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政
委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

大衆飲食に対する料理飲食等消費税軽減に関する請願（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会長毛利鋼三）（五島虎雄君紹介）（第一五二六号）、同（請願者　東京都千代田区神田神保町二丁目四番地全国麺類環境衛生同業組合連合会長鈴木正夫）（吉田重延君紹介）（第一六七一号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内東京食堂商業協同組合関根高蔵外六名）（川村継義君紹介）（第一八三七号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地全国外食券食堂協同組合同盟理事長山本宗平）（門司亮君紹介）（第二二八四号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会斎藤顕夫）（金子岩三君紹介）（第二四八一号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会関根高蔵）（大野市郎君紹介）（第二五一六号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会岡本真吾外六名）（宇野宗佑君紹介）（第二六八七号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会小野塚関平）（園田直君紹介）（第二六八八号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会小野塚関平外六名）（西村力弥君紹介）（第三〇〇八号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会副会長田中精）（本島百合子君紹介）（第三一八四号）及び同（請願者　熊本市鷹匠町五十八番地熊本県鮨商環境衛生商業組合理事長佐渡資生外七名）（川村継義君紹介）（第四〇九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

このたびの地方税法改正の政府案によると、飲食に対する課税は

しやし（奢侈）遊興面と普通飲食との区分を廃し、同率課税として一体化しようとしているが、大幅な減免措置の期待できない現状ではこれは時期尚早であるから、税法上の区分は当分存続して、大衆飲食による料理飲食等消費税については次のように改正されたいというのである。（一）接待を伴なわない飲食の免税点（現行五百円）を八百円に引き上げること、（二）チケット制飲食店の免税点（現行二百五十円）を三百五十円に引き上げること。

二、請願の議決理由

遊興の伴わないいわゆる大衆飲食について、料理飲食等消費税の免税点を引き上げるべきことはしばしば論ぜられ、また漸次その実現をみつつあるが、大衆負担という見地から、本請願の願意について将来十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険団体連合会職員の地方公務員共済制度加入に関する請願（請願者　奈良市登大路町奈良県庁保険課内奈良県国民健康保険団体連合会事務局長中野市蔵外二十五名）（秋山利恭君紹介）（第一六五二号）、同（請願者　広島市基町広島県庁内広島県国民健康保険団体連合会船山乾吉外七十八名）（島本虎三君紹介）（第三〇〇七号）及び同（請願者　神戸市生田区栄町二丁目五十番地三和ビル内兵庫県国民健康保険団体連合会理事長友井茂次）（有田喜一君紹介）（第三五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険団体連合会職員は、市町村保険者の行なう診療報酬の審査、支払に関する事務を保険者の委託を受けこれを処理しているのであつて、市町村職員と全く同じ事務処理をしているにもかかわらず、これら職員に対する共済制度がなく、単に職場における健康保険、厚生年金保険に加入しているのみで他の地方公務員に比しきわめて不公平な処遇に置かれている。ついては、国民健康保険団体連合会職員を地方公務員共済制度に加入することをすみやかに認めるよう特別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

国民健康保険団体連合会職員の職務内容が地方公務員の職務内容に準じている実情にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

新消防力の基準による増強費交付に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良則君紹介）（第一九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十六年八月一日消防庁告示第二号によつて消防力の基準が定められたが、この基準に合致するには相当の経費を要し、現在の地方自治体の財政状態では、基準の二分の一強化も困難であるから、同基準による必要経費を地方交付税に算入、交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

消防施設の拡充強化は市町村が現実に当面する緊急問題であるが、地方財政の現状にかんがみ、消防力を少なくとも国の示す基準まで引き上げるための必要な経費は、地方交付税に算入するなど積極的に消防財源の確保に努めるべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

消防施設強化促進法による国庫補助率引上げに関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（山中貞則君紹介）（第一九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消防施設強化促進法第四条によると「前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で基準額の三分の一以内とする」。となつており、消防ポンプ自動車A二級ガソリンエンジン効率八五KWホイルベース三M級の基準額は百八十九万円であるが、実際の購入額は二百十五万円から二百二十万円で売買契約をしている実情である。ついては、これが基準額を引き上げ、さらに補助率も二分の一に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

消防施設の拡充強化は市町村が現実に当面する緊急問題であるが、地方財政の現状にかんがみ、消防ポンプ自動車等について国庫補助の基準額を実情に即するよう引き上げることは勿論補助率についても引上げを行なう等積極的措置を講ずる必要を認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

国庫補助金、地方債等の基準単価及び充当率引上げに関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（山中貞則君紹介）（第一九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

資材、労力費および用地費の値上りの著しい今日、現行の国庫補助金、地方債等の基準単価ならびに充当率をもつては公共事業等の施行は地方財政の大きな負担となり、地方財政を極度に圧迫しているから、現在の基準単価の改訂と地方債の充当率わくの拡大をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、本委員会において絶えず論議されてきたところであり、最近漸次改善の方向に向つているが、今後地方財政を強化する観点からなお更に再検討をくわえ実態に即するよう是正する必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

消防職（団）員の特別報償に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（山中貞則君紹介）（第一九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十六年六月十三日の閣議において、警察官、海上保安官等のみにつき特別報償金を授与するよう決定したが、消防職（団）員に対しても職務執行を保護し、後顧の憂いなく業務を遂行できるよう、特別報償を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

火災等による被害を軽減し、もつて国民の生命・身体及び財産の保護に任ずる消防職（団）員の使命にかんがみ、消防職（団）員についても警察官等と同様に特別報償を実施されたいという本案の趣旨を妥当と認め、本請願はこれを議院

の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

消防団員に対する退職金制度の確立に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（山中貞則君紹介）（第一九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

非常勤消防団員は消防法第二条の精神に基づいて、常時精神の制約を受けて活動しているが、一たん退職してもなんらの退職金もなく、ただ十五年以上勤続退職者に対して消防庁長官が賞状および記念品を贈呈されるだけであるので、非常勤消防団員の永年勤続（十年以上）退職者に対して退職金制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

火災の予防鎮圧はもとより水災その他自然災害等による被害を軽減し、もつて、国民の生命、身体及び財産の保護の任にあたる非常勤消防団員の使命の重大性にかんがみ、本案の趣旨はおおむね妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

農耕用軽自動車税の免税に関する請願外二十四件（請願者　松山市大字菅沢竹内敬一外千三百二十七名）（湯山勇君紹介）（第二三三五号）及び同（請願者　愛媛県温泉郡中島町大字元怒和小原忠臣外千四百七十一名）（八木徹雄君紹介）（第二七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の地方税法によれば農耕用軽自動車が一般軽自動車として課税されているが、農業近代化による農業経営費に占める農機具導入ならびに償却費は、年々増加の一途をたどり、農業所得は漸次下降傾向にあるとき、同自動車の課税は低所得に悩む農家の生活を一層苦しめ、農業発展にとつて大きな障害となつており憂慮にたえない。また同自動車は主として農道を利用することが多く同農道の改修は、農民の賦役、燃料費、運搬費の負担等農民自身によつて行なわれている現状である。ついては、農耕用軽自動車の免税措置を講ずるよう地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路運送車両法施行規則別表第一号に定める基準に適合するものであれば軽自動車税の課税客体となるものとされているが、動力耕うん機等の動力源に供する軽油について軽油引取税が課税免除されている事実にも照らし、道路使用の体容、農業近代化による農業経営費の増大等をも考慮して、農業発展の見地から本請願の願意は将来実現を考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

水道事業に対する起債対象範囲拡大に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在水道工事中土地買収費、補償費および配水管の内径七十五ミリメートル以下の細管は起債の対象から除外されているが、水道施設の建設改良および拡張工事の主要財源は、起債に依存しなければならず、用地買収補償費については最近における地価の高騰が企業財政に大きな影響を与えており、また鹿屋市のような小都市の水道事業においては、全配水管中七十五ミリメートル以下の管が占める割合はきわめて大きな数字にのぼつている。ついては、用地買収補償費および配水管七十五ミリメートル以下の細管も起債の対象とするより対象範囲を拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

水道事業の急速な整備を必要とする現在、起債の対象から除外されているため企業財政に支障をきたしているものについては、本請願の要請する通り市町村の財政の実態に即応できるよう起債の対象範囲を拡大すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

行政事務改善費国庫補助等に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政事務の能率化、行政効果の向上等のため、国においてはその改善の方法について種々研究指導され、地方公共団体においてもそれぞれの方法で検討し実施されているが、事務室の改善、事務機械の導入等には多額の経費を要するので、これら行政事務改善に要する経費に対して国庫補助を行なうとともに起債の対象とされたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における地方公共団体の行政事務の近代化、能率化及び行政効果の向上のため、その必要経費については国において国庫補助等適切な財源措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

奄美群島第三次振興計画の実施に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長宮田実）（池田清志君紹介）（第三六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美群島における復興事業は、関係当局の理解により、着々とその成果をあげ、各種施設も整備充実されつつあるが、この間本土においては、政府の高度経済成長政策の展開により、国民の所得水準は急増しているのに比して、本島においては漸く戦前の水準に達したにすぎない。ついては、この所得格差を縮少するために、またわが国唯一の亜熱帯地域の産業振興のために、第三次奄美群島振興計画の実施方を要望するというのである。

二、請願の議決理由

奄美群島の復興事業は年を追つてその成果を高めつつあるが、その後における他の地域の急激な所得の増大に対応して、同群島の所得水準を一段と向上させるため、引続き第三次振興計画を実施すべしとする本請願の趣旨は、妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
地方行政　委員長　園田　直
衆議院議長清瀬一郎殿

道路交通の改善に関する請願外三件（請願者　愛知県知多郡大字八幡字中島七十八番地平松孝夫外八千六百五十八名）（久保三郎君紹介）（第四六八七号）、同（請願者　東京都世田谷区北沢四丁目五百四十一番地田原信明外四百九十五名）（中島巌君紹介）（第四六八八号）、同（請願者　福岡県中間市中鶴一坑小迫勲外二十九名）（楢崎弥之助君紹介）（第四六八九号）、同外三十四件（請願者　和歌山県那賀郡岩出町山崎高松盛男外三千二百四十八名）（井岡大治君紹介）（第四七一号）、同（請願者　佐賀県多久市北多久町明治立山三丁目一番地本石文子外三百三名）（石村英雄君紹介）（第四七七二号）、同外十七件（請願者　東京都渋谷区代々木富ケ谷千四百三十五番地藤林政吉外二百五名）（五島虎雄君紹介）（第四七七三号）、同外二件（請願者　埼玉県与野市下落合千四十一番地榎本潔外百四十九名）（石橋政嗣君紹介）（第五〇五八号）、同（請願者　北海道空知郡上砂川町黒竜栄）（渡辺惣蔵君紹介）（第五〇五九号）、同（請願者　富山市双代町二十七番地舟川吉夫外百二十名）（佐野憲治君紹介）（第五四四五号）及び同（請願者　群馬県太田市太田三丁目百十四番地須藤光一外四百二十九名）（志賀義雄君紹介）（第六二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新道路交通法が制定されてから一年になるが、交通事故は増加の一途をたどつている。これは同法につらぬかれた思想が警察官の権限を拡大し、罰則を重くすることによつて、所期の目的を達成できるかのような錯覚をしているからである。ついては、同法を本来の交通に関する基本法にもどすため全面的に改正するとともに、交通事故をなくすために当面次の諸点を解決されたいというのである。
（一）交通行政を一元化し、根本的な施策を確立すること、（二）道路の拡張と建設を促進し、交通混雑を緩和すること、（三）自動車運転者の待遇を改善し、生活安定をはかること。

二、請願の議決理由
道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを目的とする道路交通法の立法精神にかんがみ、本案の趣旨はおおむね妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年五月七日
地方行政　委員長　園田　直
衆議院議長清瀬一郎殿

地方公務員の定員外職員の定員化促進とその財源措置に関する請願（請願者　熊本県議会議長平川千吉）（園田直君紹介）（第四七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方公務員の定員外職員の定員化については、昭和三十六年七月一日および同年十二月一日付の自治省事務次官通達に基づき、熊本県においても鋭意検討を進めているが、その財源確保に困難をきたしている実情である。ついては、定員外職員の定員化を促進し、その財源としては、とりあえず公共事業費のうちに給料分の増わくを認める等、また本質的解決策としては地方交付税において特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方公務員の定員外職員の定員化については、政府は本年度において完了せしめたい方針のようであるが、これを促進するためには、本請願の趣旨をも十分考慮して措置すべきと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年五月七日
地方行政　委員長　園田　直
衆議院議長清瀬一郎殿

町村自治振興に関する請願（請願者　鹿児島県町村会長長井正維）（池田清志君紹介）（第四九一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
行政水準の低位にある町村の自治振興対策として、次記事項を実現されたいというのである。（一）都市と農村の住民の文化、福祉の均等化を目標として、新産業都市建設等の都市建設に併せて農林漁業に基盤をおく町村につき総合的建設対策を樹立すること、（二）町村建設は、農業構造改善ならびに沿岸漁業振興を含めて基礎的公共施設整備基準を定め、これが推進をはかること、特に辺地については国の助成をもつて総合的に振興対策を樹立すること、（三）町村建設の中央計画ならびにこれが実施に当たつては、関係各省政府機関の総合調整を行なう中央機関をおき、計画または実施上の重複不統一等を避け、円滑かつ強力な推進をはかること。

二、請願の議決理由
新産業都市建設促進法等都市地域開発立法が成立及び実施の段階にある今日、その対象とならない農漁村、とくに辺地の行政水準についても均等に向上をはかる必要があり、国が速やかに、この地域の総合的振興対策を樹立し、積極的助成を一段と強化し、計画の円滑な推進をはかる等本請願の趣旨にそつて所要の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年五月七日
地方行政　委員長　園田　直
衆議院議長清瀬一郎殿

町村財政の確立に関する請願（請願者　鹿児島県町村会長長井正維）（池田清志君紹介）（第四九一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
町村財政確立のためさし当たり明年度において、次記事項の実現を強く要望するというのである。（一）町村における財政の自主性と発展性を保持するため、根本的な税源配分について積極的検討を続けるとともに、当面、交付税をもつて町村自治の基幹財源としての実質を確保させること、（二）国、県市町村における経費負担区分を適正化し、国県の行なうべき事業、事務費の実質的な町村費転嫁を排除するとともに、特に外郭団体等を含む法令外寄付金、負担金の整理規制をはかること、また教育、土木、消防等の住民の税外負担解消のため、独立財源の強化と併せ交付税配分の是正をはかること、等。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、本委員会において絶えず論議されてきたところであり、今後の町村財政強化の観点から望ましく、政府においてもこれを考究し、善処すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年五月七日
地方行政　委員長　園田　直
衆議院議長清瀬一郎殿

町村単独事業の橋新設及び改良工事費国庫補助等に関する請願（請願者　鹿児島県町村会長長井正雄）（池田清志君紹介）（第四九二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
町村単独事業の橋りよう新設ならびに改良工事は、膨大な経費を要し、現在の町村財政では満足な施工はきわめて困難であり、また現在この事業が起債の対象にはな

つているが、優先的に配分されるはずの新設工事ですら容易でなく、改良工事に至つてはほとんどその起債にありつけないというのが現状である。ついては、町村単独事業の橋りよう新設、改良工事は、これを国庫補助事業の対象とし、現行起債わくの拡大を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村財政の現状においては、町村単独事業である橋りようの新設、改良工事の施行に支障をきたしている実情にかんがみ、これを国庫補助事業の対象とし、また現行の起債のわくを拡大する必要のあることは、本請願の要請する通りである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

地方財政の健全化に関する請願（請願者　鹿児島県市議会議長会長石井真一）（池田清志君紹介）（第六〇六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の地方財政窮乏の一因は、十分な財源措置を行なわずに強行された国の施策にあるので、政府は、地方財政健全化のため、次記事項につきすみやかに適切な措置を講じられたいというのである。

（一）昭和三十九年基準年度における固定資産の評価替に伴う膨大な経費を全額国で財政措置すること、（二）学校給食施設整備費の国庫補助を増額し、起債の対象とすること、（三）国民健康保険の調整交付金の配分方法を改善し、事務費はその全額を国庫負担とすること、（四）団体営土地改良事業の国庫補助率を引き上げること。

二、請願の議決理由

地方財政の自主性と発展性を保持するため、特に国の施策による必要経費について、十分なる財源措置を講ずべきことはつとに叫ばれているところであり、政府は本請願の趣旨についてその速やかなる実現を期すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

法令外負担金及び寄付金等の規制に関する請願（請願者　鹿児島県市議会議長会長石井真一）（池田清志君紹介）（第六〇六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の地方公共団体相互間の負担金等の規制に関する規定は、割当的寄付金の徴収を禁止する趣旨のものであり、任意的寄付金または法令外負担金等は規制の対象にならないものと解され、また地方財政法第二十七条に都道府県が行なう建設事業について受益市町村の負担に関する規定があるため、同規定を援用し、当然都道府県が負担すべき経費についても、同条の経費としてまたは任意的寄付金の形で、市町村に不当な負担を加えているので市町村財政の窮迫に拍車をかけている。ついては、財政運営の基本原則を確立するため、すみやかに次の事項を法制化するとともに、所要の財政措置を講じられたいというのである。（一）都道府県は、市町村に対し寄付金、法律または政令に基づかない負担金その他これらに類する物品等を負担させてはならないこと、（二）地方財政法第二十七条の二に「港湾」に係る土木施設を加えること。

二、請願の議決理由

住民の税外負担が年年多くなりつつある現状にかんがみ、税外負担を解消し、もつて住民負担の実質的均衡を図り、あわせて、地方公共団体間の財政秩序の確立を期することは、現下の急務として本委員会の強く要求してきたところであり、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

奄美群島振興計画の早期樹立に関する請願（請願者　鹿児島県市議会議長会長石井真一）（池田清志君紹介）（第六〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美群島は、日本に復帰以来、奄美群島復興事業計画に基づく諸般の施策が行なわれてきたが、各種公共施設を始め産業基盤施設の整備は、ようやくその緒についただけであり、また群島住民の所得は、一人当たりの推計所得五万二千四百円で、国民所得の十二万二千六百円と比較すると、四十二パーセントにすぎない現状である。ついては、群島住民の所得を向上させ、地域格差是正のため、すみやかに長期計画に基づく奄美群島振興計画を樹立し、所要の施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

奄美群島の復興事業は年を追つてその成果を高めつつあるが、その後における他の地域の急激な所得の増大に対応して、同群島の所得水準を一段と向上させ、地域格差の是正をはかるため、引き続き長期計画に基づく振興計画を実施すべしとする本請願の趣旨は、妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　園田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

大蔵委員会

国民金融公庫職員の増員に関する請願（請願者　愛知県豊橋市八町通り二丁目十五番地近藤茂章）（鈴木正吾君紹介）（第四〇号）、同（請願者　奈良市内侍原町五十一番地の一中家隆造）（秋山利恭君紹介）（第八九号）、同（請願者　東京都台東区東黒門町十八番地国民金融公庫本所内井上澄男）（賀屋興宣君紹介）（第五四二号）、同（請願者　京都市中京区東洞院通蛸薬師下ル国民金融公庫従業員組合京都支部委員今福好一）（谷口善太郎君紹介）（第六八〇号）、同（請願者　東京都江東区深川毛利町十六番地の三国民金融公庫従業員組合江東支部委員坂口恒夫）（淺沼享子君紹介）（第七三八号）、同（請願者　名古屋市東区布池町三十二番地の一国民金融公庫従業員組合名古屋支部委員松尾俊治）（赤松勇君紹介）（第七三九号）、同（請願者　徳島市中州町一丁目十五番地国民金融公庫従業員組合徳島支部委員長玉田博人）（阿部五郎君紹介）（第七四〇号）、同（請願者　新潟市寄居町三百三十二番地国民金融公庫従業員組合新潟支部委員長塩崎俊雄）（石田宥全君紹介）（第七四二号）、同（請願者　山口市中河原十七番地国民金融公庫従業員組合山口支部委員長澄川一之）（石村英雄君紹介）（第七四三号）、同（請願者　秋田市長野町四丁目十番地国民金融公庫従業員組合秋田支部委員長高橋隆）（石山權作君紹介）（第七四四号）、同（請願者　東京都台東区東黒門町十八番地国民金融公庫従業員組合本所支部委員木村邦彦）（大柴滋夫君紹介）（第七四五号）、同（請願者　京都市中京区東洞

院通蛸薬師下ル国民金融公庫従業員京都支部委員広瀬一正）（岡本隆一君紹介）（第七四六号）、同（請願者　金沢市南町八十八番地国民金融公庫従業員組合金沢支部委員長東田信雄）（岡良一君紹介）（第七四七号）、同（請願者　熊本県八代市大手町三十三番地の一国民金融公庫従業員組合八代支部委員長野々口利春）（川村継義君紹介）（第七四八号）、同（請願者　大阪府布施市長栄寺二丁目三十八番地国民金融公庫従業員組合布施支部委員長大久保貞彦）（久保田鶴松君紹介）（第七四九号）、同（請願者　東京都北区王子本町一丁目四番地国民金融公庫従業員組合王子支部委員長市橋義雄）（河野密君紹介）（第七五〇号）、同（請願者　津市大字津千六百二十八番地国民金融公庫従業員組合津支部委員今村妙子）（小林ちづ君紹介）（第七五一号）、同（請願者　大阪市東淀川区十三西元町一丁目二百五十八番地の一国民金融公庫従業員組合十三支部委員長安井喜久）（阪上安太郎君紹介）（第七五二号）、同（請願者　名古屋市東区布池町三十二番地の一国民金融公庫従業員組合名古屋支部委員長竜田昌幸）（佐藤観次郎君紹介）（第七五三号）、同（請願者　仙台市茂市ケ坂八丁目一番地国民金融公庫従業員組合仙台支部委員長時津通夫）（佐々木更三君紹介）（第七五四号）、同（請願者　東京都江東区深川毛利町十六番地の三国民金融公庫従業員組合江東支部委員和田実）（島上善五郎君紹介）（第七五五号）、同（請願者　東京都台東区東黒門町十八番地国民金融公庫従業員組合上野支部委員長古市渓峰）（鈴木茂三郎君紹介）（第七五六号）、同（請願者　岐阜市千石町二丁目二十二番地国民金融公庫従業員組合岐阜支部中村正直）（田口誠治君紹介）（第七五七号）、同（請願者　京都市上京区一条通御前通西入大上之町八十二番地国民金融公庫従業員組合西陣支部委員長菊田頼明）（坪野米男君紹介）（第七五八号）、同（請願者　神奈川県川崎市南町十番地国民金融公庫従業員組合川崎支部委員長渡井真治）（中嶋英夫君紹介）（第七五九号）、同（請願者　大津市滋町二十七番地国民金融公庫従業員組合大津支部委員長島文男）（西村関一君紹介）（第七六〇号）、同（請願者　東京都新宿区角筈二丁目五十三番地国民金融公庫従業員組合新宿支部委員畔柳鉱）（帆足計君紹介）（第七六一号）、同（請願者　兵庫県尼崎市難波南通一丁目十六番地国民金融公庫従業員組合尼崎支部委員長磯野優雄）（堀昌雄君紹介）（第七六二号）、同（請願者　愛知県豊橋市八町通二丁目十五番地国民金融公庫従業員組合豊橋支部委員長渡辺乃康）（穂積七郎君紹介）（第七六三号）、同（請願者　新潟市寄居町三百三十二番地国民金融公庫従業員組合新潟支部委員野崎幸）（松井誠君紹介）（第七六四号）、同（請願者　福島県平市菱川町一丁目五番地国民金融公庫従業員組合平支部寄片彰一郎）（松井政吉君紹介）（第七六五号）、同（請願者　福島市大町二丁目一番地国民金融公庫従業員組合福島支部会本政郎）（八百板正君紹介）（第七六六号）、同（請願者　大津市滋町二十七番地国民金融公庫従業員組合大津支部委員長北村育三）（矢尾喜三郎君紹介）（第七六七号）、同（請願者　岐阜市千石町二丁目二十二番地国民金融公庫岐阜支所内山田蕉太郎）（山本幸一君紹介）（第七六八号）、同（請願者　北海道旭川市七条南六丁目二番地国民金融公庫従業員組合旭川支部委員長金子昭二）（安井吉典君紹介）（第七六九号）、同（請願者　東京都江東区深川毛利町十六番地の三国民金融公庫従業員組合江東支部箭原健二郎）（山口シヅエ君紹介）（第七七〇号）、同（請願者　福島市大町二丁目一番地国民金融公庫福島支所内田村欣夫）（吉村吉雄君紹介）（第七七一号）、同（請願者　山口市中河原十七番地国民金融公庫山口支所内従業員組合鍵屋崇博）（受田新吉君紹介）（第八一七号）、同（請願者　名古屋市東区布池町三十二番地の一国民金融公庫名古屋支所内従業員組合加藤達仁）（春日一幸君紹介）（第八一八号）、同（請願者　東京都台東区東黒門町十八番地国民金融公庫本所内従業員組合相沢璋治）（本島百合子君紹介）（第八一九号）、同（請願者　山口県下関市南部町第二番の七国民金融公庫下関支所内従業員組合渋谷浩之）（安倍晋太郎君紹介）（第八六二号）、同（請願者　長野県伊那市錦町四千八百十九番の三十五国民金融公庫伊那支所内従業員組合本多憲正）（倉石忠雄君紹介）（第八六三号）、同（請願者　福岡県小倉市田町三百六十四番地国民金融公庫小倉支所内従業員組合委員長末松一義）（有馬英治君紹介）（第八六四号）、同（請願者　大津市滋町二十七番地国民金融公庫従業員組合大津支所内従業員組合伊藤喜市）（木村俊夫君紹介）（第八七五号）、同（請願者　福島県平市菱川町一丁目五番地国民金融公庫平支所内従業員組合中根太喜也）（木村守江君紹介）（第八七六号）、同（請願者　福岡県小倉市田町三百六十四番地国民金融公庫小倉支所内従業員組合木村照比古）（藏内修治君紹介）（第八七七号）、同（請願者　北海道旭川市七条南六丁目二番地国民金融公庫旭川支所内従業員組合井理京一）（佐々木秀世君紹介）（第八七八号）、同（請願者　熊本県八代市大手町三十三番地の一国民金融公庫八代支所内従業員組合委員長田川聖也）（坂田道太君紹介）（第八七九号）、同（請願者　東京都江東区深川毛利町十六番地の三国民金融公庫江東支所内従業員組合山元清）（島村一郎君紹介）（第八八〇号）、同（請願者　松山市榎町二十番地国民金融公庫松山支所内従業員組合谷口好雄）（菅太郎君紹介）（第八七四号）、同（請願者　津市大字津千六百二十八番地国民金融公庫津支所内従業員組合伊藤喜市）（木村俊夫君紹介）（第八七五号）、同（請願者　福島県平市菱川町一丁目五番地国民金融公庫平支所内従業員組合中根太喜也）（木村守江君紹介）（第八七六号）、同（請願者　福岡県小倉市田町三百六十四番地国民金融公庫小倉支所内従業員組合藏内修治君紹介）（第八七七号）、同（請願者　北海道旭川市七条南六丁目二番地国民金融公庫旭川支所内従業員組合井理京一）（佐々木秀世君紹介）（第八七八号）、同（請願者　熊本県八代市大手町三十三番地の一国民金融公庫八代支所内従業員組合坂牧和男）（上村千一郎君紹介）（第八八六号）、同（請願者　長野県伊那市錦町四千八百六十七番地の三十五国民金融公庫伊那支所内従業員組合委員長竜口正彦）（小川平二君紹介）（第八八七号）、同（請願者　山口市中河原十七番地国民金融公庫山口支所内従業員組合丸岡研一）（小澤太郎君紹介）（第八八八号）、同（請願者　新潟市寄居町三百三十二番地国民金融公庫新潟支所内従業員組合太古幸男）（小沢辰男君紹介）（第八八九号）、同（請願者　大阪府布施市長栄寺二丁目三十八番地国民金融公庫布施支所内従業員組合山口興輝）（大倉三郎君紹介）（第八七〇号）、同（請願者　福島県会津若松市桂林寺二十五番地国民金融公庫会津若松支所内従業員組合安田稔）（大竹作摩君紹介）（第八七一号）、同（請願者　岐阜市千石町二丁目二十二番地国民金融公庫岐阜支所内従業員組合津川淳吉）（大野伴睦君紹介）（第八七二号）、同（請願者　長野県伊那市錦町四千八百十九番地の三十五国民金融公庫伊那支所内従業員組合原和三）（大平正芳君紹介）（第八七三

八四号）、同（請願者　新潟市寄居町三百三十二番地国民金融公庫従業員組合新潟支部委員岸下允交）（高橋清一郎君紹介）（第八八五号）、同（請願者　広島県尾道市吉和町七丁目二十三番地国民金融公庫従業員組合尾道支部委員長松本勝也）（高橋等君紹介）（第八八六号）、同（請願者　青森市柳町五十一番地国民金融公庫従業員組合青森支部委員鷲谷克和）（津島文治君紹介）（第八八七号）、同（請願者　京都市中京区東洞院通蛸薬師下ル国民金融公庫従業員組合京都支部委員長森川治）（中村三之丞君紹介）（第八八八号）、同（請願者　神奈川県川崎市南町十番地国民金融公庫従業員組合川崎支部委員長鈴木滋）（野田武夫君紹介）（第八八九号）、同（請願者　福島県会津若松市桂林寺町国民金融公庫従業員組合会津若松支部委員長山下諒二）（八田貞義君紹介）（第八九〇号）、同（請願者　東京都新宿区角筈二丁目五十三番地国民金融公庫従業員組合新宿支部委員長相馬栄正）（花村四郎君紹介）（第八九一号）、同（請願者　津市大字津千六百二十八番地国民金融公庫従業員組合津支部委員長武田徹二）（濱地文平君紹介）（第八九二号）、同（請願者　仙台市茂市ケ坂八番地の一国民金融公庫従業員組合仙台支部委員長佐野信夫）（保科善四郎君紹介）（第八九三号）、同（請願者　山口市中河原十七番地国民金融公庫従業員組合山口支部委員長竹田滋）（坊秀男君紹介）（第八九四号）、同（請願者　松山市榎町二十番地国民金融公庫従業員組合松山支部委員長吉野幹彦）（毛利松平君紹介）（第八九五号）、同（請願者　熊本県八代市大手町三十三番地の一国民金融公庫従業員組合八代支部竪山郁郎）（吉田重延君紹介）（第八九六号）、同（請願者　津市大字津千六百二十八番地国民金融公庫従業員組合津支部委員長伊藤順次）（山手満男君紹介）（第一〇二八号）及び同（請願者　神戸市生田区栄町五丁目二十二番地の二国民金融公庫従業員組合神戸支部委員長渡辺義雄）（五島虎雄君紹介）（第一九八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

低利、長期の金融機関として、全国三百六十万の中小企業者にとつて欠くことのできない存在である国民金融公庫の現状は、極端な人員不足から、その使命を十分に果たされず、従業員は極度の労働強化を余儀なくされている。ついては、昭和三十六年度末現在において、なお六百三名の増員が必要であるから、これが実現を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該公庫の利用度増加に伴い、その実情に即した運営をはかり、もつて中小企業金融の円滑化を期するため、適切な措置を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

退職金の課税免除に関する請願（請願者　大阪市南区周防町二十一番地御津ビル二十九号室全国定年退職者連盟委員長末広昇）（植木庚子郎君紹介）（第八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

永年勤続によつて与えられる退職金は戦前のそれに比べれば、いかにも過少であり、とうてい養老の資とすべくもないのに、社会保障制度や養老施設もほとんどその形を成していない現状において、せめて社会がこれら定年退職者の永年の功労に報いる唯一の道は、退職金に対する課税免除の措置と思料されるのみならず、各個人の血の出るような税金も国家財政においてはわずかに十億円内外に過ぎない。ついては、定年ならびに勧告退職者およびこれに準ずる永年勤続者の受ける退職金五百万円以下に対しては、課税を免除するよう法律を改正し、同改正法は昭和三十一年度退職者から適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

所得税より教育費控除に関する請願（請願者　大阪市南区周防町二十一番地御津ビル二十九号室全国定年退職者連盟委員長末広昇）（肥田次郎君紹介）（第八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

憲法第二十六条には、国民ひとしく教育を受ける権利と義務教育の無償を明記しているが、現実は当然国家が行なうべき学校施設その他は、父兄の犠牲においてまかなわれている点が少くなく、現在義務教育課程にある子女を有する家庭に対し税法上の恩典がないということは、父兄側からすれば、二重負担の苦悩であり、また教育の機会均等化は、義務教育に限らず、高等教育、大学教育にまで及ぼすべき性質のものである。ついては、教育費を所得課税の対象から除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

租税特別措置法の一部改正に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の土地の価格の高騰は著しく、このため、地方公共団体が公共のために必要とする土地は、予算等の制約もあつて容易に取得できず、各種の事業に多大の支障をきたしている。ついては、地方公共団体がみずから公共の用に供するために取得した土地については、その面積、使用目的のいかんを問わず課税を免除、または大幅な軽減を行なうよう、租税特別措置法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

酒類小売手数料適正化に関する請願外一件（請願者　群馬県高崎市東町百九番地大塚善造外一名）（福田赳夫君紹介）（第五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行酒類基準販売価格における酒類小売業者の小売マージンは、その原価計算上において、きわめて低率におかれており、しかも最近の経済界の変動に伴う賃金、諸物価等の一連の値上りは、酒類小売業界にも重大な影響を及ぼし、販売管理費の急騰から経営内容はますます悪化し、健全なる運営はもとより、その生活をも脅やかしている実情にある。ついては、現行マージン一〇・七パーセントを二〇パーセントに引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

酒類取引の実情等にかんがみ、十分検討すべきものと認め、本請

願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

葉たばこの収納価格引上げ等に関する請願（請願者　長野県議会議員滝沢登）（中澤茂一君紹介）（第七七八号）、同（請願者　長野県議会議員五味積穂）（原茂君紹介）（第七七九号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第七八〇号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第九七一号）、同（請願者　長野県議会副議長村田巌）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇三六号）、同（請願者　長野県議会議員横前利夫）（中島厳君紹介）（第一一〇九号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三一五号）及び同（請願者　長野県議会議員武川鋭）（井出一太郎君紹介）（第一三七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

専売公社においては、たばこ消費の増加に伴い、原料葉たばこの増産のため、明年度以降相当大幅の増反を計画しているので、長野県においても積極的に増反の推進をしているが、最近における農業労働力の不足と生産諸資財の高騰および他の畑作物と比較した収益性の低さ等から耕作意欲が減退している現状である。ついては、次記要項について適切な措置を講ぜられたいというのである。（一）葉たばこ収納価格は三十六年度に引き上げが実施されているが、他の農作物と均衡のとれる所得となるよう価格の大幅引き上げを実施すること、（二）技術の改善により大幅な労力節減の措置を講ずること、（三）乾燥室ならびに簡易ビニールハウスに対し、従来の補助率より大幅な補助金を交付すること、（四）葉たばこ育苗の共同化を推進し、この施設に対し補助すること。

二、請願の議決理由

昭和三十七年産葉たばこの収納価格については、前年に比し若干の引上げ措置が講ぜられたが、生産の実情等にかんがみ、今後なお研究を要すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

政府関係金融機関の資金増額に関する請願（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第七八一号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第七八二号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第七八三号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第九七二号）、同（請願者　長野県議会副議長村田巌）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇三七号）、同（請願者　長野県議会議員横前利夫）（中島厳君紹介）（第一一〇号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三〇九号）及び同（請願者　長野県議会議員唐木田稲次郎）（井出一太郎君紹介）（第一三七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県の企業のほとんどは中小企業であり、最近の金融引き締め政策の影響は深刻なものがあり、現在政府関係金融機関等に対する借入れ申込みも多く、第三、四半期では前年同期に比し平均四十ないし五十パーセント増であるが、政府関係金融機関の本期の貸付資金わくを見ると、これら申込額に比し約十二億円の不足が生ずる実情であつて、年末および翌期における極度の金融ひつ迫が予想される。ついては、すみやかに政府関係金融機関に対し、資金の増額措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業金融の実情にかんがみ、検討を要すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

貸金業法の制定に関する請願（請願者　札幌市南二条西十二丁目北海道金融業組合連合会長三宅助弥）（椎熊三郎君紹介）（第一一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年に貸付金等の取締りに関する法律は廃止されたが、貸金業法の制定は、貸金業界の社会的進歩発展を目ざして、金融業者の切実な要望であるが、貸金業法については現在自民党の財政部会において審議中のよしである。ついては、中小企業ならびに庶民金融の安定と、合理化に資し、もつて金融業者の健全な発達と不正金融の防止をはかるため、今期国会において貸金業法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

貸金業界の実情を調査し、金融行政全般の見地より、本請願の趣旨について研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

予約米減税措置廃止反対に関する請願（請願者　新潟県議会議長佐伯利作）（田中彰治君紹介）（第一一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十七年度の税制改正にあたり、これまで実施してきた予約米減税措置を廃止する意向が伝えられているが、これが廃止されるならば、農業所得税のほか地方税も負担増となり、早場米地帯の農業経済に重大な影響をもたらすのみならず、予約米制度の円滑な推進をはかるうえに支障をきたすことは明らかである。ことに、格差是正のため各般の施策が必要とされ、他産業の所得と比較して格差の著しい米作農業の所得に対する適切な配慮が要望され、また現在生産者米価との関連等の見地からおして存続すべきものと思量する。ついては、昭和三十七年度においても予約米減税措置を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

米穀の事前前渡申込制度の円滑な実施等に資するため、今後も検討を要すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

退職年金増額に関する請願（請願者　金沢市長町川岸日本専売公社金沢地方局退職者同盟丸口弥三郎外百八十五名）（岡良一君紹介）（第一四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者等は定年または退職勧奨によつて退職した者で、長年月共済組合員として掛けた資金の元で年金を受給し、老後の生活の安定を期待していたが、最近の諸物価、公共料金の値上りにより、その生活は不安に脅かされており、政治的圧力団体と声の大きい者が有利に扱われているなかにあつて、優遇の道等はかえり見られず放任の状

態におかれている。ついては、老後の生活に不安のないよう、退職年金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

受給者の実情にかんがみ、今後研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願（請願者　埼玉県所沢市大字上新井八十七番地の四旧軍属十年以上勤続者所沢支部市川誠外二名）（平岡忠次郎君紹介）（第一四一三号）、同（請願者　千葉県印旛郡四街道町三万六千二百五十六番地宮間仁左衛門）（松山千恵子君紹介）（第一四一四号）、同（請願者　千葉県印旛郡四街道町三万六千二百五十六番地宮間仁左衛門）（伊能繁次郎君紹介）（第二四五八号）、同（請願者　東京都立川市富士見町一丁目六十三番地竹内今朝吉外二名）（中曾根康弘君紹介）（第三七四六号）、同（請願者　千葉市弁天町二百二十四番地粕谷栄治外十一名）（臼井荘一君紹介）（第四四七六号）、同外九件（請願者　名古屋市昭和区広路本町四丁目四番地宮川博外二百四名）（辻寛一君紹介）（第四五〇四号）及び同外一件（請願者　東京都北区中十条一丁目二十五番地明石八百六外四十八名）（鈴木仙八君紹介）（第五二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次の事由により、旧女子軍属で満二十年以上勤続したものに旧令により共済年金を支給するよう措置されたい。（一）昭和二十八年法律第一五八号旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律で旧陸軍共済組合制度になんら関係のなかつた陸軍定期職工であつたものに対しても、共済年金を支給している事実からも満二十年以上勤務した女子工員であつたものに対しても年金を支給することが当然であると考えられる、（二）女子工員であつたものも、政府の一方的措置によつて退職脱退の取扱を受けたものであり、男女人権の平等が認められている現在、女子を除外することは不合理である。また現在国家公務員および公社職員は、旧軍部に勤務した期間は現職の勤務年数に認められており、これはかつて国に奉公した実績を認めたものである。したがつて国民に対する公平な処遇を期する意味からも、旧軍属で勤続十年以上で二十年未満のものに対しては、その勤続年数を社会保険（厚生年金、国民年金）に通算されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の実情を勘案し、研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。おお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

合成清酒の名称変更等反対に関する請願（請願者　佐賀県多久市東多久町木下酒造株式会社長木下広外四十名）（井手以誠君紹介）（第一六三四号）、同（請願者　新潟県五泉市吉沢二丁目百二番地近藤和吉外四十名）（石田宥全君紹介）（第一六三五号）、同（請願者　山口県佐波郡徳地町堀千七百四十八番地株式会社藤本酒造場取締役藤本晋治外四十一名）（石村英雄君紹介）（第一六三六号）、同（請願者　新潟県見附市今町二番地日本刀酒造株式会社長清水弟三外四十一名）（稲村隆一君紹介）（第一六三七号）、同（請願者　愛知県知多郡阿久比町大字植大字西廻間十一番地丸一酒造株式会社取締役新美賢一外二十四名）（加藤清二君紹介）（第一六三八号）、同（請願者　秋田県大曲市大曲字土屋館百五十番地の七合名会社福原酒造店代表社員福原定吉外四十名）（栗林三郎君紹介）（第一六三九号）、同（請願者　佐賀県鳥栖市秋葉町一丁目九百八十八番地松本渡洲外四十名）（古賀了君紹介）（第一六四〇号）、同（請願者　富山県西礪波郡戸出町清都兵次郎外四十一名）（佐野憲治君紹介）（第一六四一号）、同（請願者　岐阜県恵那郡福岡村田瀬二十五番地山田喜太郎外四十名）（楯兼次郎君紹介）（第一六四二号）、同（請願者　福島県田村郡西田村大字三丁目字桜内十番地渡辺忠栄外四十一名）（野口忠夫君紹介）（第一六四三号）、同（請願者　山口県小野田市大字小野田六千六百九十四番地有限会社有田酒造場社長有田千代子外四十一名）（細迫兼光君紹介）（第一六四四号）、同（請願者　兵庫県西宮市城ケ堀町五十七番地井上正次外百七十二名）（堀昌雄君紹介）（第一六四五号）、同（請願者　福島県磐城市江名南町七十五番地合名会社近藤酒造店代表社員近藤貫一外四十名）（松井政吉君紹介）（第一六四六号）、同（請願者　新潟県佐渡郡真野町大字新町四百二十三番地倉内倉吉外四十名）（松井誠君紹介）（第一六四七号）、同（請願者　兵庫県姫路市町田九十七番地鍬田耕作外百二十八名）（三木喜夫君紹介）（第一六四八号）、同（請願者　岐阜市下尻毛町四百十二番地日之出酒造株式会社代表取締役川原伝九郎外四十一名）（山本幸一君紹介）（第一六四九号）、同（請願者　鹿児島市浜町飯盛酒造有限会社飯盛松次郎外四十一名）（井手以誠君紹介）（第一六八二号）、同（請願者　新潟県東蒲原郡津川町大字津川三千六百三十六番地斎藤徳男外四十名）（石田宥全君紹介）（第一六八三号）、同（請願者　山口県佐波郡徳地町大字島地二百七十二番地案野松熊外四十一名）（石村英雄君紹介）（第一六八四号）、同（請願者　新潟県加茂市大字加茂小柳荘外二十六名）（稲村隆一君紹介）（第一六八五号）、同（請願者　愛知県知多郡大高町字高見七十四番地山盛酒造株式会社長山盛岩太郎外四十一名）（加藤清二君紹介）（第一六八六号）、同（請願者　秋田県仙北郡中仙町長野字二日町九番地鈴木酒造店鈴木淳一郎外四十一名）（栗林三郎君紹介）（第一六八七号）、同（請願者　富山県高岡市本町一丁目七十八番地雄山酒造株式会社長大村正太郎外四十名）（佐野憲治君紹介）（第一六八八号）、同（請願者　岐阜県恵那郡加子母村加子母酒造合資会社伊藤助衛外四十名）（楯兼次郎君紹介）（第一六八九号）、同（請願者　山口県宇部市大字車地百三十八番地永山大八郎外四十一名）（細迫兼光君紹介）（第一六九〇号）、同（請願者　兵庫県西宮市今津出在家町三十一番地長部文次郎商店株式会社長長部文治郎外二百五十八名）（堀昌雄君紹介）（第一六九一号）、同（請願者　福島県石城郡遠野町大字根岸字川畑百三十五番地櫛田酒造合資会社代表社員櫛田敦子外四十名）（松井政吉君紹介）（第一六九二号）、同（請願者　新潟県両津市大字梅津三千二十六番地合資会社高橋酒造場代表社員高橋秀世外四十一名）（松井誠君紹介）（第一六九三号）、同（請願者　兵庫県飾磨郡夢前町神種高本保外四十名）（三木喜夫君紹介）（第一六九四号）、同（請願者　岐阜市芥見千九百十二番地の一渡辺酒造株式会社長渡辺寿一外四十一名）（山本幸一君紹介）（第一六九五号）、同外一件（請願者　佐賀県伊万里市二里町中里五百十二番地前田酒造有限会社長前田勝二外八十二名）（古賀了君紹介）（第一七二六号）、同外二件（請願者　山口県岩国市中津村重酒造株式会社代

表取締役村重正登外百二十二名）（安倍晋太郎君紹介）（第一七五九号）、同外二件（請願者　仙台市名掛町八十三番地浅見東三郎外百二十二名）（愛知揆一君紹介）（第一七六〇号）、同外二件（請願者　兵庫県多岐郡丹南町大山上六百九十九番地西尾精一外百十九名）（有田喜一君紹介）（第一七六一号）、同（請願者　佐賀県多久市北多久町熊崎敏外四十名）（井手以誠君紹介）（第一七六二号）、同（請願者　新潟県新津市新津四百十番地宮腰イト外四十名）（石田宥全君紹介）（第一七六三号）、同（請願者　山口県防府市大字田島二千六百七十五番地木原重志外四十一名）（石村英雄君紹介）（第一七六四号）、同外二件（請願者　新潟県村上市大字村上益田藤次郎外百二十五名）（稲葉修君紹介）（第一七六五号）、同（請願者　新潟県加茂市大字上条三千五百十三番地中野惣太郎外四十一名）（稲村隆一君紹介）（第一七六六号）、同外二件（請願者　滋賀県甲賀郡甲西町大字下田千五百三十二番地植西林一外百二十五名）（宇野宗佑君紹介）（第一七六七号）、同外二件（請願者　山口市大字嘉川五千三十一番地金光好介外百二十五名（小澤太郎君紹介）（第一七六八号）、同外二件（請願者　兵庫県相生市相生千百十四番地の三十二松田治郎外百二十五名）（大上司君紹介）（第一七六九号）、同外二件（請願者　茨城県高萩市高戸百三十九番地黒沢興一外九十四名）（大高康君紹介）（第一七七〇号）、同外二件（請願者　福島県喜多方市字二丁目四千六百七十八番地有限会社年男酒造店矢部幸之助外百二十二名）（大竹作摩君紹介）（第一七七一号）、同外二件（請願者　新潟県長岡市宮本町三丁目和貴泉酒造株式会社長布川道子外百七名）（大野市郎君紹介）（第一七七二号）、同外二件（請願者　香川県坂出市加茂町十三番地綾川酒造株式会社長乃村コタケ外百二十一名）（大平正芳君紹介）（第一七七三号）、同（請願者　愛知県半田市亀崎町五丁目百三十二番地太田合資会社長太田敬一郎外四十二名）（加藤清二君紹介）（第一七七四号）、同外一件（請願者　香川県丸亀市飲野町東二四百八十四番地松永酒造合名会社長松永玄二外八十一名）（加藤常太郎君紹介）（第一七七五号）、同外二件（請願者　愛知県一宮市奥町字川並東三十一番地森酒造株式会社長森周造外百二十二名）（海部俊樹君紹介）（第一七七六号）、同外二件（請願者　福島県伊達郡川俣町字瓦町五十八番地氏家文吉外百三十六名）（亀岡高夫君紹介）（第一七七七号）、同外一件（請願者　長野県松本市宮村町六百六十六番地池上富三郎外百三十五名）（唐澤俊樹君紹介）（第一七七八号）、同外二件（請願者　高知県中村市竹島片山正好外百二十三名）（仮谷忠男君紹介）（第一七七九号）、同外二件（請願者　福島県平市高久字馬場四十七番地合名会社本馬酒造店代表社員本馬正雄外九十六名）（木村守江君紹介）（第一七八〇号）、同外二件（請願者　三重県鈴鹿市北玉垣町尾崎進一外百二十三名）（久保田藤麿君紹介）（第一七八一号）、同（請願者　秋田県仙北郡神岡町神宮寺字神宮寺二百七十五番地刈穂酒造株式会社長富樫伝衛外五十一名）（栗林三郎君紹介）（第一七八二号）、同外一件（請願者　長崎市五島町九十五番地肥塚喜久雄外八十二名）（倉成正君紹介）（第一七八三号）、同外一件（請願者　佐賀県佐賀郡川副町弥富正也外八十一名）（古賀了君紹介）（第一七八四号）、同外二件（請願者　兵庫県姫路市御立八百二十九番地瀬渡宏三外百二十四名）（河本敏夫君紹介）（第一七八五号）、同外一件（請願者　北海道増毛郡増毛町丸一本間合名会社本間キミ外五十五名）（佐々木秀世君紹介）（第一七八六号）、同（請願者　富山県西礪波郡石動町埴生千九百七十四番地山本良吉外四十二名）（佐野憲治君紹介）（第一七八七号）、同外二件（請願者　福島県相馬市宇多川町十三番地佐藤鉄蔵外百二十二名）（齋藤邦吉君紹介）（第一七八八号）、同外二件（請願者　福島県石川郡浅川町本町二十四番地溝井秀夫外百二十二名）（澁谷直蔵君紹介）（第一七八九号）、同外二件（請願者　山口県萩市椿町大津友一外百二十三名）（周東英雄君紹介）（第一七九〇号）、同外二件（請願者　松山市小栗町百十五番地雄郡酒造合資会社長武智軍蔵外百二十一名）（關谷勝利君紹介）（第一七九一号）、同外二件（請願者　長崎県島原市万町満井潔己外百五名）（田口長治郎君紹介）（第一七九二号）、同外二件（請願者　青森県南津軽郡尾上町正井清造外百二十三名）（田澤吉郎君紹介）（第一七九三号）、同外二件（請願者　新潟県柏崎市大字安田三千五百六十番地阿部酒造株式会社長阿部庄一郎外百二十四名）（田中角榮君紹介）（第一七九四号）、同外二件（請願者　山口県下関市大字清末千二百四十三番地溝口酒造場有限会社長溝口陽介外百二十五名）（田中龍夫君紹介）（第一七九五号）、同外一件（請願者　三重県松阪市阿坂町二千五百三十二番地中山元也外一名）（田村元君紹介）（第一七九六号）、同外二件（請願者　愛媛県八幡浜市大字五反田二丁目四番地二宮繁樹外百十一名）（高橋英吉君紹介）（第一七九七号）、同外二件（請願者　青森県西津軽郡森田村葛西精一外百二十五名）（竹内俊吉君紹介）（第一七九八号）、同（請願者　岐阜県恵那郡蛭川村千百十九番地大橋鋼一外四十名）（楯兼次郎君紹介）（第一七九九号）、同外二件（請願者　佐賀県伊万里市山代町久原千六百二十九番地川浪酒造株式会社長川浪源助外百二十一名）（舘林三喜男君紹介）（第一八〇〇号）、同外二件（請願者　茨城県常陸太田市小沢町岡部合名会社長岡部いつ外百二十二名）（塚原俊郎君紹介）（第一八〇一号）、同外二件（請願者　兵庫県三田市木器三百四十番地岡村清一外百二十二名）（富田健治君紹介）（第一八〇二号）、同外二件（請願者　愛知県碧南市字築山百三十四番地榊原清吉外百二十三名）（中垣國男君紹介）（第一八〇三号）、同外二件（請願者　愛知県碧南市字後畑六番地永井治策外百二十五名）（中野四郎君紹介）（第一八〇四号）、同外一件（請願者　北海道室蘭市本町十二番地香葉酒造株式会社長小林秀光外八十一名）（南條徳男君紹介）（第一八〇五号）、同（請願者　福島県田村郡小野町本町小泉堅吾外四十一名）（野口忠夫君紹介）（第一八〇六号）、同外二件（請願者　茨城県鹿島郡鹿島町大船津小倉太一外百十五名）（橘本登美三郎君紹介）（第一八〇七号）、同外二件（請願者　宮城県塩釜市字町三十五番地阿部勘九郎外百五名）（長谷川峻君紹介）（第一八〇八号）、同外二件（請願者　福島県大沼郡会津高田町大字永井野字皆地千四百二十二番地合資会社芦原酒造店芦原三郎外九十六名）（八田貞義君紹介）（第一八〇九号）、同外二件（請願者　高知県香美郡野市町佐古福田龍夫外六十八名）（濱田正信君紹介）（第一八一〇号）、同外一件（請願者　高知市中秦泉寺森孝二郎外八十三名）（濱田正雄君紹介）（第一八一一号）、同外一件（請願者　三重県多気郡明和町大淀乙六百六十六番地辻井泰男外七十八名）（濱地文平君紹介）（第一八一二号）、同外二件（請願者　佐賀県伊万里市大川内町甲二千六百五十四番地前田義一外百二十二名）（保利茂君紹介）（第一八一三号）、同（請願者　山口県宇部市大字東須恵二千九百七十九番地西村哲夫外四十一名）（細迫兼光君紹介）（第一八一四号）、同（請願者　神戸市東灘区本山町田辺清水三一三番地の一畑正次外二百九十七名）（堀昌雄君紹介）（第一八一五号）、同（請願者　福島県勿来市植田町本町稲万才酒造

株式会社長古川伝外四十名）（松井政吉君紹介）（第一八一六号）、同（請願者　新潟県佐渡郡金井町大字大和佐渡醸造株式会社長高野宏五外四十一名）（松井誠君紹介）（第一八一七号）、同（請願者　北海道旭川市二条通四丁目山崎志良外四十名）（松浦周太郎君紹介）（第一八一八号）、同外二件（請願者　佐賀県鹿島市浜町富久千代酒造有限会社飯盛謙次外百二十二名）（三池信君紹介）（第一八一九号）、同外二件（請願者　青森県三戸郡名川町中村昌彦外百二十二名）（三浦一雄君紹介）（第一八二〇号）、同（請願者　兵庫県姫路市網干区津市場六百四十六番地　治田酒造合資会社代表社員治田千代治外四十一名）（三木喜夫君紹介）（第一八二一号）、同外二件（請願者　青森県黒石市大字山形町百十番地黒石酒造株式会社長佐藤清行外九十五名）（三和精一君紹介）（第一八二二号）、同外二件（請願者　青森県八戸市大字湊町字本町漆館弘美外百二十二名）（森田重次郎君紹介）（第一八二三号）、同外二件（請願者　愛媛県新居浜市泉川石川英雄外十九名）（八木徹雄君紹介）（第一八二四号）、同（請願者　岐阜県本巣郡糸貫町上高屋八百十七番地杉山酒造株式会社代表取締役杉山悠紀外三十九名）（山本幸一君紹介）（第一八二五号）、同外一件（請願者　新潟県新津市字結二千二百九十七番地阿部大次外八十一名）（渡邊良夫君紹介）（第一八二六号）、同（請願者　埼玉県行田市大字行田七十七番地田口寛外四十一名）（青木正君紹介）（第一八六八号）、同（請願者　埼玉県秩父郡横瀬村大字横瀬斎藤喜広外四十一名）（荒松清十郎君紹介）（第一八六九号）、同（請願者　北海道釧路市住吉町五十六番地朝日酒造合資会社代表社員深谷清五郎外四十一名）（伊藤郷一君紹介）（第一八七〇号）、同（請願者　千葉県銚子市松岸町二丁目七十八番地小林一男外八名）（伊能繁次郎君紹介）（第一八七一号）、同（請願者　宇都宮市竹林町五百九十二番地豊菊酒造株式会社取締役福田芳太郎外三十三名）（尾関義一君紹介）（第一八七二号）、同（請願者　埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字小林三千八百六十二番地の二坂井喜郎外四十一名）（大沢雄一君紹介）（第一八七三号）、同（請願者　埼玉県熊谷市大字石原町千八百三十六番地近藤義次外四十一名）（鴨田宗一君紹介）（第一八七四号）、同（請願者　群馬県伊勢崎市八坂町五百四十三番地長谷川市郎外四十一名）（久保田円次君紹介）（第一八七五号）、同（請願者　栃木県小山市小山二千九百四十六番地一徳酒造株式会社長江部順治外三十名）（小平久雄君紹介）（第一八七六号）、同（請願者　北海道名寄市西二条北一丁目佐々木和蔵外四十名）（佐々木秀世君紹介）（第一八七七号）、同（請願者　群馬県邑楽郡千代田村大字舞木三百三十三番地西邑酒造株式会社長鈴木平二外三十八名）（笹本一雄君紹介）（第一八七八号）、同（請願者　北海道小樽市信香町二丁目二十九番地曲イ田中酒造株式会社長田中市太郎外四十一名）（椎熊三郎君紹介）（第一八七九号）、同（請願者　広島県福山市西町甲九百三十三番地の二藤井酒造株式会社長藤井与一右衛門外四十名）（重政誠之君紹介）（第一八八〇号）、同（請願者　北海道岩見沢市二条東一丁目山口醸造株式会社長山口二三外二十名）（篠田弘作君紹介）（第一八八一号）、同（請願者　北海道江別市大川通七十番地の二三和酒造株式会社長郷敏栄外四十名）（壽原正一君紹介）（第一八八二号）、同（請願者　広島県高田郡甲田町大字下甲立千七十番地　児玉信夫外百二名）（砂原格君紹介）（第一八八三号）、同（請願者　北海道函館市本町八番地大久保一雄外四十一名）（田中正巳君紹介）（第一八八四号）、同（請願者　山梨県山梨市北五百六十七番地窪田薫）（田邉國男君紹介）（第一八八五号）、同（請願者　札幌市南十四条西九丁目千七百九十番地中川酒造株式会社中川俊一外四十名）（高田富與君紹介）（第一八八六号）、同（請願者　群馬県安中市岩井六百十五番地清水敬外三十一名）（中曾根康弘君紹介）（第一八八七号）、同（請願者　広島県庄原市本町千八百六十一番地庄原酒造株式会社長後藤寛外四十一名）（永山忠則君紹介）（第一八八八号）、同（請願者　広島県佐伯郡大柿町大原灘尾卓外四十一名）（灘尾弘吉君紹介）（第一八八九号）、同（請願者　北海道夕張郡栗山町字栗山六百二十一番地小林酒造株式会社長小林米三郎外四十名）（南條徳男君紹介）（第一八九〇号）、同（請願者　群馬県山田郡大間々町千二番地近藤英一郎外二十四名）（長谷川四郎君紹介）（第一八九一号）、同（請願者　群馬県安中市議会議員高橋譲外四十一名）（福田赳夫君紹介）（第一八九二号）、同（請願者　群馬県沼田市下発知町七百三番地永井巌外四十一名）（藤枝泉介君紹介）（第一八九三号）、同（請願者　北海道帯広市東二条南七丁目一番地帯広酒造合資会社長梶尾宗五郎外三十四名）（本名武君紹介）（第一八九四号）、同（請願者　北海道名寄市西四条南七丁目名取酒造株式会社長名取忠夫外四十一名）（松浦周太郎君紹介）（第一八九五号）、同（請願者　北海道網走市南四条東一丁目八番地田辺酒造株式会社長田辺英外四十一名）（松田鐵藏君紹介）（第一八九六号）、同（請願者　浦和市大字西堀九百五番地内太英二外四十一名）（松永東君紹介）（第一八九七号）、同（請願者　三重県安芸郡芸濃町椋本高橋正一外四十一名）（松本一郎君紹介）（第一八九八号）、同（請願者　広島県呉市蔵本通十四丁目佐藤正人外四十一名）（松本俊一君紹介）（第一八九九号）、同（請願者　埼玉県飯能市大字飯能二十二番地井上太平外四十名）（松山千惠子君紹介）（第一九〇〇号）、同（請願者　石川県河北郡津幡町字清水岩井嘉三郎外三百三十五名）（南好雄君紹介）（第一九〇一号）、同（請願者　千葉県勝浦市串浜千三十三番地君塚六郎外四十二名）（森清君紹介）（第一九〇二号）、同（請願者　栃木県真岡市田町辻善兵衛商店代表取締役辻憲次外三十名）（森山欽司君紹介）（第一九〇三号）、同（請願者　千葉県香取郡神崎町神崎本宿二百五十番地大塚重喜外二十四名）（山村新治郎君紹介）（第一九〇四号）、同（請願者　愛知県岡崎市中町六丁目二番地の五深田誠一外四十一名）（太田一夫君紹介）（第一九〇五号）、同（請願者　北海道根室市花咲町三丁目四番地兼古万吉外四十名）（岡田利春君紹介）（第一九〇六号）、同（請願者　北海道沙流郡門別町字富川町八百九十二番地小林重蔵外四十名）（岡田春夫君紹介）（第一九〇七号）、同（請願者　群馬県多野郡吉井町大字長根千六百六十三番地馬場酒造株式会社長馬場晋外四十一名）（栗原俊夫君紹介）（第一九〇八号）、同（請願者　山梨県山梨市五百六十七番地　窪田薫外四十一名）（小林信一君紹介）（第一九〇九号）、同（請願者　群馬県新田郡宝泉村大字由良千七百九十二番地島岡利雄外四十一名）（東海林稔君紹介）（第一九一〇号）、同（請願者　群馬県勢多郡粕川村大字深津百四番地柳沢竹次郎外四十一名）（田邊誠君紹介）（第一九一一号）、同（請願者　栃木県上都賀郡西方村本城五百二十三番地矢部酒造株式会社長矢部アイ外三十名）（戸叶里子君紹介）（第一九一二号）、同（請願者　北海道網走市南四条東一丁目八番地田辺酒造株式会社長田辺正英外四十一名）（永井勝次郎君紹介）（第一九一三号）、同（請願者　北海道旭川市宮下通十七丁目右一号小檜山酒造株式会社長小檜山文子外四十名）（芳賀貢君紹介）（第一九一四号）、同（請願

者　埼玉県北足立郡桶川町千三百九十一番地八木利兵衛外三十七名）（畑和君紹介）（第一九五〇号）、同（請願者　広島県呉市警固屋通五丁目岩沖亀一外五十四名）（前田榮之助君紹介）（第一九五一号）、同（請願者　熊本県山鹿市山鹿本田　勝太郎外四十二名）（松前重義君紹介）（第一九五二号）、同（請願者　高知県高岡郡葉山村姫野々西川邉一外三十名）（森本靖君紹介）（第一九五三号）、同（請願者　北海道旭川市五条通十五丁目旭川北の誉酒造株式会社長岡田正雄外四十名）（安井吉典君紹介）（第一九五四号）、同（請願者　北海道山越郡八雲町元町六十番地小川酒造株式会社小川助次郎外四十名）山内広君紹介）（第一九五五号）、同（請願者　札幌市北三条西二十五丁目大同酒造株式会社長田村喜代美外八名）（横路節雄君紹介）（第一九五六号）、同（請願者　北海道勇払郡早来町大町百二十七番地富士酒造合名会社代表社員山田武雄外四十名）（渡辺惣蔵君紹介）（第一九五七号）、同（請願者　山口県岩国市大字通津二千四百五十五番地の一桜泉酒造株式会社長多山円槌外四十一名）（安倍晋太郎君紹介）（第一九九五号）、同（請願者　福岡県久留米市西町千百三番地の二兼行淳二外四十一名）（井手以誠君紹介）（第一九九六号）、同（請願者　長崎県壱岐郡郷ノ浦町本村触七百四番地重家酒造合名会社長谷川小彌太外四十一名）（石橋政嗣君紹介）（第一九九七号）、同（請願者　千葉県長生郡一宮町東浪見五千八百四十一番地稲花酒造有限会社長秋場市蔵外四十一名）（臼井莊一君紹介）（第一九九八号）、同（請願者　茨城県高萩市島名小峯醸造株式会社長小峯威夫外三十三名）（大高康君紹介）（第一九九九号）、同（請願者　新潟県栃尾市大字北荷頃四百八番地諸橋酒造株式会社長諸橋茂七郎外四十名）（大野市郎君紹介）（第二〇〇〇号）、同（請願者　愛知県葉栗郡木曾川町大字黒田字東町北二十五番地蔦半酒造株式会社長川井保二外四十名）（海部俊樹君紹介）（第二〇〇一号）、同（請願者　熊本県阿蘇郡高森町黒田高吉外四十名）（川村継義君紹介）（第二〇〇二号）、同（請願者　高知県中村市鍋島八百八十一番地山本一夫外四十名）（仮谷忠男君紹介）（第二〇〇三号）、同（請願者　福島県伊達郡飯野町大字飯野字町四十八番地合名会社服部酒造店社長服部文視子外四十一名）（亀岡高夫君紹介）（第二〇〇四号）、同（請願者　福島県平市神谷作字古屋敷二十三番地合名会社鈴喜酒造店鈴木喜平外二十八名）（木村守江君紹介）（第二〇〇五号）、同（請願者　茨城県東茨城郡大洗町金沢坂本英彦外四十名）（久保三郎君紹介）（第二〇〇六号）、同（請願者　三重県鈴鹿市南玉垣町二千四百四十七番地森田祐三郎外四十名）（久保田藤麿君紹介）（第二〇〇七号）、同（請願者　秋田県仙北郡六郷町六郷高橋酒造店株式会社長高橋得三外四十名）（粟林三郎君紹介）（第二〇〇八号）、同（請願者　福岡県粕屋郡信美町小林作五郎外三十九名）（河野正君紹介）（第二〇〇九号）、同外一件（請願者　佐賀県武雄市朝日町大字甘久千七百八十七番地井崎酒造合資会社長井崎寅次）（古賀了君紹介）（第二〇一〇号）、同（請願者　福島県原町市旭町二丁目七十八番地相双酒造組合理事長富沢理七外四十五名）（齋藤邦吉君紹介）（第二〇一一号）、同（請願者　熊本県阿蘇郡高森町山村酒造合名会社長黒田高吉外六十八名）（坂本泰良君紹介）（第二〇一二号）、同（請願者　福島県石川郡石川町百四十六番地の一高原茂外四十名）（澁谷直蔵君紹介）（第二〇一三号）、同（請願者　長野県西筑摩郡大綴村須原八百九十三番地西尾酒造株式会社長西尾亮三外四十一名）（下平正一君紹介）（第二〇一四号）、同（請願者　愛媛県北条市八反地四百七十一番地朝日酒造株式会社長篠原藤之助外四十一名）（關谷勝利君紹介）（第二〇一五号）、同（請願者　埼玉県深谷市議会議員飯島嘉久雄外四十一名）（高田富之君紹介）（第二〇一六号）、同（請願者　岐阜県郡上郡八幡町新町九百五十八番地日置善助外四十名）（田口誠治君紹介）（第二〇一七号）、同（請願者　新潟県刈羽郡高柳町字岡野町石塚恵一外四十名）（田中角榮君紹介）（第二〇一八号）、同（請願者　兵庫県明石市大久保町江井島七百八十二番地恵美須酒造株式会社長小　野清七外四十一名）（田中武夫君紹介）（第二〇一九号）、同（請願者　山口県下関市福江町千五百八十五番地植田誠外四十名）（田中龍夫君紹介）（第二〇二〇号）、同（請願者　佐賀県西松浦郡西有田村大木乙六百十七番地合名会社松尾酒造場社長松尾文次外四十一名）（舘林三喜男君紹介）（第二〇二一号）、同（請願者　千葉県君津郡小櫃村俵田八百九番地大村丈夫外十八名）（千葉三郎君紹介）（第二〇二二号）、同（請願者　茨城県久慈郡金砂郷村大字久米石井宗三郎外四十一名）（塚原俊郎君紹介）（第二〇二三号）、同（請願者　愛知県碧南市字中道二十三番地の一斎藤倉吉外四十一名）（中垣國男君紹介）（第二〇二四号）、同（請願者　長崎県南高来郡有家町山川千百二十三番地長池淳一外四十一名）（中村重光君紹介）（第二〇二五号）、同（請願者　東京都青梅市大門六百七十七番地五十嵐茂夫外四十名）（中村高一君紹介）（第二〇二六号）、同（請願者　愛知県碧南市字北川六十六番地磯貝みね外四十一名）（中野四郎君紹介）（第二〇二七号）、同（請願者　福岡市岩戸町十五番地佐藤玄四郎外四十一名）（楢崎弥之助君紹介）（第二〇二八号）、同（請願者　高松市高松町二千四百二十六番地小河旭外三十二名）（成田知巳君紹介）（第二〇二九号）、同（請願者　茨城県行方郡麻生町竹葉酒造株式会社取締役久保田信之外四十一名）（橘本登美三郎君紹介）（第二〇三〇号）、同（請願者　高知県香美郡赤岡町四百四十三番地高木久吉外四十一名）（濱田幸雄君紹介）（第二〇三一号）、同（請願者　高知市長浜五百六十六番地石野長武外四十名）（濱田正信君紹介）（第二〇三二号）、同（請願者　東京都府中市宮西町四丁目二番地の一野口栄治外四十名）（福田篤泰君紹介）（第二〇三三号）、同（請願者　埼玉県鴻巣市滝馬室四千九十一番地玉井利吉外三十九名）（福永健司君紹介）（第二〇三四号）、同（請願者　佐賀県唐津市江川町六百九十四番地藤生才吉外四十名）（保利茂君紹介）（第二〇三五号）、同（請願者　佐賀県三養基郡北茂安村東尾二千八百九十四番地木下勝郎外四十名）（三池信君紹介）（第二〇三六号）、同（請願者　新潟県長岡市六日市町千三百三十番地恩田五郎外三十六名）（三宅正一君紹介）（第二〇三七号）、同（請願者　青森県八戸市大字類家帽子屋敷十二番地吉田寿男外四十一名）（森田重次郎君紹介）（第二〇三八号）、同（請願者　愛媛県周桑郡壬生川町大字壬生川七十二番地日和佐好雄外四十名）（八木徹雄君紹介）（第二〇三九号）、同（請願者　群馬県高崎市八幡町五百八十五番地松原兼久外四十名）（山口鶴男君紹介）（第二〇四〇号）、同（請願者　栃木県栃木市祝町星野宗吉外四十名）（山田長司君紹介）（第二〇四一号）、同（請願者　福島県郡山市字燧田六十八番地鈴木茂兵衛外四十一名）（吉村吉雄君紹介）（第二〇四二号）、同（請願者　新潟県東蒲原郡津川町大字津川斎藤徳男外四十名）（渡邊良夫君紹介）（第二〇四三号）、同（請願者　山口県玖珂郡由宇町鳴谷兵介外四十一名）（安倍晋太郎君紹介）（第二〇七七号）、同（請願者　徳島県三好郡三加茂町加茂千八百七番地の一大正商業株式会社長緒方能隆外二百九十四名）（阿部五郎君紹介）（第二〇七八号）、同（請願者　仙台市

原町苦竹字町百二十六番地稲の花酒造株式会社長岩井正造外四十名）（愛知揆一君紹介）（第二〇七九号）、同（請願者　埼玉県羽生市上羽生斎藤圭一外四十一名）（青木正君紹介）（第二〇八〇号）、同（請願者　徳島県三好郡池田町合名会社中村商店中村和右ェ門外二百九十九名）（秋田大助君紹介）（第二〇八一号）、同（請願者　岩手県東磐井郡千厩町北方百三十四番地佐藤秀一外四十名）（荒木萬壽夫君紹介）（第二〇八二号）、同（請願者　埼玉県秩父市大宮四千三百八十九番地武甲酒造株式会社長長谷川巳之吉外四十一名）（荒舩清十郎君紹介）（第二〇八三号）、同（請願者　兵庫県多紀郡篠山町黒岡中山伊佐三外四十名）（有田喜一君紹介）（第二〇八四号）、同（請願者　佐賀県伊万里市松浦町桃川松浦正宗酒造合資会社長樋渡政治外四十一名）（井手以誠君紹介）（第二〇八五号）、同（請願者　愛媛県川之江市川之江町合田酒造合資会社長合田嵩外三十九名）（井原岸高君紹介）（第二〇八六号）、同（請願者　山形県飽海郡松山町字荒町十七番地斎藤寅之助外三十八名）（伊藤五郎君紹介）（第二〇八七号）、同（請願者　宮城県古川市柏崎字境田十五番地寒梅酒造合資会社長岩崎静思外四十名）（伊藤宗一郎君紹介）（第二〇八八号）、同（請願者　福島県安達郡本宮町大字高木字北ノ脇五番地高田米松外四十名）（伊藤幟君紹介）（第二〇八九号）、同（請願者　千葉県匝瑳郡光町篠本七百二十六番地青柳要三郎外四名）（伊能繁次郎君紹介）（第二〇九〇号）、同（請願者　秋田県湯沢市柳町六十六番地高久多吉外四十一名）（飯塚定輔君紹介）（第二〇九一号）、同（請願者　徳島県那賀郡鷲敷町和食松浦文二外二百八十七名）（生田宏一君紹介）（第二〇九二号）、同（請願者　山形県酒田市本町六丁目四番地初孫酒造株式会社長佐藤久吉外四十一名）（池田正之輔君紹介）（第二〇九三号）、同（請願者　秋田県鹿角郡花輪町関善酒店合名会社長関善一外二十二名）（石田博英君紹介）（第二〇九四号）、同（請願者　新潟県中蒲原郡村松町武野俊一外四十名）（石田宥全君紹介）（第二〇九五号）、同（請願者　静岡県三島市千二百三十一番地井上いと外四十名）（石橋湛山君紹介）（第二〇九六号）、同（請願者　山口県防府市大字仁井八十三番地田村酒造株式会社田村新次外四十一名）（石村英雄君紹介）（第二〇九七号）、同（請願者　新潟県三条市大字一ノ木戸千八百二十七番地の三福顔酒造株式会社長小林正次外四十一名）（稲村隆一君紹介）（第二〇九八号）、同（請願者　愛媛県北宇和郡吉田町大字立間二の二千六百五十八番地吉田酒造合名会社長谷口寛市外四十名）（今松治郎君紹介）（第二〇九九号）、同（請願者　滋賀県甲賀郡甲西町大字三雲奥村藤一外四十一名）（宇野宗佑君紹介）（第二一〇〇号）、同（請願者　宮城県石巻市石巻新田町四十七番地鈴木源寿外四十名）（内海安吉君紹介）（第二一〇一号）、同（請願者　静岡県御殿場市新橋二千五番地根上久作外四十一名）（遠藤三郎君紹介）（第二一〇二号）、同（請願者　岩手県北上市更木町藤村久喜外二百五名）（小澤佐重喜君紹介）（第二一〇三号）、同（請願者　山口県岩国市通津多山敦子外四十一名）（小澤太郎君紹介）（第二一〇四号）、同（請願者　宮城県柴田郡村田町大字村田字町百六十九番地山田直治外四十一名）（大石武一君紹介）（第二一〇五号）同、（請願者　兵庫県赤穂市坂越千四百十九番地奥藤研二外四十一名）（大上司君紹介）（第二一〇六号）、同（請願者　大阪府羽曳野市西浦二千二百九十番地本所又一外四十名）（大倉三郎君紹介）（第二一〇七号）、同（請願者　埼玉県南埼玉郡莚田町大字関戸六百五十九番地岩崎龍三郎外四十一名）（大沢雄一君紹介）（第二一〇八号）、同（請願者　茨城県多賀郡十王町大字高原四百十一番地椎名重直外三十一名）（大高康君紹介）（第二一〇九号）、同（請願者　福島県喜多方市松山田村松字桜壇百六十番地佐藤信八外四十名）（大竹作摩君紹介）（第二一一〇号）、同（請願者　新潟県長岡市浦瀬町林重信外四十名）（大野市郎君紹介）（第二一一一号）、同（請願者　岐阜県羽島市竹鼻町板倉又吉外四十名）（大野伴睦君紹介）（第二一一二号）、同（請願者　香川県三豊郡豊浜町大字和田浜百七十五番地大野恵一郎外四十一名）（大平正芳君紹介）（第二一一三号）、同（請願者　兵庫県三木市府内五百番地北井正美外八十二名）（岡田修一君紹介）（第二一一四号）、同（請願者　京都市伏見区山崎町三百六十二番地北川貞次郎外百六十六名）（岡本隆一君紹介）（第二一一五号）、同（請願者　愛知県半田市旭町五丁目三番地稲葉栄一外四十名）（加藤清二君紹介）（第二一一六号）、同（請願者　茨城県笠間市稲田二千三百三十五番地の一中野慶吉外四十一名）（加藤高蔵君紹介）（第二一一七号）、同（請願者　香川県観音寺市本大町八百三十六番地川人一治郎商店株式会社長川人一治郎外三十九名）（加藤常太郎君紹介）（第二一一八号）、同（請願者　愛知県一宮市本町通四丁目二十四番地速水商店株式会社長速水常次郎外四十名）（海部俊樹君紹介）（第二一一九号）、同（請願者　静岡県沼津市小諏訪四百六十六番地沼津酒造副社長高島敏行外四十一名）（勝間田清一君紹介）（第二一二〇号）、同（請願者　岐阜県加茂郡川辺町下麻生前島茂外二十五名）（金子一平君紹介）（第二一二一号）、同（請願者　長崎県東彼杵郡東彼杵町渡辺徳治外四十一名）（金子岩三君紹介）（第二一二二号）、同（請願者　静岡県清水市西久保五百一番地の一鈴木脩治外四十一名）（神田博君紹介）（第二一二三号）、同（請願者　福島県伊達郡桑折町字本町四十三番地半沢酒造店有限会社長半沢金兵衛外四十一名）（亀岡高夫君紹介）（第二一二四号）、同（請願者　埼玉県深谷市西島古郡泰二外四十一名）（鴨田宗一君紹介）（第二一二五号）、同（請願者　秋田県平鹿郡平鹿町浅舞工藤祐信外四十名）（川俣清音君紹介）（第二一二六号）、同（請願者　三重県員弁郡員弁町田中酒造場合資会社長田中九郎外四十一名）（木村俊夫君紹介）（第二一二七号）、同（請願者　福島県平市南町山宗酒造株式会社長山崎元三郎外四十名）（木村守江君紹介）（第二一二八号）、同（請願者　大阪府泉南郡南海町鳥取古林健三外四十一名）（岩本義廣君紹介）（第二一二九号）、同外六件（請願者　岩手県水沢市羽田町久保七十九番地佐藤哲郎外二百八十八名）（北山愛郎君紹介）（第二一三〇号）、同（請願者　群馬県佐波郡境町境四百十一番地内田助作外四十一名）（久保田円次君紹介）（第二一三一号）、同（請願者　三重県鈴鹿市北若松町千五百九十五番地清水醸造株式会社長清水清三郎外四十一名）（久保田藤麿君紹介）（第二一三二号）、同（請願者　静岡県沼津市松長百五十四番地渡辺与四郎酒造株式会社渡辺与五郎外四十一名）（久保田豊君紹介）（第二一三三号）、同（請願者　山形県米沢市花沢仲町千九百九十六番地浜田五左衛門外二百五名）（黒金泰美君紹介）（第二一三四号）、同（請願者　兵庫県朝来郡生野町松本喜八郎外四十名）（小島徹三君紹介）（第二一三五号）、同（請願者　兵庫県揖保郡新宮町新宮西山負二外四十名）（河本敏夫君紹介）（第二一三六号）、同（請願者　宮城県宮城郡泉町根白字東三十三番地日の出酒造株式会社長樋渡みよ子外四十一名）（佐々木更三君紹介）（第二一三七号）、同（請願者　静岡県清水市庵原町岩川浩一外四十名）（佐藤虎次郎君紹介）（第二一三八号）、同（請願者

茨城県猿島郡三和村諸川小林藤兵衛外四十一名）（佐藤洋之助君紹介）（第二一三九号）、同（請願者　福島県原町市本町二丁目五十二番地松本銘醸株式会社長松本欽一外四十一名）（齋藤邦吉君紹介）（第二一四〇号）、同（請願者　秋田県本荘市和泉町猪股陽三外四十一名）（齋藤憲三君紹介）（第二一四一号）、同（請願者　石川県小松市粟津町ヵ八甲十一番地北森直吉外四十一名）（坂田英一君紹介）（第二一四二号）、同（請願者　熊本県葦北郡津奈木村大字津奈木竹田第一酒造合資会社長竹田珍珠外四十一名）（坂田道太君紹介）（第二一四三号）、同（請願者　群馬県邑楽郡明和村江口甲六百三十二番地玉井正助外十五名）（笹本一雄君紹介）（第二一四四号）、同外二件（請願者　岩手県東磐井郡千厩町字北方百三十四番地佐藤秀一外二百四名）（志賀健次郎君紹介）（第二一四五号）、同外一件（請願者　岩手県大船渡市盛町字町三十一番地水野仁三郎外百二十五名）（椎名悦三郎君紹介）（第二一四六号）、同（請願者　北海道余市郡余市町大川町四丁目北海道酒造株式会社長阿部寅之丞外四十名）（椎熊三郎君紹介）（第二一四七号）、同（請願者　広島県福山市草戸町九百九番地高橋尚外四十名）（重政誠之君紹介）（第二一四八号）、同（請願者　福島県石川郡石川町大字双里字本宮六十七番地深谷幸雄外四十名）（澁谷直藏君紹介）（第二一四九号）、同（請願者　神戸市東灘区御影町字宇柳千二百三十五番地の三鵜尾芳雄外三百三十三名）（首藤新八君紹介）（第二一五〇号）、同（請願者　群馬県太田市大字大島十九番地根立文蔵外四十一名）（東海林稔君紹介）（第二一五一号、同外五件（請願者　岩手県遠野市遠野町十地割六十番地新里善治外二百四十五名）（鈴木善幸君紹介）（第二一五二号）、同（請願者　広島市水主町百二番地の一初鶴酒造株式会社長大西朋夫外四十一名）（關谷勝利君紹介）（第二一五三号）、同（請願者　岐阜県郡上郡白鳥町白鳥九百九十一番地原韶外四十一名）（田口誠治君紹介）（第二一五四号）、同（請願者　青森県南津軽郡尾上町大字尾上寿酒造株式会社長西谷嘉朗外十二名）（田澤吉郎君紹介）（第二一五五号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡宇門村大字須原風間清外四十一名）（田中角榮君紹介）（第二一五六号）、同（請願者　山口県下関市大字吉田九百十二番地倉田酒造株式会社長倉田秀太郎外四十一名）（田中龍夫君紹介）（第二一五七号）、同（請願者　山梨県塩山市下於曾千二百四十番地安藤富衛外四十名）（田邊國男君紹介）（第二一五八号）、同（請願者　群馬県勢多郡北橋村八崎都丸鼓吹外四十名）（田邊誠君紹介）（第二一五九号）、同（請願者　三重県松阪市新町八百七十二番地西井久兵衛外五百二十二名）（田村元君紹介）（第二一六〇号）、同（請願者　大阪府枚方市大字穂谷千八百七番地重村正篤外四十一名）（高碕達之助君紹介）（第二一六一号）、同（請願者　愛媛県八幡浜市川上町川名津新地酒造株式会社長新地修佐外四十一名）（高橋　英吉君紹介）（第二一六二号）、同（請願者　広島県三原市西宮町二千五百六十一番地高橋喜代治外三十名）（高橋等君紹介）（第二一六三号）、同（請願者　静岡県焼津市鰯ヶ島三百七番地寺田幸右ェ門外百二十三名）（高見三郎君紹介）（第二一六四号）、同（請願者　青森県弘前市茂森町七十九番地玉田耕三外四十一名）（竹内俊吉君紹介）（第二一六五号）、同（請願者　岐阜県恵那郡上矢作町三千百二十九番地田中盛三外四十名）（椿繁次郎君紹介）（第二一六六号）、同（請願者　佐賀県杵島郡江北町上小田中島酒造合資会社長中島幸吉外四十名）（舘林三喜男君紹介）（第二一六七号）、同（請願者　茨城県久慈郡金砂郷村大里合資会社剛烈富永酒造店社長富永剛一郎外四十名）（塚原俊郎君紹介）（第二一六八号）、同（請願者　兵庫県加古郡稲見町蛸草千百十八番地松尾酒造合資会社長松尾房子外四十一名）（渡海元三郎君紹介）（第二一六九号）、同（請願者　兵庫県伊丹市伊丹字長谷堂五百七十六番地福鶴酒造有限会社長合田能造外四十一名）（富田　健治君紹介）（第二一七〇号）、同（請願者　愛知県西尾市吾妻町八十六番地大岡酒造株式会社長鈴木桂次郎外四十一名）（中垣國男君紹介）（第二一七一号）、同（請願者　群馬県富岡市富岡千四十番地横山庫次外四十一名）（中曾根康弘君紹介）（第二一七二号）、同（請願者　愛知県碧南市字本郷二十八番地高松嘉幸外四十一名）（中野四郎君紹介）（第二一七三号）、同（請願者　静岡県浜松市篠原一万四千五十三番地鈴木敏一郎外十九名）（中村幸八君紹介）（第二一七四号）、同（請願者　茨城県竜ケ崎市三千四百十番地吉田和夫外四十一名）（中山榮一君紹介）（第二一七五号）、同（請願者　北海道上川郡清水町清水第一線六十六番地松山護外二十二名）（永井勝次郎君紹介）（第二一七六号）、同（請願者　兵庫県津名郡一宮町尾崎千六百三十八番地松浦酒造株式会社長松浦恒雄外四十外）（永田亮一君紹介）（第二一七七号）、同（請願者　広島県庄原市三日市町三百四十八番地黒長正人外四十一名）（永山忠則君紹介）（第二一七八号）、同（請願者　広島県佐伯郡能美町津田磐外四十名）（灘尾弘吉君紹介）（第二一七九号）、同（請願者　高松市屋島西町八百七十八番地木村忠七外三十二名）（成田知巳君紹介）（第二一八〇号）、同（請願者　北海道有珠郡伊達町字大町二十一番地栗林鉄治郎外十九名）（南條徳男君紹介）（第二一八一号）、同（請願者　茨城県石岡市大字石岡八百三十一番地冷水酒造株式会社長冷水彦太郎外四十一名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二一八二号）、同（請願者　名古屋市千種区丸山町佐藤与兵衛外十六名）（丹羽兵助君紹介）（第二一八三号）、同（請願者　宮城県名取市閖上字町二百二十六番地佐々木とく外四十一名）（西宮　弘君紹介）（第二一八四号）、同（請願者　静岡市西脇三百八十一番地荻原辰雄外二百五名）（西村直己君紹介）（第二一八五号）、同（請願者　山形市七日町四百六十八番地大沼勘四郎外二百四十六名）（西村力弥君紹介）（第二一八六号）、同（請願者　岐阜県安八郡墨俣町大字墨俣安藤敏雄外四十名）（野田卯一君紹介）（第二一八七号）、同外五件（請願者　岩手県岩手郡岩手町柴田陸三外二百四十五名）（野原正勝君紹介）（第二一八八号）、同（請願者　北海道名寄市西三条南五丁目日本清酒株式会社名寄支店長菅原慶三外四十名）（芳賀貢君紹介）（第二一八九号）、同（請願者　茨城県行方郡北浦村山田千三百五十番地千ケ崎俊雄外四十名）（橋本登美三郎君紹介）（第二一九〇号）、同（請願者　宮城県栗原郡一迫町字萩生三十三番地門伝勝太郎外四十名）（長谷川峻君紹介）（第二一九一号）、同（請願者　埼玉県上尾市上尾宿三百九十九番地北西酒造株式会社長北西隆蔵外四十一名）（畑和君紹介）（第二一九二号）、同（請願者　福島県大沼郡会津高田町大字旭杉原乙九十四番地合資会社男山酒造店社長千葉伊左美外四十名）（八田貞義君紹介）（第二一九三号）、同（請願者　高知県安芸市西浜千七百七十三番地合資会社春田酒造場社長春田誠郎外二十五名）（濱田幸雄君紹介）（第二一九四号）、同（請願者　高知市細工町十四番地竹村豊之助外四十一名）（濱田正信君紹介）（第二一九五号）、同（請願者　大阪府豊能郡能勢町倉垣奥佳明外四十二名）（原田憲君紹介）（第二一九六号）、同（請願者　大阪府泉南郡南海町尾崎成子光太郎外四十一名）（肥田次郎君紹介）（第二一九

七号）、同（請願者　宮城県石巻市石巻立町五十番地の四本間良雄外四十名）（日野　吉夫君紹介）（第二一九八号）、同（請願者　埼玉県入間郡武蔵町黒須七百八十九番地小林三平外四十一名）（平岡忠次郎君紹介）（第二一九九号）、同（請願者　高松市円座町九百七十九番地の一北川朋一外四十名）（福家俊一君紹介）（第二二〇〇号）、同（請願者　群馬県吾妻郡中之条町赤坂五百八十三番地小林正太郎外四十一名）（福田赳夫君紹介）（第二二〇一号）、同（請願者　熊本県上益城郡御船町大字御船九百五番地田中正之外五十五名）（福永一臣君紹介）（第二二〇二号）、同（請願者　群馬県沼田市八百三十九番地坂爪茂信外四十一名）（藤枝泉介君紹介）（第二二〇三号）、同（請願者　香川県大川郡引田町引田二千百六十三番地佐野易外四十名）（藤本捨助君紹介）（第二二〇四号）、同（請願者　栃木県那須郡黒羽町大字須佐木七百九十七番地の一渡辺正英外三十五名）（船田中君紹介）（第二二〇五号）、同（請願者　大阪府河内長野市長野町百番地西条肇三外四十一名）（細迫兼光君紹介）（第二二〇九号）、同（請願者　兵庫県西宮市東町一丁目百三十八番地八馬真治外百三十二名）（堀昌雄君紹介）（第二二一〇号）、同（請願者　山形県西村山郡西川町上間沢三百二十七番地設楽清次外二百四十六名）（牧野寛索君紹介）（第二二一一号）、同（請願者　長野県東筑摩郡坂北村青柳八郎外九十二名）（増田甲子七君紹介）（第二二一二号）、同（請願者　福島県磐城市大字林城長瀬彰義外四十名）（松井政吉君紹介）（第二二一三号）、同（請願者　新潟県佐渡郡金井町字新保二百二十番地野方佐吉郎外九名）（松井誠君紹介）（第二二一四号）、同（請願者　山形県東村山郡豊栄村原町二十七番地水戸部和男外八十四名）（松浦東介君紹介）（第二二一五号）、同（請願者　埼玉県北足立郡北本町大字深井四百七十番地小林栄一外四十一名）（松永東君紹介）（第二二一六号）、同（請願者　三重県一志郡久居町木造千四百十四番地飯田伊寿生外四十名）（松本一郎君紹介）（第二二一七号）、同（請願者　埼玉県川越市志多町十九番地の一名坂弘外四十名）（松山千恵子君紹介）（第二二一八号）、同（請願者　佐賀県鹿島市浜町乙二千七百十四番地中島勤次郎外四十名）（三池信君紹介）（第二二一九号）、同（請願者　青森県八戸市新井田字山道十一番地高橋幸蔵外四十名）（三浦一雄君紹介）（第二二二〇号）、同（請願者　兵庫県飾磨郡夢前町菅生潤二十九番地の一遠周富雄外四十名）（三木喜夫君紹介）（第二二二一号）、同（請願者　青森県黒石市大字元町七番地佐藤清十郎外四十一名）（三和精一君紹介）（第二二二二号）、同（請願者　愛媛県東宇和郡宇和町鬼窪字都宮園行外四十名）（毛利　松平君紹介）（第二二二三号）、同（請願者　千葉県夷隅郡大多喜町新丁八十八番地田島伊兵衛外五名）（森清君紹介）（第二二二四号）、同（請願者　栃木県佐野市堀米町千五百三十五番地相沢喜平外三十九名）（森下國雄君紹介）（第二二二五号）、同（請願者　青森県上北郡野辺地町新町武内啓作外四十一名）（森田重次郎君紹介）（第二二二六号）、同（請願者　高知県安芸郡東洋町野根松本博外十五名）（森本靖君紹介）（第二二二七号）、同（請願者　福島県伊達郡飯野町飯野字町四十八番地服部毅外四十一名）（八百板正君紹介）（第二二二八号）、同（請願者　愛媛県周桑郡壬生川町織田秋太郎外四十名）（八木徹雄君紹介）（第二二二九号）、同（請願者　北海道旭川市大町一条三丁目十四番地塩野谷悟兵衛外四十一名）（安井吉典君紹介）（第二二三〇号）、同（請願者　秋田県能代市大町百二十五番地鴛谷恒町外四十名）（柳谷清三郎君紹介）（第二二三一号）、同（請願者　福岡県三潴郡城島町城町二百二十四番地富安靖雄外四十一名）（山崎巖君紹介）（第二二三二号）、同（請願者　静岡県三島市長谷千百十二番地大村庄三外四十名）（山田彌一君紹介）（第二二三三号）、同外七件（請願者　盛岡市加賀野石橋寿男外三百十七名）（山中吾郎君紹介）（第二二三四号）、同（請願者　千葉県香取郡小見川町八日市場九百七十二番地飯島勝三外十二名）（山村新治郎君紹介）（第二二三五号）、同（請願者　岐阜県市下尻毛五百十六番地の一安藤孫左衛門外四十一名）（山本幸一君紹介）（第二二三六号）、同外六件（請願者　盛岡市川原町三十一番地小笠原三吉外三百二十五名）（山本猛夫君紹介）（第二二三七号）、同（請願者　熊本県下益城郡城南町隈庄下田理雄外百二十三名）（吉田重延君紹介）（第二二三八号）、同（請願者　新潟県中蒲原郡村松町茂野俊一外四十名）（渡邊良夫君紹介）（第二二三九号）、同（請願者　京都市上京区大宮通椹木町下ル八百三十二番地富森良一外八十一名）（田中伊三次君紹介）（第二二四〇号）、同（請願者　徳島県鳴戸市瀬戸町堂浦和田家広外三百七十八名）（阿部五郎君紹介）（第二二四一号）、同（請願者　佐賀県藤津郡太良町大字多良千二十八番地の一永尾才一外四十名）（井手以誠君紹介）（第二二九六号）、同（請願者　埼玉県上尾市大字上尾宿二百七十五番地小林正夫外四十一名）（井堀繁男君紹介）（第二二九七号）、同（請願者　新潟県東蒲原郡津川町大字津川三千六百四十四番地佐前寛治外四十名）（石田宥全君紹介）（第二二九八号）、同（請願者　山口県防府市大字宮市四百六十二番地藤村観作外四十一名）（石村英雄君紹介）（第二二九九号）、同（請願者　静岡県御殿場市新橋二千五番地根上清外四十一名）（勝間田清一君紹介）（第二三〇〇号）、同（請願者　秋田県平鹿郡増田町本町石田栄次郎外四十名）（川俣清晉君紹介）（第二三〇一号）、同（請願者　静岡県駿東郡原町原三百五十四番地の一高島定雄外四十一名）（久保田豊君紹介）（第二三〇二号）、同（請願者　秋田県仙北郡六郷町八千代酒造合名会社後藤総一郎外四十一名）（栗林三郎君紹介）（第二三〇三号）、同外二件（請願者　佐賀県鹿島市浜町甲四千四百八十五番地岩永又郎外百二十一名）（古賀了君紹介）（第二三〇四号）、同（請願者　宮城県登米郡東和町米谷字元町百六十六番地佐藤敬次郎外四十二名）（佐々木更三君紹介）（第二三〇五号）、同（請願者　富山県西礪波郡石動町福町高田清太郎外四十二名）（佐野憲治君紹介）（第二三〇六号）、同外二件（請願者　福島県白河市本町五十四番地大谷忠吉外百四十七名）（鈴木義男君紹介）（第二三〇七号）、同（請願者　岐阜県恵那郡岩村町三百四十二番地渡会正一外十名）（椙森次郎君紹介）（第二三〇八号）、同（請願者　京都市伏見区向島橘詰町七百八十七番地北川文次郎外四十名）（玉置一徳君紹介）（第二三〇九号）、同（請願者　宮城県玉造郡岩出山町字二ノ構百三十三番地阿部庄左ェ門外四十名）（西宮弘君紹介）（第二三一〇号）、同（請願者　山形市八日町八百二番地尾原儀助外二百二十八名）（西村力弥君紹介）（第二三一一号）、同（請願者　福島県郡山市字南町二百四十七番地の一安藤尚二外四十一名）（野口忠夫君紹介）（第二三一二号）、同（請願者　北海道旭川市六条通六丁目左十号大谷東策外三十四名）（芳賀貢君紹介）（第二三一三号）、同（請願者　宮城県石巻市新田

町八十七番地沢口安五郎外四十名）（日野吉夫君紹介）（第二三一四号）、同（請願者　大阪府泉南郡田尻町　嘉祥寺九百四番地田原藤吉郎　外四十二名）（肥田次郎君紹介）（第二三一五号）、同（請願者　山口県小野田市大字東高泊二十六番地の一壱岐幸治　外四十一名）（細迫兼光君紹介）（第二三一六号）、同（請願者　兵庫県西宮市石在町四十二番地土井馨外三百二十一名）（堀昌雄君紹介）（第二三一七号）、同（請願者　福島県磐城市大字御代字赤坂九番地佐原久治　外四十名）（松井政吉君紹介）（第二三一八号）、同（請願者　新潟県佐渡郡佐和田町大字沢根炭屋町五十番地加藤長三郎外二十四名）（松井誠君紹介）（第二三一九号）、同（請願者　兵庫県姫路市網干区高田三百六十一番地の一本田耕作外四十名）（三木喜夫君紹介）（第二三二〇号）、同（請願者　高知市細工町十四番地竹村豊之助外四十一名）（森本靖君紹介）（第二三二一号）、同（請願者　福島市豊田町三十五番地佐藤旭外四十一名）（八百板正君紹介）（第二三二二号）、同（請願者　北海道中川郡美深町字大通南二丁目十二番地木戸みどり外三十九名）（安井吉典君紹介）（第二三二三号）、同（請願者　岐阜市靱屋町三十七番地林栄一外三十九名）（山本幸一君紹介）（第二三二四号）、同（請願者　山口県玖珂郡周東町大字下久原中村百蔵外四十一名）（安倍晋太郎君紹介）（第二三二五号）、同（請願者　仙台市二日町九十番地吉岡吉寿外四十名）（愛知揆一君紹介）（第二三二六号）、同（請願者　埼玉県行田市長野三千六百四十二番地横田庄右ェ門　外四十一名）（青木正君紹介）（第二三二七号）、同（請願者　徳島県三好郡池田町字サラダ千六百六十一番地馬宮嘉次郎外三百二十八名）（秋田大助君紹介）（第二三二八号）、同（請願者　埼玉県秩父市大字大宮四千三百八十九番地長谷川巳之吉外四十一名）（荒舩清十郎君紹介）（第二三二九号）、同（請願者　兵庫県氷上郡氷上町谷村五百二十番地打田義郎外八十二名）（有田喜一君紹介）（第二三三〇号）、同（請願者　愛媛県川之江市金田町金川山川由一郎外四十一名）（井原岸高君紹介）（第二三三一号）、同（請願者　山形県東根市大字東根甲二百五十九番地横尾新外二百七十七名）（伊藤五郎君紹介）（第二三三四四号）、同（請願者　宮城県遠田郡南郷町二郷高玉六号七番地川敬商店川名義之助外三十二名）（伊藤宗一郎君紹介）（第二三三四五号）、同（請願者　福島県二本松市松岡百七十三番地斎藤久子外四十名）（伊藤幟君紹介）（第二三三四六号）、同（請願者　千葉県佐倉市馬渡九百十八番地田中勘一外三十六名）（伊能繁次郎君紹介）（第二三三四七号）、同（請願者　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町四十七番地柴田与太郎外四十一名）（飯塚定輔君紹介）（第二三三四八号）、同（請願者　徳島県名西郡神山町神領後藤正義外二百五十六名）（生田宏一君紹介）（第二三三四九号）、同（請願者　山形県酒田市米屋町五十九番地の三小野梅井外四十名）（池田正之輔君紹介）（第二三三五〇号）、同（請願者　静岡県富士宮市大宮九百四十番地の二岡根谷良雄外四十一名）（遠藤三郎君紹介）（第二三三五六号）、同（請願者　山口県都濃郡都濃町大字須万須万酒造合名会社土田耒一外四十二名）（小澤太郎君紹介）（第二三三五七号）、同（請願者　宮城県白石市白川津田字荒屋敷高橋久米治外三十三名）（大石武一君紹介）（第二三三五八号）、同（請願者　兵庫県赤穂市尾崎六百十七番地の三丹羽栄一外二十五名）（大上司君紹介）（第二三三五九号）、同（請願者　埼玉県北葛飾郡幸手町大字上高野九百五十八番地竹内増兵衛外四十一名）（大沢雄一君紹介）（第二三六〇号）、同（請願者　茨城県久慈郡水府村大字東染菊池信章　外四十一名）（大高康君紹介）（第二三六一号）、同（請願者　福島県南会津郡田島町大字永田字大道上三百二十一番地渡部卯八　外四十一名）（大竹作摩君紹介）（第二三六二号）、同（請願者　新潟県長岡市宮原町二丁目百九十五番地松本七郎外四十一名）（大野市郎君紹介）（第二三六三号）、同（請願者　香川県三豊郡仁尾町真鍋昇男外四十一名）（大平正芳君紹介）（第二三六五号）、同（請願者　兵庫県三木市口吉川町槇三百五十六番地岸本勇雄外四十一名）（岡田修一君紹介）（第二三六六号）、同（請願者　茨城県笠間市笠間千百八十番地武藤昭外四十名）（加藤高蔵君紹介）（第二三六七号）、同（請願者　愛知県葉栗郡木曾川町田中清正外四十名）（海部俊樹君紹介）（第二三六八号）、同（請願者　岐阜県高山市上一之町六十二番地老田敬吉外四十一名）（金子一平君紹介）（第二三六九号）、同（請願者　三重県員弁郡北勢町大字麻生田二千六百二十八番地伊藤清市外四十一名）（木村俊夫君紹介）（第二三七〇号）、同（請願者　福島県磐城市字上明神町十九番地清水屋合名会社小野義一外四十名）（木村守江君紹介）（第二三七一号）、同（請願者　大阪府泉佐野市日根野山本秀治郎外四十一名）（岸本義廣君紹介）（第二三七二号）、同（請願者　兵庫県宍粟郡山崎町西町服部周治外四十一名）（河本敏夫君紹介）（第二三七三号）、同（請願者　群馬県佐波郡玉村町下新田六百十九番地町田孝五郎外四十一名）（久保田円次君紹介）（第二三七四号）、同（請願者　三重県一志郡嬉野町井上百八十九番地船木茂雄外四十一名）（久保田藤麿君紹介）（第二三七五号）、同（請願者　山形県東置賜郡川西町大字中小松二千八百八十六番地井上昌平外二百四十六名）（黒金泰美君紹介）（第二三七六号）、同（請願者　兵庫県養父郡八鹿町八鹿四百四十六番地平谷房雄外八十一名）（小島徹三君紹介）（第二三七七号）、同（請願者　茨城県猿島郡境町五百六十六番地の一萩原とも外四十名）（佐藤洋之助君紹介）（第二三七八号）、同（請願者　福島県原町市本町三丁目七十二番地亀屋酒造店株式会社長渋佐五郎外四十一名）（齋藤邦吉君紹介）（第二三七九号）、同（請願者　秋田県本荘市石脇斎藤弥三郎外四十一名）（齋藤憲三君紹介）（第二三八〇号）、同（請願者　群馬県邑楽郡千代田村大字赤岩百八十五番地山川準市外四十名）（笹本一雄君紹介）（第二三八一号）、同（請願者　広島県松永市本郷町四百三十二番地松永酒造株式会社長田中好一外四十一名）（重政誠之君紹介）（第二三八二号）、同（請願者　福島県須賀川市八幡町九十二番地岡部正典外四十名）（滋谷直蔵君紹介）（第二三八三号）、同（請願者　松山市大字西垣生今出酒造株式会社中矢貞義外四十一名）（關谷勝利君紹介）（第二三八四号）、同（請願者　山口県下松市大字西豊井六百七十七番地藤田卓郎外四十名）（田中龍夫君紹介）（第二三八五号）、同（請願者　青森県黒石市大字中町十二番地中村亀吉外四十名）（田澤吉郎君紹介）（第二三八六号）、同（請願者　大阪府枚方市大字

津田千五百十六番地池尻三郎外四十一名）（高碕達之助君紹介）（第二三八七号）、同（請願者　愛媛県東宇和郡野村町第十二号四十二の一山崎繁外四十名）（高橋英吉君紹介）（第二三八八号）、同（請願者　広島県三原市沼田町山本登外三十名）（高橋等君紹介）（第二三八九号）、同（請願者　静岡県藤枝市築地上百四十三番地杉井酒造有限会社長杉井操一外百五十九名）（高見三郎君紹介）（第二三九〇号）、同（請願者　青森県西津軽郡森田村葛西弥作外四十一名）（竹内俊吉君紹介）（第二三九一号）、同（請願者　佐賀県武雄市若木町大字本部四千五百八十八番地牟田酒造場有限会社長牟田勝輔外四十一名）（舘林三喜男君紹介）（第二三九二号）、同（請願者　新潟県刈羽郡小国町大字武石片岡酒造場片岡平一郎外三十九名）（田中角榮君紹介）（第二三九三号）、同（請願者　茨城県那珂郡美和村大字高部国松酒造合資会社国松武二外四十一名）（塚原俊郎君紹介）（第二三九四号）、同（請願者　兵庫県加古川市上荘野藥栗三百九十八番地田中治外四十一名）（渡海元三郎君紹介）（第二三九五号）、同（請願者　兵庫県伊丹市伊丹本町五丁目五百番地石橋真三郎外四十名）（富田健治君紹介）（第二三九六号）、同（請願者　愛知県碧南市字源氏九番地の四長田充弘外三十九名）（中垣國男君紹介）（第二三九七号）、同（請願者　群馬県安中市小俣百六十三番地萩原弘外五十五名）（中曾根康弘君紹介）（第二三九八号）、同（請願者　愛知県碧南市大字平七字南覆浦百四番地旭酒造株式会社平岩七之助外四十一名）（中野四郎君紹介）（第二三九九号）、同（請願者　静岡県浜松市天神町百番地中村達一郎外四十名）（中村幸八君紹介）（第二四〇〇号）、同（請願者　茨城県北相馬郡取手町寺田三千九百四十番地野田幸造外三十九名）（中山榮一君紹介）（第二四〇一号）、同（請願者　兵庫県洲本市大野八百八十三番地の一野口守之助外四十名）（永山亮一君紹介）（第二四〇二号）、同（請願者　広島県比婆郡東城町大字東城四十三番地生熊酒造株式会社長生熊功外四十一名）（永山忠則君紹介）（第二四〇三号）、同（請願者　広島県佐伯郡廿日市町廿日市三百八番地の一家納喜酒造株式会社長橘本三三外八名）（灘尾弘吉君紹介）（第二四〇四号）、同（請願者　北海道室蘭市本町十二番地香蘭酒造株式会社長小林秀光外四十名）（南條徳男君紹介）（第二四〇五号）、同（請願者　茨城県石岡市大字石岡千七百二十番地柴野善兵衛外四十名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二四〇六号）、同（請願者　岐阜県羽島郡笠松町下本町五十九番地久納酒造株式会社長久納源左衛門外四十一名）（野田卯一君紹介）（第二四〇七号）、同（請願者　茨城県鹿島郡旭村造谷山崎家光外五十五名）（橘本登美三郎君紹介）（第二四〇八号）、同（請願者　宮城県栗原郡一迫町字川口三浦正男外三十九名）（長谷川峻君紹介）（第二四〇九号）、同（請願者　福島県大沼郡会津高田町大字旭杉原字村東九十一番地千葉為吉外二十二名）（八田貞義君紹介）（第二四一〇号）、同（請願者　高知県香美郡土佐山田町千二百五十一番地有沢宗策商店社長有沢宗策外四十一名）（濱田幸雄君紹介）（第二四一一号）、同（請願者　大阪府池田市大和町三千三十五番地内田政一郎外四十一名）（原田憲君紹介）（第二四一二号）、同（請願者　香川県大川郡津田町千百十九番地大眉酒造株式会社長大眉直躬外五十二名）（福家俊一君紹介）（第二四一三号）、同（請願者　群馬県碓氷郡松井田町大字下増田二千三十四番地小林五郎外四十名）（福田赳夫君紹介）（第二四一四号）、同（請願者　前橋市総社町総社千百四十三番地山賀正夫外四十名）（藤枝泉介君紹介）（第二四一五号）、同（請願者　香川県大川郡津田町千四十九番番の二木村酒造株式会社石川安一外四十名）（藤本捨助君紹介）（第二四一六号）、同（請願者　大阪府南河内郡美原町黒山八百三十六番地信田勝己外二十四名）（古川丈吉君紹介）（第二四一七号）、同（請願者　宮城県名取郡岩沼町字町北百七十五番地平間酒造店社長平間弥五郎外四十二名）（保科善四郎君紹介）（第二四一八号）、同（請願者　佐賀県多久市東多久町大字別府三千六百三十五番地東鶴酒造株式会社長野中保之外三十六名）（保利茂君紹介）（第二四一九号）、同（請願者　埼玉県鴻巣市大字宮前百六十番地秋笹善次郎外四十名）（松永東君紹介）（第二四二〇号）、同（請願者　三重県一志郡一志町山本信義外四十一名）（松本一郎君紹介）（第二四二一号）、同（請願者　埼玉県川越市大字川越千四百五十一番地竹内栄吉外四十一名）（松山千恵子君紹介）（第二四二二号）、同（請願者　佐賀県鹿島市大字三河内乙千三百六十五番地馬場酒造場有限会社長馬場卯左一外四十名）（三池信君紹介）（第二四二三号）、同（請願者　青森県十和田市大字三本木字稲生町二十七番地稲本純一外四十二名）（三浦一雄君紹介）（第二四二四号）、同（請願者　青森県西津軽郡木造町宅末広川島豊蔵外四十名）（三和精一君紹介）（第二四二五号）、同（請願者　徳島県板野郡上板町佐野勇次郎外二百五十二名）（毛利松平君紹介）（第二四二六号）、同（請願者　千葉県勝浦市植野吉野佐二郎外三十八名）（森清君紹介）（第二四二七号）、同（請願者　栃木県栃木市祝二丁目八十九番地星野酒造株式会社長星野宗吉外三十七名）（森下國雄君紹介）（第二四二八号）、同（請願者　青森県十和田市大字三本木瀬戸山六の四番地小笠原ヤエ外三十九名）（森田重次郎君紹介）（第二四二九号）、同（請願者　愛媛県新居浜市泉池日野正男外三十八名）（八木徹雄君紹介）（第二四三〇号）、同（請願者　秋田県能代市畠町追分二丁目九番地浪岡義治外四十名）（柳谷清三郎君紹介）（第二四三一号）、同（請願者　静岡県富士宮市大宮八百三十番地の一福井市太郎外四十一名）（山田彌一君紹介）（第二四三二号）、同（請願者　新潟県五泉市吉沢二丁目百二番地近藤和吉外四十名）（渡邊良夫君紹介）（第二四三三号）、同（請願者　福島県西白河郡矢吹町大木代吉外四十一名）（鈴木義男君紹介）（第二四六二号）、同（請願者　京都市伏見区上油掛町三十六番地の一山本本家株式会社長山本源兵衛外四十名）（玉置一徳君紹介）（第二四六三号）、同（請願者　山口県柳井市大字柳津四百八十八番地皿田千蔵外十九名）（安倍晋太郎君紹介）（第二五二七号）、同（請願者　仙台市国分寺七十四番地菅原甚左衛門外三十三名）（愛知揆一君紹介）（第二五二八号）、同（請願者　埼玉県行田市佐間三千六百三十九番地川端清助外四十一名）（青木正君紹介）（第二五二九号）、同（請願者　徳島県三好郡池田町真野武之吉外二百六十九名）（秋田大助君紹介）（第二五三〇号）、同（請願者　埼玉県秩父郡両神村近藤恵一外四十一名）（荒舩清十郎君紹介）（第二五三一号）、同（請願者　兵庫県氷上郡山南町小畑五十五番地植木秀男外八十二名）（有田喜一君紹介）（第二五三二号）、同（請願者　佐賀県伊万里市伊万里町重松繁雄外四十名）（井手以誠君紹介）（第二五三三号）、同（請願者　愛媛県川之江市上分町山川武吉外四十二名）（井原岸高君紹介）（第二五三四号）、同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町新町裏百十九番地小山善吉外四十名）（伊藤宗一郎君紹介）（第二五三五号）、同（請願者　福島県安達郡本宮町中条富山昇外四十一名）（伊藤幟君紹介）（第二五三六号）、同（請願者　千葉県成田市新妻七千八百一番地岩舘衛外四十一名）（伊能繁次郎君紹介）（第

二五三七号）、同（請願者　秋田県湯沢市田町四番地奥山利八外四十一名）（飯塚定輔君紹介）（第二五三八号）、同（請願者　徳島県三好郡三加茂町加茂井上真規子外二百八十六名）（生田宏一君紹介）（第二五三九号）、同（請願者　山形県酒田市天正寺町十七番地田中吉郎兵衛外三十九名）（池田正之輔君紹介）（第二五四〇号）、同（請願者　秋田県大館市商人留三浦兵三外四十一名）（石田博英君紹介）（第二五四一号）、同（請願者　静岡県富士宮市下条六百四十二番地佐野健二外四十名）（石橋湛山君紹介）（第二五四二号）、同（請願者　山口県防府市宮市三百四十三番地神田要外四十一名）（石村英雄君紹介）（第二五四三号）、同（請願者　埼玉県北葛飾郡鷲宮町鷲宮小林権義外四十一名）（板川正吾君紹介）（第二五四四号）、同（請願者　愛媛県北宇和郡三間町宮野下西本伊勢蔵外四十名）（今松治郎君紹介）（第二五四五号）、同（請願者　滋賀県甲賀郡水口町春日二千二百五十五番地西田梅之助外四十一名）（宇野宗佑君紹介）（第二五四六号）、同（請願者　宮城県桃生郡矢本町北浦二十六番地桜井とき子外四十一名）（内海安吉君紹介）（第二五四七号）、同（請願者　静岡県田方郡修善寺町年川三十四番地佐藤守令外四十一名）（遠藤三郎君紹介）（第二五四八号）、同（請願者　山口県岩国市川西千百四十番地菊元直次郎外三十五名）（小澤太郎君紹介）（第二五四九号）、同（請願者　宮城県登米郡石越町北郷百三十一番地高橋喜蔵外四十一名）（犬石武一君紹介）（第二五五〇号）、同（請願者　兵庫県佐用郡佐用町平福木村保江外三十九名）（大上司君紹介）（第二五五一号）、同（請願者　茨城県久慈郡水府村東染菊池信章外四十一名）（大高康君紹介）（第二五五二号）、同（請願者　福島県喜多方市北町二千九百三十二番地東海林勝美外四十名）（大竹作摩君紹介）（第二五五三号）、同（請願者　新潟県長岡市摂田屋町川上昌司外四十名）（大野市郎君紹介）（第二五五四号）、同（請願者　岐阜県大垣市林町八丁目千百二十六番地渡辺徳次郎外四十名）（大野伴睦君紹介）（第二五五五号）、同（請願者　香川県三豊郡豊浜町四百十七番地大久保司郎外四十一名）（大平正芳君紹介）（第二五五六号）、同（請願者　兵庫県三木市福井九百八十二番地小河ゆう外四十一名）（岡田修一君紹介）（第二五五七号）、同（請願者　水戸市向井町千七百五十八番地滝田ヤス外四十一名）（加藤高蔵君紹介）（第二五五八号）、同外一件（請願者　香川県丸亀市中府町五百五十九番地松浦光子外四十名）（加藤常太郎君紹介）（第二五五九号）、同（請願者　岐阜県高山市上二の丁六十八番地川尻益蔵外四十一名）（金子一平君紹介）（第二五六〇号）、同（請願者　秋田県横手市八幡字石町村上巳之助外四十名）（川俣清音君紹介）（第二五六一号）、同（請願者　福島県平市下神谷字吉袋三十一番地豊田久義外四十名）（木村守江君紹介）（第二五六二号）、同（請願者　大阪府泉佐野市日根野北庄司芳文外四十一名）（岸本義廣君紹介）（第二五六三号）、同（請願者　三重県亀山市西町草川善太郎外四十名）（久保田藤麿君紹介）（第二五六四号）、同（請願者　静岡県御殿場市茱萸沢九百六十番地橘本幸明外四十一名）（久保田豊君紹介）（第二五六五号）、同（請願者　兵庫県朝来郡生野町六区藤後順治外四十名）（小島徹三君紹介）（第二五六六号）、同（請願者　宮城県志田郡三本木町三本木北町六十三番地新沢徳吉外四十一名）（佐々木更三君紹介）（第二五六七号）、同（請願者　茨城県猿島郡岩井町三千三百五十一番地大塚栄吉外四十一名）（佐藤洋之助君紹介）（第二五六八号）、同（請願者　富山県西礪波郡石動町宮新隆外四十一名）（佐野憲治君紹介）（第二五六九号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町鹿島百七十七番地星理綱外四十一名）（齋藤邦吉君紹介）（第二五七〇号）、同（請願者　秋田県本荘市石脇五十三番地斎藤弥太郎外四十名）（齋藤憲三君紹介）（第二五七一号）、同（請願者　広島県福山市医者町橋高弘造外四十一名）（重政誠之君紹介）（第二五七二号）、同（請願者　福島県須賀川市字西八丁目山辺義一外四十名）（澁谷直蔵君紹介）（第二五七三号）、同（請願者　群馬県太田市龍舞二千九番地篠原喜一外四十一名）（東海林稔君紹介）（第二五七四号）、同（請願者　愛媛県温泉郡重信町大字志津川島田要外四十名）（關谷勝利君紹介）（第二五七五号）、同（請願者　青森県黒石市大字山形町百十番地黒石酒造株式会社長佐藤清行外三十五名）（田澤吉郎君紹介）（第二五七六号）、同（請願者　新潟県柏崎市大字与板林庄平外四十一名）（田中角榮君紹介）（第二五七七号）、同（請願者　山口県下関市大字幡生千五番地下関酒造株式会社長梶山右一外四十一名）（田中龍夫君紹介）（第二五七八号）、同（請願者　群馬県勢多郡北橘村下箱田三百八十番地今井和夫外四十一名）（田邊誠君紹介）（第二五七九号）、同（請願者　三重県松阪市茶与町五十三番地池田行男）（田村元君紹介）（第二五八〇号）、同（請願者　大阪府枚方市茶坂千二百四十三番地小北克人外四十一名）（高碕達之助君紹介）（第二五八一号）、同（請願者　愛媛県八幡浜市松柏丙五百五十四番地の一北国屋酒造株式会社長兵藤君太郎外四十一名）（高橋英吉君紹介）（第二五八二号）、同（請願者　広島県三原市東町三丁目三百七十九番地の一池田久一外三十名）（高橋等君紹介）（第二五八三号）、同（請願者　静岡県藤枝市鬼島三百二十番地岡田泰次外三十八名）（高見三郎君紹介）（第二五八四号）、同（請願者　青森県弘前市西大工町三十六番地長谷川ナヵ外四十一名）（竹内俊吉君紹介）（第二五八五号）、同（請願者　岐阜県恵那郡坂下町堀吉村順次外四十名）（楯兼次郎君紹介）（第二五八六号）、同（請願者　佐賀県西松浦郡西有田村森の露酒造合資会社森勇一外四十名）（舘林三喜男君紹介）（第二五八七号）、同（請願者　茨城県那珂郡美和村大字高部岡山聚外四十一名）（塚原俊郎君紹介）（第二五八八号）、同（請願者　兵庫県加古郡稲美町蛸草三百十六番地の一大西酒造作外四十名）（渡海元三郎君紹介）（第二五八九号）、同（請願者　兵庫県伊丹市五百三十二番地武内利平外四十名）（富田健治君紹介）（第二五九〇号）、同（請願者　愛知県碧南市字神明百番地両半酒造合名会社長佐藤謙三外四十名）（中垣國男君紹介）（第二五九一号）、同（請願者　群馬県群馬郡群南村八幡原原田弥左外五十一名）（中曾根康弘君紹介）（第二五九二号）、同（請願者　静岡県浜名郡湖西町入出二百二十九番地近藤鶴二外四十六名）（中村幸八君紹介）（第二五九三号）、同（請願者　茨城県龍ケ崎市三千四百五十八番地倉沢英蔵外四十名）（中山榮一君紹介）（第二五九四号）、同（請願者　兵庫県津名郡一宮町郡家八十二番地の一岡崎安次外四十名）（永田亮一君紹介）（第二五九五号）、同（請願者　広島県三次市三次町千二百五十六番地増田信哉外四十名）（永山忠則君紹介）（第二五九六号）、同（請願者　広島県佐伯郡沖美町住吉兼市外四十名）（灘尾弘吉君紹介）（第二五九七号）、同（請願者　茨城県石岡市仲ノ内鈴木金蔵外四十一名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二五九八号）、同（請願者　宮城県古川市矢の目浅野繁二郎外四十一名）（西宮弘君紹介）（第二五九九号）、同（請願者　福島県安積郡富久山町久保田六番地佐藤彦十郎外三十八名）（野口忠夫君紹介）（第二六〇〇号）、同（請願者　岐阜県羽島市小熊町東

小熊三千二百五十一番地河出酒造株式会社長河出史郎外四十一名）（野田卯一君紹介）（第二六〇一号）、同（請願者　茨城県鹿島郡大洋村大字礼小島常義外二十一名）（橘本登美三郎君紹介）（第二六〇二号）、同（請願者　宮城県栗原郡金成町佐藤曜三郎外四十一名）（長谷川峻君紹介）（第二六〇三号）、同（請願者　福島県会津若松市大町三四ノ竪二十五番地相田八四郎外十四名）（八田貞義君紹介）（第二六〇四号）、同（請願者　高知県安芸郡東洋町野根松本博外四十名）（濱田幸雄君紹介）（第二六〇五号）、同（請願者　大阪府池田市本町三千百三十八番地岸上宏平外四十一名）（原田憲君紹介）（第二六〇六号）、同（請願者　宮城県石巻市石巻仲町六十五番地星弥酒造店株式会社長星栄之助外四十名）（日野吉夫君紹介）（第二六〇七号）、同（請願者　大阪府泉南郡南海町尾崎町六百八十七番地松井酒造有限会社長松井敏行外五十九名）（肥田次郎君紹介）（第二六〇八号）、同（請願者　埼玉県入間郡越生町越生八百五十二番地　新井正一郎外四十一名）（平岡忠次郎君紹介）（第二六〇九号）、同（請願者　高松市天神前二百八九番地の株式会社西野商店取締役目良茂外四十一名）（福家俊一君紹介）（第二六一〇号）、同（請願者　群馬県高崎市九藤町八十三番地　酒井誠一外四十一名）（福田赳夫君紹介）（第二六一一号）、同（請願者　群馬県勢多郡大胡町大字大胡十二番地竹内瑛吉外四十一名）（藤枝泉介君紹介）（第二六一二号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町株式会社西野商店松家熊雄外四十一名）（藤本捨助君紹介）（第二六一三号）、同（請願者　大阪府南河内郡美原町小平尾永田善雄外四十一名）（古川丈吉君紹介）（第二六一四号）、同（請願者　宮城県名取郡岩沼町字町北一番地相原伝兵衛外四十名）（保科善四郎君紹介）（第二六一五号）、同（請願者　佐賀県多久市北多久町村山良策外四十一名）（保利茂君紹介）（第二六一六号）、同（請願者　山口県美禰郡秋芳町大字嘉万九百七十八番地中本酒造店株式会社長中本京三外四十一名）（細迫兼光君紹介）（第二六一七号）、同（請願者　神戸市東灘区御影町上西六百五十七番地前田茂外三百十名）（堀昌雄君紹介）（第二六一八号）、同（請願者　福島県勿来市植田添野町熊田武男外三十八名）（松井政吉君紹介）（第二六一九号）、同（請願者　新潟県佐渡郡佐和田町鍛治町有限会社山本酒造場山本万平外四十一名）（松井誠君紹介）（第二六二〇号）、同（請願者　津市栄町四丁目四十二番地十一屋醸造株式会社長高井三郎外四十四名）（松本一郎君紹介）（第二六二一号）、同（請願者　埼玉県川越市野田町二十四番地島田久四郎外四十一名）（松山千惠子君紹介）（第二六二二号）、同（請願者　佐賀県藤津郡塩田町五番地町田酒造株式会社長瀬頭平次外四十名）（三池信君紹介）（第二六二三号）、同（請願者　青森県八戸市大字類家字稲荷小路十一番地松橋喜之助外四十一名）（三浦一雄君紹介）（第二六二四号）、同（請願者　兵庫県姫路市書写千三百十二番地の一山中酒造合名会社長山中藤吉外四十一名）（三木喜夫君紹介）（第二六二五号）、同（請願者　青森県黒石市大字中町一番地鳴海文四郎外三十八名）（三和精一君紹介）（第二六二六号）、同（請願者　徳島県麻植郡山川町宮北伊勢林平外三百十三名）（毛松利平君紹介）（第二六二七号）、同（請願者　千葉県夷隅郡大原町七千六百三十五番地の一木戸泉酒造株式会社長荘司勇）（森清君紹介）（第二六二八号）、同（請願者　青森県むつ市田名部町字柳町三十一番地二北酒造株式会社田名部工場長関勇造外四十一名）（森田重次郎君紹介）（第二六二九号）、同（請願者　福島県伊達郡桑折町字本町四十三番地半沢酒造店有限会社長半沢金兵衛外四十一名）（八百板正君紹介）（第二六三〇号）、同（請願者　愛媛県周桑郡壬生川町大字桑村二百七十番地の一日吉菊酒造株式会社松木光太郎外四十名）（八木徹雄君紹介）（第二六三一号）、同（請願者　秋田県能代市住吉町伊藤喜代治外百二十二名）（柳谷清三郎君紹介）（第二六三二号）、同（請願者　静岡県富士市本市場二百七十五番地東理三郎外四十名）（山田彌一君紹介）（第二六三三号）、同（請願者　岐阜市門屋五番地の一合資会社白木恒助商店社長白木恒助外四十二名）（山本幸一君紹介）（第二六三四号）、同（請願者　新潟県北蒲原郡豊栄町内島見百一番地土田一郎外三十五名）（渡邊良夫君紹介）（第二六三五号）、同（請願者　山口県熊毛郡平生町大字佐賀千五百九十九番地高木貢外四十名）（安倍晋太郎君紹介）（第三〇一七号）、同（請願者　仙台市石名坂四十六番地高木謙次郎外四十名）（愛知揆一君紹介）（第三〇一八号）、同（請願者　埼玉県北埼玉郡騎西千百六十二番地瀬川富次郎外四十一名）（青木正君紹介）（第三〇一九号）、同（請願者　埼玉県秩父郡野上町大字長瀞五百七十三番地村山金兵衛外四十一名）（荒船清十郎君紹介）（第三〇二〇号）、同（請願者　兵庫県多紀郡丹南町波賀野狩場重良外三百十六名）（有田喜一君紹介）（第三〇二一号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡相知町相知千九百六番地進藤礼治外四十三名）（井手以誠君紹介）（第三〇二二号）、同（請願者　愛媛県宇摩郡土居町大字入野近藤国夫外四十二名）（井原岸高君紹介）（第三〇二三号）、同（請願者　宮城県加美郡中新田町字西田一の三十三番地田中林兵衛外四十一名）（伊藤宗一郎君紹介）（第三〇二四号）、同（請願者　千葉県銚子市野尻町二百七十九増地宮内清外三十九名）（伊能繁次郎君紹介）（第三〇二五号）、同（請願者　秋田県湯沢市内館五番地田中為八郎外四十一名）（飯塚定輔君紹介）（第三〇二六号）、同（請願者　山形県酒田市下内町二十九番地長坂惣助外四十一名）（池田正之輔君紹介）（第三〇二七号）、同（請願者　秋田県大館市馬喰町石川久之助外四十六名）（石田博英君紹介）（第三〇二八号）、同（請願者　静岡県富士宮市下条牧野信吾外四十一名）（石橋湛山君紹介）（第三〇二九号）、同（請願者　山口県佐波郡徳地町堀千六百六十九番地新谷末彦外四十一名）（石村英雄君紹介）（第三〇三〇号）、同（請願者　埼玉県南埼玉郡久喜町大字久喜新四百十九番地鈴木仙右衛門外四十一名）（板川正吾君紹介）（第三〇三一号）、同（請願者　愛媛県北宇和郡松野町松丸正木猷章外四十一名）（今松治郎君紹介）（第三〇三二号）、同（請願者　滋賀県甲賀郡水口町藤本敏雄外四十一名）（宇野宗佑君紹介）（第三〇三三号）、同（請願者　宮城県柴田郡大河原町字町二百六番地森忠次郎外四十名）（内海安吉君紹介）（第三〇三四号）、同（請願者　静岡県富士郡芝川町上柚野五百三十二番地清太郎外四十一名）（遠藤三郎君紹介）（第三〇三五号）、同（請願者　山口県岩国市岩国五十四番地塩屋愛外二十九名）（小澤太郎君紹介）（第三〇三六号）、同（請願者　宮城県角田市角田字田町九十五番地森清平外四十名）（大石武一君紹介）（第三〇三七号）、同（請願者　兵庫県赤穂市坂越千四百十九番地奥藤専二郎外四十二名）（大上司君紹介）（第三〇三八号）、同（請願者　茨城県日立市川尻町三丁目百三十七番地日渡和一郎外三十八名）（大高康君紹介）（第三〇三九号）、同（請願者　福島県喜多方市字天満前八千八百三十八番地樫村重之外四十名）（大竹作摩君紹介）（第三〇四〇号）、同（請願者　新潟県長岡市台町三丁目八百二十一番地山崎一三外四十名）（大野市郎君紹介）（第三〇四一号）、同（請願者　岐阜県大垣

市室村町六丁目六十二番地竹中真一外四十名）（大野伴睦君紹介）（第三〇四二号）、同（請願者　香川県坂出市坂出町千五百二十三番地津島省三外四十名）（大平正芳君紹介）（第三〇四三号）、同（請願者　兵庫県三木市志染町大谷稲葉薫外四十名）（岡田修一君紹介）（第三〇四四号）、同（請願者　茨城県西茨城郡岩瀬町大字岩瀬百七十八番地の一堀川松太郎外四十名）（加藤高蔵君紹介）（第三〇四五号）、同（請願者　香川県三豊郡豊浜町大字和田浜千四百三十一番地の一大野克忠外四十名）（加藤常太郎君紹介）（第三〇四六号）、同（請願者　岐阜県益田郡金山町金山千九百八十四番地高木富蔵外四十一名）（金子一平君紹介）（第三〇四七号）、同（請願者　秋田県平鹿郡増田町真人今野重蔵外三十九名）（川俣清音君紹介）（第三〇四八号）、同（請願者　三重県桑名市大字赤尾千十九番地後藤宗敏外四十名）（木村俊夫君紹介）（第三〇四九号）、同（請願者　福島県平市古鍛冶町九十二番地馬目真一外四十名）（木村守江君紹介）（第三〇五〇号）、同（請願者　三重県鈴鹿市北若松町太田源七外四十一名）（久保田藤麿君紹介）（第三〇五一号）、同（請願者　兵庫県朝来郡生野町口銀谷七百六十六番地米田儀之助外三十六名）（小島徹三君紹介）（第三〇五二号）、同（請願者　兵庫県宍粟郡山崎町山崎四百七十七番地の一秦耕三外四十名）（河本敏夫君紹介）（第三〇五三号）、同（請願者　宮城県塩釜市字門前四十一番地鈴木和郎外二十二名）（佐々木更三君紹介）（第三〇五四号）、同（請願者　富山県砺波市出町四十四番地の一吉江伊作外四十名）（佐野憲治君紹介）（第三〇五五号）、同（請願者　福島県原町市旭町二丁目七十八番地富沢理七外四十一名）（齋藤邦吉君紹介）（第三〇五六号）、同（請願者　秋田県由利郡矢島町城内字八森下百十七番地大井永吉外四十名）（齋藤憲三君紹介）（第三〇五七号）、同（請願者　広島県深安郡神辺町大字川北六百六十番地村上久二外四十名）（重政誠之君紹介）（第三〇五八号）、同（請願者　福島県岩瀬郡鏡石村大字鏡田大寺平三郎外四十名）（瀧谷直蔵君紹介）（第三〇五九号）、同（請願者　愛媛県温泉郡重信町横河原横河酒造株式会社取締役和田琢郎外五十五名）（關谷勝利君紹介）（第三〇六〇号）、同（請願者　青森県南津軽郡平賀町大字柏木町字東田二百五番地大川武一外四十一名）（田澤吉郎君紹介）（第三〇六一号）、同（請願者　新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢二千六百四十番地高橋藤三郎外四十名）（田中角榮君紹介）（第三〇六二号）、同（請願者　山口県下関市大字安岡千二百九十九番地内山松蔵外四十名）（田中龍夫君紹介）（第三〇六三号）、同（請願者　前橋市駒形町百四十五番地馬場威外四十名）（田邊誠君紹介）（第三〇六四号）、同（請願者　大阪府枚方市大字津田二丁目一番地山本弥右衛門外四十名）（高碕達之助君紹介）（第三〇六五号）、同（請願者　静岡県藤枝市弥左衛門千五百六十八番地岩本あき外四十一名）（高見三郎君紹介）（第三〇六六号）、同（請願者　群馬県甘楽郡下仁田町大字本宿三千六百五十八番地深沢万喜平外四十一名）（福田赳夫君紹介）（第三〇九一号）、同（請願者　前橋市駒形町六十五番地町田卯三郎外四十名）（藤枝泉介君紹介）（第三〇九二号）、同（請願者　高松市紺屋町五丁目六番地池田長三郎外四十名）（藤本捨助君紹介）（第三〇九三号）、同（請願者　大阪府南河内郡美陵町藤井寺四百二十三番地藤本捨治外四十一名）（古川丈吉君紹介）（第三〇九四号）、同（請願者　宮城県亘理郡亘理町新井町佐藤平俊外四十名）（保科善四郎君紹介）（第三〇九五号）、同（請願者　佐賀県小城郡三日月村大字堀江千七百二番地古川大蔵外四十名）（保利茂君紹介）（第三〇九六号）、同（請願者　山口県厚狭郡楠町大字東万倉八百二十六番地林得三外四十一名）（細迫兼光君紹介）（第三〇九七号）、同（請願者　新潟県佐渡郡真野町大字長名八十四番地逸見至外四十一名）（松井誠君紹介）（第三〇九八号）、同（請願者　埼玉県入間郡越生町大字津久根百四十一番地佐藤重吉外四十一名）（松山千惠子君紹介）（第三〇九九号）、同（請願者　佐賀県唐津市京町岩下正忠外四十一名）（三池信君紹介）（第三一〇〇号）、同（請願者　青森県八戸市大字小中野町字新丁百二十三番地近江欣也外四十名）（三浦一雄君紹介）（第三一〇一号）、同（請願者　兵庫県姫路市飾西二百八十二番地石見宗男外四十名）（三木喜夫君紹介）（第三一〇二沖美町畑岡田良之外四十名）（灘尾弘吉君紹介）（第三〇七八号）、同（請願者　茨城県石岡市大字石岡千六百六十七番地山本吉蔵外四十一名）（丹羽喬四郎君紹介）（第三〇七九号）、同（請願者　山形県最上郡最上町羽前赤倉駅前森ヱノ外三十八名）（西宮弘君紹介）（第三〇八〇号）、同（請願者　福島県田村郡中田村大字高倉中舘十三番地宗像保嘉外二十二名）（野口忠夫君紹介）（第三〇八一号）、同（請願者　岐阜県揖斐郡池田町沓井岡崎治夫外三十一名）（野田卯一君紹介）（第三〇八二号）、同（請願者　茨城県行方郡潮来町愛友酒造株式会社取締役兼平義文外四十名）（橋本登美三郎君紹介）（第三〇八三号）、同（請願者　宮城県塩釜市南町平野佐四郎外四十名）（長谷川峻君紹介）（第三〇八四号）、同（請願者　福島県会津若松市新横町二十六番地山中八次郎外二十七名）（八田貞義君紹介）（第三〇八五号）、同（請願者　高知県安芸郡安田町南久二郎外四十一名）（濱田幸雄君紹介）（第三〇八六号）、同（請願者　大阪府豊能郡東能勢村牧正滝酒造有限会社長沢勇外四十一名）（原田憲君紹介）（第三〇八七号）、同（請願者　宮城県石巻市山下町清水尻二十八番地平井孝次郎外四十名）（日野吉夫君紹介）（第三〇八八号）、同（請願者　埼玉県飯能市大字飯能四百四十六番地大橋勲外四十一名）（平岡忠次郎君紹介）（第三〇八九号）、同（請願者　香川県木田郡山田町大字西十川十川合資会社長勝井幸雄外四十名）（福家俊一君紹介）（第三〇九〇号）、同（請願者　群馬県甘楽郡下仁田町大字本宿三千六百五十八番地深沢万喜平外四十一名）（福田赳夫君紹介）（第三〇九一号）、同（請願者　前橋市駒形町六十五番地町田卯三郎外四十名）（藤枝泉介君紹介）（第三〇九二号）、同（請願者　高松市紺屋町五丁目六番地池田長三郎外四十名）（藤本捨助君紹介）（第三〇九三号）、同（請願者　大阪府南河内郡美陵町藤井寺四百二十三番地藤本捨治外四十一名）（古川丈吉君紹介）（第三〇九四号）、同（請願者　宮城県亘理郡亘理町新井町佐藤平俊外四十名）（保科善四郎君紹介）（第三〇九五号）、同（請願者　佐賀県小城郡三日月村大字堀江千七百二番地古川大蔵外四十名）（保利茂君紹介）（第三〇九六号）、同（請願者　山口県厚狭郡楠町大字東万倉八百二十六番地林得三外四十一名）（細迫兼光君紹介）（第三〇九七号）、同（請願者　新潟県佐渡郡真野町大字長名八十四番地逸見至外四十一名）（松井誠君紹介）（第三〇九八号）、同（請願者　埼玉県入間郡越生町大字津久根百四十一番地佐藤重吉外四十一名）（松山千惠子君紹介）（第三〇九九号）、同（請願者　佐賀県唐津市京町岩下正忠外四十一名）（三池信君紹介）（第三一〇〇号）、同（請願者　青森県八戸市大字小中野町字新丁百二十三番地近江欣也外四十名）（三浦一雄君紹介）（第三一〇一号）、同（請願者　兵庫県姫路市飾西二百八十二番地石見宗男外四十名）（三木喜夫君紹介）（第三一〇二

号）、同（請願者　青森県西津軽郡木造町葛西房五郎外四十名）（三和精一君紹介）（第三一〇三号）、同（請願者　徳島県鮎喰町二丁目遠藤政義外二百八十七名）（毛利松平君紹介）（第三一〇四号）、同（請願者　千葉県夷隅郡夷隅町苅谷三百二十四番地近藤郁郎外三十三名）（森清君紹介）（第三一〇五号）、同（請願者　青森県むつ市大字田名部字本町八番地中島清助外四十二名）（森田重次郎君紹介）（第三一〇六号）、同（請願者　福島県伊達郡川俣町字瓦町二十一番地横山一郎外四十名）（八百板正君紹介）（第三一〇七号）、同（請願者　愛媛県周桑郡三芳町大野百五十番地秋川元一郎外四十名）（八木徹雄君紹介）（第三一〇八号）、同（請願者　秋田県山本郡八森町八森二百六十九番地山本万悦外八十一名）（柳谷清三郎君紹介）（第三一〇九号）、同（請願者　静岡県富士宮市元町岡根谷昇外四十一名）（山田瀬一君紹介）（第三一一〇号）、同（請願者　岐阜県山県郡高富町高富松野勝一外四十名）（山本幸一君紹介）（第三一一一号）及び同（請願者　新潟県北蒲原郡水原町大字山口白井一郎外四十一名）（渡邊良夫君紹介）（第三一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和三十七年度実施を目途とする税制改正に際し、かねて合成清酒業界要望の「合成清酒の名称変更及び原料米使用限度引き上げ等の問題」につき検討しているが、もし、このような法令の改正が行なわれるなら、清酒に近似する大量の製品が強大なる資本力をもつて大量生産され、清酒とまぎらわしい名称で市場に出まわることとなり、しかも巨額の宣伝費をもつて販売されるので、資本力および生産規模ともにきわめて弱小である清酒業者は、たちまちにして重大なる窮地に追い込まれることは必至である。ついては、合成清酒側の要望は、ただたんに、税制改正を自己商品の販売政策に利用せんとするにすぎないものであるから、この問題に関しては一切取り上げないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

淡路島にいざなぎ銀行設立に関する請願（請願者　東京都杉並区西荻窪三丁目百十番地塩田賀四郎外百八十八外）（首藤新八君紹介）（第一八四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県淡路島は全く区切られた一経済圏を形成しているが、同島銀行の主動力となつていた神戸銀行（普通銀行）は、ここ数年のうちに同島内十八支店を八支店に縮小したため、経済上、金融上非常な不便をきたし、このまま推移するにおいては、同島産業経済の進展は他の郊外地方より著しく立ち遅れることは必至である。ついては、淡路の産業経済発展上島内に本所を有する「いざなぎ銀行」（普通銀行）を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区における経済金融の実情等を勘案し、研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

元外地鉄道在職期間のある公務員等の国家公務員共済組合法等の特例措置に関する請願（請願者　東京都文京区根津西須賀町五番地元外地鉄道職員互助会長遠藤武）（春日一幸君紹介）（第二二九四号）、同（請願者　北海道釧路市黒金町一番地元外地鉄道職員互助会釧路支部長遠田富寿）（伊藤郷一君紹介）（第二四三九号）、同（請願者　広島県三次市長前田二二外一名）（永山忠則君紹介）（第三〇一六号）、同（請願者　東京都文京区根津西須賀町五番地元外地鉄道職員互助会水戸支部長田中伝吾）（久保三郎君紹介）（第三三七七号）、同（請願者　盛岡市中川原三十番地盛岡鉄道管理局内河田弥惣治）（鈴木善幸君紹介）（第三三八五号）及び同（請願者　福島県郡山市籠山町五十六番地磯部勝徳）（吉村吉雄君紹介）（第四六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元外地鉄道（朝鮮総督府交通局、台湾総督府交通局鉄道部、満鉄、華北交通および華中鉄道）が政府事業であつた特殊性にかんがみ、その職員であつた者で終戦により内地に帰還し、政府公務員または日本国有鉄道等の公共企業体の職員となつた者に対する共済組合に関する法令の適用については元南西諸島官公署職員ならびに元外国政府職員として在職したことのある公務員に関する恩給法および国家公務員共済組合法の特例に準じ、国家公務員共済組合法および公共企業体職員等共済組合法等に次記の特例を制定して、両者間の不均衡を是正し、共済制度上の法の公平を期せられたいというのである。（一）朝鮮総督府交通局および台湾総督府交通局鉄道部に昭和二十年八月十五日まで引き続き勤務していた者で、政府職員または公共企業体等の職員になつたものの当該鉄道在職期間のうち恩給公務員期間および退職年金を受ける権利を有するものの当該退職年金の基礎となつている共済組合の組合員であつた期間を除く期間は、政府職員または公共企業体等職員として引き続く期間とみなし、組合員期間に算入すること、（二）満鉄、華北交通または華中鉄道に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者で、政府職員または公共企業体等の職員となつたものの、国家公務員および公共企業体等職員共済組合員としての期間計算について、(1)さきに公務員であつた者が本属庁の勧奨により、前記各社に転出したものの、転出前の在職期間および外地鉄道在職期間のうち、恩給公務員期間および退職年金を受ける権利を有するものの当該退職年金の基礎となつている共済組合の組合員であつた期間を除く期間は、政府職員または公共企業体等職員として引き続く期間とみなし、その組合員期間に算入すること、(2)前号以外のものの外地鉄道在職期間のうち、恩給公務員期間を除く期間は国家公務員および公共企業体等職員共済組合期間に算入すること、ただし外地鉄道在職期間を加えたものが二十年以上となる場合はそのこえる期間はこの限りでない。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ、その趣旨を十分検討し、今後適切な措置を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願外一件（請願者　広島市皆実町三丁目九百七番地旧陸軍共済組合年度金受給者団体旧陸共済寿会中国支部丸田利夫外五十一名）（永山忠則紹介）（第二四五九号）、同（請願者　青森県上北郡天間林村大字天間館字小田下十番地天間猛外十六名）（君森田重次郎君紹介）（第二四八五号）、同（請願者

群馬県群馬郡群南村大字八幡原九百六十四番地関根三郎外二十八名）（福田赳夫君紹介）（第二五二二号）及び同外一件（請願者　青森県十和田市大字深内字深持山ノ下百九番地の二中野波吉司外三十五名）（森田重次郎君紹介）（第二八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧令による共済組合等からの年金制度を次記のように改善されたいというのである。（一）公務員の給与改定と同一理由に基づき旧令による共済組合等からの年金も従来の慣習に従つて増額改正するとともに、同年金も公務員の給与改定に伴い自動的に改定されるよう法文化すること、（二）地方公務員中、町村職員には年金が支給されているが、県職員には停止措置がとられているのでこれを是正し、地方公務員に一様に支給すること、（三）「旧令による共済組合等からの年金支給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律」第七条の二の規定の通り昭和二十年八月十五日に終身年金を受ける資格を有した者で、その後において死亡した者の遺族に対し遺族年金を支給するよう明確に調整すること、（四）旧陸軍共済組合甲種組合員であつて昭和二十年八月十五日に勤続年数満二十年に達しなかつた者で、国民年金制度の適用を受けることとなつた場合その勤務年数を加味し特に増額支給すること。

二、請願の議決理由

当該者の実情等を検討し、今後研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

財団法人海洋博物館に対する国有財産の譲与に関する立法措置の請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内二丁目二十番地郵船ビル第七百二十七号室財団法人海洋博物館理事長朝比奈貞一）（星島二郎君紹介）（第二八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

財団法人海洋博物館は昭和二十一年三月三十日文部省の認可を得て設立し、財団法人海軍館の資産であつた土地、建物、陳列品その他の動産、銀行預金等の譲与を受け、二十一年五月十七日登記を完了し現在存続しているが、同財産は二十三年三月法務庁令第三号および同年八月政令第二三八号で一般解散団体の財産と同様に扱われ、国庫に帰属せしめられることになり、同時に土地建物は厚生省の管理下に置かれた。しかし、その後十年余の長年月の間には連合軍最高司令部の決定についてあらためて審議されることは当然と思量され、また近時世界各国の海洋交通、海洋資源に関する研究が盛んで、わが国としてもこれら諸国に組みして必要な資料の収集、保存および展示等の事業を行なうため、同財団の活動を可能ならしめることは重要な意義を有する等の理由から、同財団の所有であつた土地および建物で国庫に帰属した請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

ものの譲与に関する立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

共済組合年金に関する請願（請願者　鳥取県米子市富士見町百三十七番地国鉄ＯＢ同志会米子支部長遠藤隣蔵）（足鹿覺君紹介）（第二八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会に文官恩給ならびに旧法による共済組合年金受給者に対する処遇改善の法律案が提出されているのは感謝にたえないが、共済組合年金受給者で、当然今回、同じ処遇改善措置に浴すべき立場にありながら、新法の適用を受けているために改正法律案から取り残された人達がある。すなわち、今回、一万五千円ベースから完全二万円ベースに増額を予定されているものは、公共企業体職員等共済組合法関係では昭和三十一年六月までの退職者、国家公務員共済組合法関係では昭和三十三年十二月までの退職者であるが、その後の退職者の中に二万円ベースに満たない受給額の裁定を受けている者がいるので、この人達に対しても早急に同一措置が行なわれるよう前記法案審査の過程において明らかにされたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ、研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

会計年度の暦年制採用に関する請願（請願者　新潟県議会議長佐伯利作）（田中彰治君紹介）（第三三八六号）、同（請願者　福島県議会議長山口一男）（亀岡高夫君紹介）（第五〇四八号）及び同（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第五〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政が国庫に相当部分を依存している現状と、事業が国庫支出金、起債等の内示もしくは決定をまつて執行されている実態とにより、北海道、東北、北陸および山陰地方等の地方公共団体の諸事業の執行は、積雪、融雪等の劣悪な冬期に最盛期を迎え、工事施行の適期を失している実情である。これらの実態に即しない制度の不合理は毎年度事業の円滑な執行を妨げ、予算の効率的使用および計画的運営と住民の福祉に重大な障害となつているから、地方財務会計制度調査会の小委員会案のとおり、国の会計年度を暦年制に改革されたいというのである。

二、請願の議決理由

国の会計年度の暦年制採用については、本請願の趣旨をも考慮し、研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

山梨県の養蚕地におけるたばこ耕作反対に関する請願（請願者　甲府市穴切町山梨県養蚕販売農業協同組合連合会長横田武）（田邉國男君紹介）（第三四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業基本法の発足に伴い、農林省が極力主産地形成に努め農業の生産性を高めようとしている時、日本専売公社は全国主要養蚕県である山梨県に、新たにたばこ栽培を計画し、養蚕者ならびに関係機関には何の連絡もせずに所かまわず耕作希望者を募つて拡張に努めているが、たばこ耕作は養蚕に著しい被害をもたらすものであつて、従来よりたばこ耕作の場合は関係機関および養蚕者、たばこ耕作者間において協議のうえ、それぞれの条件を守りながら行なうのが慣例であるから、このたびの専売公社の一方的行為は遺憾である。ついては、山梨県の養蚕生産地におけるたばこ耕作は取り止められたい。万一耕作する場合は関係方面に十分連絡のうえ被害のないよう土地の選定を考慮し、被害の出た場合は十分な損害補償を講じる

よう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

葉たばこ生産の円滑な推進をはかり、専売事業の発展を期するため、適切な措置を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

農業用ガソリンの免税に関する請願外四件（請願者　鹿児島県揖宿郡山川町野元　甚蔵　外五十名）（床次徳二君紹介）（第四五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の小型農用機械は、そのほとんどがガソリンを燃料とするものにかわり、農家のガソリンの消費量に急速に増大しているが、農耕用に使用される軽油については免税措置がとられているにかかわらず、同じ目的に消費されるガソリンに対しては、五割以上の税金が課せられ、農家の負担は大きなものがあり、これは日本農業の重要課題である機械化、近代化をはばむのみならず、農業者の自立経営の合理化に対する意欲を阻害し、ますます他産業との所得格差を拡大させるものと思量する。ついては、農業用ガソリンの消費に対する揮発油税および地方道路税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業の機械化を促進し、農業経営の合理化をはかるため、本請願の趣旨は考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

米子市に国民金融公庫出張所設置に関する請願（請願者　鳥取県米子市糀町一丁目九十三番地　山綾章）（足鹿覺君紹介）（第六〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県米子市は人口十万を擁し、中小企業を主体とする商工都市であり、したがつて中小企業金融機関の充実は、同市発展の重大なかぎであるが、国民に最も親しまれている国民金融公庫の窓口は、米子信用金庫代理取扱いにより、わずかに小口融資の道が開けているのみであつて、近年特に中小企業の同公庫出張所開設の要望が高まつている。ついては、これが実現を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の金融難を打開し、もつて産業産業発展に資するため、適切な処置を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

大蔵委員長　小川　平二

衆議院議長清瀬一郎殿

文教委員会

豪雪地帯小、中学校校舎の除雪費国庫負担に関する請願（請願者　新潟県南魚沼郡六日町長岩野良平外十四名）（大野市郎君紹介）（第四七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

年間降雪量二十ないし三十メートルに達する豪雪地帯における冬季の困難な生活状態は想像外のものがあつて、学校校舎の除雪を始めほとんど毎日通学道路の除雪、道踏み、児童の送り迎え等を行なわねばならず、無雪地方に比べてこの余分な徒労と(冗)費の負担もなさねば交通は全く途絶し、家屋は倒壊してしまうことになる。ついては、ぜひとも、小中学校校舎の除雪費を国庫負担として、豪雪地に住む住民に救援の手を差しのべられたいというのである。

二、請願の議決理由

豪雪地帯における義務教育学校校舎の除雪に要する経費についての国の財政措置を求める本請願の要請については考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

危険校舎改築費補助率引上げに関する請願（請願者　鹿児島県町村会長長井正維）（池田清志君紹介）（第四九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村の危険校舎（老朽校舎）改築には補助率が現在三分の一となつているが、現行のままでは市町村負担がきわめて大きく、工事着手に非常な困難をきたし、財政的に過重な圧迫を受けている実情にある。ついては、危険校舎改築費の補助率現行三分の一を二分の一に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

市町村財政の現状にかんがみ、危険校舎の改築を急速に促進するためには、国庫負担率を引き上げ市町村の財政負担の軽減をはかることが望ましい。政府は、この点について十分考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育施設等整備促進に関する請願（請願者　鹿児島県町村会長長井正維）（池田清志君紹介）（第四九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

義務教育施設の整備について根本的に再検討を加え、文教施設整備五箇年計画を改訂し、新たに実情に即した三箇年計画を樹立して義務教育施設等の整備を促進されるよう、次記事項を要望するというのである。（一）義務教育施設関係について、（1）義務教育施設を新たに三箇年計画により整備完成すること、（2）基準坪数、構造比率、建築単価等を実情に即した改訂をすること、（3）小中学校統合校舎新築既定計画の達成促進をはかること、（4）小学校校舎、小中学校の校地の購入、整地費につき二分の一国庫負担とすること、等、（二）高等学校生徒急増に備え、これに要する経費は、町村に負担のかかることのないよう都道府県に対し、十分な助成措置を講ずること。

二、請願の議決理由

学校施設の整備進度の現状に地方の財政事情とにかんがみ、義務教育施設の充実及び高等学校進学希望者の急増に伴う生徒収容施設の整備については、国としても、さらに財政その他各般の施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育用教科書の現行供給機構維持に関する請願（請願者　仙台市東二番丁百二番地宮城県教科書供給所取締役社長狩野源助外五十名）（愛知揆一君紹介）

（第五〇二〇号）及び同外一件（請願者　兵庫県　高砂市北本町　牧野まつえ外五十二名）（田中武夫君紹介）（第五二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教科書の供給は一般出版物とは異なり、単に売れるだけ売ればよいというものではなく需要者に一冊の不足もなく、一定の時期までにどのような辺地にもすみやかに供給しなければならぬという義務を負う特別の販売形態であり、したがつて供給の業務は相当広範で複雑な業務内容（児童生徒数の把握、教科書の正確な需要数の決定、供給時以降の過不足需給の調節、風水害等災害時の敏速な補給処置等）を持つているが、これらの業務は、貴重な体験によつて整備された現行供給機構の機能によつてのみなしうるものである。ついては、義務教育用教科書の無償給与の実施に際しては、現行供給機構の機能をそのまま活用され、全国供給業者の生活を脅やすことがないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本国会において、すでに「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」が成立し、無償とする当該の具体的措置については、関係調査会の答申をまつて、別に法律等で定めることになつているが、教科書供給業務の重要性と特殊性とにかんがみ、歴史的に貴重な体験を経て整備された現行供給機構の活用について十分考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

学校給食法の一部改正に関する請願（請願者　長野県議会議員　羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第五〇八六号）、同（請願者　長野県議会議員中村治郎）（増田甲子七君紹介）（第五一三五号）、同（請願者　長野県議会議員滝沢登）（中澤茂一君紹介）（第五二四七号）、同（請願者　長野県議会議員佐藤武久）（井出一太郎君紹介）（第五二四八号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第五三三五号）、同（請願者　長野県議会議員米嘉久平）（松平忠久君紹介）（第五七五七号）及び同（請願者　長野県議会議員　市村保人）（中島巌君紹介）（第五九五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

財団法人学校給食会の業務経費は、同会の有する財産から生ずる果実のみでは到底まかないえないため、これらの不足経費の財源は物資代金に割り掛けて父兄負担に求めているが、同会の経費は最少額をもつて学校給食業務本来の目的にそわしめねばならないにもかかわらず、実際においては次記のように不合理な点があり、これが解決のためには同会に対する公費による助成と監督権の確立が必要である。ついては、学校給食法の一部を改正し、都道府県学校給食会に対し標準的経費の補助を行なうとともにその標準化をはかり、かつ適正業務処理についても規定を設けられたいというのである。

（一）多額の剰余金を有しながら父兄負担の調整が行なわれていないこと、（二）監督機関である都道府県教育委員会が行なうべき業務までも給食会が行ない、その経費を児童生徒の給食費とともに父兄に負担させていることはこのましくない、等。

二、請願の議決理由

学校給食事業の合理的、能率的運営をはかるため、都道府県学校給食会に対する助成と監督に関し、制度的に整備する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案成立促進に関する請願外一件（請願者　島根県簸川郡大社町入南百三番地伊藤忠夫外一名）（臼井荘一君紹介）（第五二一六号）、同（請願者　松江市寺町九十九番地富田昇）（山手満男君紹介）（第五二一七号）、同（請願者　神奈川県茅ケ崎市東海岸七千九十八番地江崎忠吉）（小金義照君紹介）（第五二一八号）、同外二件（請願者　水戸市浜田町三百二十二番地大川慶一外二名）（竹下登君紹介）（第五二一九号）、同（請願者　島根県飯石郡赤石町　青木伊平）（千葉三郎君紹介）（第五二二〇号）、同外一件（請願者　青森市大字浦町字橋本百三十九番地池辺博外一名）（津島文治君紹介）（第五二二一号）、同（請願者　東京都八王子市長沼五十一番地佐藤美久）（福田篤泰君紹介）（第五二二二号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡国分寺恋ケ窪九百七十五番地佐野亨外一名）（細田義安君紹介）（第五二二三号）、同（請願者　茨城市勝田市勝倉大平三千四百三十三番地川島潤）（丹羽喬四郎君紹介）（第五二二四号）、同外一件（請願者　神奈川県川崎市下沼部千七百九番地の一井上隆外一名）（野田武夫君紹介）（第五二二五号）、同外一件（請願者　東京都新宿区諏訪町二百九十三番地梅沢いと子外一名）（小澤太郎君紹介）（第五二八三号）、同外一件（請願者　松江市北堀町百二十三番地日野　初代外一名）（金丸信君紹介）（第五二八四号）、同（請願者　岡阜県大垣市高屋町梅村昇治）（小林信一君紹介）（第五二八五号）、同外五件（請願者　前橋市東片貝町堀山茂男外五名）（田邊誠君紹介）（第五二八六号）、同外一件（請願者　岡阜市長良真福寺長谷隆司外一名）（楯兼次郎君紹介）（第五二八七号）、同（請願者　東京都世田谷区松原町三丁目八百十五番地東八郎）（西村力弥君紹介）（第五二八八号）、同外一件（請願者　鹿児島市山下町一番地塚田彰夫外一名）（村山喜一君紹介）（第五二八九号）、同（請願者　岐阜市長良真福寺横山三千穂）（山本幸一君紹介）（第五二九〇号）、同（請願者　神奈川県藤沢市藤沢千四十三番地高橋清一）（安藤覺君紹介）（第五三五六号）、同（請願者　岐阜市長良真福寺富田豊）（田口誠治君紹介）（第五三五七号）、同外三件（請願者　福島県石城郡田人村黒田中野山勢重昭外三名）（小澤太郎君紹介）（第五四一四号）、同外三件（請願者　千葉県市川市八幡町書上光子外三名）（海部俊樹君紹介）（第五四一五号）、同外一件（請願者　愛知県豊橋市小浜町百七十三番地米沢義豊外一名）（高橋清一郎君紹介）（第五四一六号）、同外十四件（請願者　東京都新宿区北山伏町三十八番地辻本昭外十四名）（竹下登君紹介）（第五四一七号）、同（請願者　東京都中野区上高田五丁目四十一番地大成武雄）（津雲國利君紹介）（第五四一八号）、同外五件（請願者　富山市五福県営住宅十五号浅岡重正外五名）（西村力弥君紹介）（第五四一九号）、同外八件（請願者　岐阜県大垣市南頬町一丁目百三十一番地山岸一外八名）（三木喜夫君紹介）（第五四一〇号）、同外九件（請願者　千葉市稲毛台町二百二十四番地富士泰明外九名）（村山喜一君紹介）（第五四二一号）及び同外五件（請願者　東京都世田谷区赤堤町一丁目二百八番地切山允外五名）（山中吾郎君紹介）（第五四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関

する法律の一部を改正する法律は、すしづめ学級解消を目指したものであるが、適正な指導と学習活動を展開するためには、きわめて不十分なものであるのみならず、教師は定員配置基準の低さと相まつて、過重な労働に苦しんでいるから、今国会議員提出の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案をすみやかに成立せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

教育効果を上げ、義務教育の水準を一層向上させようとする本請願の趣旨は妥当なものと認める。なお、掲題の法律案が制定された暁は、政府において、行財政上の措置について十分検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の改正に関する請願（請願者　京都府船井郡八木町氷所西田一枝外二百四十九名）（谷口善太郎君紹介）（第五五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十年八月に女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の成立をみ、補助教育が配置されるようになつてから、女子教員の母体保護の手だては従来にくらべて改善されて来ているが、現状は産休が六週間と八週間で打ち切られ、そのために産前の休暇をとることができず、他の働らく婦人に較べて女子教職員は異常産が非常に多い状態である、ついては、同法を改正して、「産休期間即補助教員の配置期間」というように規定し、補助教員が完全に配置されるよう措置され、また事務職員助手、幼稚園教諭にも同法が適用できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

女子教育職員の出産に際して補助教員の確保については、その現状を調査の上必要な改善措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

社会教育施設整備費国庫補助増額に関する請願（請願者　福島県安達地方町村議会議長会長佐原栄一）（伊藤幟君紹介）（第五五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育行政の刷新、施設の充実は現在地方自治最大の課題であり、政府においても文教の刷新と適正な教育秩序の確保を施策の重点として行なつているが、この完成にはいまだほど遠いものがあり、ことに町村における社会教育施設の現況はまことに寒心にたえない。ついては、社会教育制度の充実を期するため、公民館、青年学級等に対する社会教育施設整備費の補助増額と補助対象の拡大を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校教育とともに社会教育は現下特に重要である。政府は、社会教育の充実振興について本請願の要諦事項を考慮する等抜本的諸施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育施設整備費国庫補助増額に関する請願（請願者　福島県安達地方町村議会議長会長佐原栄一）（伊藤幟君紹介）（第五五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育の機会均等は憲法の保障するところであり、これが完全実施は、国の責務であるが、小中学校の施設整備については地方自治体にその責任を負わされている現状にあり、市町村においては財政の窮迫に加えて生徒の激増、教育課程の改訂による教室の増築等その負担の重圧に苦しんでいる実情である。ついては、義務教育の整備充実を期するため、中学校生徒の急増対策、教育課程の改訂による特別教室の整備、屋内運動場の整備、危険校舎の改築工事、統合校舎の整備、公立文教施設に対する国庫補助の引き上げ、補助対象の拡大ならびに起債わくの増額をはかるとともに補助基準坪数および単価を実情に即して改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育諸学校の施設整備については、これが整備促進の現状と地方の財政事情とにかんがみ、国としても、なお、万全の施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

学校給食の完全実施に関する請願（請願者　福島県安達地方町村議会議長会長佐原栄一）（伊藤幟君紹介）（第五五九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校給食は児童の発育健康増進のうえに大きな役割を果たしているが、これが実施されてから十有余年を経た今日、町村財政が乏しいため、その実施状況がきわめて低調であることはまことに遺憾にたえない。ついては学校給食の完全実施をはかるため、町村におけるこれが施設設備費に対する補助の増額ならびに調理従事者の身分確立のため給与費に対する補助金の交付および給食費に対する補助金の増額を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食の重要性にかんがみ、これが一層の普及充実をはかるための財政措置等に関し特段の考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

教育予算に関する請願外十二件（請願者　福島県郡山市七ツ池八十四番地小林清三外百二十九名）（坂本泰良君紹介）（第五六九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育予算に関し、次記事項を措置されたいというのである。（一）義務教育を無償にするための予算措置を講じること、（二）すしづめ解消のための予算措置を講じること、（三）高校に全員入学できるよう予算措置を講じること。

二、請願の議決理由

義務教育の無償、すしづめの解消のための教育財政確立に関する本請願の趣旨は、教育の充実、向上を期するため考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

平城宮跡埋蔵文化財保護に関する請願（請願者　奈良県天理市守目堂五号館三百四号金関恕外百九十九名）（秋山利恭君紹介）（第六〇六六号）、同（請願者　神奈川県川府市長尾百三十七番地新井清外二百七名）（臼井荘一君紹介）（第六〇六七号）、同（請願者　東京都足立区千住河原町七十三番地中野紀子外二千三十五名）（小林信一君紹介）（第六〇六八号）、同（請願者　岡山市上中野百二十四番地の一近藤義郎外九十九名）（鈴木義男君紹介）（第六〇六九号）、同（請願者　山口県岩国市装束鹿島建設内豊田佳徳外百九十九名）（竹下登君紹介）（第六〇七〇号）、同（請願者　東京都調布市国領町二百三十七番地石井隆義外百九十九名）（松山千恵子君紹介）（第六〇七一号）、同（請願者　石川県羽咋郡押水町東野松永治外二百七名）（南好雄君紹介）（第六〇七二号）及び同外四件（請願者　東京都武藤野市吉祥寺二丁目五百十一番地小倉明子外千二十一名）（山中吾郎君紹介）（第六〇七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国のすぐれた古代文化の中心であつた奈良の都の平城宮は、その後千二百年の間地下深く埋蔵されていたが、この遺跡はその時代の歴史を研究する上のもつとも貴重な資料を提供するものであり、日本国民の大切な文化遺産であるにもかかわらず、現在、平城宮跡に近畿日本鉄道の検車区が建設されようとしており、この重要な遺跡が破壊の危機にさらされている。ついては、平城宮跡を破壊から防ぎ、万全の保護措置を講ずるために、宮城全体を国有地とし、全域を特別史跡に指定されたい。また、文化財保護に対する根本的な対策が早急に講ぜられない限り、最近の急速に進展する建設工事のために、ここ数年で重要な地下の文化遺産の大半が失われてしまう恐れがあるので、この際、埋蔵文化財に対する根本的な保護対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが民族の貴重な文化遺産として、また国際的にも重要である奈良平城宮跡等埋蔵文化財保護の現状にかんがみ政府が埋蔵文化財の保存について遺憾のないように根本的な施策を講ずることを求めている本請願の趣旨は、もとよりこれる採るべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　櫻内　義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

社会労働委員会

動員学徒犠牲援護に関する請願（請願者　福岡市大坪町二丁目四十八番地和才誠司外七十九名）（荒木萬壽夫君紹介）（第四二号）、同外二件（請願者　愛知県春日井市八幡町八十四番地の一片岡加代子外十一名）（金子一平君紹介）（第四三号）、同外九件（請願者　名古屋市西区城北町三丁目二十番地野村藤市外九名）（中野四郎君紹介）（第四四号）、同（請願者　岐阜県養老郡上石津村奥三百十六番地福長はつの）（野田卯一君紹介）（第四五号）、同（請願者　長野県上田市愛宕町四千十二番地田中銀一）（羽田武嗣郎君紹介）（第四六号）、同（請願者　奈良県高田市旭町二丁目上島房太郎）（秋山利恭君紹介）（第九一号）、同外十件（請願者　兵庫県明石市大蔵町二丁目三千五百六十二番地大盛コフジ外十名）（渡海元三郎君紹介）（第二〇七号）、同外六件（請願者　広島市観音町辰本キミヨ外六名）（前田榮之助君紹介）（第二〇八号）、同（請願者　東京都豊島区千川町二丁目六番地内田保示）（鈴木仙八君紹介）（第二一〇号）、同（請願者　静岡県浜松市板屋町三百三十二番地静岡県殉国者遺族援護会長杉山善之助外四百八名）（中村幸八君紹介）（第三〇二号）、同（請願者　滋賀県愛知郡湖東町小田刈小西さだ）（草野一郎平君紹介）（第七三一号）、同（請願者　横浜市南区堀ノ内二丁目百九十三番地並木タツ）（米田吉盛君紹介）（第一一四九号）、同（請願者　福岡市大坪町二丁目四十八番地和才誠司外七十一名）（簡牛凡夫君紹介）（第一二一七号）、同（請願者　滋賀県愛知郡湖東町小田刈小西さだ）（堤康次郎君紹介）（第二四六九号）及び同（請願者　長野県上田市愛宕町四千十二番地田中銀一）（松平忠久君紹介）（第二七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

動員学徒準軍属に対する援護措置は昭和三十四年四月一日の法改正により、若干の配慮がなされているが、これらの学徒犠牲者に対する処遇は今なお不完全をきわめ、戦時災害により公務に直接起因して死傷した者のみに限られており、障害年金は重度の不具廃疾者に対してのみ軍人軍属の半額、また死亡者については遺族年金の半額（二万五千五百円）が、しかも五箇年の有期で支給されるのみで、これは軍人軍属に対する処遇の均衡から見て納得し難い。ついては、次記要項について措置されたいというのである。（一）障害年金を増額し、適用範囲を数症まで拡大すること、（二）遺族給与金を遺族年金に切りかえ、支給金額を調整すること、（三）現行法適用制限としての「戦時災害」年齢制限、扶養者所得制限（遺族給与につき）を撤廃すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

戦傷病者のための単独法制定に関する請願（請願者　愛知県豊田市下能見愛知県傷痍軍人会市川三郎）（中野四郎君紹介）（第四七号）、同（請願者　秋田市八十刈秋田県庁内秋田県傷痍軍人連合会長田中靖二）（柳谷清三郎君紹介）（第九五号）、同（請願者　大津市白玉町四十番地滋賀県傷痍軍人会沢幸吉外一名）（宇野宗佑君紹介）（第二〇九号）、同（請願者　高知市帯屋町高知県傷痍軍人連合会長増田藤三郎）（濱田正信君紹介）（第二一〇号）、同（請願者　京都市中京区富小路通御池上ル京都府傷痍軍人会長山科喜一）（小川半次君紹介）（第二九四号）、同（請願者　高松市宮脇町五百五番地浪越君子）（加藤常太郎君紹介）（第二九五号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内二丁目一番地東京都傷痍軍人会馬場轍）（鈴木仙八君紹介）（第二九六号）、同（請願者　青森県弘前市富田三丁目十五番地赤石長兵衛）（田澤吉郎君紹介）（第二九七号）、同（請願者　仙台市原町館西三丁目宮城県身体障害者更生授産所内宮城県傷痍軍人会長広野周治野）（長谷川峻君紹介）（第二九八号）、同（請願者　奈良市油留木町二十五番地奈良県傷痍軍人会長辻本保）（秋山利恭君紹介）（第五一五号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通社会事業会館内兵庫県傷痍軍人会藤井八郎外二名）（大上司君紹介）（第六一二号）、同（請願者　島根県簸川郡斐川村大字中洲福島清一外五名）（大橋武夫君紹介）（第六一三号）、同（請願者　千葉市幕張町四丁目八百十番地千葉県傷痍軍人会長河野治平）（寺島隆太郎君紹介）（第六六

三号）、同（請願者　栃木県那須郡南那須村大里玉造三郎外一名）（森下國雄君紹介）（第七三二号）、同（請願者　新潟県新発田市二の丸新潟県傷痍軍人会松村重次）（渡邊良夫君紹介）（第九二三号）及び同（請願者　熊本市内坪井町百七十五番地戸次正元）（松野頼三君紹介）（第一六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後傷い（痍）軍人等に対する施策が行なわれてきたが、現行法規や援護機関はいずれも幾重にも重なり、指導、援護は適確を欠き、さらに啓発もほとんどなされていず、いたずらに混乱を生じさせている現況である。これは、傷い軍人の誇りとする身分を確たる規範をもつて律しないためである。ついては、戦傷病者の身分規範を定め、各種法規を統一し、軍人、軍属の公務上の負傷、疾病に対して、国家補償の精神に基づき単独法を制定し、援護の徹底を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

日本住血吸虫病予防事業費国庫負担率引上げに関する請願（請願者　佐賀県鳥栖市長海口守三）、同（請願者　栃木県那須村大里玉造三郎外一名）（森下國雄君紹介）（第七三二号）、同（請願者　新潟県新発田市二の丸新潟県傷痍軍人会松村重次）（渡邊良夫君紹介）（第九二三号）及び同（請願者　熊本市内坪井町百七十五番地戸次正元）（松野頼三君紹介）（第一六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後傷い（痍）軍人等に対する施策が行なわれてきたが、現行法規や援護機関はいずれも幾重にも重なり、指導、援護は適確を欠き、さらに啓発もほとんどなされていず、いたずらに混乱を生じさせている現況である。これは、傷い軍人の誇りとする身分を確たる規範をもつて律しないためである。ついては、戦傷病者の身分規範を定め、各種法規を統一し、軍人、軍属の公務上の負傷、疾病に対して、国家補償の精神に基づき単独法を制定し、援護の徹底を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

緊急失業対策法の改正に関する請願（請願者　佐賀県唐津市議会議長宮崎芳郎）（保利茂君紹介）（第九六号）、同（請願者　広島県三原市長平井昌蔵外一名）（内海清君紹介）（第二〇四号）、同（請願者　香川県坂出市議会議長池浦義夫）（加藤常太郎君紹介）（第二九九号）、同（請願者　山口県下関市議会議長長谷川一郎）（周東英雄君紹介）（第三〇二号）、同（請願者　兵庫県尼崎市議会議長大石忠一）（富田健治君紹介）（第五八一号）、同（請願者　鳥取県米子市議会議長上田哲雄）（赤澤正道君紹介）（第九五六号）及び同（請願者　宮崎県日南市議会議長河野礼三郎）（瀬戸山三男君紹介）（第三四四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行緊急失業対策法は、昭和二十四年戦後の混乱期に制定されたものであり、当時の失業情勢に対応する措置としては適切であつたが、最近においては、これが事業の実施には幾多の困難と過重な財政負担を余儀なくされているから、次記要項を措置されて、この際現行法を根本的に改正されたいというのである。（一）失業対策事業本来の目的と性格とを明らかにし、事業の能率的かつ正常な運営が保障さるよう法制化すること、（二）事業主体については国、都道府県、市町村相互間の責任体制を確立すること、（三）失業対策事業費は全額国庫において負担すること、（四）夏季および年末手当を全国一律に法制化すること、（五）失対労務者の適格基準を適正化すること。

二、請願の議決理由

本請願は趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

厚生行政における部落解放政策樹立に関する請願（請願者　奈良県宇陀郡曾爾村山粕徳田正人外二千三百四十名）（谷口善太郎君紹介）（第九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国に散在する六千部落三百万のいわゆる部落民は、封建的身分差別のため民主主義の今日なお就学、就職、居住、結婚等社交上の自由も完全に保障されず、多数の慢性的失業者と不就学児童をかかえ現代社会の最底辺の生活を余儀なくされている。このことは未解放部落の生活保護受給率が、一般地域の三ないし七倍の高率であり、かつ、三年以上の長期受給世帯が、その六十パーセントを占めていることから明らかなように、部落の生活実態を解決するためには、現行生活保護法を改正する等厚生政策の樹立が必要であるから、次記諸事項を実施されたいというのである。（一）生活保護法根本改正には次記諸点を骨子とすること、(1)民主的構成で組織された強力な審議会で科学的に研究された調査をもとに、毎年の生活保護基準を前年八月までに決定し、政府は翌年度予算をその基準に基づいて決定する義務を負うこと、(2)生活保護を受けるにあたり、国民慣習上必要なもの、将来の自立に必要なものを処分しないでよいとすること等、（二）生活保法護改正までの間行政運用により、ただちに次記諸事項の改善をすること、(1)収入の認定の是正をすること、(2)被保護世帯の子弟といえども、全日制高校、大学へ進学し得るよう運用面で特別措置をはかるよと等、（三）医療保障については、(1)国民健康保険の給付率の引き上げとともに、ただちに全員七割以上に、数年後に十割給付すること等、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

レントゲン車購入費国庫補助に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

レントゲン車購入に際しては、結核予防法および厚生省通達によれば人口十万人を対象として購入費の二分の一の補助金が認められているが、集団検診により結核患者の多くが早期に発見されている現状にかんがみ、この対象となる人口基準を廃止し、各市に補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はれこを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
社会労働委員長　中野　四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

清掃施設等の整備拡充に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
清掃施設の整備は巨額の経費を要し、現在の窮迫せる地方財政をもつては、これが促進はきわめて困難な状況にあつて、各都市共通の悩みとなつている。ついては、必要な施設に要する費用に対し、国庫補助率の大幅引き上げと補助対象の拡大ならびに起債基準の引き上げ等の措置を講ぜられたい、なかでもし尿消化槽設置について国庫補助を三分の一とするとともに、現在補助対象より除外されているごみ処理施設を新しく補助対象事業として同率の国庫補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
社会労働委員長　中野　四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

各種健康保険の統合に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本年四月から国民健康保険法により全国民がこの種保険に加入することになつたが、被保険者はそのほとんどが不安定な所得階層であるため保険料の払い込みは困難な者多く、反面窮乏している地方財政からの事業費補てんにも限界があつて今後の国民健康保険事業の運営は憂慮すべき状態にあり、また給付内容についても国民健康保険その他各種の健康保険等その種類によつてまちまちなのはきわめて不公平である。ついては、政府は国民相互保障の理想を実現し、その運営の円滑をはかるため国民健康保険その他この種の保険を統合して、国において運営するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
社会労働委員長　中野　四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

国民年金市町村事務交付金等の増額に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近代福祉国家建設の支柱をなす国民年金の実施に伴い、各市町村は同事業の円滑な運営をはかるため努力中であるが、保険料の徴収事務費としての交付金は国民年金印紙の検認のみで、しかもこの事務費は検認実績を算定基礎としているため、成績をあげるには戸別徴収以外になく、したがつて集金人等徴収事務機構の整備に要する経費の増加は地方財政を圧迫している。さらに年金印紙売りさばき経費は現行委託手数料印紙代の三分のみではとうてい支弁できない実情である。ついては、これら徴収事務機構整備に要する諸経費を交付金として特別措置するとともに、印紙売りさばき経費の不足補てんのため現行手数料を七行に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
社会労働委員長　中野　四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

生活保護法適用者を国民健康保険被保険者より即時除外の請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民健康保険の被保険者が生活保護をうけることになつた場合は、政令では三箇月間保険料を負担することとされているが、これは生活保護法の趣旨からも矛盾しており、生活保護をうけなければならない者は、保険料の負担能力がないのであるから、被保護者となつた場合は、ただちに被保険者より除外されたいとうのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
社会労働委員長　中野　四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

小児マヒ予防及び治療に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
小児マヒの予防接種対象年齢は、現行法で満三歳までであるが、罹病者の実態は、小中学生あるいはそれ以上に及んでいる現状にかんがみ、これを可及的に引き上げるよう法令を改正するとともに、小児マヒの治療は相当の期間と多額の費用を要するにもかかわらず、治療薬「ガランタミン」の健康保険の適用は認められていないので、その経済負担が過重なものとなつているから、ガランタミンが健康保険適用となるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願はその趣旨妥当なものと認めこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
社会労働委員長　中野　四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

原爆被災者援護対策の強化に関する請願（請願者　滋賀県議会議長奥村悦造）（草野一郎平君紹介）（第一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和三十二年制定施行された「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」は、まだ、原爆傷害という特別の援護を要する人々に対して十二分な効果を期待できぬ実情であるから、次記諸点の実現を措置されたいというのである。（一）残留放射能による被害者を含めたすべての被爆者を現行特別被爆者扱いとするとこと、（二）医療手当を増額し、かつ被爆者の生活を保障すること。

二、請願の議決理由
本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
社会労働委員長　中野　四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し長貨紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町三番地　大蔵省印刷局　官報課　電話　東京　三三一局三一（代）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十七年五月七日

○第四十回国会　衆議院会議録追録（二）

請願に関する報告書
〔第四十五号（その一）参照〕

社会労働委員会

原爆被害者救援に関する請願外六件（請願者　東京都板橋区志村草野町二百十五番地木多房子外六名）（川上貫一君紹介）（第二〇一号）、同外六件（請願者　東京都練馬区東大泉町千三百八十九番地杉本和夫外六名）（志賀義雄君紹介）（第二〇二号）、同外六件（請願者　神奈川県川崎市高石百合ヶ丘団地十七の二百四津上英子外六名）（谷口善太郎君紹介）（第二〇三号）、同（請願者　福島県郡山市鶴見担二百八十番地宗像久嘉外六十二名）（吉村吉雄君紹介）（第二六四一号）、同（請願者　大分市唐人町原爆被害者大分県協議会長山田都美子）（村上勇君紹介）（第二六六九号）、同（請願者　大分市唐人町百五十三番地原爆被害者大分県協議会唐島和子）（二宮武夫君紹介）（第二七〇一号）、同（請願者　長崎市西山町一丁目三百六十四番地西本浅吉）（倉成正君紹介）（第二七二四号）、同（請願者　静岡県浜名郡雄踏町宇布見九千四百二十五番地の三宮崎一）（中村幸八君紹介）（第二七二五号）、同外三件（請願者　長崎市岩瀬道町十番地牧とし子外四名）（田口長治郎君紹介）（第二七四五号）、同（請願者　長野県茅野市玉川北久保矢崎坂治）（八木一男君紹介）（第二七四六号）、同（請願者　神戸市長田区庄山町二丁目十一番地水田源四郎）（有田喜一君紹介）（第二七六五号）、同（請願者　金沢市上鶴間町四丁目二百二十一番地田中含章外七十四名）（井村重雄君紹介）（第二七六六号）、同（請願者　広島県庄原市七塚町七百九十番地増山兌三）（大石武一君紹介）（第二七六七号）、同（請願者　松江市島根県庁内島根県原爆被害者会長飯塚芳夫）（大橋武夫君紹介）（第二七六八号）、同（請願者　兵庫県尼崎市潮江プゼン寺今西大司）（岡田修一君紹介）（第二七六九号）、同（請願者　宮崎市和知川原町二百七十四番地原田雅登外七百六十四名）（片島港君紹介）（第二七七〇号）、同（請願者　静岡県浜松市東伊場町四千五百四十五番地杉山秀夫外二百名）（勝澤芳雄君紹介）（第二七七一号）、同（請願者　兵庫県芦屋市松浜町二十一番地副島まち子）（小島徹三君紹介）（第二七七二号）、同（請願者　兵庫県明石市魚住町中尾二百四番地柳川勝）（渡海元三郎君紹介）（第二七七三号）、同（請願者　兵庫県小野市大島六百五十番地田中忠太郎君）（富田健治君紹介）（第二七七四号）、同（請願者　兵庫県三原郡南淡町三原坂本政夫）（永田亮一君紹介）（第二七七五号）、同外一件（請願者　長野県小諸市馬場町奥野博外一名）（原茂君紹介）（第二七七六号）、同（請願者　山口市東白石金子弥吉）（受田新吉君紹介）（第二八二〇号）、同（請願者　兵庫県姫路市堺町山本澄男）（佐々木良作君紹介）（第二八二一号）、同（請願者　大阪府吹田市片山鉄道宿舎三百一番地の一新開進）（阪上安太郎君紹介）（第二八二二号）、同（請願者　岡山市内山下六十八番地丸の内会館内岡山県原爆被害者会長伊藤大孝）（藤原節夫君紹介）（第二八二三号）、同（請願者　神戸市長田区尻池町五丁目十一番地田川隆光）（三木喜夫君紹介）（第二八二四号）、同（請願者　兵庫県西宮市中浜町九番地楠本信秋）（山口丈太郎君紹介）（第二八二五号）、同（請願者　前橋市総社町千九百九十八番地群馬県原爆被災者の会須藤叔彦）（山口鶴男君紹介）（第二八二六号）、同（請願者　松山市二番町四十四番地松山市職員会館内愛媛県原爆被害者の会久保仲子）（湯山勇君紹介）（第二八二七号）、同（請願者　広島市大手町八丁目五十九番地武内武）（藤本捨助君紹介）（第二九〇四号）、同（請願者　東京都品川区中延一丁目二百七十二番地藤田清市）（石橋政嗣君紹介）（第三一三〇号）、同（請願者　宮崎県日南市油津四百六十三番地谷口俊子外七百名）（兒玉末男君紹介）（第三一三一号）、同（請願者　宮城県塩釜市字花立三十四番地の十二宮城県原爆被害者の会長保田敏雄）（佐々木更三君紹介）（第三一三二号）及び同（請願者　兵庫県城崎郡城崎町藤川義元）（田中武夫君紹介）（第三一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原爆被害者の援護措置を完全にするため次記事項の実現を措置されたいというのである。（一）医療を無料にするため現行医療法の特別被爆者の取り扱いを全被爆者に拡大し、医療手当のわくを撤廃し増額すること、（二）生活困窮の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、（三）障害者に障害手当を支給すること、（四）死没者に弔慰金を、遺族には年金を支給すること等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

薬種商の取扱医薬品に関する厚生省省令撤廃の請願（請願者　東京都文京区高田豊川町四十三番地森野久右エ門外二名）（小沢辰男君紹介）（第四〇三号）、同（請願者　東京都北多摩郡大和町狭山千三百七十八番地竹内正）（細田義安君紹介）（第六一四号）、同（請願者　兵庫県加古川市西神吉町松本富穂）（山口丈太郎君紹介）（第九六〇号）、同（請願者　福井市城之橋下町五十八番地橋本広）（植木庚子郎君紹介）（第一一八七号）、同（請願者　福井市九十九町二丁目千三百七番地市橋富雄）（薩摩雄次君紹介）（第一七一八号）、同（請願者　新潟市浜田中町五千百七十九番地鹿島栄一）（稲葉修君紹介）（第五七〇一号）、同（請願者　静岡県駿東郡泉町下上狩鈴木粂太郎）（遠藤三郎君紹介）（第五七〇二号）、同外二件（請願者　新潟県直江津市本町五丁目横山仙一外二名）（田中彰治君紹介）（第五七〇三号）、同外三件（請願者　東京都文京区高田豊川町四十三番地松村登外三名）（羽田武嗣郎君紹介）（第五七〇四号）、同外二件（請願者　静岡県沼津市御子浜二百三十九番地小早川二三外三名）（遠藤三郎君紹介）（第五九二七号）、同（請願者　静岡県沼津市市道杉本達也）（勝間田清一君紹介）（第六〇〇〇号）及び同（請願者　静岡県田方郡並山町川口泰助）（久保田豊君紹介）（第六〇〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

薬種商の取扱薬品に大制限を加

えた昭和三十六年二月一日の厚生省省令は、新薬事法の薬種商制度を廃絶に追い込もうと企図したものである。すなわち、全国一万五千の薬種商は既得権を認められず、薬局においてはなんら制限のない普通薬品を、薬種商の店で買つた場合（例えばボセルモンは一日一錠―二錠服用とあるが）その客が二錠以上自己の意思で服用すれば、売つた薬種商は三年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処せられることになり、これは非常識以上の暴政だと考えられる。またいままで店の一切を切りまわしていた婦人が資格者の夫に死なれ、試験を受けて合格しても、その後の取扱薬品は大幅に制限される結果、営業が成り立たない。ついては、このような厚生省省令は、これを撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

し尿処理場及びごみ焼却場設置費国庫補助増額等に関する請願（請願者　福島県町村議会議長会長石田真宗（吉村吉雄君紹介）（第四三三号）及び同外一件（請願者　兵庫県明石市長丸尾儀兵衛外一名）（田中武夫君紹介）（第六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年化学肥料の発達が著しく、農家のし尿肥料の使用はほとんどみられず、この処理施設を有しない町村においては、し尿処理が全く野放し状態にあり、住民はやむを得ずし尿を河川、排水溝あるいは空地等に放棄する等の不衛生な処理を行なうことが激増し、早急にその対策を講じなければ環境衛生上重大問題であるが、現在の町村財政では、巨額を要する同施設の完備はとうてい望み得ない実情にある。ついては、し尿処理場ならびにごみ焼却場に対する現行国庫補助率（四分の一）を大幅に引き上げるとともに、起債わくの拡大をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

保育所の経営難打開に関する請願（請願者　高知県南国市後免町七十九番地南国市保育所保護者会連合会川田光城外三名）（森本靖君紹介）（第五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保育所の経営がきわめて困難な状態に直面しているので、左記諸要項について早急に措置されたいというのである。（一）保母の給与を国家公務員なみに引き上げること、（二）保育施設の修理費を坪当り単価三百円を千円に引き上げること、（三）保育所費（事務費）を、職員一人当り三千円を六千円に引き上げること、（四）保護者負担については、保育単価とリンクしないよう措置すること、（五）甲、乙、丙地区を廃止し、さし当り、同一市町村内の単価を上級単価に統一すること、（六）保母の数を、乳児五人につき一人になるよう予算措置ならびに基準改定を行なうこと、（七）施設の充実改善をすみやかに達成するため予算措置を講ずること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

社会福祉拡充のための予算増額に関する請願外十四件（請願者　東京都板橋区大谷口上町六十番地小林栄子外五十四名）（加藤勘十君紹介）（第五八二号）、同外五十七件（請願者　東京都大田区萩中町二十三番地北野貞夫外三百四十五名）（加藤勘十君紹介）（第八二七号）、同外四件（請願者　東京都北区赤羽町四丁目二十一番地樋口幸子外九十七名）（賀屋興宣君紹介）（第九〇八号）、同（請願者　東京都葛飾区金町三丁目二千五十二番地松尾勝外九名）（田中榮一君紹介）（第九〇九号）、同（請願者　東京都足立区本町一丁目八百六十六番地いづみ保育園内鈴木敬子外十名）（羽田武嗣郎君紹介）（第九一〇号）、同外二件（請願者　東京都世田谷区玉川等々力二丁目七十八番地堀越信子外二十七名）（細田義安君紹介）（第九一一号）、同外二件（請願者　東京都大田区糀谷町二丁目八百十五番地鈴木富佐外三十名）（本島百合子君紹介）（第一一四七号）及び同外九件（請願者　東京都千代田区三年町一丁目二十一番地の一日本社会事業職員組合東京支部執行委員長八木巌外百六名）（中野四郎君紹介）（第四七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

平和で民主的な世界の一員として、わが国は各国にさきがけて、まず福祉国家を築かなければならないが、現状はあまりにも福祉国家の理念から遠く、多くの社会的弱者はまつたく福祉以前の状態に放置されている。ついては、三年後にはオリンピックを迎えるという今日、恥をさらすことのないよう、当面次記事項の予算の増額を重点的に行ない、最低の福祉は確立されたいというのである。（一）生活保護基準を大幅に引き上げるとともに、社会福祉施設の保護費、給食費などを増額し、処遇内容を大幅に引き上げること、（二）乳児保育所、心身障害者施設、児童福祉施設等の社会福祉施設を増設し、既存施設の補修、改善のための予算を大幅に増額すること、（三）保育所等福祉施設の利用者、保護者の負担を軽減するため、措置基準のわくを拡大し、公費負担割合を増すこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

民間社会福祉事業従事者の待遇及び労働条件改善に関する請願外十四件（請願者　東京都北区赤羽町四丁目二十一番地樋口幸子外二百一名）（加藤勘十君紹介）（第五八三号）、同（請願者　東京都目黒区上目黒八丁目九百六十七番地隅田桂司外十名）（加藤勘十君紹介）（第七二七号）、同（請願者　東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目十八番地中村千代外八名）（滝井義高君紹介）（第八二九号）、同外四件（請願者　東京都北区堀船町三丁目二十三番地柴田とき外三十七名）（賀屋興宣君紹介）（第九一一号）、同（請願者　東京都渋谷区代々木三丁目三十番地大波茂子外九名）（田中榮一君紹介）（第九一三号）、同（請願者　東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目十八番地中村千代外十名）（中野四郎君紹介）（第九一四号）、同（請願者　東京都千代田区三年町一丁目二十一番地の一

日本社会事業職員組合東京支部執行委員長八木厳（羽田武嗣郎君紹介）（第九一五号）、同外二件（請願者　東京都品川区大井出石町五千九十八番地鶴田喜代外三十名）（細田義安君紹介）（第九一六号）、同外五件（請願者　東京都千代田区三年町一丁目二十一番地の一日本社会事業職員組合東京支部執行委員長八木厳外五十三名）（本島百合子君紹介）（第一一四八号）及び同外三件（請願者　東京都品川区大井出石町五千九十八番地鶴田喜代外四十二名）（中野四郎君紹介）（第四七一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立の社会福祉事業施設と同数以上もある民営の同施設職員は、公務員と全く同じ職務を要求されながら待遇は三ないし四割も低く、劣悪な労働条件で働いており、その水準は零細企業にも劣る低水準である。これは国の社会福祉予算の貧弱なことが原因であり、社会福祉事業従事者の待遇が省みられないということは、三十六年度の社会保障審議会答申の中間報告にも明らかに指摘されているところである。ついては、社会福祉事業従事者の待遇ならびに労働条件の改善のため次記事項を措置されたいというのである。（一）給与を公務員なみに引き上げ公務員と同等の待遇にすること、（二）労働基準法に定める時間外手当および通勤手当を支給すること、（三）福祉施設の従事者の配置の定員基準を増員し、産休、病欠者の代替職員を配置できるようにすること、（四）身分保障を確立し、退職手当の支給額を給与に比例して大幅に引き上げること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

失業対策事業就労者の待遇改善等に関する請願（請願者　東京都練馬区仲町二丁目九十五番地永井スミ子外九十九名）（川村継義君紹介）（第五八四号）、同（請願者　東京都中央区湊町三丁目十三番地加藤庄三郎外五十一名）（多賀谷眞稔君紹介）（第五八五号）、同外一件（請願者　東京都渋谷区北谷町二十九番地今村邦子外百一名）（武藤山治君紹介）（第五八六号）及び同（請願者　神奈川県川崎市小倉千三百二十番地長島松枝外九十九名）（矢尾喜三郎君紹介）（第五八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

失業対策事業に就労する日雇労働者の賃金を一日一律二百六十六円値上げし、生活保護基準を現行の二倍に引き上げるとともに失業対策事業のわくを拡大し、適格基準を廃止されたい。また、国民生活を圧迫する公共料金等の値上げはとりやめるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

老人福祉に関する請願（請願者　山梨県山梨市上岩下小田屋五味周作外三千二百四名）（堀内一雄君紹介）（第五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

世の進運に伴いわが国においても老人福祉に関し画期的進展を見つつあるが、世界先進国との比較はもちろん、青少年に対する施設に比して、いまだ片手落の感がある。ついては、次記事項をすみやかに措置されたいというのである。（一）老人憲章の制定、（二）老齢年金の差別撤廃、増額および支給年齢の低下、（三）九月十五日としよりの日を、国の祭日に制定。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

民間社会福祉施設従事者の処遇改善に関する請願（請願者　前橋市曲輪町乙六十九番地森益吉）（久保田円次君紹介）（第七二八号）、同（請願者　大分県豊後高田市佐野千七百七番地北畠昭雄外五千三百六名）（廣瀬正雄君紹介）（第九一七号）、同（請願者　滋賀県彦根市西今町北川芳江外七百二十四名）（米田吉盛君紹介）（第九一八第）及び同（請願者　鹿児島県姶良郡福山町松下兼知）（池田清志君紹介）（第一一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国社会福祉施設は、公設、私設相半ばしているが、民間社会福祉施設従事者の給与が一般産業従事者に比して著しく低額であり同種の事業に働らく公務員と比較しても相当の開きがある。ついては、この際民間施設従事者の給与の引き上げを実施し、公私の社会福祉施設が相応えて国民のための社会福祉活動を続けることができるよう、国家予算（保護施設事務費、児童保護措置費補助金）を大幅に増額し、民間社会福祉施設従事者の処遇を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

低所得階層対策の充実等に関する請願（請願者　前橋市曲輪町乙六十九番地森益吉）（久保田円次君紹介）（第七二九号）、同（請願者　愛知県豊橋市西口町榊英男）（鈴木正吾君紹介）（第七三〇号）、同（請願者　栃木県小山市小山二千二百二番地大川清太郎外六百九十三名）（米田吉盛君紹介）（第九二四号）及び同（請願者　鹿児島県姶良郡福山町松下兼知）（池田清志君紹介）（第一一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府が所得倍増政策をとつて以来、一般国民生活は著しく向上したが、他方において生活保護地帯を含めて多数の低所得階層の生活は低位に沈滞し、一般国民との所得格差は著しいものがある。ついては、極貧階層対策として、生活保護費を現行の二十二パーセント以上に引き上げ、あわせて次記諸事項について措置されたいというのである。（一）民生委員、児童委員活動の充実をはかるため、(1)世帯更生貸付資金の大幅な増額、(2)世帯更生運動推進指導のための経費（指導費、事務費、指導員費等）の増額、(3)心配ごと相談所の設置普及、(4)民生委員活動費の増額（互助共励事業への補助）、(5)授産施設の拡充、(6)職業補導訓練の強化、(7)低家賃住宅の増設、（二）民間社会福祉施設の改修に要する経費予算を増額し、施設の整備をはかること、（三）地域における社会福祉の向上に資する対策充実のため、(1)保健福祉地区組織の育成強化費の増額、(2)低水準地域の保健福祉施設の整備、(3)同和地区対策費の増額、(4)不良環境地区改善費の増額、(5)婦人保護更生対策費の

増額、(6)母子健康センターの設置、(7)へき地保育所の設置補助、(8)季節保育所に対する補助。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

生活保護基準の引上げに関する請願（請願者　長野県議会議員滝沢登）（中澤茂一君紹介）（第七八四号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第七八五号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第七八六号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第九七六号）、同（請願者　長野県議会副議長村田厳）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇四一号）、同（請願者　長野県議会議員横前利夫）（中島厳君紹介）（第一一一四号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三一三号）及び同（請願者　長野県議会議員唐木田稲次郎）（井出一太郎君紹介）（第一三七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近一般国民の生活水準は急速に向上し、消費者物価指数も上昇を続けているが、生活保護法による保護基準は、昭和三十六年四月の第十七次改訂および十月の基準補正後においても市部に居住する標準五人世帯について九千七百七十円の低額であり、これでは最低限度の生活を保障することは困難である。ついては、次の事項を措置されたいというのである。(一)生活扶助基準を昭和四十年まで毎年二十五パーセントづつ引き上げて全産業平均賃金の五十五パーセントまで底上げするとともに、期末一時扶助を六月と十二月に各五千円程度に増額すること、(二)生業扶助基準を就労助成費五万円、技能修得費二万四千円以上に引き上げること、(三)教育扶助のうち、学用品、通学用品費を三倍程度に引き上げること、(四)出産扶助、葬祭扶助等の基準をそれぞれ必要額をみたす範囲に増額すること、(五)勤労控除の基礎控除を月額三千円以上に、また新規就労、勤労等の控除も相当額引き上げること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

児童福祉法に基づく措置費増額に関する請願（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第七八七号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第七八八号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第七八九号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第九七七号）、同（請願者　長野県議会副議長村田厳）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇四二号）、同（請願者　長野県議会議員横前利夫）（中島厳君紹介）（第一一一五号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三一四号）及び同（請願者　長野県議会議員唐木田稲次郎）（井出一太郎君紹介）（第一三七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉法第三十六条から第四十四条に基づく児童福祉施設の措置費については、同法の定めるところにより、それぞれ各施設ごとに児童の保護に要する経費について国の定める最低の基準を維持するために要する費用として国庫負担金交付基準により基準額を算定し、この範囲内において国および地方公共団体の負担が定められているが、これら施設が公立私立にかかわらず、現下の経済情勢における物価と比較した場合、現在の措置費はきわめて低廉である。したがつて公立施設の場合は、いずれも施設主体において超過負担を余儀なくされており、私立施設については、公立施設と異なり、全く措置費の範囲内で賄われているため、これら収容施設の職員はきわめて低給に甘んじている状況であり、職員の中には生活保護費程度の収入のみの者も現われるありさまである。ついては、現在国で考えている年次的な措置費増額計画を繰り上げ、すみやかに措置費の大幅な改訂をはかり、関係職員に対し、ここ一、二年のうちに公務員なみの給与を保障されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

民間社会福祉施設従事者の処遇改善等に関する請願（請願者　大分市中島八条三丁目大分県社会福祉協議会石丸進外二千三十六名）（廣瀬正雄君紹介）（第九五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民所得格差を解消して国民生活の均衡のとれた向上をはかるため、社会保障の充実強化が今日の急務と思量する。ついては、これが目的達成のため次記諸事項について格別の措置を講ぜられたいというのである。(一)生活保護基準の大幅引き上げについて、(1)基準改訂二十二パーセント増、(2)勤労控除二十六パーセント増、(二)社会福祉施設従事者の処遇改善について、(1)施設従事者給与の国家公務員なみの引き上げと定期昇給の実施、とりあえず三十七年度は十五パーセントのベース・アップ実施、(2)超過勤務手当の増額、(三)世帯更生運動推進事務費の大幅増額について、(1)民生委員の調査活動費の増額、(2)運動推進の指導員設置費を二年計画で全国各市町村に月一万円の職員設置費半額国庫補助、(3)世帯更生資金の増額、(四)住民を主体とする保健福祉地区組織の育成強化費の増額について、(1)母子健康センターの設置、(2)へき地保育所の設置補助。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

療術の制度化に関する請願（請願者　佐賀市六鹿町九十四番番佐賀県療術会長馬場清吉）（舘林三喜男君外一名紹介）（第一〇七七号）、同（請願者　和歌山県西牟婁郡大塔村鮎川宮脇孫一）（辻原弘市君紹介）（第一一八八号）、同（請願者　鹿児島県枕崎市西鹿籠水流山下栄吉）（宇田國榮君紹介）（第一三五二号）、同（請願者　鹿児島市郡元町二千六百五十二番地内善助）（床次徳二君紹介）（第一三五三号）、同（請願者　鹿児島市西田町百七十二番地堀口源太郎）（上林山榮吉君紹介）（第一四一五号）、同（請願者　富上県高岡市四屋九十二番地富川県療術師協同組合長本間甚作）（正力松太郎君紹介）（第一

四一六号）、同（請願者　鹿児島県日置郡東市来町湯田四千百二十七番地福屋時隆）（宇田國榮君紹介）（第一五六九号）、同（請願者　広島県三次市十日町二千二百九十八番地の六安森皇雄）（高津正道君紹介）（第一六五三号）、同（請願者　鹿児島県姶良郡溝辺町竹子内山才熊）（中馬辰猪君紹介）（第一七〇二号）、同（請願者　鹿児島県川辺郡大浦町一万七千九十一番地田島胤久）（床次徳二君紹介）（第一七四三号）、同（請願者　山口市大附町一番地藤井達勝）（田中龍夫君紹介）（第一八四五号）、同（請願者　山口県大島郡橘町古城村田一）（小澤太郎君紹介）（第一九〇七号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（保岡武久君紹介）（第一九〇八号）、同（請願者　山形県上山市元城内九十二番地手川ヨネ）（牧野寛索君紹介）（第一九六〇号）、同（請願者　山形市香澄町大宝寺三百十二番地の七畠山丑造）（松浦東介君紹介）（第一九六一号）、同（請願者　福井県坂井郡丸岡町寅国白山勝栄）（堂森芳夫君紹介）（第二〇五五号）、同（請願者　山形県米沢市春日町三千百四十九番地高橋金作）（西村力弥君紹介）（第二〇五六号、同（請願者　埼玉県北足立郡北本町大字北本宿五百六十三番地の一多島奈美子）（青木正君紹介）（第二一五一号）、同（請願者　愛媛県宇和島市和霊町田中治兵衛）（今松治郎君紹介）（第二二五二号）、同（請願者　大阪府枚岡市田下町千六百五十一番地高田快宗）（大倉三郎君紹介）（第二二五三号）、同外三件（請願者　岐阜県高山市千島町四百九十五番地島七蔵外三名）（金子一平君紹介）（第二二五四号）、同外一件（請願者　埼玉県大里郡寄居町寄居関口國義外一名）（鴨田宗一君紹介）（第二二五五号）、同（請願者　大阪市阿倍野区阪南町中二丁目十七番地山本蓮子）（菅野和太郎君紹介）（第二二五六号）、同（請願者　福島県相馬市中村字田町三十番地山上市松）（齋藤邦吉君紹介）（第二二五七号）、同（請願者　福井市宝永下町八番地杉田杉太郎）（薩摩雄次君紹介）（第二二五八号）、同（請願者　千葉県市原郡市津村瀬又百六十六番地堀部七太郎）（始関伊平君紹介）（第二二五九号）、同（請願者　千葉市登戸町二丁目百二番地新藤政吉）（臼井莊一君紹介）（第二二六〇号）、同（請願者　千葉県長生郡長生村一松戊千三百七十二番地中村千秋）（千葉三郎君紹介）（第二二六一号）、同（請願者　大阪府枚方市岡五百九十七番地竹尾時丸）（原田憲君紹介）（第二二六二号）、同（請願者　富山県高岡市四屋九十二番地富山県療術師協同組合本間甚作）（松村謙三君紹介）（第二二六三号）、同（請願者　千葉県安房郡鴨川町前原百五十七番地畔田きみ）（森清君紹介）（第二二六四号）、同外五件（請願者　三重県志摩郡大王町船越橘爪信外五名）（山手滿男君紹介）（第二二六五号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地前田木造）（山村新治郎君紹介）（第二二六六号）、同外五件（請願者　滋賀県彦根市高宮町馬場卯蔵外五名）（堤康次郎君紹介）（第二三二六号）、同（請願者　岐阜県美濃加茂市下米田町小山六十三番の二渡辺道雄）（前田義男君紹介）（第二四六五号）、同（請願者　高知市大川筋五十五番地宮田利雄）（濱田幸雄君紹介）（第二四六六号）、同（請願者　福井市堀田町一丁目一番地広部直規）（植木庚子郎君紹介）（第二六六二号）、同（請願者　秋田県本荘市谷山小路七番地秋田県療術師協会長大庭千代実）（齋藤憲三君紹介）（第二六九三号）、同（請願者　鹿児島県川内市尾白江町三千五百五十一番地飛田健二郎）（池田清志君紹介）（第三三三一五号）、同（請願者　新潟市上大川前通七番町新潟県物療師会副会長前山大平）（田中彰治君紹介）（第三三八八号）、同（請願者　兵庫県豊岡市野上三百五十七番地井添清）（有田喜一君紹介）（第三四一二号、同（請願者　兵庫県姫路市米田町四十三番地城戸謙光）（大上司君紹介）（第三四一三号）、同（請願者　兵庫県高砂市曾根町千九百二十七番地紙谷信勝）（岡田修一君紹介）（第三四一四号）、同（請願者　山形県酒田市片町四十番地茂木忠明）（池田正之輔君紹介）（第三四一五号）、同（請願者　甲府市新紺屋町十七番地高根理十郎）（金丸信君紹介）（第三四一六号）、同（請願者　静岡市西草深町百二十五番地河本発象）（神田博君紹介）（第三四一七号）、同（請願者　山形県東置賜郡宮内町旭町小川馨）（黒金泰美君紹介）（第三四一八号）、同（請願者　兵庫県城崎郡城崎町湯島九十五番地谷垣正次郎）（小島徹三君紹介）（第三四一九号）、同（請願者　兵庫県相生市旭区南本町一丁目千百七十五番地松田一秀）（河本敏夫君紹介）（第三四二〇号）、同（請願者　静岡市東鷹匠町百十六番地小林はる）（西村直己君紹介）（第三四二四号）、同外一件（請願者　高知市八軒町二十九番地伴幹外一名）（濱田幸雄君紹介）（第三四二五号）、同（請願者　愛媛県今治市宝来町九十三番地日浅兼吉）（八木徹雄君紹介）（第三四三六号）、同（請願者　静岡県熱海市下松田千七百四十五番地当野庄担郎）（山田彌一君紹介）（第三四三七号）、同（請願者　広島県三次市十日市町二千二百九十八番地の六安森方宇野重利）（永山忠則君紹介）（第三四七二号）、同（請願者　福岡県方市西水茶屋町六番地三苫啓太郎）（滝井義高君紹介）（第三五七七号）、同（請願者　宇都宮市清水町三百八十一番地野沢和生）（広瀬秀吉君紹介）（第三五七八号）、同外一件（請願者　岐阜県不破郡垂井町六百七十四番地の一広瀬信夫外一名）（野田卯一君紹介）（第三八九五号）、同（請願者　福岡県八幡市中央町五丁目松尾タケノ）（伊藤卯四郎君紹介）（第四一一一号）、同（請願者　横浜市磯子区丸山町七番地青木信雄）（飛鳥田一雄君紹介）（第四六六〇号）、同（請願者　大阪市都島区都島中通五丁目五十六番地藤熊嘉平治）（井岡大治君紹介）（第四六六一号）、同（請願者　静岡県沼津市大岡千四百三十番地中川雅嗣）（勝間田清一君紹介）（第四六六二号）、同（請願者　静岡県三島市六反田四丁目七番地柴原研一郎）（久保田豊君紹介）（第四六六三号）、同（請

願者　大阪府布施市中小坂五百三十七番地弘津良子）（久保田鶴松君紹介）（第四六六四号）、同（請願者　神戸市兵庫区羽坂通一丁目一番地稲本恵洲）（五島虎雄君紹介）（第四六六五号）、同（請願者　兵庫県加古川市平岡町土山田中喜代治）（田中武夫君紹介）（第四六六六号）、同（請願者　千葉県山武郡成東町湯坂三百二十番地実方実）（實川清之君紹介）（第四六六七号）、同（請願者　静岡県浜松市中沢町百二十五番地谷野和吉）（長谷川保君紹介）（第四六六八号）、同（請願者　千葉県船橋市湊町三丁目二千三百七番地元吉春治）（藤原豊次郎君紹介）（第四六六九号）、同（請願者　新潟市上大川前通七番町新潟県物療師会長谷清三郎）（松井誠君紹介）（第四六七〇号）、同（請願者　大阪府枚方市中宮四百五十七番地西岡佐太郎）（松原喜之次君紹介）（第四六七一号）、同（請願者　広島県呉市伏原町四十三番地広中喜一郎）（前田榮之助君紹介）（第四六七二号）、同（請願者　兵庫県姫路市飾磨区天神百番地伴茂）（三木喜夫君紹介）（第四六七三号）、同（請願者　高知市田渕町六十六番地岡村啓）（森本靖君紹介）（第四六七四号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（楢崎弥之助君紹介）（第四七一五号）、同外一件（請願者　岩手県宮古市鍬ケ崎上町八十三番地島崎トメ外一名）（受田新吉君紹介）（第四八二七号）、同（請願者　兵庫県豊岡市高屋町三十六番地仲井勝美）（佐々木良作君紹介）（第四八二八号）、同（請願者　大阪府堺市西濱六丁目三百七十五番地和田利夫）（西村榮一君紹介）（第四八二九号）、同（請願者　静岡市千代田四百三十六番地小林雅弥）（高見三郎君紹介）（第四八五八号）、同（請願者　茨城県稲敷郡茎崎村下岩崎千百九十九番地飯田英樹）（中山榮一君紹介）（第四八五九号）、同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二千四十五番地比気毅也）（福田篤泰君紹介）（第五〇七二号）、同（請願者　山口県下関市上田中町千四百八十八番地吉岡協輔）（安倍晋太郎君紹介）（第五六一〇号）、同（請願者　茨城県日立市追川町四番地の一鈴木常月）（塚原俊郎君紹介）（第五七一〇号）、同（請願者　茨城県日立市川尻町滝豊彦）（大高康君紹介）（第五八二三号）、同（請願者　水戸市新町三丁目百十八番地稲葉峯正）（久保三郎君紹介）（第五八二四号）、同（請願者　山形県鶴岡市荒町五十一番地渡辺得吉）（安宅常彦君紹介）（第五九三九号）、同（請願者　茨城県結城市立町小林彦次郎）（赤城宗徳君紹介）（第六一一三号）、同（請願者　宇都宮市杉原町三千二百四十八番地宮田菊雄）（尾関義一君紹介）（第六一一四号）、同（請願者　香川県坂出市幸町千八百十二番地平尾長太郎）（加藤常太郎君紹介）（第六一一五号）、同（請願者　茨城県北茨城市関南町神岡下六十六番地丹正衛）（北澤直吉君紹介）（第六一一六号）、同（請願者　神奈川県小田原市久野百七十三番地小川豊吉）（小金義照君紹介）（第六一一七号）、同（請願者　茨城県古河市鍛冶町四千四百十六番地鹿倉勇）（佐藤洋之助君紹介）（第六一一八号）、同（請願者　京都市東山区山科安米南屋敷谷口光義）（中村三之丞君紹介）（第六一一九号）、同（請願者　茨城県結城郡八千代村菅谷照内新一）（丹羽喬四郎君紹介）（第六一二〇号）及び同（請願者　東京都町田市原町田一丁目九百三十六番地三浦金三郎）（細田義安君紹介）（第六一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療術を次記理由により制度化されたいというのである。（一）療術（手技、電気、光線、温熱、刺戟）は、あん摩、はり、きゅうおよび柔道整復術とは異なる民間治療として、昭和五年以来各地方庁令により認許登録され、現行法に引き継がれ今日に及んでいるが、その身分は不安定である、（二）療術師の行なう療術は、古くから伝わる民間療術が西洋医学の影響を受けて、次第に発達した無害有効の療法であり、三十年来国民の健康増進に寄与している、（三）悪徳業のそう（簇）生は、健全な医療行政を混乱させる、（四）第三十九回国会の社会労働委員会における、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議第三項として無免許あん摩その他これに類する者に対する取締りを強化することとあるが、療術は歴史的にも法律的にも、また実態においても、あん摩と異なるもので、視力障害者の職域を侵すことはない、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

国立療養所看護婦の増員等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地岡光一外三千二百八十六名）（小林進君紹介）（第一一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十三年十月一日から厚生省は、いままでの完全看護制度を廃止し、基準看護制度に切り換えたが、この基準看護制度「甲表」によれば、これを一類、二類、三類に分類し、一類を患者四名に看護員一名、二類は五対一、三類は六対一の比率となり、各病院療養所施設の厚生省に対する申請による許可制によつて決定した。しかし、国立療養所だけは一類、二類、三類のいずれも決めず、基準看護の最低六対一の人員を置く等あいまいな方法で実施したことや、昨年八月一日以来看護婦の勤務時間を週四十四時間としたことなどにより、三十三年以前より看護力は低下し、患者に対するしわよせはもはや人間的扱いとはいえないものがある。ついては、国立療養所の看護状態を次記事項の実現により改善されたいというのである。

（一）国立療養所の看護人員を患者四人に対し看護婦一人の比率にすること、（二）看護人は必ず看護婦の資格を有する者とすること、（三）看護不足が解消するまで付添婦を生保、健保、国保をとわず付けられるようにすること、（四）看護不足を埋め合せる医療の合理化はしないこと、（五）看護婦の重労働をなくし、未成年者の深夜勤務、拘束時間の延長をやめること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

外傷性せき髄障害者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率引上げ等に関する請願（請願者　東京都大田区森ケ崎五千七百七十五番地東京労災病院内金子清吉外二百六十七名）（島本虎三君紹介）（第一五三〇号）、同（請願者　東京都大田区森ケ崎五千七百七十五番地東京労災病院内松島勝夫外六百二十四名）（大柴滋夫君紹介）（第一六五一号）、同（請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地国立箱根療養所内磯崎吉蔵外一万四千九百四十一名）（小金義照君紹介）（第二二六七号）、同（請

願者　東京都板橋区堂沢三十番地竹之内勇次郎外二百六十七名）（小林進君紹介）（第三一三四号）、同（請願者　神奈川県川崎市木月住吉町関東労災病院内船田中外六百九十八名）（河野正君紹介）（第三一三五号）、同（請願者　神奈川県川崎市木月住吉町関東労災病院内石田重利外七十名）（井堀繁男君紹介）（第四一〇八号）、同（請願者　北海道釧路市中園町十三番地の一労災病院内本吉種太郎外三十三名）（島本虎三君紹介）（第四一〇九号）、同（請願者　埼玉県川口市前川町一丁目二千五百十六番地川原田実外七十名）（石橋政嗣君紹介）（第四四三六号）、同（請願者　埼玉県入間郡富士見村大字東大久保五百三番地小沼登利徳外六十三名）（森島守人君紹介）（第四四七二号）、同外一件（請願者　埼玉県児玉郡神川村新宿岡村常男外七十一名）（井堀繁男君紹介）（第四六一〇号）、同（請願者　北海道美唄市美唄七十五番地美唄労災病院内岩本陳恵外六十二名）（山中日露史君紹介）（第四七一一号）、同外一件（請願者　東京都大田区森ケ崎五千七百七十五番地東京労災病院内脊損患者療友会石原章臣外二百五十名）（小沢辰男君紹介）（第四七九一号）、同（請願者　東京都大田区森ケ崎五千七百七十五番地東京労災病院内脊損患者療友会吉田高志外九十四名）（安藤覺君紹介）（第四八一七号）、同（請願者　北海道美唄市字美唄七十五番地美唄労災病院内佐藤信夫外六十名）（岡田春夫君紹介）（第五一二四号）、同（請願者　宮城県角田市南町二十五番地菊地常夫外五百四名）（中野四郎君紹介）（第五五二九号）、同（請願者　東京都大田区森ケ崎五千七百七十五番地東京労災病院内荒井義明）（宇都宮徳馬君紹介）（第五八一八号）及び同（請願者　東京都大田区森ケ崎五千七百七十五番地東京労災病院内漁野克哉外四百三十一名）（河野正君紹介）（第五八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労働者災害補償保険法に基づく外傷性せき髄障害者に関し次記諸事項を措置されたいというのである。（一）外傷性せき髄障害者の長期傷病給付および休業補償の給付率を引き上げること、（二）長期傷病者補償の第一種傷病給付を受けている外傷性せき髄障害者の医療費を全額国庫負担すること、（三）旧けい肺等特別保護法および同臨時措置法の適用を受けずして労働者災害補償保険法が打ち切りとなつた外傷性せき髄障害者に対する長期傷病者補償としての取り扱いを適用すること、（四）外傷性せき髄障害者の中で特に補償給付が低額である障害者の給付額を時の物価に即した額まで引き上げること、（五）打切補償を支給すること、（六）せき髄障害者専門の職業補導施設を設置すること、（七）長期給付より厚生年金（障害年金）の五十七・五パーセント相当額を減額することはやめること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

戦没者遺族の処遇改善に関する請願（請願者　新潟県高田市重川新田三十二番地江平長治外二百七十二名）（田中彰治君紹介）（第一二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦没者遺族の処遇に関し次記諸事項を実現されたいというのである。（一）援護法関係、（1）第一順位者に対する遺族年金の額を兵の階級の公務扶助料と同額とすること、（2）遺族給与金（年額二万五千五百円）を遺族年金と同額として五箇年の期限を無期とすること、（3）婚姻により氏を改めた戦没者の父母も遺実族等援護法上の父母とみなすこと、（4）死亡に関する証拠書類の不備、死亡原因の不明確等の理由で厚生省世話課等にいわゆる「保留ケース」として足踏みしているもの、および不服申立の審査の事務処理を促進すること、等、（二）恩給関係、（1）満六十才未満の戦没者の父母、祖父母に対し昭和三十三年改正による公務扶助料の増額を停止しているが、同停止規程を撤廃すること、（2）昭和三十三年恩給法改正により、恩給の基礎となる仮定俸給年額が一万五千円ベースに引き上げられたが、少尉以上の階級においては各階級ごとに減額されているからこの減額措置を撤廃すること、（三）恩給特例法関係、（1）特別扶助料は営内居住者に限られているが、同制限を撤廃すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

精神薄弱者の福祉対策に関する請願（請願者　横浜市鶴見区鶴見町佃野六百三十八番地横浜市精神薄弱者育成会連合会長堀内君子）（本島百合子君外一名紹介）（第一二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近、精神薄弱者に対する施策は急速に進められているが、その恩恵に浴するものはわずかに数パーセントにすぎず、幾多の問題が残つており、これに連らなる全国一千数百万の血縁のものたちは、一日もすみやかに総合的な基本対策が国家の重要施策として実施されることを念願している。ついては、次記事項について措置されたいというのである。（一）精神薄弱者に対する福祉年金の支給、運賃割引等の経済福祉の向上、（二）養護学校、特殊学級の義務設置制の断行、学齢前児童の教育保護対策の推進、（三）精神薄弱者福祉法の内容充実、登録制の実施、保護授産所および重症者保護施設の整備、職親制の実施、民間施設の増改築に対する国の助成、（四）児童各種施設の増設、職業補導の強化、（五）国立重症心身障害児施設を各ブロックごとに設置、この種民間施設に対して建設費の助成、（六）精神薄弱者専門の職業訓練所の設置、雇用の促進、（七）国立精神衛生研究所精神薄弱部充実、予防と治療対策の確立、（八）特殊教育、施設保護の教職員養成、研究機関の整備充実、従業者の待遇改善、（九）学校、施設に入れない者の在宅指導強化、民間団体の育成措置、（十）教護者および犯罪者に対する専門施設、分類収容の拡充強化、（十一）精神薄弱者の非行犯罪の医療処分。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

栗生楽泉園看護助手の増員に関する請願（請願者　群馬県吾妻郡草津町栗生沢田二郎）（山口鶴男君紹介）（第一三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立ハンゼン氏病療養所栗生楽泉園の不自由患者は患者二百六名に対し付添職員三十四名であるため、患者は不自由な日常生活を送つており、一方付添職員は苛酷な勤務条件をしいられている。つい

ては、患者の生活と職員の勤務条件を正常な水準に向上させるため看護助手をさしあたり十六名増員して五十名とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

労働者災害補償保険法及びじん肺法の一部改正に関する請願

（請願者　栃木県塩谷郡藤原町高徳六百二十三番地全国珪肺患者同盟大沢武夫外四百十四名）（広瀬秀吉君紹介）（第一四九六号）、同（請願者　東京都西多摩郡羽村町川崎七百二十一番地南重松外五十三名）（広瀬秀吉君紹介）（第一九一〇号）、同外五件（請願者　岡山市万成町三百四十四番地福井徳兵衛外三百二十三名）（戸叶里子君紹介）（第二四三六号）、同外一件（請願者　富山県魚津市下椿九百十三番地富山労災病院内広世作次郎外十六名）（広瀬秀吉君紹介）（第二四三七号）、同（請願者　岡山市築港緑町一番地岡山労災病院内岡山県珪肺患者連盟会長折田泉一外五十六名）（逢澤寛君紹介）（第二四八六号）、同（請願者　岡山市築港緑町一番地岡山労災病院内岡山県珪肺患者連盟飯島貞雄外五十六名）（大村清一君紹介）（第二四八七号）、同（請願者　北海道岩見沢市岩見沢労災病院内前田健雄）（島本虎三君紹介）（第二四八八号）、同（請願者　岡山市築港緑町一番地岡山労災病院内上河弥三郎外五十六名）（広瀬秀吉君紹介）（第二四八九号）、同（請願者　秋田県秋田郡花矢町小野金太郎外十二名）（広瀬秀吉君紹介）（第二六三八号）、同（請願者　岡山県和気郡備前町東片上田中銀一外五十四名）（藤井勝志君紹介）（第二六三九号）、同（請願者　広島市水主町二百五十九番地川島竹一外六名）（広瀬秀吉君紹介）（第二七〇二号）、同外一件（請願者　横浜市南区前里町四丁目九十六番地福田壮雄外七十八名）（森山欽司君紹介）（第二七〇三号）、同（請願者　秋田県北秋田郡花矢町花岡町小野金太郎外十二名）（石山權作君紹介）（第二七四三号）、同（請願者　岡山市築港緑町一番地岡山労災病院内岡山県珪肺患者連盟藤岡和一外五十六名）（勝間田清一君紹介）（第二八三三号）、同（請願者　福岡県八幡市紅梅町南三丁目津田都来生外三十四名）（広瀬秀吉君紹介）（第二八三四号）、同（請願者　岡山県和気郡吉永町岡山県珪肺患者同盟吉永地区支部滝川正雄外三十二名）（山崎始男君紹介）（第二九〇五号）、同（請願者　岡山県和気郡吉永町金谷沢辺春子外三十一名）（滝井義高君紹介）（第三一一三号）、同外四件（請願者　広島市水主町二百五十九番地川島竹一外九十四名）（戸叶里子君紹介）（第三一一四号）、同（請願者　岡山県和気郡吉永町南方森本正義外二十九名）（広瀬秀吉君紹介）（第三一一五号）、同（請願者　岡山県和気郡吉永町岡山県珪肺患者連盟森本勝太外三十一名）（大村清一君紹介）（第三一二四三号）、同（請願者　岡山県和気郡吉永町岡山県珪肺患者連盟松下志由外三十二名）（黒田壽男君紹介）（第三一二四四号）、同外一件（請願者　兵庫県姫路市飾磨区若宮町久山友伊外七十八名）（和田博雄君紹介）（第三一二四五号）、同外一件（請願者　岡山県和気郡吉永町南方有元正美外八十八名）（橋本龍伍君紹介）（第三一三三八号）、同（請願者　岡山県和気郡吉永町金谷三宅知与外三十二名）（藤井勝志君紹介）（第三一三四〇号）、同（請願者　長崎県北松浦郡小佐々町矢岳免岳下尾高只一外五名）（石橋政嗣君紹介）（第三五七六号）、同外二件（請願者　岡山県和気郡備前町西片上二千六十九番地神谷信次外百三十九名）（藤原節夫君紹介）（第三七六三号）、同（請願者　岡山県和気郡備前町浦南寺中庄次外四十九名）（大村清一君紹介）（第三八五〇号）、同外一件（請願者　岡山県和気郡吉永町金谷小林四万治外八十二名）（小枝一雄君紹介）（第三八五一号）、同（請願者　岡山県和気郡備前町浦北岸本和一外四十八名）（橋本龍伍君紹介）（第三八五二号）、同（請願者　岡山県和気郡備前町浦北杉岡茂深外五十一名）（広瀬秀吉君紹介）（第三八五三号）、同（請願者　岡山県和気郡備前町閑谷新田延原知美外三十九名）（逢澤寛君紹介）（第三八八一号）、同（請願者　岡山県和気郡備前町閑谷新田谷要外四十八名）（山崎始男君紹介）（第三九六四号）、同（請願者　岡山県和気郡備前町閑谷新田松本光夫外四十八名）（藤井勝志君紹介）（第四〇二五号）、同（請願者　岡山県和気郡備前町友延寺崎隆外四十九名）（黒田壽男君紹介）（第四〇六九号）、同外三件（請願者　福島県内郷市高坂町御殿桝田憲太郎外百十五名）（戸叶里子君紹介）（第四二〇四号）、同外一件（請願者　岡山県和気郡備前町徳塔大爨光外九十名）（浅沼享子君紹介）（第四三二一〇号）、同（請願者　岡山県和気郡吉永町南方神崎真三雄外三十二名）（逢澤寛君紹介）（第四四五五号）及び同（請願者　岡山県和気郡備前町穂浪中川忠外四十八名）（大原享君紹介）（第四七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記事項実現のため労働者災害補償保険法およびじん肺法の改正を措置されたい。なお、一項より四項までは緊急を要するので、今国会で必ず実現されたいというのである。（一）休業補償費および長期給付を平均賃金の百パーセント支給すること、（二）賃金スライドは現行二十パーセントごとを十パーセントごとに実施すること、（三）障害年金と傷病給付は完全併給とすること、（四）第一種療養者の医療費を無料とすること、（五）じん肺患者の私病に対しても医療費を無料とすること、（六）管理区分変更者には厚生資金として一時金を支給すること、（七）長期療養開始後六年間は解雇しないこと、（八）改正法律以前の第四症度の者および事業主のない管理区分四の者も法の適用を受けさせること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

重度し体障害者対策に関する請願（請願者　東京都世田谷区太子堂町四百七十四番地日本車椅子協会長渡辺望次外千三百五十二名）（賀屋興宣君紹介）（第一六九六号）及び同（請願者　東京都世田谷区北沢四丁目三百二番地高野剛外百五十五名）（鈴木茂三郎君紹介）（第五〇六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

重度し（肢）体障害者対策の一環として、次の事項を実現されたいというのである。（一）し体障害者の車両は特製を必要とするため、専門メーカーは営利上相談に応ぜず、もよりの業者は不完全の公算が多いので、この際身体障害者車両対策委員会を設けて車の規格、構造、分布等を検討協議し、実行対策として官民合作の助成会を設置すること、（二）公営の身体障害者専用自動車教習所を開設すること、（三）車椅子の現品交付一本建を改めて、障害の程度と本人の更生に適応する任意の車両を選定取得するために現法定の代価三万五

千五百円の約八割五分、三万円の現金を交付（補助）することもできる二本建とすること、（四）障害年金を裏付けとし、動力車製作費の長期かつ低利の貸付金制度を定め、これには前記の三万円交付を認めること、（五）自動車の物品税および自動車税は、重度の下し（肢）障害者を課税の対象から除外すること、（六）重度障害者専用動力車（軽度者利用可能）製作の公営または補助金交付での民営を設立すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

外傷性せき髄障害者の労働者災害補償保険法適用に関する請願（請願者　大分県日田郡栄村出口野村義美外七十七名）（五島虎雄君紹介）（第一六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外傷性せき髄障害者の多くは機械化、大規模化された今日の産業の犠牲者であつて、その症状は終生治ゆすることなく、骨折したせき髄の下の全神経がマヒし、感覚はなく生殖機能は能力を失い、大小便の排出も自由にならないという悲惨きわまるものであり、幸い社会復帰ができても生活維持はなかなかむずかしい状態である。ついては、外傷性せき髄障害者に対する労働者災害補償保険法の給付内容に関し、次の事項を実現されたいというのである。（一）打切補償を支給すること、（二）せき髄障害者専門の職業補導施設を設置すること、（三）長期給付より厚生年金障害年金の五七・五パーセント相当額を減額することはやめること、（四）遺族補償の逓減給付を廃止し、平均賃金の千日分を支給すること、（五）長期給付のスライドは全国労働者の平均賃金が一〇パーセント変動した場合に行なうこと、（六）せき髄障害者の長期傷病認定基準を大幅に緩和すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

外傷性せき髄障害者に対する長期傷病者補償の適用に関する請願（請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地箱根療養所内丸尾正宗外六十名）（五島虎雄君紹介）（第一六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧珪肺法等特別保護法の施行される前に労働者災害補償保険法が打ち切りとなり、打切補償または障害補償の支給を受けた者には、その後施行された旧珪肺等特別保護法、同臨時措置法は適用されず、したがつて三十五年四月労働者災害補償保険法の一部を改正されたときにも、これらの古い労災患者は長期傷病者補償から除外されているが、このように受傷時の差異だけで一方は終身補償、他方三年だけの補償というのは矛盾もはなはだしい。これらの元労災のせき髄障害者は受傷して十年以上も経過した今日、いまだ悲惨な療養生活を続けており、打切補償または障害補償も使い果し、療養が長期にわたるので肉身といえども情がうすれ、生活保護法も三親等に及ぶきびしい財産査定があつて容易に適用されず、深刻な不安の日々を送つている。ついては、これら元労災のせき髄障害者に対しても、長期傷病者補償を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

外傷性せき髄障害者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率引上げに関する請願（請願者　新潟市神道寺三百三十番地坊栄作外五十二名）（五島虎雄君紹介）（第一六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労働者災害補償保険法による外傷性せき髄障害者の補償給付の内容は、休業補償で受傷時の平均賃金の六十パーセント、長期給付では第一種（自宅療養）で平均賃金の六十五パーセント、第二種（入院療養）では五十五パーセントとなつているが、同障害者は終生不治で他の障害者と異なる症状であるため、医療なしでは一日も暮らせない身体であつて、この医療費を現行のような低率の給付金から支払うのは困難である。ついては、外傷性せき髄障害者の長期傷病給付および休業補償費の給付率を平均賃金の百パーセントに引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

長期傷病者補償の第一種傷病給付を受ける外傷性せき髄障害者の医療費全額国庫負担に関する請願（請願者　東京都中野区高根町十四番地佐川三野外十五名）（五島虎雄君紹介）（第一七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外傷性せき髄障害者は終生医療を必要とする身体症状であるが、長期傷病者補償の第一種（自宅療養）傷病給付率は、受傷時の平均賃金の六十五パーセントという低率であつて、これでは家族との生活費だけでも相当額不足であるのに、医療費の負担は困難である。ついては、同障害者は他の障害者と異なり、常に医療を必要とするから、外傷性せき髄傷害者に限り長期給付第一種の補償を適用されている者の医療費を全額国庫で負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

低額補償給付の外傷性せき髄障害者に対する給付額引上げに関する請願（請願者　鳥取県西伯郡岸本町後藤昭外五十名）（五島虎雄君紹介）（第一七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外傷性せき髄障害者が終身補償され、不十分ではあるが毎月補償給付が支給されていることは喜ばしいことであるが、昭和三十年以前の受傷者や三十年以降でも中小企業労働者であつた障害者等は平均賃金が非常に低く、従つて長期給付も休業補償もきわめてわずかの金額であつて、高度に成長した今日の水準での生活はとうてい困難で家族ともども悲惨な生活をしている現状である。ついては、外

傷性せき髄障害者のうちで、特に補償給付が低額である者の給付額を時の物価水準に即した額まで引き上げるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

元南満州鉄道株式会社職員の戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願（請願者　鳥取市東品治町二十二番地の四福田省吾）（古井喜實君紹介）（第一七一七号）、同（請願者　熊本県菊池市大字西迫間二百四十六番地迫保雄）（大久保武雄君紹介）（第一九五九号）、同（請願者　仙台市中江町北区百二番地宮城県満鉄同志会長桜井久七）（愛知揆一君紹介）（第二〇四八号）、同（請願者　仙台市花京院通七十三番地宮城県満鉄会長和泉貞次）（保科善四郎君紹介）（第二〇四九号）、同（請願者　宮城県玉造郡岩出山町二ノ構千葉逸四郎）（伊藤宗一郎君紹介）（第二一五〇号）、同外一件（請願者　東京都目黒区駒場町八百五十番地大内直之外一名）（濱田幸雄君紹介）（第二四六七号）、同外四件（請願者　東京都北区赤羽町五丁目千六百十番地林完元外四名）（田中龍夫君紹介）（第二四六八号）、同（請願者　宮城県志田郡鹿島台町上敷二十九番地山田あき）（伊藤宗一郎君紹介）（第二六三六号）、同（請願者　宮城県栗原郡瀬峯町上富百八十三番地佐々木春夫）（大石武一君紹介）（第二七七九号）、同（請願者　山口市大殿大路古野守人）（田中龍夫君紹介）（第二七八〇号）、同（請願者　福岡市本庄町二丁目十九番地九州鉱害復旧事業団内福岡県満鉄会長宇木甫）（簡牛凡夫君紹介）（第二八三五号）、同（請願者　山口県宇部市明治町二番地平和荘内山口県満鉄会副会長三好十六）（田中龍夫君紹介）（第二八三六号）、同（請願者　東京都中央区銀座西七丁目六番地松尾ビル財団法人満鉄会梁瀬栄吉）（本島百合子君紹介）（第二八三七号）、同（請願者　秋田市飯島字長野十八番地の二百二十三鈴木猛）（佐々木義武君紹介）（第三一一七号）、同外三件（請願者　東京都渋谷区笹塚一丁目八番地小柳金八外三名）（小沢辰男君紹介）（第三二四二号）、同外三件（請願者　東京都世田谷区砧町三百五十四番地土井満子外三名）（永山忠則君紹介）（第三五七九号）、同外二件（請願者　千葉県館山市北条千三番地松木昌次外二名）（田中龍夫君紹介）（第四二〇三号）、同（請願者　大分県東国東郡国東町吉田充）（綾部健太郎君紹介）（第四三一七号）、同（請願者　熊本市上通町三丁目一番地村山茂雄外七十九名）（大久保武雄君紹介）（第四三三八号）、同（請願者　宮城県塩釜市石堂二十五番地文尾九内）（田中龍夫君紹介）（第四三二九号）、同（請願者　三重県四日市市浜一色南川謙一郎）（山手滿男君紹介）（第四三三〇号）、同（請願者　仙台市北六番丁三百一番地の十五浅野敬二郎）（伊藤宗一郎君紹介）（第四三八六号）、同（請願者　鹿児島県大口市里千八百七十四番地松下豊明）（池田清志君紹介）（第四三八七号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡入来町浦之名四十三番地神代汎史）（中馬辰猪君紹介）（第四三八八号）、同（請願者　仙台市鉄砲町百七十五番地遠藤菊治）（内海安吉君紹介）（第四四二六号）、同（請願者　仙台市原町小田原安養寺下八十二番地佐藤富雄）（足立篤郎君紹介）（第四四六五号）、同（請願者　山口県大島郡橘町安下庄岡本芳助）（受田新吉君紹介）（第四八二六号）、同（請願者　福岡県門司市大里中大門町十丁目北九州満鉄会長神代新市）（有馬英治君紹介）（第五一二二号）、同外一名（請願者　仙台市薬師堂北五十番地堀口さち子外一名）（伊藤宗一郎君紹介）（第五一二三号）、同外三件（請願者　仙台市米ケ袋中丁五十二番地小野寺兵右衛門外三名）（愛知揆一君紹介）（第五二三九号）、同（請願者　仙台市荒巻字川竹十番地梅清太郎外五名）（保科善四郎君紹介）（第五三七一号）、同外一件（請願者　宮城県古川市小金原十七番地の一矢野茂外二名）（伊藤宗一郎君紹介）（第五四三四号）、同外二件（請願者　宮城県古川市稲葉字三日町六十九番地門間幸雄外二名）（愛知揆一君紹介）（第五六一一号）及び同（請願者　東京都北区袋町一丁目一番地小島真寿男）（濱野清吾君紹介）（第五九三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元南満州鉄道株式会社は明治三十九年六月勅令第一四二号により設立された特殊法人で、日本国家が満蒙における対外政策を遂行するために設立した国家機関であつて、同社員の業務は公務員または軍人軍属となんら変わりなかつたのであるから、その処遇については公務員または軍人軍属と同等に取り扱われるべきである。ついては、元満鉄職員で左記特殊業務に従事し、それによつて死亡し、または負傷した者は、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用されたいというのである。（一）軍事運送業務に従事しそれに基因して死亡または負傷した者、（二）ソ連、中共に抑留され、また、戦犯の取り扱いを受けた次記の者で抑留中死亡あるいは病気帰国後死亡した者、(1)関東軍特務機関派遣者、(2)ハルピン鉄道局分室勤務者、(3)新京調査室勤務者、等、（三）満州特殊地帯勤務者でソ連参戦後敵のため、またはひ賊等のため死傷した者。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

鮮魚介類販売業者の調理師資格取得に関する請願（請願者　鳥取県米子市灘町一丁目中島邦美）（足鹿覺君紹介）（第一七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の食生活は著しい変化をきたし、鮮魚介類販売業においても、加工、調理、仕出し等による多角的な経営の必要に迫られているが、この状勢下において鮮魚介類販売業者に調理師の資格が与えられない場合は、将来の健全な経営はもちろん、その維持すら困難な状態に立ち至ることはあきらかであるから、鮮魚介類販売業者を厚生省令に定める業種に認められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

厚生年金の基本年額増額に関する請願（請願者　岐阜市美江寺町一丁目二番地岐阜県労働組合評議会大野栄治）（田口誠治君紹介）（第一八六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

厚生年金については、昭和三十五年に掛金率と等級のわくが改訂されたが、定額部分といわれる基本年額を現今の経済成長に即応し

て、月額二千円（年額二万四千円）を月額七千円（年額八万四千円）に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

新潟県の結核予防法による命令入所予算増額に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡大潟町国立屋潟療養所南雲美喜男）（田中彰治君紹介）（第一九〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十六年十月結核予防法の一部改正により、命令入所の制度が施行されたことは、重症感染性の結核患者にとつて一大福音であつたが、しかし現実は、新潟県の場合国が千四百名の予算を認められたのに、県が実際に予算化したのは約九百名に過ぎない矛盾を生じており、せつかくの命令入所制度も掛け声のみに終つた感がある。ついては、昭和三十七年度においては、このようなことがないよう新潟県においては千六百名の予算増額を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

引揚医師特例受験資格に関する請願（請願者　大阪市東淀川区塚本町五丁目百三十一番地斎藤元一）（八田貞義君紹介）（第二〇五二号）、同（請願者　東京都大田区本蒲田四丁目十一番地中島茂寿）（加藤勘十君紹介）（第二六六三号）、同外一件（請願者　神奈川県相模原市上溝五千百六十三番地八木原武夫外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二六六四号）、同（請願者　広島県賀茂郡大和町宅下徳良稲谷嘉太郎）（前田榮之助君紹介）（第二六九七号）、同（請願者　東京都品川区大井南浜川町千六百四十八番地進藤武治）（堂森芳夫君紹介）（第二六九八号）、同外一件（請願者　神奈川県茅ケ崎市茅ケ崎六千八百九番地遠見菊治外一名）（安藤覺君紹介）（第二七一九号）、同外二件（請願者　東京都練馬区豊玉北六丁目七番地藤嶺利幸外二名）（網島正興君紹介）（第二七二〇号）、同（請願者　佐賀県唐津市相賀三千二百十八番地中島淑甫）（舘林三喜男君紹介）（第二七四七号）、同（請願者　徳島県板野郡藍住町勝瑞東勝地三百八十五番地の八中屋博）（小澤佐重喜君紹介）（第二七七八号）、同（請願者　北海道網走郡美幌町国立美幌療養所高橋永昌）（伊藤郷一君紹介）（第二八九五号）、同外一件（請願者　長崎県松浦市志佐町里免東屋敷仁助外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二八九六号）、同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺二千四十五番地比気芳雄）（松浦周太郎君紹介）（第三一二六号）、同（請願者　広島県賀茂郡大和町大宅下徳良稲谷嘉太郎）（中川俊思君紹介）（第三一二七号）、同（請願者　大分県日田市丸の内町林健治）（小澤佐重喜君紹介）（第三一四一号）、同（請願者　熊本県天草郡御所浦村長浦千百九十八番地浅里久男）（園田直君紹介）（第三三一四号）、同（請願者　新潟市末広通四丁目二百四十八番地山田勇）（柳谷清三郎君紹介）（第三三四六号）、同（請願者　鹿児島市平之町百十九番地吉富政治）（宇田國榮君紹介）（第三四三八号）、同（請願者　鹿児島市塩屋町七十番地木村秀雄）（藤本捨助君紹介）（第三四三九号）、同（請願者　大阪府堺市中田出井町三丁目九十六番地米林一雄）（岸本義廣君紹介）（第三四九六号）、同外一件（請願者　北海道宗谷郡猿払村鬼志別目黒清吉外一名）（小澤佐重喜君紹介）（第三五二〇号）、同（請願者　青森県弘前市大字原ケ平字中野十五番地福島滝三郎）（田澤吉郎君紹介）（第三五二一号）、同（請願者　熊本県阿蘇郡西原村河原千六十六番地宮田松蔵）（松野頼三君紹介）（第三六九三号）、同（請願者　秋田県北秋田郡合川町金森辰三）（柳谷清三郎君紹介）（第三七六四号）、同（請願者　山形市双月町六百七十一番地の一宇野誠太郎）（西村力弥君紹介）（第三七九八号）、同（請願者　熊本市二本木町三百六十一番地中曾根方福山武雄）（松浦周太郎君紹介）（第三八九六号）、同（請願者　北海道小樽市開運町二丁目四番地古瀬武外八名）（小澤佐重喜君紹介）（第四〇六七号）、同（請願者　北海道宗谷郡猿払村長朝日春吉外一名）（井堀繁男君紹介）（第四一〇七号）、同（請願者　長野県飯山市照岡百九十九番地渡辺要外二名）（羽田武嗣郎君紹介）（第四四六九号）、同（請願者　長野市東鶴賀町十一番地の一樋口光治方村田寛外一名）（松平忠久君紹介）（第四六一一号）同（請願者　熊本市二本木町三百六十一番地中曾根方福山武雄）（中野四郎君紹介）（第四七五一号）、同（請願者　長野県議会議長中村治郎）（増田甲子七君紹介）（第五一三六号）及び同（請願者　長崎県諫早市小川町百五十七番地善生八百助）（倉成正君紹介）（第五七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに引揚医師ならびに同歯科医師の資格未取得者に対して特例法の復活が認められ、請願者等は試験に備えて勉学しているが、同法の対象者は平均年齢が六十歳であるため、技術と経験はありながら答案作成の記憶力が欠けるので十分に同法の恩恵に浴することができないと思われる。ついては、特例法の第一条および第二条のせん（詮）衒該当者と試験該当者との区別は、終戦の八月十五日以前における経験年数によるものであるから、第二条の試験該当者の年数不足は講習または実務インターン教育等によつて補い、特例法第一条の規定を適用するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

議衆院議長清瀬一郎殿

離島及び無医村の医療対策に関する請願（請願者　大阪市東淀川区塚本町五丁目百三十一番地斎藤元一）（八田貞義君紹介）（第二〇五三号）、同（請願者　東京都大田区本蒲田四丁目十一番地中島茂寿）（加藤勘十君紹介）（第二六六五号）、同外一件（請願者　神奈川県相模原市上溝五千百六十三番地八木原武夫外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二六六六号）、同（請願者　広島県賀茂郡大和町字下徳良稲谷嘉太郎）（前田榮之助君紹介）（第二六九九号）、同（請願者　東京都品川区大井南浜川町千六百四十八番地進藤武治）（堂森芳夫君紹介）（第二七〇〇号）、同外一件（請願者　神奈川県茅ケ崎市茅ケ崎六千八百九番地遠見菊治外

一名）（安藤覺君紹介）（第二七二一号）、同外二件（請願者　東京都世田谷区上北沢三丁目八百五十九番地賀川ハル外二名）（網島正興君紹介）（第二七二二号）、同（請願者　徳島県板野郡藍住町勝瑞東勝地三百八十五番地の八中屋博）（生田宏一君紹介）（第二七七七号）、同（請願者　北海道網走郡美幌町国立美幌療養所高橋永昌）（伊藤郷一君紹介）（第二八九七号）、同（請願者　長崎県松浦市志佐町里免東屋敷仁助）（松浦周太郎君紹介）（第二八九八号）、同（請願者　広島県賀茂郡大和町大字下徳良稲谷嘉太郎）（中川俊思君紹介）（第三一二八号）、同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺二千四十五番地比気芳雄）（松浦周太郎君紹介）（第三一二九号）、同（請願者　大分県日田市丸の内町林健治）（小澤佐重喜君紹介）（第三一三一号）、同（請願者　熊本県天草郡御所浦村長浦千百九十八番地浅里久男）（園田直君紹介）（第三一三二号）、同（請願者　新潟市末広通四丁目二百四十八番地山田勇）（柳谷清三郎君紹介）（第三三四七号）、同外一件（請願者　北海道宗谷郡猿払村鬼志別目黒清吉外一名）（小澤佐重喜君紹介）（第三五二二号）、同（請願者　青森県弘前市大字原ケ平字中野十五番地福島滝三郎外一名）（田澤吉郎君外一名紹介）（第三五二三号）、同（請願者　長崎県諫早市小川町百五十七番地善生八百助）（中野四郎君紹介）（第三五二四号）、同（請願者　熊本県阿蘇郡西原村河原千六十六番地宮田松蔵）（松野頼三君紹介）（第三六九二号）、同（請願者　山形市双月町六百八十一番地の一宇野誠太郎）（牧野寛索君紹介）（第四三三二号）、同外一件（請願者　大阪府豊能郡東能勢村大字吉川末谷春雄外一名）（堀昌雄君紹介）（第四四三七号）、同（請願者　長野県飯山市照岡百九十九番地渡辺要外二名）（羽田武嗣郎君紹介）（第四四七〇号）、同（請願者　長野市東鶴賀町十一番地の一樋口光治方村田寛）（松平忠久君紹介）（第四六一二号）、同（請願者　熊本県天草郡御所浦村議会議員松崎清人）（園田直君紹介）（第五一九〇号）、同（請願者　長野県飯山市大字旭三百二十七番地荻原克己）（中澤茂一君紹介）（第五三七〇号）、同（請願者　長崎県諫早市小川町百五十七番地善生八百助）（倉成正君紹介）（第五七〇七号）及び同（請願者　北海道宗谷郡猿払村議会議長山川負雄外一名）（堀昌雄君紹介）（第六一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者は、いまだ引揚医師に対する特例法による試験に合格することができず今日に至つているが、多年医師としての経験と勉学を重ね、かつては高度の試験に合格したのであり、将来医師免許を取得したあかつきには、天職を生かし、医師定着の少ないといわれる離島および交通不便な無医村で情熱を傾けて医療に従事したいから、請願者に対し、医師資格を与えるよう方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

結核予防法による命令入所予算増額に関する請願（請願者　新潟市真砂町国立内野療養所療友会長山田恒夫）（松井誠君紹介）（第二二七一号）及び同（請願者　新潟県柏崎市大久保国立新潟療養所新療会長松谷賢治外三百四十六名）（田中角榮君紹介）（第二六九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核予防法の一部が改正され結核患者の入院治療費は、無料とすることができるようになつたが、限られた予算のためその恩恵に浴する人はごく僅かな数で、いまだ多勢の人が十分な治療を受けることができず病気とたたかつており、家族への感染という社会上憂慮すべき危険にさらされている実情にある。またたとえ入所入院できたとしても少ない予算では看護医療施設等に非常な制約を受けているため回復を遅らせる悪事態となつている。ついては、結核予防法による命令入所予算の大幅増額をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

生活保護基準の引上げに関する請願（請願者　新潟市真砂町国立内野療養所療友会長山田恒夫）（松井誠君紹介）（第二二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護法による保護基準は、国民生活水準の伸長と物価の高騰に即応し、常に適切な基準の設定が望まれる。ついては、次記事項を措置されたいというのである。

（一）生活保護基準額を二倍に引き上げること、（二）入院生活費は二千円以上に引き上げること、（三）働けるようになるまで入院を認めること、（四）期末扶助を二箇月分認めること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

生活保護基準引上げ等に関する請願（請願者　東京都豊島区雑司谷三丁目五百十二番地全国生活と健康を守る会連合会村越喜市）（小林進君紹介）（第二四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の所得倍増計画の結果は公共料金をはじめ、直接台所にひびく野菜や魚介類等の物価値上りを引き起し、生活費は膨張して逆に生活は苦しくなつている。ついては、昭和三十七年度予算における昨年度比十八パーセント増の財政投融資、十六パーセント以上も増加している軍事費、それに二千億円といわれる租税特別措置による免税などを国民生活向上に充てるとともに、生活保護基準の二倍引上げと盆暮各一箇月分の補給金の支給、国民健康保険、日雇健康保険、共済組合等の十割給付と制限診療、差額徴収制度の撤廃、日韓会談の打ち切り、政暴法の撤回、朝日訴訟の控訴取り下げ、公営低家賃住宅の大増設等について、それぞれ措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

動員学徒犠牲者援護に関する請願（請願者　広島県加茂郡西条町大坪通松田亀夫）（高津正道君紹介）（第二六六七号）、同外一件（請願者　広島県議会厚生常任委員長田丸一真外一名）（松本

俊一君紹介）（第二七八三号）、同（請願者　広島県安芸郡矢野町広島県動員学徒犠牲者の会安芸郡支部畠山暁）（伊藤宗一郎君紹介）（第三一一九号）、同（請願者　広島市南観音町二丁目千二百九十番地の五広島県動員学徒犠牲者の会辰本キミヨ）（砂原格君紹介）（第三一二〇号）、同（請願者　広島市南観音町二丁目千三百九十番地の五広島県動員学徒犠牲者の会大国フサ子）（永山忠則君紹介）（第三一二一号）、同（請願者　広島県安佐郡可部町八十九番地広島県動員学徒犠牲者の会安佐郡支部長諏訪主計）（古川丈吉君紹介）（第三一二二号）、同（請願者　広島県豊田郡安芸津町花岡太郎）（松本俊一君紹介）（第三四九五号）、同（請願者　広島市天満町本通一番地広島県動員学徒犠牲者の会長大国フサ子）（前田榮之助君紹介）（第三五八〇号）、同外一件（請願者　広島市基町一番地広島県民生労働部援護課内広島県動員学徒犠牲者の会畠山暁外一名）（大原享君紹介）（第四七〇九号及び同（請願者　広島県安芸郡矢野町議会議員鈴岡教宏）（大原亨君紹介）（第四七九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病戦没者遺族等援護法の改正によつて動員学徒等犠牲者には、準軍属として遺族給与金および障害年金が支給されているが、次記事項についても、すみやかに法律を改正して、動員学徒犠牲者にも軍人軍属なみの援護措置を講じ、また動員学徒死亡者のうち、靖国神社に合し（祀）されているものは、旧陸軍海軍の管理監督工場および官庁に配属されていた者だけとなつているが、広島市の疎開作業に従事中に死亡した者も合しされたいというのである。（一）死亡者の遺族に、遺族年金と同額の終身遺族給与金を支給することと、（二）遺族給与金支給上の制限を撤廃すること、（三）障害年金を軍人軍属なみに増額すること、（四）歎症程度の障害者に対しても、障害年金または障害一時金を支給すること、（五）障害年金の認定にあたり、原爆に起因する内臓疾患および原爆ケロイドを重視すること、（六）動員学徒死亡者はすべて靖国神社に合しすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

労働者災害補償保険法及びじん肺法の一部改正に関する請願（請願者　東京都西多摩郡羽村町川崎七百二十一番地西多摩病院内南重松外五十一名）（細田義安君紹介）（第二四九〇号）、同（請願者　東京都小金井市小金井前原七百七十二番地黒川森之助外五十二名）（中村高一君紹介）（第二六三七号）、同（請願者　神奈川県川崎市小松町一丁目二百五十二番地熊沢幸之助外四十七名）（福田篤泰君紹介）（第二六六八号）、同（請願者　東京都渋谷区恵比寿西一丁目三十一番地植木巌外五十名）（片山哲君紹介）（第三三三八号）、同（請願者　東京都渋谷区本町二丁目三百四十六番地高橋政吉外四十六名）（稲葉修君紹介）（第三八八二号）及び同（請願者　東京都府中市車返千八百四十番地時枝実太郎外五十四名）（津雲國利君紹介）（第四一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十五年四月労働者災害補償保険法およびじん肺法の一部改正が施行されたことは、不治の職業病になやむじん肺病患者にとつて喜ばしいことであるが、その反面低額補償のため物価高騰の今日、生活に困窮している。ついては、労働者災害補償保険法およびじん肺法を改正して、次記事項を措置されたいというのである。（一）休業補償費を百パーセント支給すること、（二）賃金スライドは現行二十パーセントごとを十パーセントごとに実施すること、（三）第一種療養者の医療を無料とすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

市地域における生活保護費の県費負担に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村地域における生活保護実施の場合の生活保護費の負担区分は、国庫十分の八、県費十分の二となつており、町村は全く負担していないが、これは市地域の住民の町村地域住民ともに同じ県民にかわりないのに不合理である。ついては、市地域における生活保護実施の場合の生活保護費の負担区分を国庫十分の八、市費十分の一県費十分の一とするよう生活保護法の改正をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

日雇労働者健康保険法の改善に関する請願外一件（請願者　東京都新宿区坂町十九番地全建総連東京都連合会長吉井安蔵外一名）（八木一男君紹介）（第二六四二号）、同外一件（請願者　神戸市兵庫区荒田町二丁目百二番地の四十三兵庫土建一般労働組合小栗実外一名）（五島虎雄君紹介）（第四九〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日雇健康保険は、数回にわたる法改正により逐次内容改善が行なわれてきたが、その内容は、政府管掌の他の労働保険と比較しきわめて劣悪であるから、次記事項を即時実施されたいというのである。（一）国庫負担を大幅に引き上げること、（二）擬制適用事業を強

制適用事業とすること、(三)療養期間、傷病手当、出産手当の給付期間を健保なみに延長し、待期期間を撤廃すること、(四)被扶養者の療養給付を八割に引き上げること、(五)特別療養期間は十割給付とし、給付を受けている間に他の疾病にかかつたり、被扶養者が疾病にかかつたときに受給資格がない場合でも受診できるよう特別措置をはかること、(六)厚生年金を適用すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

原爆被害者援護法制定に関する請願(請願者　広島県庄原市七塚町七百九十番地増山克三)(高津正道君紹介)(第二六九四号)、同外一件(請願者　広島県三原市館町六百二番地三原市原爆被害者の会長小野田百合子)(高橋等君紹介)(第二六九五号)、同(請願者　広島県安芸郡坂町山本クラ)(前田榮之助君紹介)(第二六九六号)、同(請願者　広島県安芸郡坂町四千八百七十八番地山本国蔵)(松本俊一君紹介)(第二七八二号)、同(請願者　広島県三原市館町六百二番地三原市原爆被害者の会長小野田百合子)(内海清君紹介)(第二八二八号)、同(請願者　広島県福山市西神島町土屋昇一)(重政誠之君紹介)(第三二五九号)及び同(請願者　広島県安芸郡矢野町伊藤サカエ)(齋藤邦吉君紹介)(第四四二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原爆被害者援護対策として次記事項を含めた援護法を制定されたいというのである。(一)特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大し、なお医療手当の支給条件を緩和し大幅増額をはかること、(二)生活困窮者の特別生活援護手当を支給すること、(三)原爆死没者の遺族に対し弔慰金と年金を支給すること、(四)原爆障害者に障害年金を支給すること、(五)原爆症療養のための温泉療養を認めること、(六)昭和二十年以後の被爆者の子供を被害者として認めること、(七)原爆被害者に身体障害者なみの鉄道料金の割引を実施すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

一般職種別賃金の即時廃止等に関する請願(請願者　東京都新宿区坂町十九番地建設労協会館内全建総連中央執行委員長横山周三)(五島虎雄君紹介)(第二六九二号)、同(請願者　東京都新宿区坂町十九番地全建総連東京都連合会長吉井安蔵)(佐藤観次郎君紹介)(第二七四四号)、同(請願者　長野県諏訪郡下諏訪町下諏訪土建産業労働組合長山田定外十五名)(原茂君紹介)(第四七一六号)、同外一件(請願者　神戸市兵庫区荒田町二丁目百二番地兵庫県建設労働組合連合会長奥村正雄外一名)(五島虎雄君紹介)(第四七九五号)、同外一件(請願者　神戸市兵庫区荒田町二丁目百二番地の四十三兵庫県土建一般労働組合小栗実外一名)(五島虎雄君紹介)(第四九〇五号)及び同外七件(請願者　青森県五所川原市錦町五所川原大工組合長柴谷峰作外六千百五十五名)(五島虎雄君紹介)(第五一八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一般職種別賃金によつて規制されている建設労働者は、前近代的な下請制度のもとで不安定な雇用条件と劣悪な労働条件で働いているので、このような状態をすみやかに改善するため、さしあたつて次記事項の実現を措置されたいというのである。(一)一般職種別賃金を即時廃止し、地域ごとに賃金決定のための労使の協議機関を設けること、(二)全国的に一率八千円以上の最低賃金制を実施するとともに、建設産業に働く技能労働者には日額千円以上の賃金を保障すること、(三)公共建設工事、特に公営、公庫、公団住宅の発注工事単価を適正にするとともに、下請制度による賃金へのしわよせを排除する措置を講ずること、(四)建設労働者の週休制、八時間労働制実現のため、工事の発注、施工上での法的規制を行なうこと、(五)建築材料価格ならびに消費物価の引き下げ措置を強力に進めること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

戦争犯罪関係者の補償に関する請願(請願者　福岡市大字田島千六百六十七番地の四浦田寅次郎外五名)(保利茂君紹介)(第二七〇四号)、同(請願者　愛知県一宮市日比野通三丁目四十五番地今井清市外四名)(江崎真澄君紹介)(第四〇六六号)、同(請願者　岡山市原尾島六百四十番地服部勇外八名)(逢澤寛君紹介)(第四一一二号)、同(請願者　大津市膳所北大手町四十番地楢崎五刀外二十八名)(宇野宗佑君紹介)(第四一一三号)、同(請願者　長野県小県郡東部町田中七十四番地斎藤照之助外七名)(羽田武嗣郎君紹介)(第四二〇七号)、同(請願者　佐賀県唐津市鏡虹町四千百三十七番地吉田喜一外二名)(保利茂君紹介)(第四六〇七号)、同(請願者　大分県佐伯市七百三番地金田高秋外九名)(村上勇君紹介)(第四六〇八号)、同(請願者　山口県萩市椿東三千百六番地安藤修道)(田中龍夫君紹介)(第四七一二号)、同(請願者　京都市北区小山中溝町十六番地酒井忠邦外十三名)(中村三之丞君紹介)(第五〇三六号)、同(請願者　福島市松浪町六十二番地菅野浄外四名)(亀岡高夫君紹介)(第五〇三七号)及び同(請願者　宮崎県北諸県郡山之口村山之口三千二十七番地稲田安良外十四名)(瀬戸山三男君紹介)(第六一三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争犯罪関係者に対し、次記事項による補償をされたいというのである。(一)戦争犯罪裁判における未決拘禁中の死亡者の遺族に対しても、刑死者および既決拘禁中の死亡者の遺族に対する補償と同様に扶助料または遺族年金を支給し、両者間の不均衡を是正すること、(二)同裁判による有罪服役者中には、拘禁期間の一部または全部を恩給公務員としての在職年数に算入することにより、普通恩給または一時恩給が支給され、実質的には補償を受けると考えられる者があるが、前職が恩給公務員でなかつた者については全く補償の方途ないから、恩給法適用範囲外の者には労賃に準ずる補償をすること、(三)戦争犯罪容疑者として指名逮捕され、巣鴨に抑留(一部は外地に移送)されて取り調べを受けた後、不起訴となりあるいは無条件釈放となつた者および裁判において無罪となつた者に対する補償を刑事補償に準じて実施すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

保育所予算増額に関する請願外三十件（請願者　山形県酒田市下内町四十二番地の二坪沼さち子外二万三千三百八十三名）（島上善五郎君紹介）（第二七〇六号）、同外十一件（請願者　大阪府枚方市禁野公務員住宅四十四号佐々木敏子外百六名）（川上貫一君紹介）（第二八三〇号）、同外十一件（請願者　京都市東山区山科安朱馬場ノ東町黒田春子外百五名）（志賀義雄君紹介）（第二八三一号）、同外九件（請願者　京都府福知山市小谷ケ丘田辺為治外九十四名）（谷口善太郎君紹介）（第二八三二号）及び同（請願者　京都府天田郡夜久野町字直見五百四十二番地稗田すみ外五十四名）（川上貫一君紹介）（第五八三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

共かせぎや内職家庭、兼業農家の増大により、保育所を望む声は日をおつて高くなつているが、現在の保育所予算はこれらの要求を満たすにはあまりに僅少である。ついては、児童福祉法の精神に基づいて国が児童擁護の責任を完全に果すよう、次の通り予算を増額されたいというのである。（一）乳児施設と年間の新設数をふやし、実際に建築できる坪単価（六万五千円）で計上すること、（二）保母は労基法第八条十二号該当の職種として八時間労働、民間保母の給与は公務員同等とし、保母一人が担当する児童の数は幼児二十人、乳児五人とし、他に予備保母一人をおくこと、（三）私立保育所に対し、新設・増設のための補助金を交付する道をひらくこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

せき髄損傷患者に対する長期傷病給付金の増額等に関する請願（請願者　名古屋市港区港明町中部労災病院内吉村定雄外百三十九名）（春日一幸君紹介）（第二八九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会における労働者災害補償保険法の改正審議に当り、せき髄損傷患者に関する次記事項の実現を配慮されたいというのである。（一）長期傷病給付の年金給付率を年間百パーセントに増額すること、（二）障害年金（厚生年金）を受けている者は、労災保険法により支給される傷病給付年金の中から障害年金として支給される額の五十七・五パーセントを差し引かれ、残る四十二・五パーセントの支給となつているが、これを百パーセントの受給率に改めること、（三）集団作業所を有する療養所を設置すること、（四）業務外せき髄損傷患者にも補償措置を講じること、（五）従来の打切り補償を復活すること、（六）労災による自宅療養患者の医療費を全額国庫負担すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

小児マヒ対策に関する請願（請願者　京都府与謝郡野田川町四辻加畑清外二十八名）（田邊誠君紹介）（第二九〇二号）、同（請願者　京都府福知山市字辻千七百五十四番地足立文吉外百九十二名）（川上貫一君紹介）（第五八三四号）、同（請願者　京都府船井郡日吉町佐々江下村玉枝外三百九十二名）（志賀義雄君紹介）（第五八三五号）及び同（請願者　京都府福知山市岡の上九十八番地塩見久子外百六十名）（谷口善太郎君紹介）（第五八三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小児マヒをわが国から完全に追放して全国民の不安を取り除くよう次記事項を直ちに実施されたいというのである。（一）今冬中に二十歳までのものにソ連製ポンポンを全員に無料で飲ませること、（二）ソークワクチンを今すぐに生ワクチンに切り換え、無料生ワクチンの接種とするよう予防接種法を改定すること、（三）ガランタミンを即時健康保険適用とし、小児マヒ治療は全額無料にすること、（四）中和抗体検査を年令階層別に実施し、科学的裏付のある生ワクチン投与体制を確立し、実施すること、（五）小児マヒを中心に、日本脳炎、赤痢など諸流行病追放の諸措置をたてること、（六）沖縄に対する小児マヒ対策を積極的に行なうこと、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

国立医療機関の医師、看護婦増員等に関する請願外一件（請願者　群馬県藤岡市藤岡九百四十二番地の一吉橋忠平外五百六十八名）（栗原俊夫君紹介）（第三一九二号）、同（請願者　群馬県太田市本島二百十五番地太田病院内小沢武司外三十八名）（笹本一雄君紹介）（第三二五〇号）、同（請願者　群馬県吾妻郡吾妻町本宿国立療養所長寿園内熊川角一外九十六名）（山口鶴男君紹介）（第三二五一号）、同外二件（請願者　群馬県渋川市大崎国立渋川病院内大島安夫外六十名）（福田赳夫君紹介）（第三四八九号）、同外一件（請願者　群馬県太田市高林帰山和也外二百二名）（東海林稔君紹介）（第三五八三号）、同（請願者　群馬県高崎市高松町三十六番地国立高崎病院内矢口宇平外三十四名）（田邊誠君紹介）（第三五八四号）及び同（請願者　群馬県群馬郡榛名町上ノ原榛名荘内小林富夫外百四十一名）（中曾根康弘君紹介）（第三七五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在医療機関における医師、看護婦不足は深刻であり、突発的事態が起きるとそれに対処できない状態にあるから、次の事項をすみやかに実現されたいというのである。（一）医師不足を解消すること、（二）看護婦を増員すること、（三）医療法の内容を改善し、看護定員、医師定員をふやすこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

生活保護法の基準額引上げ等に関する請願（請願者　群馬県藤岡市藤岡九百四十二番地の一吉橋忠平外三十三名）（栗原俊夫君

紹介）（第三一　九三号）、同外一件（請願者　前橋市上泉町桂荘内吉田善次郎外六十九名）（田邊誠君紹介）（第三一九四号）、同（請願者　群馬県桐生市旭町二百十五番地協立診療所内川島右作外十五名）（笹本一雄君紹介）（第三一二号）同外二件（請願者　群馬県吾妻郡吾妻町本宿国立療養所長寿園内熊川角一外百七十八名）（山口鶴男君紹介）（第三一五三号）、同（請願者　前橋市江木町十全病院内関口邦雄外百九十三名）（久保田円次君紹介）（第三三四一号）、同外一件（請願者　群馬県渋川市大崎国立渋川病院内大島安夫外百四十名）（福田赳夫君紹介）（第三四八八号）、同外二件（請願者　群馬県太田市大島二百十五番地太田病院内書上政男外二百十五名）（東海林稔君紹介）（第三五八五号）、同（請願者　群馬県高崎市高松町三十六番地国立高崎病院内矢口宇平外三十四名）（田邊誠君紹介）（第三五八六号）及び同外一件（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内吉江十四男外五百四十名）（福田赳夫君紹介）（第三四八八号）、同外二件（請願者　群馬県太田市大島二百十五番地太田病院内書上政男外二百十五名）（東海林稔君紹介）（第三五八五号）、同（請願者　群馬県高崎市高松町三十六番地国立高崎病院内矢口宇平外三十四名）（田邊誠君紹介）（第三五八六号）及び同外一件（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内吉江十四男外五百四十名）（中曾根康弘君紹介）（第三七五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の生活保護法の基準では、最近の諸物価の値上がり等によりとうてい健康で文化的な生活はできないので、生活保護法が真の生活保障法になるよう次記事項の実現を措置されたいというのである。（一）基準額を二倍以上に引き上げること、（二）入院患者の日用品費を二千円にすること、（三）生業扶助は実費を支給すること、（四）公務扶助料や各社会保障による収入は既得権として全面的に控除を認めること、（五）級地の引き上げを行なうこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

結核予防法の改正及び予算増額に関する請願（請願者　群馬県藤岡市藤岡九百四十二番地の一吉橋忠平外三十三名）（栗原俊夫君紹介）（第三一九五号）、同外一件（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内田部井男司外百五十四名）（田邊誠君紹介）（第三一九六号）、同（請願者　群馬県太田市高林東毛療養所内帰山和也外百五十四名）（笹本一雄君紹介）（第三二五四号）、同外一件（請願者　群馬県甘楽郡下仁田町下町四百九番地下仁田厚生病院内岩井長次郎外百七名）（山口鶴男君紹介）（第三二五五号）、同外二件（請願者　群馬県渋川市大崎国立渋川病院内大島安夫外五百八十一名）（福田赳夫君紹介）（第三四九〇号）、同外三件（請願者　群馬県太田市鳥山七百十一番地天笠武男外百十五名）（東海林稔君紹介）（第三五八七号）、同（請願者　群馬県高崎市高松町三十六番地国立高崎病院内矢口宇平外三十四名）（田邊誠君紹介）（第三五八六号）及び同（請願者　群馬県渋川市大崎国立渋川病院内大島安夫外百四十名）（福田赳夫君紹介）（第三四八八号）、同外二件（請願者　群馬県太田市大島二百十五番地太田病院内書上政男外二百十五名）（東海林稔

上りの今日、患者のし好にあつた給食はできず、補食する者が多くなつているが、限られた小遣いでは限界があるので、国立病院、療養所の給食費（純材料費）を百五十円以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

看護人の名称改正に関する請願（請願者　横浜市南区下永谷町千五十四番地神奈川県立芹香院内日本精神科看護協会長飯田栄太郎）（飛鳥田一雄君紹介）（第三二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国精神病院に主として勤務している男子看護人は、現在厚生省認可の正看資格者と都道府県認可の准看資格者をあわせて約二千名いるが、これら男子看護人は教育試験、資格、免許、業務内容に至るまで看護婦となんら変りない同等の資格をもちながら男子であるというだけで従前通り看護人の呼称で扱われ、昭和二十三年七月制定の保健婦、助産婦、看護婦法にも男子看護人はこれに準ずるとあるだけである。ついては、一般看護者と混同される場合も多いし、看護という重要な職域に専心する者に一そうの勤労意欲と職業的地位の自覚と向上を図るため、看護人の名称を看護士および準看護士に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

健康保険の改善に関する請願（請願者　群馬県太田市高林東毛療養所患者睦会帰山和也外百五十四名）（笹本一雄君紹介）（第三二四六号）、同外四件（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘吉田十四男外七百八十一名）（山口鶴男君紹介）（第三二四七号）、同（請願者　群馬県沼田市鍛冶町藤原時也外二十四名）（久保田円次君紹介）（第三三四四号）、同外一件（請願者　群馬県渋川市大崎国立渋川病院内大島安夫外五十六名）（福田赳夫君紹介）（第三四九三号）、同（請願者　群馬県桐生市天神町三丁目五百五十三番地城田医院患者療友会長中村幸夫外二十一名）（東海林稔君紹介）（第三五九一号）、同（請願者　群馬県高崎市高松町三十六番地国立高崎病院内矢口宇平外三十四名）（田邊誠君紹介）（第三五九二号）及び同（請願者　群馬県、藤岡市藤岡九百四十二番地の一吉橋忠平外三十三名）（中曾根康弘君紹介）（第三七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険の内容を次のように改善されたいというのである。（一）家族給付を十割とし、出産給付を認めること、（二）傷病手当を生活保障に改め、世帯主、独身の差別なく十割給付とし三年間保障すること、（三）制限診療を撤廃すること、（四）療養費払いは実施しないこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

国立病院、療養所の看護婦増員に関する請願（請願者　栃木県河内郡河内村国立栃木療養所内塚田勝行外千百五名）（戸叶里子君紹介）（第三三四五号）及び同（請願者　宮崎県児湯郡川南町鮫島貫志郎外四百十六名）（片島港君紹介）（第三四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近国立病院、療養所における看護婦の不足ははなはだしく、身のまわりの細かなことは頼めない状態で、生きがいのない療養と看護不足をのろいつつ自殺して行く患者も多くなつている。ついては、療養生活を安全確実にできるよう国立病院、療養所の看護婦をすみやかに増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

業務外外傷性せき髄損傷患者の療養給付等に関する請願（請願者　福岡県小倉市曾根九州労災病院内山口健次外千二十四名）（田原春次君紹介）（第三四七三号）及び同外六件（請願者　福岡県小倉市曾根九州労災病院内伊原孝男外七千二百四十名）（田原春次君紹介）（第三五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

業務外の災害による外傷性せき髄損傷患者に対する療養の給付は、治療期間三年、傷病手当金支給期間は六箇月となつているが、これは受傷原因が異なるとはいえ、業務上による傷害のせき髄損傷者には終身補償たる長期給付と再発による入院治療が受けられると比較して不合理な非人間的取り扱いである。ついては、業務外災害による外傷性せき髄損傷患者に対して次記措置を講じられたいというのである。（一）療養期間三年を延長し、かつ悪化再発の場合は再入院を認めること、（二）せき髄損傷に限り国民健康保険の療養給付の被保険者負担額を免除すること、（三）せき髄損傷に限り傷病手当の給付期間を延長し、入院療養中は継続して給付すること、（四）国民健康保険法第三十六条一項の療養給付に入院患者の日用品を加えること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

建設労働問題に関する請願（請願者　名古屋市東区東大曾根町南四丁目二百二十番地名古屋土木建築労働組合委員長鈴木正明）（赤松勇君紹介）（第三六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

建設労働問題について、次の事項を措置されたいというのである。（一）建設労働者の最低賃金として、一日千八百円以上を保障すること、（二）政府発注工事および住宅公団、公庫住宅の工事単価を引き上げること、（三）一般職種別賃金（P・W）を即時廃止すること、（四）諸物価、建築材料および土地の値上げを阻止すること、（五）建設労働者、職人への不当課税をしないこと、（六）国税通則法を制定しないこと、（七）建設労働者が安心して働けるよう社会保障制度を確立すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。な

お、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

求人難打開に関する請願（請願者　神奈川県藤沢市鵠沼千八百六十四番地遠藤柳太郎外四十三名）（栗原俊夫君紹介）（第三八五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ここ二、三年来新規の中学、高校卒はもちろん、青年男女の就職はほとんど大企業に独占せられ、中小企業には絶無というような状態になってきており、そのため中小企業の営業は大変やりにくくなっている。ついては、次記事項について置されたいというのである。（一）国、県、市で従業員の厚生のために、娯楽、教育施設、宿舎を建設し、またこれら施設を個人で建てる場合は低利長期融資をすること、（二）集団就職をあっ旋し、労働力を確保すること、（三）退職金制度を改善し、国庫で大幅に負担すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

生活保護者に盆見舞金支給等に関する請願（請願者　兵庫県三田市大原兵庫県患者同盟委員長菅弘）（有田喜一君紹介）（第三八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護者に対し年末に期末扶助一人当たり二百三十五円支給されているが、とうてい盆まで繰り越せるものでなく、わが国の慣習である盆の法事や一家団らんも保護家庭であるがゆえに、できない実情である。ついては、生活保護者に盆見舞金を支給されたい。また療養者には療養中の小遣いや補食費に窮し、中断して無理な退院をする者等がいるので、結核予防法命令入所患者にも見舞金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

老人福祉法の制定に関する請願（請願者　東京都墨田区緑町二丁目六番地亀令会長入江義次外八名）（島村一郎君紹介）（第三九六〇号）、同（請願者　富山市石金二十番地富山県立静雲寮長三辺信外二名）（内藤隆君紹介）（第三九六一号）、同（請願者　北海道函館市杉並町百九十九番地桜庭作治外二十三名）（田中正巳君紹介）（第四〇二三号）、同（請願者　福島県朝倉郡三輪村朝倉養老院長早瀬利康外十名）（中島茂喜君紹介）（第四〇二四号）、同（請願者　東京都昭島市上川原町二百二十九番地福井専一外十三名）（津雲國利君紹介）（第四一一八号）、同（請願者　秋田県鹿角郡花輪町老人クラブ会長大里周蔵）（石田博英君紹介）（第四一九八号）、同（請願者　茨城県土浦市沖宿町福寿会長土肥弥之助外千二百六名）（北澤直吉君紹介）（第四一九九号）、同（請願者　東京都豊島区巣鴨三丁目七番地巣鴨老人クラブ本多栄次郎外三十九名）（濱野清吾君紹介）（第四二〇〇号）、同（請願者　大阪府南河内郡美陵町藤井寺四百八十番地美陵町老人クラブ連合会長富永快俊外二十四名）（古川丈吉君紹介）（第四二〇一号）、同（請願者　山形県酒田市新町光ケ丘七十六番地酒田市養老院長中条繁太郎外七十八名）（池田正之輔君紹介）（第四二〇四号）、同（請願者　埼玉県熊谷市大字新堀千百四十番地埼玉県養老施設協議会長嶋田勝之助外四名）（鴨田宗一君紹介）（第四二一六五号）、同（請願者　東京都大田区調布鵜ノ木町二百番地鵜ノ木八幡老人クラブ会長久保井良輔外十三名）（宇都宮徳馬君紹介）（第四三二一号）、同外十二名（請願者　東京都中野区上の原町十一番地河井米次郎外百五十九名）（岡崎英城君紹介）（第四三三二号）、同（請願者　東京都北区稲付町五丁目八百四十一番地山本良之助外百九十二名）（濱野清吾君紹介）（第四三八九号）、同（請願者　鳥取県東伯郡羽合町上浅津四番地の百景山卯一郎外四十六名）（古井喜實君紹介）（第四三九〇号）、同外九十九件（請願者　浦和市常盤町五丁目百一番地清水民之介外二千七百六十三名）（松永東君紹介）（第四四二八号）、同（請願者　埼玉県春日部市新町平原寛空外十六名）（大沢雄一君紹介）（第四四六六号）、同（請願者　東京都杉並区方南町八十番地山本敬事外十六名）（中村高一君紹介）（第四四六七号）、同（請願者　鳥取市丸山町二百九十四番地森下清蔵外五十一名）（古井喜實君紹介）（第四五〇二号）、同（請願者　横浜市西区浅間台六番地社会福祉法人ハアノ愛生園長石渡金吾外十一名）（米田吉盛君紹介）（第四五〇三号）、同外一件（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町折小野末太郎外三十名）（中馬辰猪君紹介）（第四六四八号）、同外十一件（請願者　宇都宮市今泉町九百四十八番地栃木県老人クラブ連絡協議会長久保種一外四百十五名）（船田中君紹介）（第四六四九号）、同（請願者　静岡市丸子千六百四十八番地石垣久兵衛外三十七名）（西村直己君紹介）（第四六五〇号）、同（請願者　埼玉県川口市青木町四丁目四百九十八番地畑中真隆外七百七十三名）（松永東君紹介）（第四六五一号）、同外十三件（請願者　徳島市南佐古町十三丁目浜永正一外百五十五名）（小笠公韶君紹介）（第四七〇二号）、同（請願者　福井県鯖江市西袋町山田文左ェ門外千六十二名）（植木庚子郎君紹介）（第四七〇三号）、同外一件（請願者　前橋市東町三番地田辺熊蔵外千百三十八名）（田邊誠君紹介）（第四七〇四号）、同（請願者　東京都三鷹市上連雀八十二番地三鷹市長寿会長玉井直一外二百四十八名）（津雲國利君紹介）（第四七〇五号）、同（請願者　兵庫県姫路市役所内姫路市老人会連合会長川島恒次）（渡海元三郎君紹介）（第四七〇六号）、同（請願者　兵庫県姫路市光源寺前町神崎藤次郎外三十名）（三木喜夫君紹介）（第四七〇七号）、同外十件（請願者　大阪市西成区津守町東四丁目九十一番地向阪朝子外二百八十二名）（菅野和太郎君紹介）（第四七五二号）、同（請願者　北海道小樽市緑町四丁目八番地社会福祉法人小樽育成院長及川芳蔵外七百八十五名）（椎熊三郎君紹介）（第四七五三号）、同（請願者　高知市仁井田千六百六十番地県立千松園長高橋利一外五名）（仮谷忠男君紹介）（第四七九二号）、同（請願者　兵庫県姫路市飾磨区栄町飾磨老人会長志垣栄助外三十名）（河本敏夫君紹介）（第四七九三号）、同（請願者　札幌市南三条西五丁目県金市外四百七十一名）（椎熊三郎君紹介）（第四七九四号）、同外八件（請願者　静岡市小鹿二百五十三番地菊地与惣吉外二百十六名）（神田博君紹介）（第四八三〇号）、同外二件（請願者　東京都西多摩郡秋田町二宮二千四百十七番地東秋留長寿会長杉本永十郎外八百二十一名）（津雲國利君紹介）（第四八三一号）、同外二件（請願者　大阪府三島郡三島町別府千十番地鐘渕化学社宅一号三島町老人ク

ラブ連合会長山田財紀外九百五十六名）（原田憲君紹介）（第四八三二号）、同外一件（請願者　埼玉県秩父郡横瀬村大字横瀬三千五百三十七番地平塚禅暁外六百四十九名）（松永東君紹介）（第四八三三号）、同（請願者　静岡県浜松市成子町百三十六番地木全富雄外三十一名）（中村幸八君紹介）（第四八五六号）、同（請願者　鹿児島県川内市宮内町新田通浜田勇吉）（池田清志君紹介）（第四八五七号）、同（請願者　鳥取県倉吉市余戸谷町三千二百九十番地倉吉市養老院内土橋金右衛門外二十六名）（徳安賞蔵君紹介）（第五〇三五号）、同外八件（請願者　東京都中央区湊町三丁目十九番地中央区老人クラブ連合会長沢田光吉外三百四十七名）（田中榮一君紹介）（第五一二五号）、同外十件（請願者　大阪市東区平野町一丁目八番地松田卯之松外百六十二名）（中山マサ君紹介）（第五一二六号）、同（請願者　長野県東筑摩郡本郷村大字犬飼端温心寮長林駿外十七名）（増田甲子七君紹介）（第五一二七号）、同（請願者　広島県因島市大浜町河野哲三外二百四十一名）（永山忠則君紹介）（第五一八九号）、同（請願者　大阪府羽曳野市埴生野六十番地の一社会福祉法人四天王寺福祉事業団四天王寺悲田院養老寮長清水英夫外十六名）（古川丈吉君紹介）（第五三二三号）、同（請願者　鳥取県日野郡日南町矢戸青戸要三外五十名）（赤澤正道君紹介）（第五三六九号）、同外六十八件（請願者　千葉県成田市長田九百八十七番地鬼沢長左エ門外三千四百八十七名）（臼井荘一君紹介）（第五四三七号）、同（請願者　山形県米沢市窪田町窪田千八百三十八番地佐久間門十郎外二百五十六名）（黒金泰美君紹介）（第六一二五号）、同（請願者　長野市西町島田広吉外九名）（小坂善太郎君紹介）（第六一二六号）、同（請願者　山口県宇部市宇部市立第一博愛寮長木村芳夫外十七名）（瀬戸山三男君紹介）（第六一二七号）及び、同（請願者　鹿児島市吉野町二千九百二番地湯田伝外百二十一名三床次徳二君紹介）（第六一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の老齢人口は逐年増加の傾向にあり、昭和三十五年には八百二十九万人、十年後には一千万人に達する状況にあるが、老人の福祉については、各種法律に取り上げられ、行政施策も行なわれているとはいえ、その間における有機的関連が薄いのはまことに遺憾である。ついては、老人福祉の向上のため総合的立場に立つ施策を実行する必要から、その基本的根拠となる老人福祉法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願（請願者　新潟県長岡市荒屋敷町甲四百二十四の四十四番地新潟県建設労務者厚生協会中越理事長藤川晴一）（第三九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土建産業に従事する労務者が安心して働けるよう労働者災害補償保険法を改正して次記事項の実現をはかられたいというのである。

（一）労災保険はあまりにも多額の経費と剰余金が掛りすぎているので運営を改め、保険料の引き下げと傷病（休業）補償費の増額をはかること、（二）労災保険の適用事業所の取り扱いを百人以上使用する一般住宅にまで拡張すること、（三）労災保険の適用事業所において、二、三日の小さな補修作業で一人親方の労災保険加入者が傷害を受けると、適用事業所はその補償を臨時雇用として扱ってしまうが、二、三日の小さな仕事に対しては一人親方の労災保険の取り扱いで済むようにすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

社会保障費増額等に関する請願外七件（請願者　山形県西村山郡大江町藤田国立療養所左沢光風園内古沢長次郎外九百八十九名）（安宅常彦君紹介）（第四一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核対策予算が圧縮されると、せっかく回復に向つた病症も最も大切な時期に経済的理由から、不安定な病巣を抱いたまま退院するのやむなきに至り、また不完全な自宅療養を続ける結果、再発、感染の悪循環を繰り返すことになり憂慮にたえない。ついては、結核対策は単に国民健康の維持にとどまらず、ひいては国の生産経済に影響する重要問題であるから、良い療養条件で完全治療を果し得るよう、昭和三十七年度予算の社会保障費（特に結核対策費）の増額をされ、またすべての国が核実験禁止を含めた完全軍縮協定を締結されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

業務外せき髄損傷患者の医療費全額国庫負担等に関する請願（請願者　北海道釧路市中園町十三番地の一労災病院内本吉種太郎外三十三名）（島本虎三君紹介）（第四一一〇号）及び同（請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地国立箱根療養所内全国

脊髄損傷患者療友会宇治鉄二外七千百五十一名）（安藤覺君紹介）（第四八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

せき髄損傷は終身不治で療養も長期にわたり、労働力は皆無で無収入となり、したがつて業務外の災害によるせき髄損傷患者は、親族の援助によるほか、生活保護法しか公的保障を受けられないが、同法は査定基準があまりに低く、かつ三親等に及ぶ親族の厳しい実態調査があつて、容易に適用を受けられないのみならず、たとえ適用されても厚生年金や国民福祉年金等を有している者は収入と見なされ、生活保護基準額を上回わる分はすべて医療費の自己負担として請求される状態である。ついては、業務外の災害によるせき髄損傷患者は生活保護法とは切り離し、親族とは連帯のない本人単位とした保護法を設けるとともに、厚生年金（障害年金）および国民年金（障害福祉年金）は収入と見なさず、全額生活費として認められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

ハンゼン氏病患者の援護に関する請願（請願者　鹿児島県名瀬市有屋町千七百番地国立療養所奄美和光園内四本弘）（山口丈太郎君紹介）（第四二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ハンゼン氏病患者の援護対策として次の事項を実現されたいというのである。（一）療養慰安金は昭和二十九年以降五百円のまま据え置かれているが、公共料金等諸物価の高騰している現在、当然引き上げられるべきものと思量するから、同慰安金を千二百円とすること、（二）療養所の医師不足は今もつて深刻な現状にあるから、その対策として、(1)医師の基本給を倍額増額すること、(2)研究施設を整備改善し、ハ氏病療養所内の研究施設を大学の研究課程の一部とすること、等、（三）入所患者の作業はほとんど管理補助であり、量的にも職員となんら変りないにもかかわらず、その報酬は不自由者付添日額六十円、その他の作業日額二十六円十六銭という驚くべき低賃金が作業賞与金の名目で支給されている実情であるから、所内作業に対し付添日額百円（二交替制）一般作業日額八十円を支給すること、（四）食料費は一日百五円二十九銭であるが、物価高騰の現在においては、同額では偏食献立のやむなきに至つているので、これを是正するため日額百三十円を最低線として増額すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

福岡県に国立光明寮設置に関する請願（請願者　福岡市東薬院一番町十番地福岡県盲人協会長大城雪造）（伊藤卯四郎君紹介）（第四六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

視力障害者のための国立光明寮は、現在塩原、東京、神戸の三箇所に設置されているがその配置は非常に偏在しているため遠隔地にある視力障害者にとつては、その利用がきわめて困難である。ついては、神戸光明寮新設の際、財政上の理由から保留となつたといわれる福岡県にも国立光明寮を設置して、九州各地の視力障害者を救われたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

小児マヒ対策に関する請願（請願者　福島県議会議長山口一男）（八田貞義君紹介）（第四七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小児マヒ対策の改善強化の結果患者の発生は減少をたどつているが、なお万全とは言いがたい現在であるから、次の諸点をすみやかに実施されたいというのである。（一）予防薬生ワクチンの投与を法制化すること、（二）対象者全員が無料接種および投与を受けられるよう国庫補助制度を確立すること、（三）小児マヒ患者の治療施設および後保護施設に対する助成措置の拡大強化をはかること、（四）小児マヒ患者の後遺症に対する医療費について全額国庫補助の措置を講ずること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

医療法人制度改革に関する請願（請願者　東京都文京区本郷五丁目十四番地日本医療法人協会長荘寛）（毛利松平君紹介）（第五〇三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療法人について次記事項を措置されたいというのである。（一）医療法人をその立法の趣旨にもとづいて私的医療機関に法人格を与え、医療事業の永続性を保持せしめ資金の収集、集積をはかり医療施設の存続拡充する法的措置、（二）医療法人（財団）は解散しない限りなんら特定の個人を利するものでないから相続税法上個人とみなして相続税、贈与税を課税する改正、（三）医療法人（社団）取扱の相続は一般営利会社とは本の持分異つた公益性のあるものと質的に統税、贈与税の課税取扱のして相（四）医療法人は事業が永続改正、り（解散しない限り）所得がする限帰属しない性格ゆえ一般営個人にと同一の税率で法人税を課利会社は税法上疑義があるので法するの取扱について再検討する人税の（五）医療法人に資本蓄積のこと、置、（六）医療法人制度を立法的措神にもとづき再検討を行な法の精い、改善すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険直営診療施設運営費の増額交付に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第五〇五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険直営診療施設のうち、へき地診療所は、医師の人件費等多額な費用の支出を余儀なくされているため、その経営に困難をきたしているところが少なくないが、同地域住民の医療確保のた

め必要不可欠の施設であり、また国民皆保険達成に伴う皆医療機関配置問題は、全国的に問題化されている特殊性にかんがみ、直営診療施設を現況のまま放置されることは地域住民の医療確保の上からも見過し得ない問題である。ついては、国民健康保険直営診療施設が円滑に運営できるため、その運営に要する経費を増額交付されるよう適切な措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

国立箱根療養所に重度せき髄損傷の戦傷病者専用病棟建設に関する請願外八件（請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地国立箱根療養所松本忠外八名）（小泉純也君紹介）（第五七〇八号）及び同外九件（請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地国立箱根療養所内吉井源一外十七名）（安藤覺君紹介）（第五九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

このたびの国立箱根療養所病舎の改築に伴い、入所中の重度せき髄損傷患者は、将来も現在のような家庭生活が保障されるかどうかとの懸念を抱き、また年を追つて改築される場合は患者全員一病室あて二名以上収容することになるので非常な混乱と精神的苦痛を感じているから、この際ベット回転を容易にする見地からも、同療養所敷地内に傷い軍人重度せき髄損傷患者専用病棟を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

社会保険診療報酬の地域差撤廃に関する請願（請願者　京都市上京区丸太町通智恵光院東入西院町七百四十七番地京都府医師会長富井清外七百二十四名）（岡本隆一君紹介）（第五八二五号）及び同（請願者　京都市北区小山北大野町六十八番地太田英太郎外千三百十六名）（中村三之丞君紹介）（第六一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保険の診療報酬における地域差は、国家公務員の四級地を境として区別されているが、全く医療においては意味のないことであり、日本医師会は昭和三十五年八月十八日社会保険診療報酬の地域差撤廃を強く政府に要望してきたが、もはやせん（遷）延を許さない状況にある。ついては、同報酬の地域差を即時撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

民生委員の報酬等に関する請願（請願者　鹿児島県市議会議長会長石井真一）（池田清志君紹介）（第六一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民生委員法によれば、民生委員等に関する事務は主として都道府県が行ない、市町村は民生委員推せん会の設置等を担当することになつており、その経費の大部分は、都道府県が支弁することとされているため、政府はその財源を地方交付税で都道府県に交付しているが、民生委員推せん会を始め、民生委員に関する事務の多くは、実質的に市町村が処理している現状で、その費用も、大半は市町村が一般税収でまかなわなければならない実情であり、また民生委員の使命と責務の実態から見て、報酬もしくは費用弁償を支給すべきことは、もはや一般の社会通念となつている。ついては、民生委員法を改正して、民生委員に適正な報酬または費用弁償を支給できるようにし、民生委員等の事務に要する費用の財源を地方交付税等で市町村に交付するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

国立宮城療養所の火災に伴う復旧対策等に関する請願（請願者　宮城県亘理郡山元町国立宮城療養所早坂直文）（志賀義雄君紹介）（第六一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さる三月三十一日国立宮城療養所の焼失はまことに遺憾であつたが、これが復旧と東北における基幹的結核療養所としての使命を果すため次のことを実現されたいというのである。（一）入所患者にはすべての診療面でマイナスにならないようにすること、（二）焼失による病棟縮小や職員の転換、解雇はしないこと、（三）治療棟を能率的に整備し、医療薬品、機械を補給すること、（四）一、二、三療棟を復旧し、三療棟は手術療棟としての性格を発揮できるように整備すること、（五）医師および看護要員の欠員を早急に補充すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

山林労働者の労働基準法等完全適用に関する請願（請願者　長野県西筑摩郡日義村上羽幸雄）下平正一君紹介）（第六一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山林労働の実態は、現行の労働諸法令および社会保障制度が考えているように兼業的牧歌的なものでなく、労務管理の強化、合理化の徹底、機械技術の発達に伴いますます専門技術的専業的重労働になつているため、改正森林法の附帯決議にもある通り山林労働者を労働者として扱うためには、法律による保障と行政指導が必要であるから、当面の措置と次記事項を実施されたいというのである。（一）労働基準法第四十一条第一号を削り、同法を完全適用すること、（二）健康保険法第十三条第一号および厚生年金保険法第六条第一項第一号に「植物の栽植、栽培、採取もしくは伐採の事業」を加え、両法を完全適用すること、（三）失業保険法第六条第一項第一号但し書のうち「又は植物の栽植……」以下を削り、その他適用を阻害する法令を改正し、同法を完全実施すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請

願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

インフルエンザ予防対策に関する請願（請願者　鹿児島県市議長会長石井真一）（池田清志君紹介）（第六一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに全国各地にまん延したインフルエンザは、小中学校の休校、学級閉鎖を始め、会社、工場等の各事業所の機能を麻ひさせたことは周知の事実であるが、同インフルエンザに起因する死亡者の増加はもとより、り病による医療費負担ならびに各職場における能率、生産機能の減退等による損害はじん大なものがある。ついては、インフルエンザの防疫対策を積極的に推進され、すみやかに次の措置を講じられたいというのである。（一）予防接種法を改正し、インフルエンザについても定期的に予防接種を実施すること、（二）接種料金は最低額とし、これに要する経費は国が財政措置すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

部落解放政策樹立に関する請願外二件（請願者　兵庫県飾磨郡夢前町前土庄川辺宇太郎外千二十二名）（川上貫一君紹介）（第六二一二号）、同外三件（請願者　三重県四日市市塩浜町一番地猪森律外三百六十五名）（志賀義雄君紹介）（第六二一三号）及び同（請願者　大阪市天王寺区筆ケ崎五十番地山尾雅子外二百四名）（谷口善太郎君紹介）（第六二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

憲法によって、国民は、平等の人権と健康で文化的な最低限度の生活をいとなむ権利が保障されているにもかかわらず、部落民は封建的な差別を受け、社会のいちばん下積みに圧迫され、みじめな生活に陥つている。ついては、かかる不合理な部落問題を根本的に解決するため、国が部落解放の政策をすみやかに樹立し、誠実に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　中野　四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農林水産委員会

現行食糧管理制度の維持継続に関する請願（請願者　岩手県北上市黒沢尻町字黒岩小田島正二外三万六千百八十八名）（椎名悦三郎君紹介）（第四九号）、同（請願者　盛岡市上鹿妻中村紀男外三万六千百八十八名）（野原正勝君紹介）（第五〇号）、同（請願者　滋賀県高島郡新旭町大字旭千九百十三番地麥庭農業協同組合長中村憲一）（宇野宗佑君紹介）（第一二二二号）、同（請願者　滋賀県高島郡新旭町大字針江伊藤繁太郎外七百十八名）（宇野宗佑君紹介）（第一二九八号）、同外一件（請願者　滋賀県坂田郡近江町大字日光寺八十六番地奥村捨次郎外八百十二名）（草野一郎平君紹介）（第一七〇四号）、同外一件（請願者　滋賀県長浜市八幡中山町神照農業協同組合長川瀬泰蔵外四百六十四名）（草野一郎平君紹介）（第一七一〇号）、同（請願者　滋賀県坂田郡山東町大字柏原藤田正己外二百四十二名）（草野一郎平君紹介）（第一八五〇号）、同（請願者　滋賀県長浜市北島羽上町七百五十七番地大撤清外六百六十二名）（草野一郎平君紹介）（第二〇六〇号）、同外三件（請願者　滋賀県伊香郡西浅川村庄谷口喜三郎外千八百二十一名）（草野一郎平君紹介）（第二一七三号）、同（請願者　長野県塩尻市大字宗賀塩原徳三外三百九十三名）（川俣清音君紹介）（第二八五二号）、同外六件（請願者　群馬県桐生市相生町吉田伊勢男外三千五百九十七名）（横山利秋君紹介）（第二八五三号）、同外一件（請願者　鳥取県倉吉市越中町米原一明外六百七十六名）（山内広君紹介）（第三一六七号）、同（請願者　滋賀県東浅井郡浅井町大字内保千二百七十五番地木田房美外二百九名）（草野一郎平君紹介）（第三二六号）、同（請願者　滋賀県坂田郡伊吹村伊吹六百八十二番地堀内安治外八十三名）（草野一郎平君紹介）（第三四五〇号）、同（請願者　愛知県岡崎市百々町池ノ入一の一番地辻村梅子外二十四名）（河野正君紹介）（第三七六五号）、同（請願者　秋田県横手市塚堀小田島順蔵外百七十九名）（戸叶里子君紹介）（第三七六六号）、同外十四件（請願者　千葉県海上郡飯岡町三川岩瀬治作外六百九十六名）（寺島隆太郎君紹介）（第三八九九号）、同外十六件（請願者　千葉県旭市鎌数七千七百十四番地品村嘉貞外三千二百九十六名）（寺島隆太郎君紹介）（第四三九七号）、同（請願者　千葉県市原郡南総町枝秋山良外九百五十三名）（始関伊平君紹介）（第四四七三号）、同（請願者　静岡県磐田市馬場二千六百三十二番地大石亥八外三千百二十三名）（三宅正一君紹介）（第四七二〇号）、同外四件（請願者　千葉市猪橋町百八十四番地猪橋農業協同組合長藤沼亨外千百四十四名）（臼井荘一君紹介）（第四九一〇号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第五〇九〇号）、同（請願者　長野県議会議員中村治郎）（増田甲子七君紹介）（第五一三八号）、同（請願者　千葉県千葉郡八千代町島田台七百三十八番地八千代町酪農業協同組合長吉橋実外五百二十名）（臼井荘一君紹介）（第五一九一号）、同（請願者　長野県議会議員滝沢登）（中澤茂一君紹介）（第五二一五三号）、同（請願者　高知市高須吉田盛馬）（濱田幸雄君紹介）（第五三二七号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第五三三八号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第五七六〇号）、同（請願者　山梨県北巨摩郡長坂町小荒間坂本貴英外二百七十三名）（志賀義雄君紹介）（第五八四五号）、同（請願者　栃木県塩谷郡高根沢町文挟四方入小野口正二外四百三十二名）（谷口善太郎君紹介）（第五八四六号）及び同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島厳君紹介）（第五九五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さる七月三十一日に発表された食管制度改正に関する農林省構想は「食管制度の根幹を堅持する」とともに「最近の食糧事情食管特別会計の実態等にかんがみ、必要な改善を行なう」といつているが、その具体的内容として「生産者には自由販売、消費者には自由購入を認め、一方政府買入ならびに配給制度も継続する」といつており、これは、米の自由流通を認めながら、政府が、配給を行なうための所要量の確保については全く保証がなく、配給制度は根本から崩壊して米の流通に混乱をきたし、消費者に多大の不安を与えることは明らかである。ついては、消費者にとつては家計の安定に寄与し、生産者にとつては農業経営および生活の安定に寄与している

現行食管制度の維持継続を要望するというのである。

二、請願の議決理由

現行食糧管理制度が生産農民に対しては生産費及び所得の補償を、また消費者に対しては家計の安定を、それぞれもたらしている役割には見るべきものがあり、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

学校給食用牛乳供給施策の継続に関する請願（請願者　茨城県議会議長鈴木光二）（大高康君紹介）（第一三六号）及び同（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第一二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国内産牛乳、乳製品による学校給食事業は、児童生徒の体位向上はもちろん、酪農安定対策として多大の成果をおさめているにかかわらず、聞くところによると中止されるとのことであるが、将来ますます拡大増進されることが強く要望されているときだけに、まことに遺憾である。ついては、牛乳、乳製品の需要関係にかかわることなく、恒久事業として同事業を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

児童生徒の体位向上、食生活の改善及び酪農振興のため、国内産牛乳、乳製品による学校給食を恒久事業とすることは妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

開拓事業に関する請願（請願者　新潟県北蒲原郡黒川村長伊藤孝二郎外一名）（渡邊良夫君紹介）（第五四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国各地で行なわれている開拓事業を順調かつ所期の目的が達せられるよう次記事項をすみやかに措置されたいというのである。

（一）人夫の設計単価が一般職種別賃金よりはなはだしく低く最近の実状に適合しないので、一般職種別賃金と同額まで引き上げること、（二）農林漁業資金の貸付限度は、貸付を受ける者の負担する額の八割以内となつているが、入植開拓事業等の場合はその全額まで貸付けること。

二、請願の議決理由

開拓事業の早期完成及び入植農家の経営安定のため、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

大規模草地開発事業及び草地改良事業に関する請願（請願者　長野県議会議長北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第七九九号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第八〇〇号）、同（請願者　長野県議会議員中沢周三）（松平忠久君紹介）（第八〇一号）、同（請願者　長野県議会議長村田巌）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇四三号）、同（請願者　長野県議会議員横前利夫）（中島厳君紹介）（第一一一六号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三一七号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第一三七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業所得の増大を助長し、所得格差の是正をはかるためには、成長部門の主柱である畜産の拡大を推進することが肝要であるが、このためには草地開発を根幹とした、畜産基盤の強化充実を促進することが急務と思量される。ついては、大規模草地開発事業および草地改良事業について次記諸事項を実施されたいというのである。

（一）草地改良事業の積極的な推進をはかるために必要な法制措置、（二）大規模草地改良事業地区の指定を大幅に増加し、能率的な大規模畜産団地造成の促進（長野県関係については「八ッ岳地区」のほか、新たに「中信高原地区」を追加指定）、（三）草地改良事業を公共事業化し、国営、県営、団体営等により、事業実施の促進をはかるとともに、補助率の引上げ、等。

二、請願の議決理由

農業基本法の精神にのつとり、農業の近代化と構造改善をはかるために、従来施策の遅れている大規模草地開発事業を強力に促進せしめ、もつて、畜産の振興に資する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

土地改良事業に対する助成措置に関する請願（請願者　長野県議会議員滝沢登）（中澤茂一君紹介）（第八〇二号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第八〇三号）、同（請願者　長野県議会議員中沢周三）（松平忠久君紹介）（第八〇四号）、同（請願者　長野県議会議員横前利夫）（中島厳君紹介）（第一一七号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三一六号）及び同（請願者　長野県議会議員武川銳）（井出一太郎君紹介）（第一三七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業の近代化と構造改善のためには、土地条件の整備が絶対に必要でありながら、用排水事業、耕地整理事業等においては、国営、県営、団体営を問わず、地元農民の同事業費負担が過重のためその必要性を痛感しつつも同事業を断行できかねる実情にある。ついては、昭和三十七年度より、これらの土地改良諸事業に対する国庫補助率を大幅に引き上げるとともに、特に長野県のように傾斜地、山間地帯等の多いところでは、他の平坦地帯の改良事業に比し、多額の経費を要するので、かかる地域に対しては高率国庫補助制度を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業基本法の精神にのつとり、農業の近代化と構造改善をはかるために、土地改良事業を一層促進せしめる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

てん菜生産振興と支持価格の引上げに関する請願（請願者　長

野県議会議員滝沢登）（中澤茂一君紹介）（第八〇五号）、同（請願者　長野県議会議員　五味穂積）（原茂君紹介）（第八〇六号）、同（請願者　長野県　議会議員中沢周三）（松平忠久君紹介）（第八〇七号）、同（請願者　長野県議会繊員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第九八〇号）、同（請願者　長野県議会副議長村田巌）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇四五号）、同（請願者　長野　県議会議員横前利夫）（中島巌君紹介）（第一一一八号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三一八号）及び同（請願者　長野県議会議員依田敏治）（井出一太郎君紹介）（第一三八〇号）（に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における労働力の不足および諸生産資材の高騰、ならびに他の畑作物より収益性が低い等の諸条件から、てん菜生産振興臨時措置法に基づくてん菜の支持価格では、今後の増反推進に大きな支障をきたしている現況にある。ついては、昭和三十七年三月三十一日までの時限法であるてん菜生産振興臨時措置法を、名実ともに、てん菜生産振興に即応する法律とするための改正措置をすみやかに実施し、さらに大幅な支持価格の引き上げと、増産にともなう諸施策に対する助成措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

国内甘味資源の自給度の向上を期する上において、てん菜の生産振興に期してまつべきものが大きい。かかる見地から本請願の趣旨は妥当なものと思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

岡山県に国立栽培漁業実践活動センター設置に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後の乱獲と海面工業地帯の造成に伴う工場用地の埋立や干拓などにより、漁場は一層せばめられ、漁業所得は年々減少し、零細漁民の貧困はさらに深刻化しているが瀬戸内海漁業の実態である。その打開振興策として、政府においては、資源培養と漁民教育をねらつた栽培センターを瀬戸内海に設置するやにそく聞しているが、岡山県沿岸は、栄養豊富な特殊な海域で、自然の養魚池的性格を十分に備えているから、内海三箇所設置の栽培センターの一箇所は同県海域に設置し、水族の増殖をはかり、公海漁業の振興を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

漁民自身の実践活動により、漁業資源の培養を図るため、国において栽培漁業センターを設置する場合、沿岸漁業を振興する見地に立つて、これが設置箇所を決めることは妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

岡山県に中国和牛改良増殖センター設置に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県は古くから千屋牛、新庄牛、加茂牛などの名で全国に親しまれた和牛の生産地で県としても、その改良増殖には特に意を注いできたのであるが、ここ数年その生産は減少の一途をたどり、国民生活様式の変化に伴う最近の肉需要にはとうてい応じ得ない現状となつている。ついては、優良種雄牛を集中理管し、高度の人工授精施設を完備した国立和牛改良増殖センターを同県に設置し、広く中国各県の和牛増殖振興に資するとともに、地域農業振興の拠点とされるよう格段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

和牛の増殖振興をはかるため、和牛生産地帯の中心である岡山県にこれが改良増殖のための国の機関を設置することは妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

農業改良普及事業の整備強化に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第九二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業改良普及事業は、農業基本法が制定されるに及び、同普及事業に対する課題はますます重要視され、その発展に大きな期待が寄せられている折、同普及事業が国と地方の協同事業であるここの本旨に則し、国の施策として農業改良普及事業の拡充整備と円滑強力な進展を期するため、次記諸事項を配慮されたいというのである。

(一)農業改良普及員の定員増加、(二)普及員給与の実質三分の二補助の実現、(三)普及員の研修強化、(四)普及所運営費の増額、(五)機動力の強化。

二、請願の議決理由

農業基本法制定に伴う新農政の展開に即応し、農業改良普及事業を整備強化することは肝要であり、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

農業近代化資金の利子補給率引上げ等に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第九二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきの臨時国会で成立した農業近代化資金助成法については、附帯決議に示されているとおり資金わくの大幅拡大はをかるとともに、現行七分五厘の農業者負担利子の過重にかんがみ、これを五分以下になるよう政府の利子補給率の引き上げを行なわれ、また継続未成立となつた農地法の一部改正、農業協同組合法の一部改正等農業基本法関連法案の早期成立をはかられたいというものである。

二、請願の議決理由

農地法の一部改正、農業協同組合法の一部改正は第四十回国会で実現し、農業近代化資金の利子の引き下げについても、本年度から個人に対する融資分の利子を六分五厘に引き下げたが、今後も農業の近代化のため更に利子の引下げを図ることは必要であり、本請願の利子引下げの趣旨については妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎

農業協同組合合併助成法による援助措置のそ及適用に関する請願外三十六件（請願者　岡山県

御津郡津高町農業協同組合長大森猛次外百六名）（小枝一雄君紹介）（第九六一号）、同（請願者　徳島市寺島本町徳島県農業協同組合中央会長井口貞夫）（小笠公韶君紹介）（第一七四七号）、同（請願者　徳島市寺島本町徳島県農業協同組合中央会長井口貞夫）（小笠公韶君紹介）（第二九二〇号）、同（請願者　宮城県白石市半沢屋敷西六番地白石市農業協同組合長鈴木孝一郎外二名）（西宮弘君紹介）（第二九二一号）同（請願者　石川県知事田谷充実）（井村重雄君紹介）（第三三五九号）及び同（請願者　石川県知事田谷充実）（坂田英一君紹介）（第三六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業協同組合合併助成法の制定に当り、この法律制定前五箇年以内に農業協同組合整備特別措置法による行政庁の勧告をうけて合併した組合に、同助成法の援助措置をそ及適用すべきことを強く要請し、その結果第三十八回国会において、農業協同組合整備特別措置法に基づいてすでに合併した組合に対し特別の助成措置を講ずべき旨の附帯決議を得たが、その後における国の施策実施の面において、同助成法に対する附帯決議を具体化されていないのはまことに遺憾である。ついては、この附帯決議の趣旨に基き、同助成法制定前において、すでに合併を行なつた組合に対し、同助成法に規定する援助措置を、そ及適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業構造の変革に伴う農村の激変に対処するため、農業協同組合の合併を促進する奨励策を講ずべきことは当然である。かかる見地から本請願の趣旨は妥当なものと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

臨時肥料需給安定法等の廃止反対に関する請願（請願者　福島県議会議長山口一男）（木村守江君紹介）（第九六二号）、同（請願者　滋賀県高島郡今津町中川嘉一外三百六十九名）（宇野宗佑君紹介）（第一二九九号）、同外一件（請願者　滋賀県高島郡新旭町深溝藤本太一外千二十八名）（草野一郎平君紹介）（第一三〇〇号）、同外三件（請願者　滋賀県神崎郡能登川町大字体光寺小坂市太郎外百五十一名）（草野一郎平君紹介）（第一四一七号）、同外一件（請願者　滋賀県八日市建部南町富田寿次外四百十八名）（堤康次郎君紹介）（第一五三三号）、同（請願者　滋賀県滋賀郡堅田町大字真野森増次外二百八十六名）（宇野宗佑君紹介）（第一八四八号）、同（請願者　滋賀県坂田郡山東町大字柏原藤田正巳外二百三十名）（草野一郎平君紹介）（第一八四九号）、同外二件（請願者　滋賀県伊香郡西浅井村八田部森肋順勘外千九百二十四名）（草野一郎平君紹介）（第二四三四号）、同外一件（請願者　滋賀県坂田郡伊吹村大字杉沢七百二十六番地春照農業協同組合長辻村喜三郎外千百五名）（草野一郎平君紹介）（第二四七二号）、同（請願者　大津市雄琴苗鹿町川端昭隆外六十七名）（堤康次郎君紹介）（第二四九二号）、同（請願者　滋賀県滋賀郡堅田町仰木中川正二外六百九十四名）（草野一郎平君紹介）（第二六四三号）、同（請願者　滋賀県坂田郡米原町大字中多良三百四十四番地杉村伝四郎外三百五十九名）（草野一郎平君紹介）（第二七四八号）、同外四件（請願者　滋賀県愛知郡愛知川町字市青木四郎外千五百九十八名）（堤康次郎君紹介）（第三三二三号）、同（請願者　山形県西村山郡大江町字中ノ畑二百六十七番地庄司啓志外七名）（牧野寛索君紹介）（第三三二四号）、同外一件（請願者　滋賀県東浅井郡びわ村大字川道二千五百四十五番地大郷農業協同組合長辻田太一外二百二十五名）（草野一郎平君紹介）（第三三二五号）、同（請願者　滋賀県野洲郡守山町速野農業協同組合長藤森誉三郎外三百七十三名）（宇野宗佑君紹介）（第三三九八号）、同（請願者　滋賀県坂田郡伊吹村伊吹六百八十二番地堀内安治外六十四名）（草野一郎平君紹介）（第三四四九号）、同（請願者　滋賀県伊香郡余呉村下余呉久保太平外百二十五名）（草野一郎平君紹介）（第三五三九号）、同外十四件（請願者　千葉県旭市東足洗六百六十番地石橋章一外六百五十七名）（寺島隆太郎君紹介）（第三九〇〇号）、同外三十六件（請願者　千葉県東葛飾郡関宿町内町二百三十三番地大久保一郎外千六百七十六名）（藤原豊次郎君紹介）（第三九六六号）、同（請願者　滋賀県野洲郡守山町赤の井松田権二外二百四十一名）（宇野宗佑君紹介）（第四三九四号）、同外十六件（請願者　千葉県旭市鎌数七千七百十四番地品村嘉貞外三千三百九十二名）（寺島隆太郎君紹介）（第四三九五号）、同外二件（請願者　千葉県市川市原木百九十六番地石川浦吉外三百二十九名）（藤原豊次郎君紹介）（第四四三〇号）、同（請願者　千葉県市原郡市原町草川斎藤義夫外四十三名）（始関伊平君紹介）（第四四七四号）、同外四件（請願者　千葉市長洲町二丁目百二十番地千葉市農業協同組合長古川義誉外千六百五名）（臼井荘一君紹介）（第四九一二号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第五〇八九号）、同（請願者　長野県議会議長中村治郎）（増田甲子七君紹介）（第五一三九号）、同外二十七件（請願者　千葉県勝浦市松野四百二十三番地総野農業協同組合長吉田甚弥外四千五百二十七名）（森清君紹介）（第五二三七号）、同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第五二五四号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第五二五五号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第五三三九号）、同（請願者　千葉県長生郡一宮町東浪見千二百三十一番地東浪見農業協同組合長田中広俊外八百五十三名）（千葉三郎君紹介）（第五三七三号）、同（請願者　長野県議会議員小山平一）（松平忠久君紹介）（第五七六一号）及び同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島厳君紹介）（第五九五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、昨年九月「臨時肥料需給安定法」ならびに「硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法」のいわゆる肥料二法に対する態度を決め、突如として今国会において廃止したいとの意向を表明したが、この肥料二法は、昭和二十九年五月に制定されてから過去七箇年にわたつて、わが国の肥料政策の根幹として、消費者農民の利益を守つてきたのであつて、立法目的を達することなく廃止し、農民に対する保護育成策を弱めることはきわめて遺憾である。ついては、これら肥料二法を廃止することなく、硫安工業の合理化をより一層促進するとともに肥料価格水準の引き下げをはかり、肥料輸出による赤字を国内価格に転嫁することのないよう措置されたい。なお、販売価格の協定などにより農民を不利にさせると思われる共販会社は設立させないよう、あわせて措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

現行肥料二法が消費者農民の利益を守つてきた役割は真に大なるものがある。かかる見地から肥料二法を廃止することなくこれを継続されたい等という本請願の趣旨は妥当なものと思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべき

ものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

林道網の整備拡充等に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫外一名）（宇田國榮君紹介）（第一二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

森林資源開発と保続培養による林業の経済性向上をはかり治山治水による国土保全の完璧と水資源の確保をはかるとともに、農山村の経済振興の基礎条件を整備するため、次記事項を実現されたいというのである。（一）林道に対する恒久対策の確立、（二）未開発林に対する林道開設の積極的推進、（三）山村振興林道開設の積極的推進、（四）林道改良事業の拡充、（五）経営林道開設に対する国庫補助の創設、（六）災害林道の早期復旧、（七）林道事業に対する融資条件の緩和と起債わくの拡大、（八）治山事業十箇年計画の拡充強化、（九）保安林管理体制の整備、（十）公有林野造林の促進。

二、請願の議決理由

林業においては昭和三十五年十月、農林漁業基本問題調査会より「林業の基本問題と基本対策」なる答申が出され、また、中央森林審議会においてもこの答申に基づき鋭意審議が行なわれているところであるが、林業の基本的施策を打出し、農山村振興をはかつてゆくことこそ緊要事であり、治山治水、造林、林道の整備拡充等基本的施策拡充についての本請願の趣旨は至当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

酪農の窮状打開に関する請願外二百四件（請願者　埼玉県児玉郡上里村大字忍保五百五十一番地松本森太郎外二百四名）（板川正吾君紹介）（第一四九八号）、同外百二十一件（請願者　埼玉県児玉郡児玉町第二金屋千二百二十八番地の一山中武明外百二十一名）（高田富之君紹介）（第一四九九号）、同外二百三十一件（請願者　埼玉県深谷市上野台島田正敏外二百三十一名）（平岡忠次郎君紹介）（第一五〇〇号）、同外四百七十九件（請願者　埼玉県熊谷市大字大麻生千百五十二番地伊佐山近三郎外四百七十九名）（鴨田宗一君紹介）（第一五三二号）、同外六十六件（請願者　埼玉県大宮市大字島根五百四番地鈴木保治外六十六名）（畑和君紹介）（第一六〇八号）、同（請願者　埼玉県熊谷市大字熊谷九百四十五番地埼玉酪農業協同組合連合会長松崎孝了）（荒舩清十郎君紹介）（第一七四四号）及び同外二百五十四件（請願者　埼玉県深谷市柏合四百二十二番地門倉忠兵外二百五十四名）（鴨田宗一君紹介）（第二四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

低乳価等のため、酪農は絶望的状況にあるから、これが打開のため次記事項を措置されたいというのである。（一）適正な生産者乳価（キログラムあたり四十五円）の実現、（二）酪農家の労働賃金を、米価算定基準賃金である一時間百六円とし、一頭について必要とする一日労働時間を二時間として加味すること、（三）生乳生産者価格として、最終市乳価格の五〇パーセント程度を、確保し得ること、（四）政府手持低質大裸麦七万トンの即時実需団体への放出等、適切な飼料対策を講じること、（五）農業近代化資金については、酪農の資金需要の実態にかんがみ、年利三分以下、償還期限二十年とすること、等。

二、請願の議決理由

酪農振興のため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

老朽農業用つり橋改修費国庫補助に関する請願（請願者　島根県益田市益田口九百三十八番地の三大石三七雄外五十四名）（櫻内義雄君紹介）（第一五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在老朽化した林道橋の改良事業に対しては、五割国庫補助の助成措置がなされているにかかわらず、農業用老朽つり橋は、林道と同様その公共性が認められて架設されながら、国庫補助の道が開かれていない。このため関係農家が全額地元負担をもつてこれを改修施工しているが、同つり橋の耐用年数と借入金の償還年限とがイタチゴッコしている現状にあるので、関係農民の経済はますます苦しくなり、他の土地改良事業に手を出すことができないばかりか、関係農家は農業の近代化に見放されている状態にある。ついては、老朽農業用つり橋の改修事業を林道橋と同様、国庫補助事業の対象とされたいというのである。

二、請願の議決理由

公共性を有する老朽農業用つり橋の改修事業に対しては、国庫補助事業とすることが妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

果樹（バナナ）農業振興に関する請願（請願者　鹿児島県名瀬市浦上町五百三番地松田鋤助）（保岡武久君紹介）（第一五七〇号）、同（請願者　愛媛県越智郡菊間町松尾渡部正雄）（八木徹雄君紹介）（第一五七一号）、同外一件（請願者　愛媛県温泉郡久谷村津吉八十七番地渡辺卓司外二十九名）（湯山勇君紹介）（第一五七二号）、同（請願者　愛媛県越智郡菊岡町大字松尾渡部正雄外六名）（安平鹿一君紹介）（第一六五五号）、同（請願者　鹿児島県指宿市東方産業振興会幸野定次外六名）（中馬辰猪君紹介）（第一七〇三号）、同（請願者　愛媛県北条市中通高松竹市外四十五名）（湯山勇君紹介）（第三八〇四号）、同（請願者　愛媛県温泉郡小野村渡部清志外二十名）（菅太郎君紹介）（第四八三四号）、同外一件（請願者　香川県大川郡白鳥町走出九平外一名）（成田知巳君紹介）（第五〇七九号）、同（請願者　愛媛県越智郡菊間町大字松尾渡部正雄外六名）（井原岸高君紹介）（第五一三〇号）、同（請願者　群馬県利根郡水上町湯原新井秀吉）（田邊誠君紹介）（第五三七二号）、同外二件（請願者　愛媛県八幡浜市大字白灘魚部牧太郎外二十名）（今松治郎君紹介）（第五四四三号）、同（請願者　香川県大川郡白鳥町松原五百七十九番地　児島勇）（藤本捨助君紹介）（第五五四四号）、同（請願者　松山市南吉田千三百五十四番地藤内桂郎外十一名）（關谷勝利君紹介）（第五六二一号）、同（請願者　群馬県吾妻町三島四千六百二十一番地田中武一）（中曾根康弘君紹介）（第五六二二号）、同外四件（請願者　愛媛県西宇和郡三瓶町皆江田中照之助外五十名）（今松治郎君紹介）（第六一四五号）及び同外三件（請願者　愛媛県八幡浜市五反田伊藤義男外三十六名）（高橋英吉君紹介）（第六一四六

号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱帯果樹栽培等の研究は進み、その生産に光明を認めつつある矢先、貿易の自由化により熱帯果実（特にバナナ）が多量かつ自由に輸入されるならばこれが競合により、せつかくの振興企画も壊滅することはあきらかであり、日本果樹農業の振興は著しく阻害されることになる。ついては、熱帯果実（特にバナナ）の輸入自由化は絶対これを差し止め、日本果樹農業振興と育成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

熱帯果実、特にバナナの輸入を自由にすれば、これと競合する国内果樹農業は大きな打撃をうけることは明白である。従つて熱帯果実の輸入を差し止められたいという本請願はの趣旨は妥当なものと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島県鹿児島郡西桜島村長武定利外六名）（池田清志君紹介）（第一七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県桜島岳は昭和三十年十月三十日の噴火以来いまなお活動を続け、桜島周辺の地域農家は毎年降灰による災害を受け、農家経済は極度に貧し、憂慮にたえない状態にある。ついては、噴火降灰による被害農林漁業者に対しても、天災融資法の恩恵が与えられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

この災害は、他の台風等の災害と異なり、一定の地域の農民が毎年繰返し被害を受けるものである点からして、これが救済策として、天災融資法を容易に適用できるよう検討を加える必要があり、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

造林事業補助単価引上げに関する請願外一件（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町木場栗野町森林組合郡山政雄外一名）（池田清志君紹介）（第一八四七号）、同（請願者　鹿児島県串木野市森林組合長冨宿興助外九名）（池田清志君紹介）（第二〇五九号）及び同（請願者　鹿児島県加世田市長松山賢太郎）（池田清志君紹介）（第三二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

造林事業推進策として現在鹿児島県において実施されている造林補助事業の補助金算定単価は一ヘクタール当り三万一千円であるが、ますます深刻化する農山村の労力不足による雇用人夫賃の著しい値上がりと、造林対象地の奥地移行による地作り、歩掛の増高、密植造林による苗木代、植栽費用の増高等により造林長期計画を完全に実施するためには現在の補助単価はあまりにも低い。ついては、造林事業補助単価を五万円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

造林事業を推進せしめる上に阻害要因となつている近時の農山村における労力不足と経済変動に伴う人夫賃の増高に対処するため、補助単価の是正を図り、造林長期計画の完全なる遂行を期する必要があるので本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島県菱刈町前目土地改良区の県営農地保全事業促進に関する請願（請願者　鹿児島県伊佐郡菱刈町前目土地改良区理事長大島勇外二名）（池田清志君紹介）（第一九一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県伊佐郡菱刈町前目土地改良区は、菱刈町役場を中心とする重留川と川内川にはさまれた地域で、幅一・五キロメートル内外の東西に伸びる火山灰洪積台地であり、字下名、城山、徳辺を含む総称して前目原台地と呼ばれるシラス地帯であるが、台地上は中央部から四囲に二十分の一内外の傾斜をなしており、ほとんど畑地帯で排水施設がないため、降雨時には耕作道が排水路を兼ねて地表水による表土の流出が激しく、著しい侵食によつて年々被害が増大している。これを防止するためには総合した防災計画が必要なため、県では同地区を三十五年度に県営農地保全事業調査計画地区として基礎調査を完了したので、著しい経済効果をもたらす同土地改良区の県営農地保全（シラス対策）事業をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業の生産力の低いシラス地帯に対しては、農業基本法の精神にてらし、農地保全事業を速やかに施行して、これらの地帯の生産基盤を確立せしめる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

トマト加工製品の貿易自由化延期等に関する請願（請願者　愛知県農業協同組合中央会長森八三一外五名）（中垣國男君紹介）（第一九一五号）及び同外一件（請願者　愛知県豊川市八幡町横道七十八番地鈴木政雄外二千三百六十四名）（鈴木正吾君紹介）（第四三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の貿易自由化計画によりジュース類は本年四月、その他のトマト製品は本年十月から自由化を実施するよしであるが、その影響は、せつかく軌道に乗りつつあるトマト栽培を危機におとしいれ、加工園芸に重大な障害をもたらすのみならず、栽培農家の経済に大きな不安を生ぜしめ、まことに深刻なものがある。ついては、栽培技術の科学化、機械力導入による有力栽培の助長、産地の集団化と契約栽培体制の確立をはかり、海外市場と対抗できる体制ができるまで、トマト加工製品の貿易自由化を一時延期し、トマト栽培農家および加工業界の体質改善の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

ジュース類、その他のトマト製品の輸入を自由化すれば、せつかく軌道に乗りつつあるトマト栽培を危機におとしいれ、加工園芸に重大な障害をもたらすことは明白であり、本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
農林水産委員長　野原　正勝
衆議院議長清瀬一郎殿

倉吉市久米ガ原の開拓パイロット事業地域指定に関する請願（請願者　鳥取県倉吉市長早川忠篤）（足鹿覺君紹介）（第一九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
久米ガ原は鳥取県中央部倉吉市の西方に位し、広大な大山山ろくの西北方にひろがる丘陵地帯で面積二千ヘクタールの未開発地域であるが、このたび久米ガ原開発期成同盟会においては、地下水および地質の調査結果に基づき、農家所得の向上と農家経営の安定を目標とし、家畜、果樹、養蚕などの成長作物の営農方式により、同地域の開発を計画している。ついては、久米ガ原を開拓パイロット事業地域に指定して、自主農家の発展を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由
農業の生産基盤を拡充強化するため、大規模な農地を開発造成しようとする本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
農林水産委員長　野原　正勝
衆議院議長清瀬一郎殿

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助率引上げに関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
過去における災害状況分布を見ると毎年災害を受けるのは、同一地域の農家であるため、これが復旧に毎年多額の経費を支出しなければならないとともに、同一農家の農地集団化が進んでいない現状からして、同一年に数箇所の災害復旧経費を支出する場合が多く見受けられ、目的税として徴収する水利地益税の納入もとどこおりがちとなつており、また農業用道路や橋に対する水利地益税は、きわめて特殊なものを除外しては関係者以外の者の通行量も多いため関係人が判然とせず徴収困難である。ついては、農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助率を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害常襲地帯における被害農家の実情にかんがみ、災害復旧事業費の国庫補助率を引き上げることは、災害復旧事業を促進し、農家の再生産を確保するばかりでなく、地方公共団体の財政負担を軽減する上にも必要である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
農林水産委員長　野原　正勝
衆議院議長清瀬一郎殿

造林事業補助単価引上げ等に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第二五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
造林事業補助ならびに森林病害虫補助単価算定の基礎となる人夫賃は、二百五十円程度が基準になつているが、現行共通労務費は四百五十円から五百円程度であり、また密植造林に伴う植栽本数増加による苗木代および雑費の単価は実情とは極端な開きを生じているので補助単価を引き上げられたい。また、五十ヘクタール以上は造林補助の適用がなく造林融資のみであるが、その融資も所要額の半分にも及ばないので経営面積に関係なく造林補助制度を適用し、さらに面積の大きいものについては、補助造林による自己負担分について融資されたいというのである。

二、請願の議決理由
近時における経済情勢の変動と労務不足等、一連の諸事情により補助単価の引上げ、ないしは融資わくの拡大を図ることは必要であるので、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
農林水産委員長　野原　正勝
衆議院議長清瀬一郎殿

鹿屋市上祓川町、有武町間の国有林道開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外二名）（二階堂進君紹介）（第二五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大隅地区三営林署の管理林道は、一ヘクタール当たり四・五メートルで、九州地方平均八メートルに比較し極端に整備が遅れ、国有林野未開発の一因は林道不整備にあるものと思量される。なかでも鹿屋市は国有林が全行政面積の二十二パーセントを占め、特に行政区域の中央に広大な国有林が突出して産業交通を阻害している実情にある。ついては、鹿屋市上祓川町から有武町に通ずる国有林道を昭和三十七年度中に開設されたいというのである。

二、請願の議決理由
林道事業の整備に全きを期するは勿論であるが、特に国有林の突出により地元産業交通の阻害要因となつている実情を考慮し、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
農林水産委員長　野原　正勝
衆議院議長清瀬一郎殿

農地及び農業用施設災害復旧費補助金の年度内交付に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在、農地および農業用施設災害復旧事業費の割当は年度を越すことが多いが、農家は生産手段としての施設復旧を寸刻も放置できないため、やむなく市町村費の立替えによる指令前施行を行なつている実情であつて、これは貧弱な市町村財政を一層苦しくしている。ついては、農地および農業用施設災害復旧費の補助金は年度内に交付するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害復旧事業は早期着工、早期完成に努力することは勿論であるが、災害地の地方公共団体の財政の窮状を緩和する一助として、災害復旧費に対する国の補助金を年度内に交付されたいという本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
農林水産委員長　野原　正勝
衆議院議長清瀬一郎殿

てん菜振興に関する請願（請願者　札幌市北一条西七丁目労農会館内全北海道農民同盟委員長棚瀬孝允）（島本虎三君紹介）（第二六七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は、さきに甘味資源の国内自給力を強化ある総合対策を樹立したので、それに基づいて北海道では昭和四十二年までに三十万トン余のてん菜糖生産を計画し努力しているが、しかし生産計画三年目の本年度は計画より四千五百ヘ

クタール減の状況であることは遺憾であり、これが要因は生産者等の強い要望であるてん菜原料価格の値上げが今春、据置きのまま告示されたためである。このような状況のとき、政府は三十七年度操業二工場の認可、三十九年度操業四工場の新設を決定したことは、生産計画完遂の実行方策を具体的に確立した上でのものと考えられるので、生産者が生産計画に協力できるよう次記事項について措置されたいというのである。(一)三十六年度てん菜原料価格については十二月末までにトン当たり六千円を実現すること、(二)三十七年度以降の耕作条件について、(1)三十七年度以降の原料価格決定は、経済変動に伴つて年次スライドによること、(2)生産基盤の改善のため積極的な土地改良の実施、品種の改良、耕作の機械化等の諸施策を明らかにすること、(3)振興施策については、三十七年度予算のなかで具体的に計上すること、(三)三十七年度以降原料集荷区域調整の行政措置については、生産農民の意見を尊重して理解と協力を得られる体制のもとにおいて決定すること、等。

二、請願の議決理由

国内甘味資源の自給度の向上を期する上においてもてん菜の生産振興に期してまつべきものが大きい。かかる見地から本請願の趣旨は妥当なものと思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島県内之浦町辺塚、大浦両部落間の国有林道開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島の東部海岸線は、約四十キロにわたつて貫通する道路がないため、各部落間の連絡は海上を利用しているありさまで、産業開発上また観光資源開発上最大の障害となつているが、内之浦町辺塚部落（肝属郡）と大浦部落を結ぶ国有林道を設置するならばこの不便が解消される。ついては、辺塚、大浦間の国有林道を早急に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地元産業開発の観点から林道開設を行ない、また、観光資源開発に寄与するところ大であるので、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

食糧管理制度の維持及び臨時肥料需給安定法等の廃止反対等に関する請願外十一件（請願者　秋田県仙北郡千畑村千展熊谷寅吉外三十二名）（田邊誠君紹介）（第二八五四号）及び同外二十八件（請願者　秋田県仙北郡千畑村千展栗林惣吉外七百五十名）（淺沼享子君紹介）（第二九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次の事項を実現されたいというのである。(一)食糧管理制度について、(1)現行制度を維持し、生産者米価の決定は生産費ならびに所得補償方式により消費者に不安を与えないよう、二重米価制度をとること、(2)食管会計の赤字は社会保障費として考えること、(3)貿易自由化により、わが国農業が圧迫されないようにすること、(二)「臨時肥料需給安定法」および「硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法」の廃止について、(1)理行制度を維持し、肥料生産の合理化を徹底的に推進し日本の硫安工業が海外競争に耐えて自立できるよう措置すること、(2)肥料の輸出赤字を国内農民に転嫁させないこと、(三)農業近代化資金の貸出率については、農業生産の季節性と経営の零細性のため生産農民の借りる利率は高すぎるので、近代化資金により経営の合理化をはかることは困難であるから引き下げる等。

二、請願の議決理由

現行食管制度は、生産農民の所得確保と消費者の家計の安定に多大の貢献をしている。肥料二法が消費者農民の利益を守つてきた役割は大なるものがある。また農業の近代化を図る上において貸付け金利を低減すべきことは当然である等の見地から本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

果実、果実加工品の自由化反対に関する請願外一件（請願者　山形市香澄町庚申堂井上喜代予外二百三十三名）（西村力弥君紹介）（第二九一九号）、同外十二件（請願者　山形県西置賜郡白鷹町高岡村上右寿外三百十九名）（安宅常彦君紹介）（第三二〇一号）、同（請願者　山形県米沢市大字花沢字上野町中島昭文外六十九名）（坪野米男君紹介）（第三四七六号）及び同（請願者　山形県西置賜郡白鷹町畔藤小形よね外三百二十名）（川俣清音君紹介）（第三五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近、果実生産は過剰気味となり暴落の危険状態にあるが、このようなとき、外国果実、加工品の貿易自由化を行なうことは、日本果樹農業に壊滅的打撃を与えることになるので、自由化を即時中止し、日本農業（果樹）発展と農民生活向上のため振興政策を確立し、果実支持価格制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

果実、果実加工品の輸入を自由にすることは成長部門として期待される果樹農業の振興を阻害することは明白である。かかる見地から本請願の趣旨は妥当なものと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

食糧管理制度の維持等に関する請願外五件（請願者　秋田県由利郡岩城町赤平佐々木直吉外四千百十八名）（淺沼享子君紹介）（第二九二三号）及び同（請願者　秋田県横手市金沢本町高橋幸七外六十六名）（谷口善太郎君紹介）（第五八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時の食糧管理制度を改正しようという動きは、米の自由販売を企図しているものであり、貿易の自由化によつて一挙に米価を国際価格なみに引き下げて米作農民をつぶし、農業基本法がねらう中小農民の首切り離農、そして独占資本の必要とする安い労働力と工業用農産物原料の提供に、強引にまき込むものであつて、米の生産者ならびに消費者にはなんら利するところがない。よつて、社会不安をかもす食糧制度の改悪は絶対しないよう次記事項を配慮されたいというのである。(一)現行食糧管理制度を維持するとともに二重米価制度をも存続すること、(二)生産者米価は生産費および所得補償

方式により決定し、消費者米価は据えおくこと、(二)食管会計の赤字は社会保障費として考えること、(四)わが国農業を圧迫するような貿易の自由化はやめること。等。

二、請願の議決理由

現行食糧管理制度が生産農民の所得補償並びに消費者の家計の安定に寄与している役割は真に大なるものがあり、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

米国油そう船座礁によりのりの被害補償に関する請願（請願者　千葉県君津郡富津町大堀平野正一外百五十八名）（賓川清之君紹介）（第三一八一号）、同（請願者　千葉県君津郡富津町大堀千四百三十五番地の一青堀漁業協同組合長平野長兵衛外六名）（賓川清之君紹介）（第三三二九号）、同（請願者　千葉県君津郡富津町青木五百八十八番地青堀南部漁業協同組合長平野藤次郎外五名）（寺島隆太郎君紹介）（第四〇二七号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年二月十四日午後九時四十分頃、横須賀を出航した米国油そう船（槽）船イーグル・クーリア号が千葉県君津郡富津町沖合第二海保西側において座礁した際、流出した油のため、のり養殖場が全滅し関係漁民は生活の道を完全に失つた。ついては、すみやかに現場を視察され、国の責任で当面の漁民の生活、立上り資金ならびに被害補償の問題を解決されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、のり養殖業の損害を賠償し、これが再生産を円滑ならしめて、関係漁民の生活の安定を図らんとするものであり、妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

川内、串木野両市境界の長尾国有林林縦線縦貫林道開設に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元）（池田清志君紹介）（第三三二〇号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内市と串木野市境界にある長尾国有林まで延長された三号林道杉ケ峰線をさらに長尾国有林の稜線を経て冠岳につなぎ、三峰林道に直結する林道とするならば、将来林道のみならず、観光道路としても大きな期待が寄せられる。ついては、長尾国有林の経済効果を高め、沿線林野の造林ならびに管理向上を期するため、稜線を縦貫する林道の設定を直轄施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

林道事業は地元山村振興に寄与するところ大であり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

養豚の危機打開に関する請願（請願者　鹿児島県串木野市島平二千四百八十二番地田中光雄）（宇田國榮君紹介）（第三三三一号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における豚肉価格の大暴落は、養豚農家に大きな打撃を与え、養豚経営はいまや重大危機に直面している。政府においても事態を憂慮され、暫定措置として枝肉の最低基準価格を二百四十五円に決定されたが、同価格は養豚経営の実情を無視したものであり、これでは養豚農家の赤字はますます増大するばかりであるから、養豚農家救済のため次記事項の措置を講じられたいというのである。

(一)豚肉の最低基準価格を二百八十円以上に引き上げること、(二)飼料価格の引き下げ方策を講ずること、(三)貸付資金の利子補給と返済延期の特別措置を講ずること。

二、請願の議決理由

養豚農家の経営の安定をはかるため、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

国内糖業の育成措置に関する請願（請願者　鹿児島市県庁農林部長徳田正明）（池田清志君紹介）（第三三六〇号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の樹立した甘味資源自給対策十箇年計画の達成には、関係各県が実現に努力しているが、各糖業（甘しや糖、ビート糖、ぶどう糖）の全面的な安定と振興のため、次記事項の法的措置をすみやかに講じられたいというのである。(一)甘しや糖、ビート糖およびぶどう糖の政府買上げ措置、(二)企業体に対する融資条件の緩和措置、(三)甘しやならびにビート糖業振興のための予算措置、(四)原料甘しや価格の政府指示制度、(五)ビート糖の最低生産者価格の指示制度、(六)甘しやの生産基盤の流備拡充、(七)ぶどう糖の消費拡大対策、等。

二、請願の議決理由

国内甘味資源の自給度の低率なわが国においてその自給度を大幅に向上さすことは国策的にも喫緊事である。かかる見地から本請願の趣旨はきわめて当然のものと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

酪農の危機打開に関する請願（請願者　前橋市曲輪町二百六十九番地群馬県酪農協会長萩原登喜一外四百五十名）（福田赳夫君紹介）（第三四九九号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

酪農の危機打開のため、次の事項を実現されたいというのである。(一)生産費ならびに所得補償方式による適正なる生産者乳価の決定、(二)緊急かつ、恒久適正なる飼料対策、(三)競馬益金の畜産振興基金への充当、(四)育成牛対策の確立、(五)家畜共済加入者負担の軽減等、(六)乳製品輸入禁止、(七)酪農所得課税の適正化。

二、請願の議決理由

酪農振興のため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

前籠漁港の整備及び第四種港に変更等に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長宮田実）（池田清志君紹介）（第三六〇四号）及び同（請願者　鹿児島県町村会長長井正雄）（池田清志君紹介）（第四九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大島郡十島村宝島の唯一の港たる前籠港は離島振興法による局部改良工事の計画にあるが、同港付近は水産資源に恵まれているが、施設がないため動力船の操業も不可能な現状にあり、かつ、かつお・まぐろ漁船の遠洋漁業の中継基地、避難港としても十分な施設の整備が強く要望されているので、現在計画中の局部改良をさらに充実させるため、第一種港を第四種港に種別変更し、修築事業計画を推進されたい。次に、政府は国内産業の育成と外貨節約のため甘味資源自給力強化、総合対策を樹立し、二十万トンの生産が計画されているが、これに対する助成策は未だ見るべきものがないのは遺憾であるから、政府は原料甘しやの価格標示制度の確立、甘しや耕作者のための金融措置、甘しや糎の政府買上げ制度の樹立、生産基盤の整備拡充措置等を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、漁業基本施設である漁港を整備して、漁業生産を増強し、或いは、漁業操業を近代化すること及び甘味資源の自給力を強化して外貨節約等を図らんとするものであり、妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

農業用地内の排水施設維持管理費負担の合理化等に関する請願（請願者　東京都渋谷区上通り二丁目二十七番地安部義正）（小枝一雄君紹介）（第三八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近、道路の工場、住宅等が農業用地内に広範に進出し、これらの施設による排水のため当該土地改良区の農業者の排水施設維持管理費は増大し、困窮している現状にあるから、これら負担の合理的解決を急速にはかるため次記事項を実現されたいというのである。

（一）現行土地改良法を時代に即応するよう改正すること、（二）農業基本法の趣旨に沿うよう排水改良事業ならびにたん（湛）水防除事業を強力に推進すること、（三）排水施設建設費の地元負担金ならびに維持管理費を関係地域全般の受益者に対し公平に負担させるとともに、国および地方公共団体においても分担するよう法的措置をすること、（四）工業用水等地下水汲み上げに起因する農耕地の地盤沈下対策についてはすみやかに法的規制措置をすること。

二、請願の議決理由

農業用排水施設の農民のみによる維持管理は不合理な点があると認められ、これを改善する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

内水面漁業振興対策に関する請願（請願者　京都市左京区北白川追分町八十一番地松井佳一外七名）（岡本隆一君紹介）（第四一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

内水面漁業振興対策について次記事項を実現されるよう配慮されたいというのである。（一）国庫補助事業として河川改修や復旧工事が行なわれた場合、当該河川に生活依存度の高い零細漁民は、工事の進行に伴い著しくその生活を脅やかされているから、漁業補償につき適切な国家補償をすること、（二）かんがい（灌漑）およびえん堤の災害復旧工事といえども完全な魚道を設置するよう法制化すること、（三）漁業法改正案によれば強い増殖義務が付せられているが、これに反して保護的政策が微弱であるから、災害時における助成あるいは共済制度の確立と漁業権侵害者の取締りについて、適切な法的措置を講ずること、（四）内水面漁場管理委員会運営に要する国庫補助金を同会が十分諸調査等の機能を発揮し得るよう、現在経費の倍額増額をはかること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、河川、沼湖等において漁業を営む零細漁民の生活の安定と、漁業資源の保護を図らんとするものであり、妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

冷凍さんま対策に関する請願（請願者　東京都港区赤坂溜池町一番地全国漁業協同組合連合会長片柳貞吉）（鈴木善幸君紹介）（第四二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城、岩払、青森三県にわたる三陸沿岸の冷凍業者は、さんまの基準価格設定の政府の要請にこたえて、水揚高の約五十八パーセントを冷凍処理し、極力基準価格維持に努力してきたが、諸般の情勢から漁期後半には漁業の調整が乱れ、基準価格は全く無視されるに至つた結果、三陸沿岸冷凍業者はコスト高の冷凍さんま約六万トンの在庫をかかえ、その冷凍資金借入残高約二十三億円の償還期限を目前にひかえて苦慮している。ついては、政府のとつた価格政策に対し忠実に協力した三陸沿岸冷凍業者の右の重大な事態収拾のため、金融、在庫一掃の諸措置を講ずるとともに、さんま魚価維持上必要な恒久対策を昭和三十七年度の漁期開始以前に確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

さんまは、多獲性大衆魚として代表的のものであり、これが魚価を維持し、中小漁業者の経営の安定を期することは漁業政策上重要なことである。かかる観点から本請願の趣旨は、昭和三十七年度の漁期開始前において諸種の施策を講ずることにより今後における魚価の安定を図らんとするものであつて、適切なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

農業協同組合体質改善の抜本的対策樹立に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第四七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は農業協同組合の合併促進による近代化をはかり、産業構造の変革に伴う農村の激変に対処されているが、単に合併による体制の整備にとどまらず実質的な内容の充実をはかることこそ喫緊の課題であると考えられる。ついては、農業協同組合の体質改善をはかるため抜本的対策を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

産業構造の変革に伴う農村の激変に対処するため、農業協同組合について、この際体質改善をはか

るべきことは当然であり、農業協同組合の体質改善をはかるため抜本的対策を講じられたいという本請願の趣旨は、きわめて妥当なものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

農地集団化に伴う換地処分促進に関する請願(請願者　東京都渋谷区上通り二丁目二十七番地　全国土地改良事業団体連合会長竹山祐太郎)(小枝一雄君紹介)(第四七二三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地の集団化に伴う農地の権利関係を確定するための換地処分(登記を含む)は、年々遅延が累積され最悪の事態が生じており、さらに農業基本法の制定に伴い、同事業の重要度は一そう増加しつつあるので、これが助成ならびに行政指導についても積極的措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

農地の集団化を促進するため、本請願は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

造林事業補助単価引上げに関する請願(請願者　鹿児島県薩摩郡下甑村長山下清治)(池田清志君紹介)(第四八六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近木材の増産、治山、治水等の対策として造林事業はますます強力に推進する必要に迫られているが、鹿児島県の場合、現行補助算定単価一ヘクタール当たり三千百円は、(一)補助人夫賃単価は二百五十円であるが実際の賃金は最低四百五十円以上であること、(二)ヘクタール当たりの植栽本数が従来の三千本から四千八百本以上に増加していること、(三)奥地の拡大造林が増大しつつある現在諸経費が多くなつていること、等の理由から実情に添わなくなつている。ついては、造林事業補助単価を最低一ヘクタール当たり五千円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

造林事業を推進せしめることは、治山治水ないしは最近における木材価格騰貴等の対策的観点から緊急事とされているにもかかわらず、現在、経済情勢の変化等によりこれが阻害要因となつている面もあるので本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

農業協同組合等による小水力発電事業に関する請願(請願者　新潟県南魚沼郡六日町長岩野良平外一名)(田中角榮君紹介)(第四八六一号)、同外一件(請願者　鳥取県東伯郡三朝男農業協同組合長別所和治多二名)(古井喜實君紹介)(第四八六二号)、同(請願者　鳥取県西伯郡伯仙町福万三百七十四番地有馬鉄夫)(足鹿覺君紹介)(第四九〇七号)、同(請願者　長野県南佐久郡南相木村長中島春五郎外一名)(井出一太郎君紹介)(第四九〇八号)、同(請願者　高知県香美郡物部村長公文包治外一名)(仮谷忠男君紹介)(第四九〇九号)、同(請願者　鳥取県東伯郡東伯町古布庄農業協同組合長永代誠太郎)(徳安實藏君紹介)(第五〇三九号)、同外三件(請願者　広島県双三郡布野村農業協同組合長通地清多三名)(永山忠則君紹介)(第五〇八九号)、同(請願者　高知県安芸市長岩崎健夫外一名)(仮谷忠男君紹介)(第五一三二号)、同(請願者　高知県長岡郡大豊村長三谷泉水)(仮谷忠男君紹介)(第五一九三号)、同(請願者　広島市基町一番地中国小水力発電協会長田盛蕉)(砂原格君紹介)(第五一九四号)、同(請願者　広島県佐伯郡佐伯町虫所山農業協同組合長有田玉市外二名)(中垣國男君紹介)(第五二四三号)、同(請願者　島根県邑智郡大和村大字上野一番地都賀村農業協同組合長畑部広人)(竹下登君紹介)(第五三二八号)、同(請願者　大分県玖珠郡九重町長江藤茂雄外一名)(村上勇君紹介)(第五三七六号)、同(請願者　鳥取県日野郡江府町役場内鳥取県小水力発電協会長井上健治)(赤澤正道君紹介)(第五四六四号)、同(請願者　大分県玖珠郡九重町議会議長川部勝次郎)(廣瀬正雄君紹介)(第五四六五号)、同(請願者　熊本県阿蘇郡南小国村長河津経人)(藤田義光君紹介)(第五四六六号)、同(請願者　岡山県阿哲郡神郷町農業協同組合長神崎敏外一名)(橋本龍伍君紹介)(第五七二〇号)、同(請願者　長野県上伊那郡箕輪町長碓田重人外十二名)(小川平二君紹介)(第五九四八号)、同(請願者　長野県南佐久郡南相木村議会議長菊池負吉)(菅野和太郎君紹介)(第六一八二号)、同外五件(請願者　群馬県沼田市長高橋幸雄外十名)(久保田円次君紹介)(第六一八三号)、同(請願者　長野県南佐久郡南相木村議会議員依田千晴)(薩摩雄次君紹介)(第六一八四号)、同(請願者　長野県南佐久郡南相木村議会議員菊原宗平)(高碕達之助君紹介)(第六一八五号)、同外四件(請願者　群馬県安中市板鼻外谷好太郎外十三名)(中曾根康弘君紹介)(第六一八六号)、同(請願者　長野県南佐久郡南相木村議会議員中田和)(毛利松平君紹介)(第六一八七号)、同(請願者　長野県南佐久郡南相木村議会議員中島貴武良)(柳谷清三郎君紹介)(第六一八八号)及び同外五件(請願者　群馬県吾妻郡吾妻町一場武平外八名)(山口鶴男君紹介)(第六一八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農山村に未利用のまま放置されている水資源をエネルギーとして開発し、農業協同組合等が小水力発電事業を営むことによつて得る利益を確保し、農家所得向上をはかるとともに、農山村振興に寄与することは、きわめて緊要なことであるが、新潟県南魚沼郡六日町には、有望な地点があり、地元民は早急な開発を希望しているので、次の事項を実現されたいというのである。(一)農業協同組合等の農林漁業団および農民資本を主体とする法人等によつて農山村において小水力発電事業が行なうるよう制度上の措置を講ずること。(二)右に関連し発電電力を電気事業者等に売電する場合における売電単価について、起業者が不利にならないよう配慮すること、(三)発電施設の建設等に要する資金について、長期かつ低利な融資等の助成措置を講ずること。

二、請願の議決理由

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十七年五月七日

○第四十回国会 衆議院会議録追録（四）

請願に関する報告書
〔第四十五号（その一）参照〕

農林水産委員会

農林漁業振興に関する請願（請願者　鹿児島県町村会長長井正維）（池田清志君紹介）（第四九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新農政は、農山漁村振興の総合的施策であり、町村行政との関連において実施し、かつ、町村長の強力な指導と責任の下に推進することが一層必要であるから、政府はすべからく町村長の地位と責任を重視し、その総合一元的指導のもとに新農政を推進しうるよう次記事項の措置を講じられたいというのである。（一）農業関係対策としては、農業構造改善事業の推進のため、(1)市町村、都道府県および国との間の協力関係、職分および責任の分担関係等を明確化すること、(2)市町村長は、議会、農業委員会、農業団体等の代表者で構成する協議会の意見を聞き、計画を樹立するものとすること、(3)価格、流通等に関し食糧管理制度等を総合的に検討し、構造改善合理化措置を講じ、合せて価格安定対策を強化して、生産の選択的拡大をはかること、(4)農業近代化資金の利子は、農家負担年利率五分を上まわらぬよう措置すること、等、（二）林野関係対策としては、(1)国、公、私有林を通じて立地条件に適合した流理総合措置を講じること、(2)公有林管理改善のため、経営計画、資金計画の作成および助成、融資、林野購入資金の融資等につき法的措置を講じること、等、（三）漁業関係対策としては、(1)沿岸漁業振興の総合計画を樹立し、地方公共団体がこれを行なうよう法的措置を講じること、(2)漁業経営規模の合理化、生産の共同化を促進し、漁業権の流理再配分、許認可等の制度の改善措置を講じること、等

二、請願の議決理由

新農政を推進する場合において町村行政との関連において実施し、かつ、町村長の強力な指導と責任の下におくべきことは当然のことであり、かかる見地から本請願の趣旨は妥当なものと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

米価審議会運営に関する請願（請願者　福島県議会議長山口一男）（亀岡高夫君紹介）（第五〇三八号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第五〇九一号）、同（請願者　長野県議会議長中村治郎）（増田甲子七君紹介）（第五一四〇号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第五二五二号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第五三四〇号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第五七六二号）及び同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第五九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行米価審議会制度は、昭和二十六年に発足以来米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議し、国民食生活の安定と農業所得の向上に寄与して来たが、過般政府においては、米価審議会の委員中生産者代表の数を減らすとともに、従来公開を原則として来た本会議を非公開とする意向を明らかにした。ついては、このことは生産農民の心理に重大な影響をおよぼすおそれがあるので、現行制度はこれを維持し、その運用の円滑を期し、もつて国民食生活の安定と国家経済の伸張に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

米価がどのようにして決定されるかは生産農民及び消費者の双方にとつて重大な関心事であり、米価審議会の運営についてこれを従前通り公開を原則とされたい等という本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

北洋さけます漁業の自主規制措置に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第五〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伝えられるさけ・ます漁業に対する国内自主規制の措置案は、すでに準備を控えている関係漁業者にとつてはまことに重大な死活問題であり、業界はこれがため非常な混乱をきたしており、この漁業の盛衰については岩手県においても常に重大な関心を持つているものである。ついては、これが決定にあたつては関係漁業者の意見を十分に尊重し、適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

さけ・ます漁業については、特にこれが資源の維持を図ることの重要性はもとよりであるが、他面これがため規制を受ける漁業者に対しては、業者間の相互扶助と相まつて、政府においても他種漁業への転換措置を講ずる等漁業者の生活に不安ならしめるよう措置することは適切であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

岩手県内在庫冷凍さんまの滞貨に対する応急措置等に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第五〇五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十六年度において政府はさんま魚価対策として漁業調整組合法を制定し基準価格を定め、これが励行と協力を関係業者に強く要請され、岩手県下業者はあげてこの要請に協力して、さんま総水揚高の約七十二パーセント五万四千トンを冷凍処理したところ、漁期後半に常磐地区において生産調整が乱れ、基準価格が全く無視された結果、同県産地冷蔵庫は現在不利なコスト高の製品約二万トンを滞貨し、市況は荷動き皆無のこう(膠)着状態となり、しかも金融機関に対する冷凍資金の償還期限を目前にひかえ、困惑している。ついては、緊急事態に即応した金融措置を早期に実現するとともに、魚価安定基金制度を刷新し、冷凍さんまの最低価格を保障する等の諸施策を講ぜられたいというので

ある。

二、請願の議決理由

さんまは、多獲性大衆魚として代表的のものであり、これが魚価を維持し、中小漁業者の経営の安定を期することは、漁業政策上重要なことである。かかる見地から本請願の趣旨は、当面さんまの滞貨処理を円滑ならしめるとともに根本的には魚価安定基金法及び漁業生産調整組合法のより効果的運用を図らんとするものであつて、妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

果樹農業振興に関する請願（請願者　長野県小県郡東部町大字滋野青木八十八）（羽田武嗣郎君紹介）（第五〇九二号）、同（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町字下頓別小川市三）（松浦周太郎君紹介）（第五一三二号）、同（請願者　宮城県本吉郡津山町横山本町七十四番地の一後藤昇一）（愛知揆一君紹介）（第五二四〇号）、同（請願者　長野市大字北長池千六百二十一番地朝陽農業協同組合長土屋佳一外六名）（小坂善太郎君紹介）（第五五四三号）、同（請願者　北海道空知郡上砂川町西山一番地狩野竹次郎）（渡辺惣蔵君紹介）（第五八五一号）、同（請願者　青森県三沢市花園町中川原実）（森田重次郎君紹介）（第五九四〇号）、同（請願者　群馬県吾妻郡吾妻町三島田中鍋十郎外十一名）（栗原俊夫君紹介）（第六〇〇五号）及び同（請願者　北海道空知郡上砂川町鶉三十七番地衆敬太郎外六名）（渡辺惣蔵君紹介）（第六一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本農業は特殊な生産機構と弱い経済力の上に立つ労力集約的生産であるが、国内生産機構と相異なる機構によつて生産される国外果物との競合は、わが国果樹農業の盛衰を支配することは明白である。ついては、バナナその他の果実および果実ジュース類ならびにこれに類する清涼飲料等の輸入の自由化に当たつては、わが国果樹農業振興の重要性にかんがみ、外国果物生産と競合のできる時期まで差し止めて、現下のわが国果樹農業の振興をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

成長部門としての果樹農業に対し、国内における十分な生産対策が確立されない以前において、これと競合するバナナその他の果実および果実ジュース類等の輸入を自由化すればその影響は甚大で果樹農業振興の阻害となることは明白である。かかる見地から本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

豚枝肉基準価格の地域差是正に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（有馬輝武君紹介）（第五八五二号）、同（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫外一名）（山中貞則君紹介）（第五九四三号）及び同（請願者　鹿児島県副知事金丸三郎）（池田清志君紹介）（第六一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は劣悪な営農条件にあるため、今後の農政を畜産を主体とする営農形体に改善することによつて農業生産を高めることに重点をおいて推進しており、このたび畜産物価安定法に基づく畜産振興事業団買上げが実施されたことは豚価不安定の折柄、時宜を得た措置であるが、しかし、昭和三十七年度の同事業団買上げ豚枝肉安定基準価格一キログラム二百五十円、産地買上げ価格二百十円と四十円の格差をつけたことはまことに遺憾であり、このような大きい格差では、その再生産確保の困難性はもちろん、政府の企画される地域周所得差の解消による後進県経済たて直しも所期の目的を達成できないと思量される。ついては、基準価格との格差を縮小した産地買上げ価格を決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

養豚農家の経営の安定をはかるため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

畜産振興対策に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（山中貞則君紹介）（第五九四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

流通部門における非近代的実態が畜産振興をはばむ要因となつているから、次の事項を措置されたいというのである。（一）畜産振興事業団買入れ市場に東京芝浦と（屠）場を指定するとともに、同と場は旧態依然として非近代的取引がなされているので、これが整備合理化をはかること、（二）畜産振興事業団の買上げについては、現行地域差を解消し、全国同一価格により買上げること、（三）生産費に占める飼料費の比率が高いので、飼料価格の引下げについて適正な方策を確立すること。

二、請願の議決理由

畜産物価格の不安定なかんずく豚肉価格の不安定の現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　野原　正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

運輸委員会

岩日線広瀬、日原間鉄道敷設に関する請願（請願者　山口県岩国市長土肥京一外十三名）（櫻内義雄君紹介）（第五一号）、同（請願者　山口県岩国市議会議長石井司）（細田吉蔵君紹介）（第二一四号）、同（請願者　島根県益田市長伊藤正男）（大橋武夫君紹介）（第一〇六一号）、同（請願者　山口県玖珂郡錦町議会議長為川利作）（小澤太郎君紹介）（第一〇六二号）、同（請願者　山口県岩国市議会議長石井司）（櫻内義雄君紹介）（第一〇六三号）及び同（請願者　山口県玖珂郡錦町長樋口静恵）（竹下登君紹介）（第一〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県岩国と島根県日原を結ぶ岩日鉄道建設は沿線住民の水年にわたる悲願であるが、昭和二十七年十二月に岩日線建設が決定せられ、昭和三十五年に岩国、河山間の一部開通を見、さらに引き続いて河山、広瀬間の工事に着手され、昭和三十七年度末には完成の予定である。しかしながら、岩日線はその名の示すごとく、山口県岩国および島根県日原を結んではじめて、名実ともに陰陽連絡経済開発等所期の目的が達成せられるものである。ついては、地元住民の積年の宿願である岩日線広瀬、日原間を岩国―広瀬開通に引き続いて建設されたいというのであ

る。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方産業の振興をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

老人の国鉄運賃割引に関する請願（請願者　東京都千代田区神田一ッ橋二丁目九番地日本教育会館内日本老壮福祉協会理事長古谷敬二外四百二十二名）（星島二郎君紹介）（第五二号）、同（請願者　栃木県栃木市祝町三百八十五番地の六平野春市外三千二百九十六名）（森下國雄君紹介）（第一〇〇号）、同（請願者　青森市浦町字奥野百五十番地工藤とし外百二十五名）（森田重次郎君紹介）（第二二五号）、同（請願者　山梨県北巨摩郡明野村上手三千九百四十九番地船窪久外八百十名）（内田常雄君紹介）（第三〇九号）、同（請願者　岡山市久米貝原寿二外千二十三名）（大村清一君紹介）（第三一〇号）、同（請願者　静岡県磐田市新出三百三十六番地鈴木治吉外七百九十名）（竹山祐太郎君紹介）（第三一一号）、同外二件（請願者　静岡県浜松市広沢町九十八番地加瀬秀造外三百十名）（中村幸八君紹介）（第三一二号）、同外一件（請願者　静岡市東鷹匠町九十七番地川田長衛外二百十九名）（西村直己君紹介）（第三一三号）、同（請願者　静岡県周智郡森町大宮千百七十五番地の四竹中正春外百八十一名）（足立篤郎君紹介）（第三五六号）、同（請願者　静岡県庵原郡由比町由比鈴木恒外百四十名）（神田博君紹介）（第三五七号）、同外一件（請願者　静岡県清水市下清水六百十三番地堀内寅平外四十七名）（佐藤虎次郎君紹介）（第四〇五号）、同（請願者　岡山市三番町三十五番地前田好子外五百三十四名）（藤井勝志君紹介）（第五五〇号）及び同外二件（請願者　岡山県邑久郡長船町飯井清水武男外八十五名）（逢澤寛君紹介）（第六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄旅客運賃割引には小人割引、学生割引の制度があるのに、社会の貢献者であり、かつ、経済力のない老人に老人割引制度がないのは不公平であるから、老人福祉問題解決の一手段として、七十歳以上のすべての老人に対し、国鉄旅客運賃五割引制度を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

国鉄の公共性にかんがみ、社会政策的見地より請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律による乗車券の家族共用に関する請願（請願者　大津市白玉町四十番地滋賀県傷痍軍人妻の会長北川静枝）（宇野宗佑君紹介）（第二一三号）、同（請願者　京都市中京区夷川通り東洞院西入ル京都府傷痍軍人妻の会山科千鶴子）（小川半次君紹介）（第三一四号）、同（請願者　高松市宮脇町五百五番地香川県傷痍軍人妻の会浪越君子）（加藤常太郎君紹介）（第三一五号）、同（請願者　長野県松本市県町北区二千二百十七番地宮下方松本市傷痍軍人妻の会長渡辺まさ子）（増田甲子七君紹介）（第三五八号）、同（請願者　松山市府中町一丁目一番地愛媛県傷痍軍人妻の会長永井和子）（關谷勝利君紹介）（第五一六号）、同（請願者　新潟県西蒲原郡黒埼村大字黒鳥五千九百七十四番地久住知子）（高橋清一郎君紹介）（第五四九号）、同（請願者　千葉県船橋市本町五十九番地船橋市日本傷痍軍人妻の会大西ッヤ子）（始関伊平君紹介）（第五九〇号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通社会事業会館内兵庫県傷痍軍人妻の会長藤井節子）（大上司君紹介）（第六一七号）及び同（請願者　熊本市内坪井町百七十五番地戸次久子）（松野頼三君紹介）（第一六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十年に「戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律」が制定されたが、同法は戦傷病者のみを対象にしていてその家族には適用されないため、戦後長年月を経た今日でも国立病院や療養所等で一歩も外出できずにいる戦傷病者を、その妻や家族がわずかな生計費もさけず見舞いに行けない状態にある。ついては、同戦傷病者の国鉄無賃乗車法による乗車券を戦傷病者の家族にも共用できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国鉄の公共性にかんがみ、実情に即して、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

赤穂線の早期全線開通等に関する請願（請願者　岡山県知事三木行治外十四名）（逢澤寛君紹介）（第四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄赤穂線の全線開通を目前にひかえて、次の事項を計画実施されたいというのである。（一）全線を早急に開通すること、（二）赤穂以西についても、電化計画を樹立すること、（三）全線開通の上は、急行列車ならびに準急電車を運行すること。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

宇野、高松間海峡連絡鉄道の早期実現に関する請願（請願者　岡山市議会議長花岡太郎）（逢澤寛君紹介）（第四三七号）、同（請願者　高松市議会議長上枝正行）（福家俊一君紹介）（第五一七号）及び同外一件（請願者　鳥取県米子市議会議長上田哲雄外一名）（赤澤正道君紹介）（第九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陰、山陽と四国を結ぶ宇野、高松間の輸送力の増強は、地元住民の多年の宿願であつたが、過般「岡山県宇野付近より香川県高松に至る鉄道」が新たに予定鉄道線路に加えられたことは地元住民の非常な喜びである。ついては、右記予定線を調査線に編入のうえ、早急に調査を完了し着工の運びとなるよう格段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国鉄道網の整備をはかり、地方産業の振興に資するため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
運輸委員長　簡牛　凡夫
衆議院議長清瀬一郎殿

大畑、大間間鉄道敷設に関する請願（請願者　青森県下北郡大間町長中島徹夫外十二名）（三浦一雄君紹介）（第四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県下北半島を開発し、最短距離による北海道との連絡を期するための大間鉄道の敷設は、大湊線に続いて昭和十四年大畑町まで開通されたが、その先大畑、大間間二十九キロの工事は桑畑までの十六キロの至難の基礎工事を完成し、残り十三キロの比較的平易な工事を残すのみにして太平洋戦争突入により中断されて今日に至つている。この鉄道が完成されて大間港の修築がなると一時間で本州と北海道の連絡がなるばかりでなく、下北半島の産業開発、文化の興隆に大きな役割を果たすことができる。ついては、大畑、大間間の鉄道敷設をすみやかに着手されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興をはかる等のため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
運輸委員長　簡牛　凡夫
衆議院議長清瀬一郎殿

大間港修築等に関する請願（請願者　青森県下北郡大間町長中島徹夫外十二名）（三浦一雄君紹介）（第四三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在本州、北海道の連絡は、青森、函館を結ぶ青函連絡航路一線のみで現下両港輸送能力より推定するに貨客の輸送上万全を期し難い実情にあるが、大間港は、本州、北海道最短距離にあり、同港を修築して大間、函館間航路を新設すれば、青森、函館間百十三キロに比し、大間、函館間は三十キロにして、時間短縮、燃料節約は大なるものがある。ついては、大間港の修築工事を実施速成され、大間、函館間新航路を開設するとともに、大間鉄道をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
青函輸送の実情にかんがみ、輸送力の増強を図るため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
運輸委員長　簡牛　凡夫
衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島郵船株式会社・十島村・三島村および大島運輸株式会社は、ともに離島航路整備法に基づく特別の助成措置を受け、鹿児島・奄美大島航路の旅客定期航路事業に従事しているが、この航路は台風常襲地帯の海域である上、港湾施設が完備されていないので、天候に災いされる率が高く、また事業経営に多数の人員を要すること、船舶建造費が高く、補修費がかさむ等の事情により、各社とも航路補助金を受けても、なお赤字経営を免れることができない現状である。ついては、各社の欠損を完全にうめることができるよう、航路補助金の大幅な増額等を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該海域の実情並びに当該会社の経営状況にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
運輸委員長　簡牛　凡夫
衆議院議長清瀬一郎殿

福知山線大阪、宝塚両駅間の複線電化に関する請願（請願者　兵庫県伊丹市長伏見正慶外十七名）（山口丈太郎君紹介）（第五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄福知山線（大阪、宝塚間）の複線電化は関係都市住民のひとしく熱望しているところであるが、最近特に同線沿線の開発はめざましく、各種住宅ならびに会社工場等の建設は日を追つて増加の一途をたどり、加えて宝塚方面の観光施設の拡充等に伴う観光客の激増はもはや既設交通機関のみではその需要に応じきれない現状である。ついては、国鉄関西支社において新五箇年計画として、大阪、宝塚間を複線化し、大阪第二環状線と結んでディーゼルカーを運行する計画を策定したというので、ぜひともこの計画を早急に実現するとともに、さらに電化の実現を期されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該沿線住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
運輸委員長　簡牛　凡夫
衆議院議長清瀬一郎殿

東京都滝野川銀座副道に鉄道踏切設置の請願（請願者　東京都北区滝野川銀座六丁目五十五番地滝野川銀座商店街協同組合理事長水谷三郎）（鈴木仙八君紹介）（第六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都北区滝野川六丁目より板橋区板橋六丁目に至る旧中仙道の国電板橋駅北側に現存の国鉄線踏切は、板橋駅本屋と板橋貨物積卸場の中間に位置する踏切であるが、現在同踏切を通過する国電山手線旅客電車、通過列車、貨物列車の総数は一日約二百三本の多きに達しており、そのつど踏切横断は遮断され、一般人はもちろん、あらゆる車両の通行は阻止されて非常に不便である。この混乱した交通状態を緩和する一方法として、現踏切にもつとも近接したところに旧玉川上水を埋め立てた道路があり、板橋区側の駅前広場に直面しているので、この地点に新たに現踏切と同時に開閉できる踏切を設け、新旧踏切をそれぞれ一方交通として規制すれば、交通難は解消すると思量する。ついては、すみやかに同地点に新踏切を開設するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
運輸委員長　簡牛　凡夫
衆議院議長清瀬一郎殿

信越本線軽井沢、長野間電化促進に関する請願（請願者　長野県議会議員滝沢登）（中澤茂一君紹介）（第八〇八号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第八〇九号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第八一〇号）、同（請願者　長野県議会議員羽田武嗣郎君

紹介）（第九八一号）、同（請願者　長野県議会副議長村田巌）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇四六号）、同（請願者　長野県議会議員横前利夫）（中島巌君紹介）（第一一一九号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三一九号）及び同（請願者　長野県議会議員佐藤武久）（井出一太郎君紹介）（第一三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越本線の改良促進については、碓氷峠のアプト区間の改良工事が順調に進んでおり、加えて高崎、横川間の電化、複線化工事も国鉄理事会で決定されていると聞くが、信越本線の近代化をはかるためには、あくまで観光地としてばかりでなく、工業地帯としても近年その発展が注目されている軽井沢以西の近代化が同時に行なわなければ、アプト区間の改良も意義が半減されると思われる。ついては、昭和三十八年六月までに軽井沢まで電化すると同時に、軽井沢、長野間の電化も完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

甲府、長野間国鉄複線電化に関する請願（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第八一一号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第八一二号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第八一三号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第九八二号）、同（請願者　長野県議会副議長村田巌）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇四七号）、同（請願者　長野県議会議員横前利夫）（中島巌君紹介）（第一一二〇号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三二〇号）及び同（請願者　長野県議会議員唐木田藤次郎）（井出一太郎君紹介）（第一三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

甲府、長野間の国鉄輸送力増強について、特に、今回辰野、上諏訪間の電化工事実施が決定されたが、同沿線地帯は、産業経済ならびに観光開発が近時著しく進展しているので、東京オリンピック開催時までには甲府、長野間国鉄複線電化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を増進するため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月六日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県下の国鉄貨物集約輸送是正に関する請願（請願者　福島県議会議長山口一男）（木村守江君紹介）（第九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄は経営の合理化、貨物輸送のスピード化等を理由に、福島県下全般にわたり貨物取扱駅の集約計画を進め、若干の線区においてはすでに実施されつつある。この集約計画は聞くところによれば、常磐線平以駅北二十五駅中九駅、会津線、磐越西線四十三駅中三十二駅をはじめ、東北本線、水郡線および磐越東線等においても貨物取扱を廃止する駅が多数にのぼるとのことであるが、これが実施されれば同県産業経済の発展は著しく阻害されることは明らかである。ついては、国鉄貨物集約輸送の是正、計画の再検討等により福島県産業の発展と県民生活の向上に即応すう、適切な措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興に寄与するため、実情に即して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄山野線及び宮之城線の貨物取扱駅集約反対に関する請願（請願者　鹿児島県大口市朝日町大口市商工会内伊佐地区鉄道貨物輸送対策協議会長田島栄蔵外十二名）（池田清志君紹介）（第一一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄山野線および宮之城線に対する集約輸送は、第一回の集約を昭和三十六年十月実施されたが、この実績を見ると、横持料の問題等種々の問題が生じ、特に農、林業団体においては困惑し、いまさらながら地元民の不利不便を痛感している。ついては、このたびのディーゼルカー運行開始とともにますます国鉄の利用も増加すると思われるので、今後予定されている菱刈、羽月、山野各駅の集約に反対するというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄大口機関区の存置等に関する請願（請願者　鹿児島県大口市長森田盛之助外一名）（池田清志君紹介）（第一一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄大口機関区の存置等に関する請願（請願者　鹿児島県大口市長森田盛之助外一名）（池田清志君紹介）（第一一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄大口機関区は、貨客分離による機関庫の引き上げと同時に廃止され、新たに購入した八両のディーゼルカーは鹿児島機関区に配置されるときくが、かくては、大口市（鹿児島県）に及ぼす影響は絶大なるものがあるので、新規購入八両のディーゼルカーを大口機関区に配置するとともに同機関庫を従来どおり存置されたい。また、新ダイヤ編成に際しては準急第二あぴの号を栗野駅に停車するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、実情に即して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

離島航路補助金の増額に関する請願（請願者　鹿児島市平之町三十二番地能勢金雄）（宇田國榮君紹介）（第一一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

離島航路事業の公共性にかんがみ、離島航路整備法に基づへ航路補助が措置されているが、最近における諸物価の高騰、従業員の人件費増高等により、航路事業者は、苦難な赤字経営を余儀なくされている現状であり、一方大衆の経済負担力から見て、運賃値上げはとうてい考えられないところで

あり、このまま推移すれば、各事業者とも重大な危機に見舞われることは必至である。ついては、航路補助金を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

離島航路事業の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄自動車加治木線蒲生駅の貨物取扱いに関する請願(請願者　鹿児島県姶良郡蒲生町長小山田政弘外一名)(村山喜一君紹介)(第一五〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄自動車加治木線蒲生駅は昭和三十六年十月一日から貨物取扱を一方的に廃止されたので、陳情した結果、加治木駅の被集約駅である帖佐駅の被統合駅として取り扱われ、帖佐駅の第二集配区域として旧集配地区が追加指定されたが、指定区域内は、従来は自分の労力で処理していたため必要としなかつた集荷料、配達料を業者が負担することになり、五十キログラムにつき四十円の運賃負担増となつており、さらに指定区域外は帖佐駅まで取りに行かなければならず、住民の不便は解消されていない。ついては、蒲生町駅で貨物を取り扱い得るよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、実情に即して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

川内市の川内川河口に水中貯木場建設に関する請願(請願者　鹿児島県川内市長橘山正元外一名)(池田清志君紹介)(第二〇六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内市は、自然的、社会的諸条件において、南九州唯一の工業立地の適地として将来性に恵まれており、さらに川内川の水質が貯木場にも最適であることが科学的に証明され、暴風雨においても絶対に危険性がないなど貯木場としての諸要件を具備している。ついては、川内川河口に水中貯木場を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地域の立地的好条件にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄の倉庫業経営反対に関する請願(請願者　北海道小樽市南浜町小樽倉庫協会長吉村弘之助)(島本虎三君紹介)(第二六七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本国有鉄道においては、今般、営業の範囲を拡大して倉庫営業に積極的進出をはかる構想をたて、着々と準備進行中の趣であるが、元来国鉄のような巨大な全国的組織と資本および権力を有する公共団体が私企業に進出することは、その形態のいかんを問わず不当に民間企業を圧迫するものである。国鉄の右計画が、駅構内の滞貨を一掃し、貨車のか(稼)働率を引き上げて輸送力の増強をはかるためとしても、これらの貨物は本来の倉庫貨物ではなく、すみやかに配達を要するものであるから、荷さばき施設(駅上屋等)の増強が解決の重点であり、倉庫の建設が真にやむを得ないものなら、民間倉庫業者に対して国鉄所有地を解放し、建設資金の融資あつ旋をはかつて民間私企業の育成を考慮すべきが至当である。よつて国鉄の倉庫業経営に反対するというのである。

二、請願の議決理由

国鉄の公共性にかんがみ、私企業の健全な発達に資するため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

有明湾沿岸に港湾建設に関する請願(請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉)(二階堂進君紹介)(第二七二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島は林産、農産、地下資源等各種豊富な資源を有しながら、地理的条件に恵まれないため産業開発が遅れているが、同地区の工業立地条件はきわめて良く、今後、木材化学工業、製鉄工業地帯として有望である。ついては、一万トン級以上の船を留める港湾施設を、大隅半島東部の有明湾沿岸(肝属郡東串良町柏原より鹿屋郡大崎町菱田川に至る約十三キロの海岸)の適当な位置に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における産業の開発を促進するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

古江線高須駅、根占町川北間鉄道敷設予定線の調査線編入に関する請願(請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉)(二階堂進君紹介)(第二七二九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄古江線高須駅から根占町川北(鹿児島県肝属郡)に至る鉄道を敷設することは、過去十数年の間地元市町村民の熱望してきたところであり、同地方の豊富な資源の躍進的な開発上重要であるばかりでなく、南方諸地域との交通上にも絶対不可欠の要件である。ついては、国鉄古江線高須駅を起点に根占町川北に至る鉄道敷設予定線をすみやかに調査線に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

日豊線国分駅、古江線海潟駅間の鉄道敷設促進に関する請願(請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉)(二階堂進君紹介)(第二七三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国分、海潟間鉄道敷設予定線は、日豊線国分駅から鹿児島湾岸に沿つて南下し垂水市海潟において古江新線と連絡し、志布志線とともに大隅穀倉地帯を循環する産

業動脈を形成するものであり、同線の敷設は大隈地区開発上きわめて緊要である。ついては、昭和三十五年度予算で国分地区の用地買収も完了し、工事着工を待つのみとなつているから、三十七年度においてぜひとも本格的工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

菱刈駅の貨物取扱い存続に関する請願（請願者　鹿児島県伊佐郡菱刈町長松崎忠）（池田清志君紹介）（第三三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県伊佐郡菱刈町の湯之尾駅の貨物取扱は、国鉄経営合理化対策により昨年十月から廃止され、さらに近く同町の菱刈駅も廃止が計画されているやに聞きおよんでいるが、同町として町内貨物取扱駅が全廃されることは、町内農林業者におよぼす影響が大きく、肥料、農薬、購買品および農林産物販売等に対する運賃等町民は多大の経済負担を受けねばならなくなる。ついては、菱刈町行政区域内に、貨物取扱駅として菱刈駅だけは存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島本線及び日豊本線の全線複線化に関する請願（請願者　宮崎市長有馬美利）（池田清志君紹介）（第三四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南九州経済開発の動きは近年鹿児島、宮崎両県をあげて激しく展開されており、国においても低開発地域開発法、新産業都市建設促進法等を制定して、工場誘致、地域産業の育成等、第二次産業形式において着々とその進展をみつつあり、また同地方は最近の九州観光ブームの焦点として、観光面の開発も目覚ましいものがあるが、これらの成否はかかつて輸送力の増強にあると思量する。ついては、鹿児島本線は熊本までその複線化が決定しているが、南九州経済開発をより一層促進充実するために、鹿児島本線の全線複線化をはかるとともに、日豊本線の全線複線化を計画具体化されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便をはかる等のため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

特急はつかりの小牛田駅停車に関する請願（請願者　宮城県遠田郡小牛田町長今野慶太郎外四十名）（愛知揆一君紹介）（第三七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線小牛田駅は、陸羽東線、石巻線の分岐点として交通上の要衝に位し、石巻、女川を中心とする東北一の魚港群および鳴子、赤倉、瀬見等の温泉観光地をひかえ、仙北における経済の中枢たる石川、岩出山等を持ちながら、特急「はつかり」の停車駅となつていないが、これは商取引業者や観光客の不便ばかりでなく、陸羽東、石巻沿線の市町村の経済発展を阻害する原因ともなつている。ついては、経済、文化、観光の重要性からいえば小牛田駅は特急停車駅である一ノ関駅の比でないから、小牛田駅を特急「はつかり」の停車駅とされたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

私鉄運賃値上げ反対に関する請願（請願者　東京都品川区中延一丁目三百三十三番地岡田勝江外千九百八十五名）（島上善五郎君紹介）（第三七〇五号）、同（請願者　神奈川県川崎市東古市場一丁目二番地内藤次郎外百七十三名）（川上貫一君紹介）（第五五四五号）、同（請願者　東京都大田区原町二十二番地三栄産業労働組合金子栄一外百九十三名）（志賀義雄君紹介）（第五五四六号）及び同（請願者　東京都大田区市場町二十八番地渡辺ノブ子外百三十二名）（谷口善太郎君紹介）（第五五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私鉄大手十四社から申請されている運賃値上げは案は、国民生活に大きな打撃を加えるものであるから、これに反対するというのである。

二、請願の議決理由

当該運賃の引上げが国民生活に及ぼす影響の大なることにかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄新線建設資金等に関する請願外一件（請願者　兵庫県明石市大蔵町四丁目二千三百四十一番地初谷正外十名）（前田榮之助君紹介）（第三七〇六号）及び同外二件（請願者　神戸市垂水区東垂水町川人久雄外二十名）（坂本泰良君紹介）（第四七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄運賃の値上げは、諸物価値上がりの原因となり、ますます生活が苦しくなるから反対である。ついては、今までのやり方を改め、次のことを実現されたいというのである。（一）国の政策に基づいて毎年新線建設をしているが、この建設費は政府で出資すること、（二）これまで建設資金として政府から借り入れた利子負担は当然免除すること、（三）通勤、通学の割引分や赤字線区の赤字分は国家で補償すること。

二、請願の議決理由

国鉄財政の実情にかんがみ、一般利用者の負担力をも勘案し、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

地下高速鉄道建設工事に伴う損失補償に関する請願（請願者　東京都港区赤坂新坂町二十八番地　社団法人東京実業連合会長黒川武雄外一名）（田中榮一君紹介）（第三七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地下高速鉄道建設工事に伴う沿道家屋その他の建造物に対する損害については、起業者もしくは工事請負者が適宜応急措置として居住、営業に支障のないよう修理することを誓約しているが、実際には相当期間あるいは工事期間中放任している事例が多く、被害補償についても当局の被害調査、被害額積算等の作業は一向に進まず、沿道被害者の混迷とえんさの声はますます高まりつつある。また同工事による交通マヒは沿道住民の社会経済活動を著しく阻害し、ことに商業活動の規制は、営業の中止、休止の事態まで引き起こしており、物心両面の損害は全く測り知れないものがある。ついては、地下高速鉄道建設工事に伴う沿道住民の建物および営業上、精神上の損害に対する補償基準を策定してすみやかに補償措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

大都市においての地下鉄工事量が著しく増加している実情にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

唐津、呼子、伊万里線の調査線編入に関する請願（請願者　佐賀県東松浦郡呼子町長落合勝郎）（保利茂君紹介）（第三八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

唐津市より呼子町を経て伊万里市に至る間は、昭和三十六年五月十二日鉄道建設審議会において国鉄新線建設予定線に編入されたが、同区間の鉄道が完成されたあかつきには、壱岐より博多港までの航海時間三時間四十分を、呼子港までの一時間十分と大幅に短縮するのみならず、海上輸送の安全率も高く、かつ沿線は玄海国立公園の中心地点にあつて観光面に資する役割も大きく、工業面から見ても九州で残された唯一の臨海工業地帯の適地として伊万里湾の工業立地条件は著しく改善され、さらに玄海灘の豊富な海産資源や沿線の農産物の輸送などにひ益するところもまことに大である。ついては、唐津、呼子、伊万里線を調査線に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

井原線敷設に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（星島二郎君紹介）（第四〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山市、総社市間の吉備線を延長し、広島県深安郡神辺町において福塩線に接続する井原線の鉄道敷設は、同沿線一帯が岡山県南西部および広島県東南部の産業経済の中心地域であるとともに、未開発の資源も多く、特に最近岡山県南部の広域都市計画の推進、水島臨海工業地帯の飛躍的発展、さらに福山市および笠岡市沖への日本鋼管の進出決定等により、ますます重要となつている。ついては、関係地域住民の切実な要望と地域産業経済の発展状況を賢察され、すみやかに井原線の鉄路による建設が行なわれるよう要望するというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興をはかる等のため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

岩手和井内駅の貨物取扱い存続に関する請願（請願者　岩手県下閉伊郡新里村長和気作之丞外三名）（山本猛夫君紹介）（第四〇七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近伝えられるところによると、小本線岩手和井内駅の貨物取扱業務を廃止して茂市駅に集中する計画があるよしであるが、岩手和井内駅は小本線で最も多量の木炭出荷駅で駅頭には木炭倉庫が軒を連ねており、さらに和井内部落と茂市駅との距離を考えるならば、同駅の貨物取扱業務を中止することは地元民に多大の不便と犠牲を与えるものである。一方、岩手和井内駅は構内広く、貨物置場も現状のままでたり、なんら施設を加える必要なく、小本線ディーゼル化とからんで集約化することは全然理由がない。ついては、岩手和井内駅の貨物取扱いを存続させるよう、また国鉄当局は表面上集約の理由を発見しないとき、同駅に対する貨車の配車を意識的に激減させることなく、配車を円滑にされるよう、あわせて措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

尾道市久保町地内防地口付近に旅客専用停車場設置の請願（請願者　広島県尾道市久保町本通三浦昌夫）（内海清君紹介）（第四一二四号）、同外三十八件（請願者　広島県尾道市久保町五百八十四番地の五株式会社啓文社長手塚景三外三十八名）（高橋等君紹介）（第四二一二号）、同外四件（請願者　広島県尾道市久保町五百六十六番地尾道市教育委員長内海省三外九十九名）（永山忠則君紹介）（第四二一三号）、同外四十九件（請願者　広島県尾道市長青山俊三外五十一名）（重政誠之君紹介）（第四二六九号）、同外二件（請願者　広島県尾道市久保町本通犬石五六）（内海清君紹介）（第四八三五号及び同（請願者　広島県尾道市久保町村上惣太郎）（高津正道君紹介）（第四九一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽本線の中央に位する広島県尾道駅に乗降する旅客の数は、一日七万人を越えることも少なくなく、この乗降客も逐年増加の傾向をたどつているが、旅客の大半は尾道市の東部にある商店街、歓楽街、多数の工場等へおもむく者であつて、同市東部にローカル線専用駅が設置されないことには旅客の不便はこの上なく、東部発展の一大支障ともなつている。ついては、松永湾総合開発推進に伴う利用者数の激増に対処する上からも尾道市久保町地内防地口付近に旅客専用停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるた

め、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

野岩羽線敷設促進に関する請願（請願者　福島県議会議長山口一男）（八田貞義君紹介）（第四一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奥会津地方は、豊富な森林資源と未開発地下資源に恵まれており、これら資源の開発が福島県の産業・国家経済の発展に及ぼす影響はきわめて大きいが、開発の基盤ともいうべき交通条件とりわけ鉄道輸送については、その確保が多年にわたり要望されているにもかかわらず、依然として実現されないままでいるのは遺憾である。ことに地域住民が期待している野岩羽線の敷設は、奥会津地方の未利用資源を開発するとともに福島県と栃木県および京浜地区とを結ぶルートとしてきわめて重要な役割をもつものと考えられる。ついては、奥会津地方の未開発資源を開発し、また地域の所得格差是正のため、すみやかに野岩羽線の敷設に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

蕨、南浦和両駅間に駅設置の請願（請願者　埼玉県川口市長大野元美）（福永健司君外一名紹介）（第四二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに国電京浜東北線蕨駅と浦和駅との間に南浦和駅が新設され、その区間距離は大幅に短縮されたものの、なお蕨駅と南浦和駅との距離は二・八キロもあつて、国電北浦和駅より川口駅までの各駅間隔と比較しても一キロ以上も長いものであるが、蕨駅と南浦和駅とのほぼ中間にある埼玉県川口市芝地区（小字谷場、塚原、塚越、峰町、宮根、伊刈、柳崎）の発展は近年とみに著しく、これは同地区の住民の過半数が利用する蕨駅の乗降客数が昭和三十四年度比年間四百万人の増加となつて現われている事実からもあきらかであつて、今後同地区一帯の発展を考えると現在の駅間隔をそのまま見のがすことはできない。ついては、川口市における首都圏整備の総合的恒久策を樹立する必要からも、この際蕨、南浦和両駅間に新駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

私鉄運賃値上げ反対等に関する請願（請願者　東京都新宿区神楽坂東京理科大学生活協同組合大里一幸）（永井勝次郎君紹介）（第四四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私鉄運賃の値上げは、利用者の家計を直接圧迫するとともに、消費者物価の全般的な値上げに拍車をかけることになり、国民生活に大きな打撃を与える等の理由から反対である。ついては、次記事項を要望するというのである。（一）私鉄大手十四社の運賃値上げを認めぬこと、（二）公共料金の値上げは行なわないこと、（三）物価引下げ政策を具体化すること、（四）独占禁止法の運用を強化すること、（五）独占中心的な政治を改めること。

二、請願の議決理由

本問題の国民一般に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

私鉄運賃等値上げ反対等に関する請願（請願者　東京都千代田区都庁内東京都職員労働組合委員長長尾文吉外二千八百三十八名）（永井勝次郎君紹介）（第四四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の生活は所得倍増どころか昨年末からの急激な物価騰貴によつて一層苦しくなつているので、当面次記措置を講じられたいというのである。（一）私鉄運賃を値上げしないこと、（二）都営住宅の家賃を上げないこと、（三）新聞代を値上げしないこと、（四）公共料金、手数料等一切値上げしないこと、（五）住民税の引き上げを行なわないこと、（六）間接税を引き下げ、大衆課税を撤廃すること、（七）国税通則法を今国会で通過させないこと。

二、請願の議決理由

運賃、諸料金の値上げが国民生活に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

踏切道改善に関する請願（請願者　島根県鹿足郡津和野町糸賀英一外二百九十二名）（中島巌君紹介）（第四七三一号）、同外十四件（請願者　鳥取県西伯郡淀江町小浪小武茂外五千三百五十五名）（井岡大治君紹介）（第四八〇五号）、同外九十五件（請願者　静岡県浜松市安間町三十二番地渡瀬芳雄外二千五百三十七名）（五島虎雄君紹介）（第四八〇六号）、同（請願者　兵庫県豊岡市九日市中町四十三番地岡本十四夫外二百九十三名）（加藤勘十君紹介）（第四八三八号）、同外五件（請願者　静岡県浜松市浅田町七百三十一番地平野敏章外二千九百二十八名）（石橋政嗣君紹介）（第五〇四四号）、同外二件（請願者　島根県鹿足郡津和野町野広山本哲馬外二百十名）（肥田次郎君紹介）（第五〇八三号）、同（請願者　新潟県糸魚川市清崎二番地吉野秀夫外千九百四名）（肥田次郎君紹介）（第五一九九号）、同（請願者　仙台市原町小松島南市営住宅二十五号嶺村良助外二千二百三十四名）（北山愛郎君紹介）（第六〇一二号）及び同（請願者　兵庫県西宮市津門大箇町八十八番地兵庫県自動車運輸労働組合連合会執行委員長後藤匠外二百六十八名）（志賀義雄君紹介）（第六二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の踏切事故増大の大きな原因は踏切施設の不備に基因するものであつて、昨年度の運輸省調査によつてもただちに立体交差化を要するものが全国で四百箇所、無人踏切三万七千箇所のうち、ただちに改善しなければならない所が

四千六百箇所もあるといわれるが、このような現状にあつて行政当局は少しも改善しようとせず、この責任を直接踏切の安全にたずさわる踏切警手や列車運転者に転嫁している。ついては、踏切事故をなくすため次記事項のすみやかな実現をはかられたいというのである。（一）踏切道の改善に関し、抜本的な施策を実施すること、（二）踏切道の安全確保に努力している列車、電車などの運転乗務員、踏切保安人など関係労働者の立場を尊重し、必要な措置をとること、（三）鉄道事故の原因を正しく判断し、事故の再発を防止するためにも「鉄道事故審判特例法」を制定すること。

二、請願の議決理由

最近における踏切事故激増の実情にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき検討するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

踏切事故等防止に関する請願外三十七件（請願者　福島県安積郡富久小町八小田字北の林二十三番地中村幸平外九千八十六名）（山口丈太郎君紹介）（第四七六四号）、同外四十件（請願者　愛知県豊橋市向山町官有地谷山栄治外一万六千五百八名）（山口丈太郎君紹介）（第四八〇七号）、同（請願者　静岡県沼津市大岡三百三十八番地斎藤新二外四百六十三名）（加藤勘十君紹介）（第四八三九号）、同外二十五件（請願者　三重県亀山市下庄町二千三百六十二番地宮村清隆外六千百四十九名）（山口丈太郎君紹介）（第四八四〇号）、同外五件（請願者　三重県伊勢市一色町吉川国春外六千九百八十六名）（山口丈太郎君紹介）（第四八七〇号）及び同外四十七件（請願者　北海道旭川市十条十丁目青木恒止外一万二千六百二名）（山口丈太郎君紹介）（第五三七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の国鉄における踏切事故ならびに線路傷害事故の増大原因は、動力近代化による列車速度の飛躍的上昇と列車密度の増加に加え、自動車車両の増加による驚異的な交通量の増大にもかかわらず、鉄道専用軌道の独立性が放置されているためであるが、政府当局はこの原因を他に転嫁し、いたずらに動力車乗務員にのみ過酷な責任と労働強化を押しつけている。ついては、今国会において「踏切基本法」および「鉄道事故特別審判法」を制定し、交通政策の抜本的諸施策を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における踏切事故の激増にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき慎重に検討するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

川内港整備事業費増額及び水中貯木場建設に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元外一名）（池田清志君紹介）（第四八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内港は南九州における臨海工業地帯のかぎを握るものであり、同港の整備事業も着々と進展しているが、さらに同港の機能を十分に発揮させるため次記措置を講ぜられたいというのである。（一）三十七年度として予定されている事業のほかに、さらに導流堤二百メートルの延長、しゅんせつ六万立方メートルの施行、臨港道路三万五千七百五十平方メートルの装舗を加えて実施すること、（二）当初の港湾建設計画の一部を変更して貯木に最適の条件を備える川内川舟間島の北東岸九万九千平方メートルに水中貯木場を建設すること。

二、請願の議決理由

川内港の港湾機能の発揮に万全を期するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄生橋線建設事業促進に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第五〇五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄生橋線は、昭和三十二年に県民の三十有余年にわたる念願がかなつて着工をみるに至り、その後着々工事の推進がなされているが、いまだ総工事予算額二十二億三千万円に対する進捗率は四十五パーセントの実績であり、加えて昭和三十七年度の同建設線に対する予算配分措置は、悲観的情勢であると聞き及んでいることはまことに遺憾である。ついては、同路線は東北開発上の重大な意義を持つ幹線であるから、同線の復旧ならびに設建事業の早期完工を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかる等のため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

無人踏切整備に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第五〇九六号）、同（請願者　長野県議会議長中村治郎）（増田甲子七君紹介）（第五一四二号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第五一五八号）、同（請願者　長野県議会議員武川鋭）（井出一太郎君紹介）（第五二五九号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第五三四二号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第五七六五号）及び同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第五九六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時、自動車の激増等に伴う交通事故発生の惨状は、まことに目をおおわしめるものがあるが、交通事故防止対策のうち無人踏切の整備に関しては、国鉄、私鉄を問わず比較的等閑視されているので交通安全確保のうえに重大な障害となつている。ついては、無人踏切整備についてすみやかに適切な措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における踏切事故の激増にかんがみ、請願の趣旨につき特に善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

陸奥森田駅の貨物取扱い存続に関する請願（請願者　青森県西津軽郡森田村長外崎恭太郎外七名）（竹内俊吉君紹介）（第五一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　五能線陸奥森田駅の貨物取扱いが被集約化されるということであるが、同駅の発送到着の貨物は年間二万トンを前後し、さらに今後りんごの増産などにより相当量の増加が見込まれるのみならず、主貨物のりんごは寒冷温と吹雪によつて凍結するので、冬季猛吹雪に見舞われ通行が杜絶する同地方においては、保管倉庫が必要であるが、予想集約駅の五所川原駅あるいは木造駅は、非常に狭く、荷役施設も近代化されておらず、民間倉庫もすでに収容力不足である。したがつて、陸奥森田駅が被集約化されると、集約駅付近に保管倉庫を新設しなければならず、運搬料の負担や現在陸奥森田駅付近にある諸施設は遊休化するなど出荷業者の被むる損害は膨大である、ついては、陸奥森田駅を貨物取扱駅として存続されたいというのである。
二、請願の議決理由
　当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年五月七日
　運輸委員長　簡牛　凡夫
衆議院議長清瀬一郎殿

個人タクシー免許条件改正に関する請願（請願者　東京都北区神谷二丁目七番地吉田鉄次郎外二十五名）（鈴木仙八君紹介）（第五三二九号）、同（請願者　東京都北区滝野川六丁目七十五番地頸城鉄道バス運賃値上げ反対に関する請願（請願者　新潟県高田市仲町四番地県労協上越地区協議会山田徳治外二万六百六十三名）（猪俣浩三君紹介）（第五一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　新潟県頸城鉄道では、バス運賃の大幅値上げの申請をしているが、同運賃が値上げされれば利用者の家計に直接に響くことはもちろん他の物価をもつり上げ一層生活が苦しくなることは明らかである。ついては、頸城鉄道バス運賃の値上げに反対するというのである。
二、請願の議決理由
　当該運賃料金の値上げが利用者の家計に及ぼす影響の大なることにかんがみ、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十七年五月七日
　運輸委員長　簡牛　凡夫
衆議院議長清瀬一郎殿

個人タクシー免許条件改正に関する請願（請願者　東京都北区神谷二丁目七番地吉田鉄次郎外二十五名）（鈴木仙八君紹介）（第五三二九号）、同（請願者　東京都北区滝野川六丁目七十五番地飯塚文雄外二十五名）（中曾根康弘君紹介）（第五三三〇号）、同外一件（請願者　東京都北区稲付町五丁目九百二十九番地木村由之助外五十一名）（濱野清吾君紹介）（第五三三一号）、同（請願者　東京都北区神谷二丁目七番地吉田鉄次郎外二十五名）（福田赳夫君紹介）（第五三三二号）、同外七件（請願者　東京都世田谷区若林町五百四十一番地武本慎一外百八十一名）（稲富稜人君紹介）（第五三七七号）、同（請願者　東京都練馬区北町三丁目千四百八十一番地中里弘司外十二名）（秋田大助君紹介）（第五四四六号）、同（請願者　東京都足立区四ッ谷町三百八十五番地頬住彪外二十五名）（小沢辰男君紹介）（第五四四七号）、同（請願者　東京都葛飾区堀切一丁目十四番地の二阿部幸一外二十五名）（飯塚定輔君紹介）（第五四四八号）、同外一件（請願者　東京都足立区千住龍田町三十番地山崎栄太郎外五十一名）（稲富稜人君紹介）（第五四四九号）、同（請願者　東京都江戸川区小岩町五丁目二百八十五番地藤本晶作外二十五名）（大石武一君紹介）（第五四五〇号）、同外一件（請願者　東京都台東区浅草清川町二丁目四番地渡辺嘉吉外五十一名）（春日一幸君紹介）（第五四五一号）、同（請願者　東京都足立区千住緑町二丁目三十三番地登内重雄外二十五名）（菅野和太郎君紹介）（第五四五二号）、同（請願者　東京都中央区越前堀二丁目二番地榎戸由平外二十五名）（小島徹三君紹介）（第五四五三号）、同（請願者　東京都足立区千住大川町三十九番地中村光一外二十五名）（佐々木秀世君紹介）（第五四五四号）、同（請願者　東京都文京区表町九十三番地小堀貫信外二十五名）（竹山祐太郎君紹介）（第五四五五号）、同外一件（請願者　東京都豊島区千早町一丁目三番地白石一外三十七名）（玉置一徳君紹介）（第五四五六号）、同（請願者　東京都台東区浅草北清島町百三十九番地荒井倉吉外二十三名）（楯橋渡君紹介）（第五四五七号）、同（請願者　東京都目黒区上目黒五丁目二千三百九十一番地土倉鎌次郎外二十五名）（長谷川四郎君紹介）（第五四五八号）、同（請願者　東京都練馬区田柄町二丁目六千三百五十八番地関口専之助外十一名）（福田赳夫君紹介）（第五四五九号）、同（請願者　東京都練馬区下石神井二丁目千三百四十八番地仁平広外十一名）（門司亮君紹介）（第五四六〇号）、同外二件（請願者　東京都港区芝白金三光町二百七十三番地青木省一郎外五十名）（本島百合子君紹介）（第五四六一号）、同（請願者　東京都豊島区池袋二丁目九百五十四番地松原照明外二十六名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五四六二号）、同外三件（請願者　東京都江東区亀戸町六丁目二十三番地安田清吉外百三名）（稲富稜人君紹介）（第五六二三号）、同外一件（請願者　東京都足立区保木間町九百六十四番地池ノ谷時治外三十七名）（佐々木良作君紹介）（第五六二四号）、同（請願者　東京都台東区浅草日本堤四丁目六番地藤原銃吉外二十五名）（田中幾三郎君紹介）（第五六二五号）、同（請願者　東京都練馬区北町一丁目四百四十七番地鎌原幸亮外十二名）（玉置一徳君紹介）（第五六二六号）及び同（請願者　東京都練馬区豊玉北一丁目一番地二瓶梧郎外十二名）（本島百合子君紹介）（第五六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　個人タクシー免許条件中には妥当性を欠くところがあるため、高年齢層の中には過労の結果長期間病床に伏し、みずから運転に従事することもできず、家族の生活を維持することすら困難な状態に陥る者が続出するに至り憂慮に堪えない。ついては、個人タクシー免許条件を次のように改正されたいというのである。（一）代務運転者制度を緩和し、使用期間を病気全快まで認めること、（二）本人の死亡または病気のため、再起不能になつた場合、家族の生活を確保するために一定の条件のもとで譲渡もしくは譲受ができるよう許可すること。

二、請願の議決理由

個人タクシーの特殊性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

吉都線谷頭、万ケ塚両駅間踏切りの改良に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡山田町長志々目義重外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第五四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉都線谷頭、万ケ塚両駅間にある踏切りは、県道都城御池線（宮崎県北諸県郡山田町）より分岐して都城市（宮崎県）丸谷町に通じる幹線道路を横断する位置にあるが、鉄道線路が約八メートル高く築堤されているため同踏切りの諸車交通はまつたく不可能で不便この上もない。ついては、今回同踏切り一帯の土地改良事業等による道路の改良が実施されるので、踏切りの改良を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。

よつて議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

公、私営バスの現行運賃維持等に関する請願（請願者　東京都武蔵野市境桜堤公団平田四郎外八千五百名）（福田篤泰君紹介）（第五七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

聞くところによると、昭和三十六年七月東京都議会で都営バスの運賃値上げを議決したのをはじめ、全国では百三十七社、都内だけでも二十三のバス事業者が賃率引上げによる運賃是正を運輸大臣に申請しているとのことであるが、公営バスの運賃値上げは私営バス運賃値上げを誘発し、諸物価値上りを助長し家計に及ぼす影響は大である。元来、公営バスの赤字は、その公益性と利用者のすべてが納税義務を負うものであるという見地から、一般財源で補てんし利用者に負担させるべきでないと思量されるのみならず、私営バス経営は土地売買、観光事業を併営する場合が多く、相当の利益を得ており、運賃是正は総合収支を根拠とすべきである。ついては、公営、私営バス乗客運賃の算定基礎となる賃率是正ならびに一区距離変更を認めないで、現行運賃を維持するとともに、公、私営企業体のいずれも利用者に対するサービスは著しく悪いから、サービス改善を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該運賃の値上げ問題の一般国民生活に及ぼす影響の大なることにかんがみ、実情に即して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

家畜輸送適合車の増備及び優先配車等に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（有馬輝武君紹介）（第五八五三号）及び同（請願者　鹿児島県副知事金丸三郎）（池田清志君紹介）（第六一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

家畜類の輸送に関する有がい車使用法が改正されたが、この改正によると従来の横付方に比べ、積込頭数の減少、積込施設費の増額等により、実質的な大幅運賃値上げ同様の結果をもたらすことになるようであり、したがつて業者はもちろん、和牛が主軸をなしている鹿児島県下農家への影響はきわめて大きいから、従来程度の運賃にとどまるよう、規制措置の緩和、運送適合車の増備、現有家畜車の優先配車、運賃割引の引き上げ等一連の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送サービスの向上をはかり、当該輸送の合理化を促進するため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

航海訓練所練習船大成丸沈没による遭難者の補償に関する請願外一件（請願者　静岡県浜松市笠井町八木橘周助外一名）（中村幸八君紹介）（第五八五四号）、同外一件（請願者　静岡県清水市万世町小川ふじ外三十七名）（神田博君紹介）（第五九四九号）及び同（請願者　埼玉県羽生市大字羽生百十三番地萩原政治）（中村幸八君紹介）（第六一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十年十月九日航海訓練所練習船大成丸は、国家の命令を受けて引揚軍人軍属の帰還輸送の任務につこうとするやさき、神戸港内において触雷沈没したが、同船に乗り組み遭難した商船学校実習生には現在まで何一つ補償が行なわれていないのは遺憾である。ついては、大成丸事件遭難者にも補償の措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

国家命令に基づく、引揚軍人軍属の帰還輸送の任務の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

特急まつかぜの運行区間延長等に関する請願（請願者　鳥取県町村会長石河大直）（足鹿覺君紹介）（第六一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特別急行列車まつかぜ号は、現在山陰の松江、京都間の運行で非常に利便を得ているが、最近の九州地方との往復増加に伴い、この際同地方との交通強化のため、同号を博多まで延長運行されるよう特別の配慮をされるとともに、山

陰線における最近の旅客の激増を考慮され、京都、大阪方面と松江間を運行する特急列車をぜひとも増設されるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方交通の利便を増進するため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　簡牛　凡夫

衆議院議長清瀬一郎殿

逓信委員会

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用範囲拡大等に関する請願外二件（請願者　新潟県見附市学校町保険組合桃沢たま外二名）（三宅正一君紹介）（第四一二六号）、同（請願者　愛媛県周桑郡小松町大字新屋敷甲二百八十八番地の一丹武美外十四名）（井原岸高君紹介）（第四二一四号）同外一件（請願者　徳島県三好郡池田町阿波池田郵便局長高田勲外二十九名）（阿部五郎君紹介）（第四四〇一号）、同外十二件（請願者　長野県大町市大町大新田昭和電工大町工場簡易保険組合金原忠雄外十二名）（増田甲子七君紹介）（第四八六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、簡易生命保険および郵便年金の積立金は国家資金として運用されているが、その利回りは民間保険、運用部のいずれより低い現状であつて、これが保険料引き下げを不可能にし、初期の目的達成を困難にしている。ついては、簡易生命保険および郵便年金加入者の利益を増進するため、その積立金の運用範囲を拡大するとともに、余裕金直接運用等の完全なる運用権の確立をはかるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

逓信委員長　佐藤虎次郎

衆議院議長清瀬一郎殿

郵便物遅配解消のため郵便局員増員に関する請願（請願者　神戸市兵庫区山田町小部鶴武彦外四十四名）（岡良一君紹介）（第五五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵便物の慢性的遅配は国民生活を脅かしているが、これは郵便物が毎年一割ずつもふえているにもかかわらず郵便局員の数がふえていないためにくる絶対的人手不足、さらに郵便局舎の狭隘、施設の不完備、百貨店、銀行などが乱発する大型ダイレクトメールの著しい増加がその原因をなしている。ついては、郵便局員が時間外勤務をしたり休日も休まずに働かなくても郵便が正常に配達されるために、全逓の要求する四万人増員をすみやかに実現するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨に対しては、将来の事務量を勘案して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

逓信委員長　佐藤虎次郎

衆議院議長清瀬一郎殿

紫尾山頂上にテレビ中継局設置等に関する請願（請願者　鹿児島県川内市議会議長原田健二郎）（池田清志君紹介）（第五五五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県北部地方は、テレビの難聴地域であり、これが解消についてはNHKおよびMBCと交渉の結果、薩摩郡宮之城町の紫尾山頂にテレビの中継局設置がほぼ実現の見通しである。ついては、これが急速な実現について措置されるとともに本取付道路の開設については、距離的にも最短コースである宮之城町泊野から取付けるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

逓信委員長　佐藤虎次郎

衆議院議長清瀬一郎殿

郵政省国家公務員共済組合審査会設置促進に関する請願（請願者　名古屋市北区生駒町五丁目百十一番地永田義市）（春日一幸君紹介）（第六一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者永田義市は共済組合退職年金額の決定について異議があつたので、郵政省共済組合審査会に審査請求書を提出したところ、昭和三十四年新共済組合法施行と同時に設置せられるべき同審査会が今日に至るも未設置のため、右請求書は握りつぶしの格好となつているが、これは共済組合法第百三条（審査請求権）、国家公務員法第九十九条（信用失墜行為の禁止）、憲法第十三条（個人の尊重）、憲法第九十九条（憲法尊重擁護の義務）に抵触すると解せられる。ついては、すみやかに同審査会を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

逓信委員長　佐藤　虎次郎

衆議院議長清瀬一郎殿

建設委員会

上下水道の整備拡充に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上下水道事業は近代都市建設のため、その整備拡充がますます重要視され、国策としても大きく取り上げられているが、財源がこれに伴わず事業の促進が大きく阻害されている状況にあるので、次の事項について善処されたいというのである。（一）下水道整備緊急措置法（仮称）を早急に制定し、下水道事業に対する国の方針を明確にすること、（二）下水道事業に対する国庫補助率を少なくとも二分の一に増額するよう前記の法制定際考慮すること、（三）上下水道事業の整備拡充に要する資金に充てるため地方

債のわくを大幅に拡大し、その利率についても引き下げをはかること、(四)上水道事業の健全な育成と促進をはかるための国庫補助制度を設けること。

二、請願の議決理由

健全なる都市建設促進の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

公営住宅建築基準単価引上げ及び国庫補助増額に関する請願（請願者　岐阜県多治見市議会議長　加藤宅治）（前田義雄君紹介）（第一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の用地の払底と地価建築資材等の高騰著しく、現行の公営住宅建築基準単価をもつては、いまや公営住宅の建設は不可能の状態である。ついては、建築基準単価はもちろん、用地買収費をふくめ、自治体の財政負担も十分考慮し、実情に即したものに改定するとともに、国庫補助の大幅増額等を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

住宅建設促進の見地より、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

直轄施行による一級国道の修繕事業費国庫負担率引上げに関する請願（請願者　滋賀県議会議長奥村悦造）（草野一郎平君紹介）（第一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時自動車交通量の増大により既設道路の損傷もはなはだしいが、修繕工事の内容は改築事業となんら変りない工事内容であるにもかかわらず国の負担率は改築が三分の二から四分の三であるのに対し、二分の一であるため地方負担額は多額にのぼつている実情である。ついては、地方財政の現状と将来の財政規模等を考慮し、一級国道の修繕事業に要する費用の国の負担率を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

道路網整備促進の見地より、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

二級国道一一〇号線、一一二号線間連結国道新設に関する請願（請願者　山形県天童市長平塚二郎外一名）（松浦東介君紹介）（第一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道一一〇号線（仙台―山形）、一一二号線（山形―鶴岡）の整備改良については、逐次その工事費を増大し、抜本的に整備改良するやに聞き及んでいるが、この仙台―山形線は終点地天童市大字久野本において一級国道一三号線と合流し、南下して山形に至り二級国道山形―鶴岡線は再び逆もどりに北進する路線となつており、従つて二級国道一一〇号線を、終点地の天童市よりそのまま西方に八キロメートルだけ延長新設すれば寒河江市において二級国道一一二号線に連結し、仙台―鶴岡間の横断道路は、当区間において一挙に二十二キロメートルの短縮となり、その整備改良費も節減され、所期の目的遂行上この上ない路線と確信する。ついては、仙台―山形―鶴岡の横断道路の整備改良に際しては、両国道間の連結国道を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

川内川堤防改修に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡東郷町長古里祐美）（池田清志君紹介）（第五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡東郷町舟倉商店街四百戸、耕地八十町歩の生命を預る東郷橋上流堤防は各箇所が被災し、堤防断面等も検討すべき危険な状況にあるので、同町斧渕上水流地内東郷橋上流千四百メートルを直轄施行区域に編入し早期改修を実現するとともに、樋渡川右岸と田海川左岸を連ねる川内川流域の堤防は、未改修のまま取り残され、耕地および公共施設は洪水の危険にさらされているから、直轄施行区域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

一級国道二〇号線の整備促進に関する請願（請願者　長野県議会議長田辺輝男）（中澤茂一君紹介）（第八一四号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第八一五号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第八一六号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第九八三号）、同（請願者　長野県議会副議長村田巌）（唐澤俊樹君紹介）（第一〇四八号）、同（請願者　長野県議会議員横前利夫）（中島巌君紹介）（第一一二一号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第一三二一号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第一三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道二〇号線は東京都を起点として、神奈川県、山梨県を経て長野県南部に至る重要路線であるが、同路線は未改良未舗装区間が多く、近時、急速に発達してきた自動車による各県との経済交流に大きな支障を及ぼしている。つ

いては、すみやかに一級国道二〇号線の全面舗装を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

貸家組合法の改正に関する請願（請願者　東京都墨田区東両国四丁目四十六番地全国貸家組合連盟会長松本富治外三十六名）（徳安實藏君紹介）（第一〇七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の住宅問題解決のためにはどうしても民間団体たる貸家組合の協力がなければ住宅の緩和はとうてい望み得ないと思量する。ついては、貸家組合法を改正し、次記事項を措置されたいというのである。（一）貸家組合団体を時代に即応した民間住宅団体に切り替えること、（二）団体組織については政府の指示にもとづき指導すること、（三）資金は政府の低利資金と民間資金を活用すること、（四）民間資金の収集方法は会員に特典を与え多額の資金を収集しやすいよう法制化すること、（五）事業としては、土地を取得して、貸家および共同住宅の建設経営土地住宅の分譲、貸家および住宅建設者に資金を融資すること、（六）民間企業に対しては一定の利潤を定めること。

二、請願の議決理由

住宅事情緩和の見地より、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

福井県海岸道路の二級国道編入に関する請願（請願者　福井県知事北栄造外二名）（植木庚子郎君紹介）（第一二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県敦賀、金沢間の道路交通は、一級国道八号線が石川県加賀市、福井県南条郡河野村間において、冬季、雪害の多いのにひきかえ、同区間を継ぐ海岸道路（敦賀三国線の一部、三国東尋坊芦原線、福井大聖寺線の一部）は雪害がなく、冬季は国道八号線以上の利用価値があるとともに、県立公園を縦貫する観光道路としても主要な路線であるから、同海岸道路を二級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路網整備の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

二級国道福井、岐阜間の一級国道編入に関する請願（請願者　福井県知事北栄造外二名）（植木庚子郎君紹介）（第一二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、国道福井、岐阜間は、二級国道福井松本線、金沢岐阜線および岐阜高岡線の三路線からなつているが、同各路線は裏日本と表日本を結ぶ最短路線として物資輸送上きわめて重要である。ついては、二級国道福井、岐阜間を一級国道に編入して、裏日本ならびに表日本の産業経済発展に寄与させるとともに福井、岐阜県境の資源開発促進の一助とされたいというのである。

二、請願の議決理由

道路網整備の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

放射一四号線全通促進に関する請願（請願者　東京都江戸川区小松川三丁目七十一番地江戸川、小松川、逆井、平井地区連合町会町森谷英之進外四千七百七十七名）（天野公義君紹介）（第一二五八号）、同（請願者　東京都江戸川区小松川四丁目六十九番地秋元次郎吉外三千五百三十九名）（佐々木秀世君紹介）（第一二五九号）、同（請願者　東京都江戸川区逆井町一丁目百六十四番地坂井清外三千九百四名）（島上善五郎君紹介）（第一二六〇号）、同（請願者　東京都江戸川区小松川三丁目七十一番地本阿弥清外三千五百六十八名）（島村一郎君紹介）（第一二六一号）及び同（請願者　東京都江戸川区小松川三丁目八十七番地岡本三蔵外四千百三十九名）（林博君紹介）（第一二六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先頃、放射一四号線の一部である東京都江東区と江戸川区を結ぶ江東新橋の開通をみたが、現在、同路線は江戸川区平井三丁目二千二十一番地先で工事が中止されているため、それまでも混雑していた春日町通りは交通がますます激しくなり、麻ひ状態になつているばかりでなく、人命の危険さえ起き、混乱のため各商店は商売もできない最悪の状態になつている。ついては、人道上、また現在飽和状態にある千葉街道の交通を緩和するためにも、同放射一四号線の全通を早期に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

主要地方道宇都宮水戸線の二級国道編入に関する請願（請願者　栃木県芳賀郡益子町長平野良毅外一名）（山口好一君紹介）（第一三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宇都宮市より茨城県笠間市を経て水戸市に通ずる路線は、栃木県庁

と茨城県庁を結ぶ最短距離にあり、両県の物資の交流上最も重要であるため古くから主要地方道として認定しているうえに、国の首都圏整備委員会としても首都圏連絡の幹線道路の調査路線としてすでに調査済のよしである。ついては、主要地方道宇都宮水戸線を二級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路網整備の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

県道人吉川内線の二級国道編入に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元）（池田清志君紹介）（第一七五〇号）及び同（請願者　鹿児島県川内市議会議長原田健二郎）（池田清志君紹介）（第五五五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県西北薩地区と熊本、宮崎両県を結ぶ県道人吉川内線は、鹿児島県の穀倉地帯である川内川沿岸の農産物ならびに九州中部における豊富な山林資源等物資の輸送と地域開発に重要な役割を果たしているが、さらに現在建設中の川内川中流の鶴田ダムならびに河口付近に建設中の川内港完成の後には川内川河口付近に一大臨海工業地帯の造成が考えられ、同路線は産業観光等最重要幹線道路としてその利用度は現在に数倍するものと思われる。ついては、県道人吉川内線をすみやかに二級国道と指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路網整備の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

鶴田ダム建設促進に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元）（池田清志君紹介）（第一八五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鶴田ダム建設工事（川内川）は、なお数年を要するものと思われるが、同工事中一たん洪水に見舞われれば、従来より以上の被害が起こるものと予想され憂慮にたえない。ついては、鶴田ダム工事の早期実現をはかるため昭和三十七年度予算の大幅増額をされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び民生安定の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島県下一級及び二級国道の舗装等に関する請願（請願者　鹿児島市山下町三十七番地　鹿児島県土木協会長横山正元）（二階堂進君紹介）（第一九一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は、全国一の多雨県であるばかりでなく、台風の常襲地帯でもあり、加えて県下全域が水に弱い特殊土壌地帯であるため、建設行政の遂行は著しく困難であつて、その上地理的に偏在しているので、あらゆる面における国の施策がなおざりにされていることは遺憾である。ついては、同県の特殊性からみて建設行政の強力な推進こそ最も重要な施策であるから、次記事項の実現につき措置されたいというのである。（一）一級および二級国道の改良拡幅と全線舗装の早急完工、（二）九州縦貫高速自動車道の早期着工、（三）老朽橋かけ替えに対する補助と起債の認可、（四）河川改修事業の起債指定、（五）都市計画事業による国道に対する補助率の引き上げ、（六）下水道の整備、（七）土地区画整理法による事業に対する国庫補助、（八）市町村道のうちバス運行路線に対する地方交付税の算定基礎引き上げ、等。

二、請願の議決理由

本地方の総合開発の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

合瀬川改修促進に関する請願（請願者　愛知県西春日井郡師勝村合瀬川改修促進期成同盟会長大野敏雄外七名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県合瀬川の改修工事は、多年にわたる関係地元民の宿願が報いられて、昭和三十四年度以来継続事業として施工されているが、同事業は全体設計額において六億円余りの膨大なものに対し、年々の事業予算査定額はわずか一千万円程度にすぎず、従つて事業も遅遅として進まず関係地元民は失望している。加えて昨年の集中豪雨をはじめ、過去数年間の実情に徴しても、全川あげて氾濫の危険にさらされ、今もつてその惨禍の爪跡が歴然と残つている状態である。ついては、昭和三十七年度以降の同事業予算の配賦については、向後数年をもつて全域にわたつて同事業が完工するよう格段の措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び民生安定の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

妙義山観光道路の改修促進に関する請願（請願者　群馬県議会議員白石邦太郎外七名）（中曾根康弘君紹介）（第二六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

妙義山観光道路は、その区間中二千五百メートル余が昭和三十六年度に改修に着手し現在施工中であるが、関係地方は妙義山に近く神津牧場あるいは荒船高原がありこれらを連絡すると得難い名勝地となるものと確信される。ついては、同道路中未着手区間十一キロメートルを三十七年度においても公共事業として継続施工できるよう、配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本地方の産業及び観光開発の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島市、西桜島村袴腰間に架橋の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二七三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿児島郡西桜島村袴腰と鹿児島市間海上約四キロメートルに橋りようを架設することは、単に交通の便のみならず観光、経済、文化および大隅地方開発上ひ益するところ大である。ついては、鹿児島県鹿屋市より西桜島村袴腰までの路線の全面舗装も近く完成する予定であるから、二級国道桜島鹿児島線中鹿児島市と袴腰間に橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

県道鹿児島県吾平町、佐多町伊座敷間の主要地方道指定に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二七三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県南部大隅は五万町歩の森林資源を有し、蓄積量約二千万石を包蔵し、最近は全国的に木材の高度利用がはかられ、特にパルプ工業、繊維板工業の資材として、日増しに需要は増大しつつあるばかりでなく、南九州総合開発特定地域の指定を受け、百十七億の事業費をもつて、各種の総合開発事業が着々と実施されつつある。ついては、同地区総合開発の観点から、その開発目的を達成し、効果を最大ならしめるためにも、大隅中央を縦断する吾平町、田代町、佐多町伊座敷を結ぶ県道を主要地方道として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本地方の総合開発の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

県道都城、指宿両市間の二級国道編入に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二七三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大隅半島の経済圏は都城市、鹿屋市に二分されており、北部は都城市、南部は鹿屋市が文化、交通の中心地であるが、この二市間には直通の鉄道がなく、これがため、都城市より大隅町岩川経由笠野原台地を南に縦断し、鹿屋市大根占町、根占町、佐多町伊座敷経由指宿市に至る県道が同地区総合開発推進上、もつとも重要な幹線道路となつている。ついては、産業経済上のみならず、観光上からも重要な都城、指宿両市間の県道を二級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路網整備の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

宅地建物取引業法の一部改正に関する請願（請願者　京都市中京区東堀川通御池南入日本宅建株式会社代表取締役小倉寅之助）（中村三之丞君紹介）（第二八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十二年法律第百三十一号宅地建物取引業法の一部改正により、蓄財のない業者は営業を閉止しなければならなくなつたため、不動産業界は、登録業者、無登録業者（改正による犠牲者）、セミプロの三者入り乱れて混乱状態を現出しているが、不動産売買にセミプロの介在を排除するには、売買当事者の観念が改まらない限りむずかしいので、不動産業界の実情、慣習、売買当事者の観念、やみ業者の指導等を十分究明の上、適切な対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

健全なる宅地建物取引業の育成と業務の適正な運営をはかるため、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

川内市田海、楠元両町地内の河川改修工事直轄施行に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元）（池田清志君紹介）（第三三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川薩地区の後進性を打開し川内川を中心とする地域の産業振興発展を期する上から、下流

地区の改修工事促進のため川内市田海町地内、ならびに楠元町地内を直轄施行区域に決定の上、早期に改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島県栗野町地内の河川、道路改修等に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長田底竹　吉外一名）（池田清志君紹介）（第三六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡栗野町内における次記事項の実現を措置されたいというのである。（一）栗野町北方地先川内川上流右岸は極めて危険となつているので早急に改修工事を行なうこと、（二）県道水俣―栗野線の栗野町稲葉崎地内は、交通量の増大と車の大型化に加え四箇所の鉄道踏切によつて通行に極めて危険となつているので、踏切のないところに同道路を変更すること、（三）県道飯野―加治木線の栗野町市街地内は交通が最も激しい箇所なのですみやかに道幅を拡げること、（四）霧島国立公園地帯を開発するため、宮崎県西諸県郡海老野、鹿児島県姶良郡林田間と栗野町を結ぶ有料道路を新設すること。

二、請願の議決理由

災害防除及び輸送力確保の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

佐野行田線館林、渡良瀬大橋間等の道路舗装及び拡張に関する請願（請願者　群馬県館林市大字館林千四百八十二番地館林市北部開発協会木村正太郎）（笹本一雄君紹介）（第三八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県側では佐野行田線のうち佐野、渡良瀬大橋間を昭和三十七年度に道路舗装を完了することに決定し、また館林寺岡線のうち佐野高橋間はすでに幅員の拡張と道路の整備済であるので、この両線に連結している群馬県側の館林、渡良瀬大橋間と館林、上早川田間の道路舗装の成否は、経済発展上重要なかぎとなつている。ついては、群馬県側の館林、渡良瀬大橋間と館林、上早川田間を三十七年度中にぜひとも道路舗装ならびに拡張を完了できるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

九州縦貫高速自動車道の都城市通過に関する請願（請願者　宮崎県都城市上町二千五百十番地都城商工会議所会頭島津久厚）（瀬戸山三男君紹介）（第四二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州縦貫高速自動車道は、福岡、鳥栖、日田、熊本、小林付近を通過して鹿児島を結ぶ国土総合開発道として計画され、すでに昭和三十六年度より調査がなされており、地域開発の上からも、これが早期実現方については住民ひとしく願望しているところであるが、特に、低開発地域である都城市としては、本路線の起点と終点とは決定しているものの、その中間通過地点である「付近」という表現には相当の幅が持たれており、したがつて、これが路線決定にあたつては、ややもすれば最短距離を建て前とすることから、山間地域であり、後進県といわれている大分県、宮崎県等は、除外される懸念なしとしないのであつて、同路線の通過いかんは、地方の産業、経済、文化の発展、所得の地域格差に重大な影響を及ぼすものであり、また高速道路として最短距離を建て前とすべきであることはもちろん重要な要件ではあるが、それとともにまた国土総合開発の立場から後進性の克服、産業、経済、文化の交流発達を促しつつ地域格差是正に資するために、地方の産業都市相互間を結ぶものでなくては意味がないと考える。ついては、同路線の決定にあたつては、ぜひ都城市付近を通過するよう特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本地方の総合開発の見地より、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

公営住宅入居資格者の収入最高限度額引上げに関する請願（請願者　福島県議会議長　山口一男）（渋谷直蔵君紹介）（第四七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

住宅難解消のため公営住宅は逐年増加されて、国民生活の安定と社会福祉の面から大いに貢献しているが、公営住宅の入居資格については公営住宅法施行令第五条および第六条により、入居者の収入最高限度額がきびしく制限されている現状であり、この限度額は一般の収入状況から見てきわめて低額であると思量される。ついては、入居資格者の範囲の拡大と住宅確保のため収入最高限度額を大幅に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

住宅事情緩和の見地より、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

右報告する。
昭和三十七年五月七日
建設委員長　二階堂　進
衆議院議長清瀬一郎殿

東京都目白、茅野市及び磐田市間路線の二級国道編入に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第五〇九七号）、同（請願者　長野県議会議長中村治郎）（増田甲子七君紹介）（第五一四三号）、同（請願者　長野県議会議員滝沢登）（中澤茂一君紹介）（第五二六〇号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第五二六一号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第五三四三号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第五七六六号）及び同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第五九六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都豊島区目白より長野県茅野市（一級国道二〇号線交点）を経て静岡県磐田市に至る路線は、東京、埼玉、群馬、長野、静岡の各都県を結び、沿線には埼玉県所沢市、秩父市、長野県南佐久郡佐久町、茅野市、上伊那郡高遠町、静岡県磐田市等の主要産業都市があり、加えて正丸峠、志賀坂峠、十石峠、八ケ岳県立公園、諏訪温泉郷などの観光地を有して、交通量は年々激増している現状であり、今後急速に発展を予想されるこれら地域の開発に重要な役割を果す同路線を二級国道に編入して整備するならば、将来高速自動車とあわせて全国的な幹線道路網を形成する重要路線となる。ついては、同路線の二級国道編入を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
道路網整備の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
建設委員長　二階堂　進
衆議院議長清瀬一郎殿

東京都本郷、川越市、富岡市及び松本市間路線の二級国道編入に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第五〇九八号）、同（請願者　長野県議会議長中村治郎）（増田甲子七君紹介）（第五一四四号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第五二六二号）、同（請願者　長野県議会議員佐藤武久）井出一太郎君紹介）（第五二六三号）、同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第五三四四号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第五七六七号）及び同（請願者　長野県議会議員市村保人）（中島巌君紹介）（第五九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都本郷を起点とし、埼玉県川越市、群馬県富岡市を経て長野県松本市に至る路線は、総延長百四十六キロにおよぶ国の重要幹線網を構成する路線であり、将来は中部山岳地帯を横断し、すなわち長野県大町市を経て富山市に至るべきもので、表日本と裏日本を直結する幹線道路を形成するものである。また、近時、地方産業の急速な発展に伴い道路交通量は年々激増し、地域産業の開発、生活文化の向上ならびに大都市の消費と生産県との需給関係の円滑をはかるために、この路線の整備は緊急を要するものと思量する。ついては、同路線を二級国道に編入して早急に整備措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
道路網整備の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
建設委員長　二階堂　進
衆議院議長清瀬一郎殿

宮崎県北諸県郡山田町竹脇地区は、同町で最も低い位置にあり、豪雨の際は水が付近一帯より流れ込み、しかも河川の危険水位より低いために排水もできないが、これが打開策としては山田橋取付道路の嵩上げ改良工事よりほかにない。ついては、同改良工事を実施されたいというのである。

一、請願の要旨及び目的
山田橋取付道路の改良工事促進に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡山田町長志々目義重外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第五四〇三号）に関する報告書

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
建設委員長　二階堂　進
衆議院議長清瀬一郎殿

都市計画街路放射線補助第一二八号線拡張促進に関する請願（請願者　東京都杉並区和泉町七百三十三番地橘富士松外百四十八名）（花村四郎君紹介）（第五六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都杉並区の道路は八割が江戸時代の人力車、荷車道路であつて、自動車が自由に通る南北道路が少なく、区民は区の中央にある一級国道三号線西方、川内間の舗装に関する請願（請願者　鹿児島県川内市議会議長原田健二郎）（池田清志君紹介）（第五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
一級国道三号線中鹿児島県川内・西方間は、いまだ全然舗装が行なわれていないので、これが舗装工事を早急に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十七年五月七日
建設委員長　二階堂　進
衆議院議長清瀬一郎殿

区役所をはじめ各官公庁との交通上の連絡は非常に悪く、特に中央に居住する者にとつてはその不便は想像以上のものがある。ついては、杉並区下高井戸一丁目五十五番地より、永福町、大宮町、松ノ木町を経て東田町一丁目四番地の都電に達する三千四百五十メートルの区間および都電馬橋二丁目八十一番地より阿佐ケ谷四丁目を経て阿佐ケ谷六丁目百二十番地に至る千九百メートルの区間の道路拡幅(幅員十五メートル)工事の着工促進を国策として実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

都市計画街路網を整備し、もつて都市交通の円滑化を図るため、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

宅地建物取引業法の一部改正に関する請願(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法改正全国会議松田清外十五名)(廣瀬正雄君紹介)(第五九五〇号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法改正全国会議松田清外十五名)(廣瀬正雄君紹介)(第五九五一号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法改正全国会議遠山幸男)(青木正君紹介)(第六一五八号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議斎藤喜太郎)(綾部健太郎君紹介)(第六一五九号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議神作正夫)(荒舩清十郎君紹介)(第六一六〇号)、同外一件(請願者　埼玉県川口市仲町三丁目一番地熊木昇外一名)(井堀繁男君紹介)(第六一六一号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議中島伸治)(生田宏一君紹介)(第六一六二号)、同(請願者　埼玉県大宮市大門町三丁目百八十六番地野本亀徳外一名)(大沢雄一君紹介)(第六一六三号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議山井誠治)(片山哲君紹介)(第六一六四号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議遠藤参夫)(金丸信君紹介)(第六一六五号)、同(請願者　埼玉県熊谷市熊谷六百七十番地大野丑太郎外一名)(鴨田宗一君紹介)(第六一六六号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議元脇寿)(徳安實蔵君紹介)(第六一七一号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議駒沢弘明)(木村公平君紹介)(第六一六七号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議小坂井富三郎)(小泉純也君紹介)(第六一六八号)、同(請願者　東京都北区滝野川五丁目三十七番地樋田正一郎)(坂本泰良君紹介)(第六一六九号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議須永伊之助)(薩摩雄次君紹介)(第六一七〇号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議安倍義任)(瀬戸山三男君紹介)(第六一七一号)、同(請願者　京都市中京区堀川通御池南入日本宅建取引員会日本宅建株式会社代表取締役小倉寅之助)(田中伊三次君紹介)(第六一七二号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議高山政見)(田中榮一君紹介)(第六一七三号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議佐藤直)(田村元君紹介)(第六一七四号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議元脇寿)(徳安實蔵君紹介)(第六一七五号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議青山政美)(野田武夫君紹介)(第六一七六号)、同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議中村重治)(濱野清吾君紹介)(第六一七七号)、同(請願者　浦和市元町二丁目三十番地広崎広吉外一名)(松永東君紹介)(第六一七八号)、同(請願者　埼玉県川越市幸町一丁目十番地今西定雄外一名)(松山千惠子君紹介)(第六一七九号)、同(請願者　横浜市中区日の出町一丁目六十六番地石川守)(森島守人君紹介)(第六一八〇号)及び同(請願者　東京都新宿区四谷三丁目五番地不動産会館内宅建業法等改正全国会議清水留吉)(米田吉盛君紹介)(第六一八一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宅地建物取引業法は制定されて以来十年を経過し、その間三回にわたり改正されたが、社会情勢の動向と宅地建物および宅建業界に著しい変動があり、現行法にも不備欠陥が生じて、一般社会に弊害を与え、ひいては公共の福祉を乱し、かつ不動産の利用促進を害する恐れが多分にあるので、現行宅地建物取引業法を改正して次記事項の実現を措置されたいというのである。(一)現行法第十一条の二により、試験に合格した者はすべて宅地建物取引員と称することができるため、これを悪用する者が激増しているので宅地建物取引員とは「宅地建物取引員試験に合格したもので、業者登録を受けたもの(法人の場合は業者登録を受けた役員)又は宅地建物取引員登録を受けたもの」と改めること、(二)宅地建物取引主任者の名称を「宅地建物取引員」と変更し、かつ業者登録と同様な登録制に改めること、(三)宅地建物取引団体の設立および加入に関する規定を新たに設けること、(四)宅地建物取引員(前項の改正定義に基づく)で営業を行なうものは、その事務所の所在する地域(都道府県単位)に宅地建物取引員会を設立し、加入を義務づけること、等。

二、請願の議決理由

健全なる宅地建物取引業の育成と業務の適正な運営をはかるため、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

川内川上流右岸栗野町北方地先の改修工事促進等に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長田底竹吉外一名）（池田清志君紹介）（第六一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川内川上流右岸改修工事は昭和三十四年度に着工されて現在も工事がなされているが、すでに左岸は完成されたため、右岸の危険度は倍加し関係地元民は降雨のつど不安におびえているから、右岸の鹿児島県姶良郡栗野町北方地先の改修工事を促進されたい。いまた県道水俣、栗野線中栗野町稲葉崎地内は近時交通量が多くなり、交通上の混乱は人畜に危害を加え、かつ稲葉部落内には鉄道踏切が四箇所もあつて鉄道事故や牛馬の死亡、汽車の停止等も多いので、道路を変更し踏切をなくするよう措置され、さらに交通量の非常に多い県道飯野加治木線栗野町市街地内の道路拡幅改良工事を実施されるとともに、栗野町は霧島国立公園地元町として観光資源を有効に活用したいから、宮崎県えびの、鹿児島県林田間有料道路と栗野町を結ぶ有料道路を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び民生安定並びに輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

建設委員長　二階堂　進

衆議院議長清瀬一郎殿

石炭対策特別委員会

石炭政策の転換に関する請願外一件（請願者　北海道美唄市茶志内本町四番地佐藤俊英外五千八百七十九名）（勝間田清一君紹介）（第五八八号）、同外一件（請願者　北海道芦別市旭町油谷高橋司外千四百四十五名）（岡田利春君紹介）（第六一〇号）、同外十六件（請願者　北海道三笠市弥生双葉町千田仁一郎外二千四百五十二名）（田中武夫君紹介）（第六二一号）、同外一件（請願者　北海道歌志内市文珠新宮下町山崎照夫外一万四百四十九名）（楢崎弥之助君紹介）（第六二二号）、同（請願者　北海道空知郡栗沢町美流渡若葉町畠本栄外四十一名）（岡田春夫君紹介）（第一一九一号）、同外三十九件（請願者　北海道夕張市社光二区河端光男外三十九名）（島本虎三君紹介）（第一一九二号）、同（請願者　長崎県西彼杵郡高島町浜口秀夫外二千二百二十九名）（多賀谷眞稔君紹介）（第一一九三号）、同（請願者　福島県嘉穂郡稲築町三井銭代坊宮地社宅山本斉外百八十七名）（楢崎弥之助君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　北海道夕張市高松三区疋田勝男外五十二名）（岡田利春君紹介）（第一二一四号）、同外四十九件（請願者　北海道阿寒郡阿寒町雄別炭山川島澄夫外四十九名）（島本虎三君紹介）（第一二二五号）、同（請願者　佐賀県伊万里市仲町池田保外千七百四十八名）（多賀谷眞稔君紹介）（第一二二六号）、同外七件（請願者　福岡県田川市東区伊田坑公園通り東十四丁目岡田八郎外八十六名）（坂本泰良君紹介）（第一二六三号）、同外六十九件（請願者　北海道歌志内市神威美山町塚西英雄外六十九名）（島本虎三君紹介）（第一二六四号）、同外八件（請願者　北海道釧路市春採東本町七丁目十九番地宮沢勝雄外百六名）（芳賀貢君紹介）（第一二六五号）、同外四十五件（請願者　北海道三笠市唐松春光町千葉博外四十五名）（島本虎三君紹介）（第一五三九号）及び同（請願者　東京都葛飾区下小松町千三百九十番地高橋重雄外二十七名）（田中武夫君紹介）（第四二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次のように石炭政策の転換を措置されたいというのである。（一）職業と生活の保障なしに炭鉱の人員整理と閉山をしないこと、（二）全国一律八千円の最低賃金制と炭鉱最低保障賃金を制定すること、（三）失業保険、失対賃金、生活保護基準を大幅に引き上げること、（四）産炭地域への振興策を樹立すること、（五）石炭産業の発展策を講じ、安い石炭が国民に行きわたるようにすること。

二、請願の議決理由

石炭鉱業を安定させ、合理化を適正に行ない、抜本的な石炭政策を樹立するため、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

石炭対策特別委員長　有田　喜一

衆議院議長清瀬一郎殿

石炭産業の危機打開に関する請願外十三件（請願者　山口県美祢市豊田前町新興通り三番地川口雪子外六千百十名）（田中武夫君紹介）（第五八九号）、同外一件（請願者　東京都大田区仲蒲田一丁目十九番地鈴木勇外七千二百三十九名）（松井政吉君紹介）（第六二三号）、同外一件（請願者　宇都宮市大字小串千九百八十番地宇部興産炭鉱労働組合長片山信雄外七千二百四十三名）（岡田利春君紹介）（第六二四号）、同外十二件（請願者　山口県小野田市東山六十二号野田直太郎外七百二十五名）（岡田春夫君紹介）（第六二五号）、同外三百七件（請願者　福岡県田川市西区船尾公園町九丁目桑野雄年外四千二百九十八名）（武藤山治君紹介）（第八二八号）及び同外一件（請願者　山口県宇部市沖之山厚生町二丁目六号矢野漸外七千六百三十六名）（島本虎三君紹介）（第一〇〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

炭鉱労働者は、過去二年間に石炭産業合理化の犠牲として約六万人が再就職の機会を保障されぬまま解雇され、労働諸条件は大幅に引き下げられたうえに、貿易自由化の繰り上げに伴い合理化のテンポはさらに拍車をかけられ、昭和三十七年九月までに七万人の解雇が実施されようとしている。このまま推移するならば炭鉱地帯は失業のるつぼと化し、炭鉱周辺地域経済は崩壊し、恐るべき社会問題を引き起すことは必定である。ついては、石炭産業危機打開のため次記事項を措置されたいというのである。（一）貴重な国内資源としての石炭についての正しい評価と

石炭産業の方向づけにより、将来に対する希望を与えること、（二）合理化過程における炭鉱労働者の雇用と労働条件について国家として十分な保障を与えること、（三）需要の安定拡大、雇用の開拓と地域経済の崩壊を防ぐため、産炭地の発電と振興の具体策を早急に推進すること、等。

二、請願の議決理由

石炭鉱業の適正な合理化を推進し、他面炭鉱労働者に安定した生活を確保するため、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

石炭対策特別委員長　有田　喜一

衆議院議長清瀬一郎殿

石炭産業の危機打開に関する請願外九件（請願者　北海道美唄市東美唄三区斎藤滝三郎外九名）（岡田春夫君紹介）（第七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第三十九回臨時国会の石炭産業危機打開に関する決議に基づき次記諸事項の通り、石炭政策の樹立を措置されたいというのである。（一）合理化計画を具体的に明示すること、（二）合理化の推進に当り炭鉱労働者の雇用と生活の安定をはかり、不安を除去し、石炭産業の生産、流通機構の根本的近代化をはかつて安定的発展の方向を確立すること、（三）やむを得ず炭鉱を離れなければならない犠牲者については、雇用の確保と生活の保障をはかる施策を確立すること、（四）閉山にあたつての条件を規定すること、（五）産炭地域の具体的振興策を樹立すること、（六）失業保険、失対賃金、生活保護基準を大幅に引き上げること。

二、請願の議決理由

石炭鉱業の適正な合理化を推進し、合理化の対象となる炭鉱労働者の生活を安定するため、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

石炭対策特別委員長　有田　喜一

衆議院議長清瀬一郎殿

産炭地振興に関する請願（請願者　福島県議会議長　山口一男）（木村守江君紹介）（第九六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石炭産業は、エネルギー源の消費構造の変革に伴い、その前途に暗い影を投げかけている。このため石炭産業のみならず同産業を中心として発展してきた地域ならびに住民にとつては、重大な社会的問題にまで発展しつつある。ついては、産炭地の深刻な現状の救済と恒久的施策を樹立するため、次記諸事項を実現されたいというのである。（一）総合的なエネルギー対策を確立すること、（二）産炭地域内産業の育成振興をはかるため、産炭地の産業開発を強力に実施する機関として、国の出資による産炭地振興公団を設置し、産炭地域内産業の育成のため、道路、用地、用水、港湾などの立地条件の整備、火力発電所の設置、中小炭鉱に対する緊急融資および炭鉱離職者の雇用促進等をはかること、（三）産炭地域地方公共団体の財政を確立するため、国において財源補てんの措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

産炭地振興のため、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

石炭対策特別委員長　有田　喜一

衆議院議長清瀬一郎殿

産炭地域振興関係法等の整備に関する請願（請願者　福岡県議会議長野見山清造外七名）（藏内修治君紹介）（第二四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産炭地振興は今後の事業推進のいかんにかかつており、疲弊荒廃している地域を抜本的に更生するにはさらに多大の努力が必要であるが、地方団体の施策のみではその窮状打開はとうてい不可能であるから、同地域を早急かつ計画的に振興するため、関係諸法等に関し次記事項を改正整備されたいというのである。（一）産炭地域振興臨時措置法の改正について、(1)同地域の振興を広範かつ総合的に実効あらしめるため、鉱工業に限らず農業振興、産業基盤整備等ができるよう同法の目的および対象を拡大すること、(2)第二条の地域指定に当たつては関係道県の意見を聞くよう改めること、等、（二）産炭地域の特殊事情（失業者数、生活保護者数、鉱害状況等）を基準財政需要額の算定に採用されるよう地方交付税法を改正すること、（三）臨時石炭鉱害復旧法第二条を鉱害地の住宅団地、工場団地への復旧および耕土培養事業をも施行でき

福島県常磐市議会議員末永忠夫外三十二名）（紹富稜人君紹介）（第四六一七号）、同外一件（請願者　福島県内郷市綴町七反四百五十番地斎藤トキ子外二十一名）（内海清君紹介）（第四六一八号）、同外二件（請願者　福島県内郷市宮町代百二十一番地草野秀雄外三十二名）（鈴木義男君紹介）（第四六一九号）、同（請願者　北海道苫前郡羽幌町築別炭鉱上村繁外十名）（田中幾三郎君紹介）（第四六二〇号）、同外二件（請願者　福島県内郷市高坂町御殿一番地佐藤茂子外三十二名）（玉置一徳君紹介）（第四六二一号）、同（請願者　東京都板橋区上赤塚町九百番地重枝琢己外十名）（西尾末廣君紹介）（第四六二二号）、同（請願者　茨城県北茨城市中郷町下桜井九百七十四番地平塚誠外三名）（西村榮一君紹介）（第四六二三号）、同外一件（請願者　福島県常磐市水ノ谷山亀ノ尾百四十番地中野泰助外二十一名）（門司亮君紹介）（第四六二四号）、同外一件（請願者　福岡県飯塚市上三緒四百七十七番地西川民男外二十一名）（本島百合子君紹介）（第四六二五号）及び同外一件（請願者　福島県内郷市宮町町田十二番地谷田部美代子外十九名）（春日一幸君紹介）（第五一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十七年度の石炭対策関係予算を見ると、現在石炭産業が直面している深刻な危機を打開し、安定化することはきわめて不可能であると思量されるから次記諸項についての必要な措置を確立されたいというのである。（一）政府は、石炭鉱業審議会の答申を尊重し、年産最低五千五百万トンの需給体制の確保と三十八年度千二百円炭価引き下げの方針を再確認するとともに、今後予想されるエネルギーの需要拡大に見合つて石炭の需要拡大と安定の具体策を早期に確定し、実現を推進すると同時に、経済変動に基づく石炭産業合理化への悪影響については政府が責任をもつて処理すること、（二）石炭と競合関係にある重油の価格安定をはかり、特に石油業法の制定にあたつてはこの点について慎重な考慮をはらうこと、（三）ビルドアップの計画規模を大幅に拡大するとともに、これに必要な措置を講ずること、（四）石炭専焼火力発電所の建設を本年中に実施すること、またこれと関連して産炭地周辺における重油専焼火力発電所の建設を禁止すること、等。

二、請願の議決理由

石炭産業を、国の基幹産業の大宗として長期安定化するために、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十七年五月七日

石炭対策特別委員長　有田喜一

衆議院議長清瀬一郎殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町二五番地
大蔵省印刷局　官報課
電話　東京　三二―三三二（代）